

京都帝國大學教授
文學博士 吉澤義則監修
奈良女子高等師範學校
教授 木枝增一著

假名遣研究史

京都 贊精社刊行

日大

第一章	序	説………
第二章	定家假名遣………	一〇
第三章	定家假名遣の傳流………	二六
第四章	契沖の歴史的假名遣………	五〇
第五章	歴史的假名遣の傳流………	七七
第六章	異流假名遣………	一〇八
第七章	明治大正時代の假名遣研究………	一二四
第八章	明治大正昭和時代の假名遣問題………	一五四
附録	假名遣の歴史的 研究資料目録………	一六一
索引		

假名遣研究史

第一章 序 説

假名遣といふのは、之を字義通りに解釋すれば、假名の遣ひ方の意であつて、言語の音韻を假名文字を以て書き表す表し方のことである。元來假名文字は國語の音韻を寫す記號であつて、如何なる假名を以て如何なる語音を表すかの制約は、自らにして定まつてゐるのである。この一定の制約に従つて、假名を以て國語の語音を寫す寫し方が、所謂字義通りの假名遣である。併し、我々はかういふ字義通りの一般的假名遣は之を假名遣問題の範圍には入れて論じないのである。

假名遣問題は、年處を経るにつれて、假名文字とそれによつて表される語音との間に、一定の制約を以て律し得られない或る齟齬が生じた時に發生するのである。言葉を換へて言へば、假名文字と語音とが一致しない時に起る問題である。即ち、同一の語音を二種以上の異なつた假名文字で書き表すことが出来る場合、又は、同一の假名文字が二種以上の異なつた語音で讀まれ得る時に起るのである。「いは〔岩〕かひ〔貝〕が」「イハ」「カヒ」と文字通りに發音されてゐる時には問題は起らないが、これが「イワ」「カイ」と發音されるやう

になると、此處に問題が生ずるのである。同じ「ふ」の文字であつても次の様に種々の發音が行はれてゐる。である。「ふみ」〔文〕「たふる」〔倒〕「かふ」〔買〕「けふ」〔今日〕「さふ」〔雜〕「やぎふ」〔柳生〕。又「え」と「ゑ」「と」と「を」と「お」の如く文字を異にしながら、その間に何等發音上の相違が認められないものを區別し書き表す場合に於ても同様である。同じ「お」といふ音が次の様に様々な文字で書き表されてゐるのである。おこなひ〔行〕をけ〔桶〕たふる〔倒〕かは〔顔〕。

何故にかういふ假名遣問題が假名文字と語音との間に起つて來なければならなかつたか。これ文字と語との時間的におこる變化性の相違によるのである。由來、如何なる文字と雖も、絶對的の完全さを以て語を代表し盡すことは不可能であつて、或る種の人爲的約束の上に連絡的關係を保たせたことは事實である併し、語音が文字で書き記され始めた當初に於ては、文字と語音との間に、定められた人爲的制約が完全保たれて居た筈である。然るに、時間の経過に従つて語音の方には變化を生じて來たにも拘らず、文字の方には、形體的記號であるといふそのものの性質から來た固定性と、文字と語音との間に作られた關係の固定性によつて、容易に語音に伴ふ變化が起らないために、制約に齟齬を生ずるに至つたのである。要するに語音が聽覺的心象の上に立つ現象であるに對して、文字が視覺的心象の上に立つ形體であることに基いてるのである。従つて其處に變化の非平行現象が起つたのである。これが假名遣問題を生ずる根本原因であると思ふ。

従つて、文字が發音の變化に伴つて平行的に書き更められて行く時には、假名遣の問題は發生しないの

ある。その適例は國語に於ける音便の現象である。イ音便・ウ音便・撥音便・促音便、その孰れにせよ、活用形の發音に變化を生じた爲に、之を文字の上でも變へて表すのである。かういふ風に發音の變化に應じて之を表す文字をも更めて行けば問題は起らずにすむのであるが、かくの如きことが行はれず、文字と發音との距離に懸隔を生じ過ぎると、然るべき機會に際して之を合致せしめようといふ要求が意識的に起つて來るのは自然の數である。これは言語と文字との相關々係の本質上より、文字の社會的機能の上より、合理に就かうとする必然的結果であつて、我國の假名遣改定問題とか、西洋の綴字改良運動とかが發生したのもこの爲である。

なほ我が國に於て假名遣問題を惹起した他の原因として、橋本進吉氏は「いろは歌」の流行を指摘し、次の如く論じて居られる。

當時の人は、「か」「き」「く」「け」「こ」等と同じ假名の異體と認めて居たに反し、「い」「ゐ」「え」「ゑ」等は之を別の假名と考へてゐたからである。若し、「い」「ゐ」「え」「ゑ」等を別の假名と考へる事がなければ、其のつかひわけに就いて疑問の起る筈はないのである。然らば如何にして此等の假名を別のものと考へたかといふに、我々は當時盛に行はれて居た伊呂波歌に於て、此等の假名が別のものとしてあらはれて居るからであると考へる。（『國語假名遣研究史上の一發見』「帝國文藝」天正六年十一月號）

この説の如く、伊呂波歌が一つの基準になつてゐたことは、定家假名遣等がその假名遣を示す一方法として、伊呂波歌中に於ける該假名の位置を示し、端・奥中の語を用ひてゐることでも知られるのであつて、まことに橋本氏の所説の如き理由が存在したことを思はれるのである。

我國に於ける假名文字の使ひ方の問題に對する對象の發生は早く「萬葉集」時代に見られるのであつて、例

(註一)

の本居宣長門の石塚龍膺の研究「假名遣奥山路」の如きは、記紀萬葉を通してエ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ヌ・ヒ・ヘ・

ミ・メ・ヨ・ロの十三音の假名遣を歸納してゐるのである。この事はこゝに詳しく述べない。次いで平安朝初期に入つて五十音圖が作られたのであるが、この時代の國語の標準清音は四十八音であつた。(ア行とヤ行

との「イ」、ア行とワ行との「ウ」は文獻では最初から區別が無い。)(註二)

と「エ」の區別が間もなく失はれて、「源順集」の中に見える「あめつちの歌四十八首」及び、同人著の「倭名類聚抄」の

假名にもこの「エ」の區別は見えない。即ち源順時代(この人は圓融天皇永觀元年(一六四三)に七十三歳で歿

した。)(註三)の國語の音は四十七音で、「エ」の文字に關して假名遣問題發生の可能性が既に生じてゐる譯である。

源爲憲著の「口遊」に見えてゐる「大爲爾の歌」、また傳空海作の「いろは歌」が四十七音であるのは、そ

の製作がこの四十七音時代であつたからである。更に一條天皇の頃になると訓點の假名遣に於ける「イ」と

「キ」、「エ」と「エ」、「オ」と「ヲ」等の區別は失はれ、國語の清音は四十四音になつてゐる。なほそればかりで

なく、訓點に於ては「ハ」と「ワ」、「ヘ」と「エ」、「ホ」と「ヲ」等の混同も起つて、平安朝中期以後の人は、

イ・キ・ヒ (中下のひ)

ウ・フ

エ・エ・ハ (中下のへ)

オ・ヲ・ホ (中下のは)

ワ・ハ (中下のは)

等の假名を正しく使ひ分けることが困難になつて來たのである。これ等の實例は大矢透氏の「假名遣及假名字體沿革史料」(第七章參照)に依つて容易に明かにすることが出来る。

御・收・治……………オ・ヲの混用 (長保四年點、石山寺藏、法華義疏)

顔・妍……………ヲ・ホの混用 (同)

所以……………へ・エの混用 (同)

蔽……………キ・ヒの混用 (承暦二年點、西大寺藏、大毗盧遮那成佛經)

倒……………ウ・フの混用 (嘉保二年點、石山寺藏、阿吒迦俱元帥大將上佛陀羅尼經修行法儀軌)

噉……………エ・へ の混用 (同)

越……………エ・エの混用 (承徳三年點、眞福寺藏、將門記)

啓……………ヒ・イの混用 (永久四年點、興福寺藏、大慈恩寺三藏法師傳)

藥別……………キ・ヒの混用 (保安三年點、法隆寺藏、妙法蓮華經玄贊)

朝……………イ・キの混用 (承安三年點、大原三千院藏、十七靈法)

このやうにして保元・平治の頃に到れば一層の混亂を示してゐるのである。

かくて平安朝の末期に及んでは、歌學者の間などでは假名遣を問題にしたりしい事は考へられてゐるので

あるが、それを具體的・法則的に論考した文獻は現在の所では一つも發見されてはゐないのであるから、その考は結局一つの想像的の推理に止まるのである。若し今日傳はつてゐる「悦目抄」が藤原基俊（定家卿の父俊成の師）の著であるならば、同書の中には「物を假字にかくやうは」とか、「大かたかきたがへてあしかるべきかなの事」の項目もあり、且つ前項の中には、

上にかくい。

下にかくひ。

口合にかくゐ。

上にかくわ。

下にかくは。

上にかくお。

下にかくを。

上にかくう。

下にかくふ。

上にかくえ。

下にかくへ。

口合にかくゑ。

の如く説いてゐるのであるから、簡單ながらも假名の遣ひ方を説いた最初の文獻と言ふことが出来るのであるが、この「悦目抄」は佐々木信綱博士の説もある通り、現存のものは基俊の著では無いのであるから、問題となし難いのである。従つて一般通説の如く、所謂「定家假名遣」を以て假名遣論考の最初の文獻としなければならぬのである。

（註一）「假名遣奥山路」三卷は石塚龍磨の著で、寛政十年以前の作。上代に於ける萬葉假名の用法の研究である。本居宣長が「古事記傳卷一」で古事記に用ひられた假名を詳細に研究して、同書の假名でも語によつて用ひる假名に違ひがあるといふ説を立てたのに刺戟せられて、龍磨は更にひろく記紀萬葉等に互つて萬葉假名の用法を研究し、一つの使用法則を發見した。即ち、五十音のうち、エ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ス・ヒ・ヘ・ミ・メ・ヨ・ロの十三音を表す假名は、各二

類に分れ、同類のものはすべて通用するが、異類のものは相通用せず、語によつてその何れの類を用ひるかがはつきり定つてゐる。且つ右の十三音以外の假名では、かういふ類別が無く、同音のものはすべて相通用するといふことを發見したのである。寫本は宮内省圖書寮藏本及び東大國語研究室藏本の轉寫本がある。昭和四年「日本古典全集」に收められて刊行された。草鹿^{（かみぞう）}祇宣^{（ぎけん）}隆の「言言別音鈔」は本書の研究を簡明に示したものである。

參考論文

國語假名遣研究史上の一發見（帝國文學）天正六年十一月號）橋本進吉

上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法（國語と國文學）昭和六年九月號）橋本進吉

（註二）發音を異にした四十八音の假名を組み合はせて作つた誦詞。「いろは歌」の類。

あめ天	つち地	ほし星	そら空	やま山
かは川	みね峯	たに谷	くも雲	きり霧
むろ室	こけ苔	ひと人	いぬ犬	うへ上
すゑ末	ゆわ種實	さる猿	おふせよ育せよ	えのえを國の枝を
なれゐて慣れ居て				

その名は「宇津保物語」にも見えるが、内容は「源順集」の「あめつちの歌四十八首」で知れる。作者は分らないが平安朝の中期頃まで手習用として行はれ、「いろは歌」の出づるに及んで行はれなくなつたものらしい。

參考書

音圖及手習詞歌考（大矢透編輯）

（註三）「あめつちの詞」の一音一音をそれぞれ首尾において詠んだ四十八首の歌。「あめ」より「そら」までを春、「やま」より「た」までを夏、「くも」より「こけ」までを秋、「ひと」より「すゑ」までを冬、「ゆわ」より「おふせよ」までを思、残

部を纏に分けてゐる。

あらさじとうちかへすらんを山田の苗代水にぬれて作るあ。
めもはるに雪まも青く成にけり今日こそそのべに若葉摘てめ。

参考書前項に同じ。

〔註四〕源順が朱雀天皇の承平年間に醍醐天皇の皇女勳子内親王の仰をうけて撰進した辭書。天地・人倫などの二十四

部を分ち、更に各部を景宿・風雨・男女・父母等の百二十八門に分け、漢語で事名を類聚し、その出典を示し解釋を加へ、漢名に對する正確な和名を挙げたもの。世に「倭名抄」と呼ぶ。これには十卷本二十卷本の二種があつて、十卷本が作者の眞面目を傳へたものだと言はれてゐる。眞福寺藏の殘缺は古典保存會から複製されて出てゐる。

参考書

箋註倭名類聚抄卷一の參訂諸本目錄（岩谷健爾）

國語學書目解題（赤堀又次郎）

〔註五〕圓融天皇の天祿元年（一六三〇）に源爲憲が藤原爲光の長子松雄君（時に七歳）のために作つた教科書である。乾象門・時節門・年代門・坤儀門・諸國門・田舍門・宮城門・居處門・内典門・人倫門・官職門・陰陽門・藥方門・飲食門・書籍門・音樂門・伎藝門・禽獸門・雜事門の十九類に分ち、常識的な事項を列挙したもの。平安朝時代の世相をうかがふに足る貴重資料である。眞福寺本「口遊」二卷は古典保存會から複製されて居る。

〔註六〕全文は次の通りである。

大爲爾伊天奈徒武和禮遠曾支美女須止安佐利□比由久也末之呂乃字知惠倍留古良毛波保世與衣不彌加計奴謂之借名文字

今案世俗誦阿女都千保之曾里女之訛說也此誦爲勝

大矢透氏は「音圖及手習詞歌考」の中で次の様に意を譯して讀んでをられる。

田居ニ出デ。榮摘我ヲゾ。君召スト。求食リ追ヒ往ク。山城ノ。打醉ヘル兒ヲ、藻干セヨ。得船鑿ケヌ。
「あめつちの詞」が舊式として斥けられ、「いろは歌」の未だ出ない時代に手習用として行はれたものらしい。

参考書

音圖及手習詞歌考（大矢透編著）

〔註七〕「悦目抄」に關する佐々木博士の説は既に「日本歌學史」三五頁（三六）に見え、「和歌史の研究」にも評論がある。『和歌史の研究』には、「悦目抄は、藤原基俊の著として、中世歌學の書の中に重きをなせる書であるが、吾人は研究の結果、ここにその假託の書なることを斷定せむとする。素より該書に就いては、疑を挿んだ人がないではない。古く、細川幽齋の物語を鳥丸光廣の筆記した耳底記の慶長四年三月の條に、三光院の言を引いて、『悦目抄は用捨あるものなり』と云ひ、寛文九年に薨せし鳥丸資慶の資慶口授には、とくとは心得ぬ書なり』というて居る。こは共にその所説の必ずしも從ひかたきを言つたものの如くであるが、寛永五年に稻葉正倚の著はした席話抄には、疑書の事の條に、『悦目抄も此たぐひなり』というた。近時に至つて、藤岡博士は、國文學全史平安朝編にその疑を述べ、また最近に、鴻巣君は心の花誌上第十三卷第六號に同じく之を論じ、次いでまた藤岡博士の説も出た。〔第七卷藤岡博士は、十訓抄及び清輔朝臣等の實例について之を疑ひ、鴻巣君は、主として歴史上の立場から之を論じた。兩氏の説、ともにそれぞれ眞理を語れども、未だ完しとはしがたい。吾人は研究の結果、悦目抄の大半が——しかも歌論として主要なる部分のすべてが——他の諸書より引用して、點綴せるものであることを知り得、而してそれより推して（吾人の説を覆すべき有力なる反證の出でざる限は）現存せる悦目抄の著が、基俊の名を負はしむべきものでないことを斷定し得、また、悦目抄の原書は、歌學の書でなくて、和歌を抄出した書であつたことを知り得た。〕（同書一七七頁—一七八頁）と述べ、八雲御抄、籙川上、十訓抄、俊賴口傳から引用したものであると論じ、引用關係、時代及び作者、その異本等に就いての研究がある。

第二章 定家假名遣

定家假名遣といふのは藤原定家のまとめた假名遣の書であるが、定家自筆の原本は之を未だ見ることが出来ないから、左の如き傳本によつてその倣を知るより外は無い。

一 「三藐院關白臨定家卿書」

これは定家卿自筆の假名遣の原本を、近衛關白信尹公が臨模したもので、寛政中に版行したものである。

假名遣のみを専門に説いたものではなく、「書始草子事」「嫌文字事」「假名字かきつゝくる事」「書歌事」「草子付色々符事」と漢有之の五項目に就いて説明したものである。而してその中の「嫌文字事」の項目の下に、

緒之音を

尾之音を

え枝へゑ

ひるい

等の文字に關して假名遣の用例が擧げてある。

二 「下官集」

「下官集」といふのは本文の中に「下官付此説」とか「下官用之」とか「下官存之」とかの文字があるので、これによつて傳寫した人が假に名づけたものであつて、原本の書名に何とあつたかは知る由も無い。下官といふのは定家卿の自稱であらうと言はれてゐる。

内容の項目は前述の三藐院本と同じであつて、「書始草子事」「嫌文字事」「假名字かきつゝくる事」「書詞事」「草子付色々符事」と漢有の五項目に就いて説明したものである。而して「嫌文字事」の條下には次の如く記してある。

一 嫌文字事

他人鑑不然、又先達強無此事、只愚意分別之、極難事也、親疎老少一人無同心之人、最所謂道理、況且當世之人所計文字之狼藉過于古人之所用來、心中恨之

緒之音 を ちりねるを音也
仍私用之

をみなへし をとほ山

をたえのはし をくつゆ

尾之音 に ちみのおくやま
書之故也

おく山 おほかた

おきのは おのへの松

え枝 はつかえ 松かえ
ちかえ

笛しえ 斷たえ

見え 風さえて

をくら山 玉のを

てにをはの詞のをの字

おもふ おしむ

花をおる おりふし

消きえ 越こえ

かえての木 えやはいふきの

をさゝ

おとろく

きこえ

近代人多ふえとかく

古人所誡あしまよふねを以て可爲證

へ

うへのきぬ

不堪たへず通用常用事

まろたへ

草木をうへをくく積也 まへうしろ

ことのゆへ

栢かしかへ

やへさくら

けふこゝのへに さなへ

とへ同義

こたへて

おもへは

ゑ

すゑ

ゆくゑ

こゑ

こすゑ

繪

衛士

ゑのこ

詠あひ詠あひ

漆あ械あ

垣下座あんなのあか

ものゑんし源世

ひ

こび

おもひ

かひもなく

いひえらぬ あひ見ぬ

まひくと

うひこと

おひぬれはあひぬれは

いさよひの月但し字好 癸卯之時皆通用

ゐ

藍あゐ

つゐに藍に色にそいてゐへき

池のいゐ

よゐのま

い

にしのたい

天かい

右此事ハ非師説、只發自愚意、見舊草子可思之

以上は赤堀又次郎氏編の「語學叢書」第一編に收められてゐる「下官集」に依つて該項目の全部を掲げたので

あるが、「語學叢書」所收の「下官集」には弘安七年の識語のあるものと、文永三年並びに元徳元年の識語のあるものとの二種類があつて、右に掲げた「嫌文字事」は後者の文永本「下官集」に従つたものである。弘安本の方は右のものに比して「は」「ふ」「ひみ・ふむ等」の三項が多いのみならず、各項の語例も非常に多く、「を」「十六語」、「わ」「二十四語」、「え」「三十四語」、「へ」「六十語」、「ゑ」「十四語」、「ひ」「二十語」、「る」「十一語」、「い」「十四語」、「は」「十三語」、「ふ」「十六語」、「ひみ・ふむ等」九語に達してゐる。且つ弘安本に多い三項の中「ふ」の項と「ひみ・ふむ等」の項には右肩に「今入」と記してあつて、後の増補であることが明かである。併し「は」の項にはこの肩書が無い。これに就いて吉澤義則博士は「然し、行阿假名遣の序によると『は』は行阿が補つた中の一項であるし、他の定家假名遣には見えてゐない所から推すと、是も後人の増補であらう。が「今入」と無い所を見ると「ふ」以下の増補以前に於ける別人の所爲で、弘安本は二段に増補されたものと考へられる。」（定家の假名遣）
—「藝文」大正十年五月號）と斷じて居られる。

三 「豫樂院筆文字仕」

「應永十二年十二月日 満八十徳翁了俊判」の奥書のある正徹の自筆本によつて、近衛家親公（豫樂院と號す、元文元年癸年七十）が謄寫したものである。吉澤博士藏本によれば、奥に「以正徹（徹敷） 自筆書寫了 元祿三年仲春下旬」とある。その内容は今川了俊（貞世）の歌學書「言應集」（承應三年十一月刊）に載せてある「かなづかひの事」と同一である。「言應集」には誰の説とも見えないが、本書には「了俊相傳云々」とある。本書は「群

書一覽」に「三藐院關白臨定家卿書一帖」とあるものと同種のもので、前述の「下官集」の異本である。但し「群書一覽」本とその奥書を異にしてゐるから、家瀬公は別傳本によつて謄寫せられたものであらう。

豫樂院本は「書始草子事」「嫌文字事」「假名字かきつゝくる事」「書歌事」「草子付色々符事」と漢有之の項目を設けること、三藐院本及び下官集と同様であり、且つ「嫌文字事」の條下に假名遣の用例を示すことも同一である。但し「書始草子事」と「書歌事」の二項目の下には「定家卿言也」と記されてゐるのは注意すべきである。その内容の全文は次の如くである。

一、嫌文字事

他人嚮不然又先達強無此事只懸意分別之極辭事也親疎老少一人無同心之人所書文字狼藉適于古人之所用來心中恨之一緒之吾をちりぬるを書之仍欲用之

一緒之音をちりぬるを書之仍欲用之

をみなへし

をとは山

きくら山

たまのを

2000

をたえ橋

その人

てにをはの詞のをの字

一尾之音をうめのなく山に書之故也

なく山

おほかた

1. *Journal of the American Medical Association*, 1964; 191: 1000-1001.

たしむ

たどろく

たきの葉

たのへの松

花をおと

時おりふし

一え 仁 校

経緯
つた
大
 経緯
つた
大
 大
 大

た₂ $\frac{1}{2} = 0.5$

五、

12-11

物理

五光

國ちえて

かえての木

えやはいふ

15

うへのきぬ
まへうしろ

しろたへ

かへ

うへをく
九道

としをへて
早苗

とへ

ことのゆへ
たへ

やへむくら
おもへは

たへす不慮

一糸

す糸

ゆく糸

こ糸

指
こす糸

糸

糸

糸のこ

糸い

直縫
糸

糸
加下座
糸んかのさ

物糸し

一ひ

こひ

にものひ

かひもなく
中

いひしらぬ
云

あひみぬ
産

まひこと

うひこと

たいぬれば

にひぬれ

いさよひの月
但如此字或の表句の時
は皆通用之又常事也

一ある

いる港ノ井も也

つるに迷

よゐのま

上同
又常事也
通用之

一い

にしのたい

かゝみのたい

こんかい

四 「定家卿假名遣少々」

これは「文明十年二月八日書寫畢 以 禁裏御本書之 按察使 藤原親長」と奥書(附録の奥書で「假名文字遣」の奥書ではない)のある「假名文字遣」の附録であつて、「假名文字遣」の初には「定家卿口傳」と記されてゐるも

のである。刊行の年月を記さず「天文廿二」の奥書のある美濃紙本の「假名文字遣」、元禄十一年の刊本半紙本の「假名文字遣」等の目次の終に、

一定家卿口傳

二人丸秘抄

とあるものに當るのである。

内容は次の通りである。

端へ なからへ長久 えきたへ敷妙等 語例三十一語 中のえね きえ消 たえて絶等 語例二十三語

奥のゑ こゑ聲 糸繪等 語例九語 端のは かきほ垣面 さは竿等 語例七語

中のを をろか愚疎 をこりて騒等 語例二十二語 奥のわ おほん御 おもふ思等 語例三十五語

端のい いかき社瑞離 きやうたい鏡臺等 語例八語 中のる 雲る ゑるて強等 語例九語

奥のひ こひ戀 おもひ思等 語例十六語

外に項目を記さずに「なと繩 あと水の泡 いと岩 あと雪淡雪」の四語例があけてある。これは「わ」の項目を擧げるべきを脱したものであらう。三統院本や豫樂院本と比較すれば語例の語彙及び數に於て異同が多く認められるばかりでなく、項目の名稱のつけ方、その排列順序をも異にしてゐるのである。

五 「人丸秘抄」

これは文明十年の識語のある親長本「假名文字遣」の附録であることは前述の通りである。而して刊本の「假名文字遣」のあるものには（貞享・元禄・寛政版或は刊行年月を記さぬもの等）、目錄に「一家卿口傳 二人丸秘抄」と記しながらその附録の本文は二者共に除き去られてゐる。従つて「假名文字遣」の一名を「類字假名遣」や「群書一覽その他に」「二人丸秘抄」と記してゐるのは、本書が附録であることに氣づかないで、目錄を誤讀したことに基くものと思はれる。それにしても滑稽なる書名といふべきであらう。

内容は次の如くである。

一 緒之音ちりぬるを書之依緒用之 をみなへし等語例十語（文永本「下官集」より「戎やみ」「まつを夏狩人」な

とめ」の三語増加）

一 尾之音うるの奥山書之故也 わく山等語例十五語（文永本「下官集」より「おとこ」と残し「おき」「れとうと」

「おかしき」「れかむ」の六語増加）

一 え枝ね むめかえ等語例十五語（文永本「下官集」より「いりえ」の一語増加）

一 へ うへきぬ等語例十九語（文永本「下官集」にある「栢かへ」なく、「下官集」より「とし残へて新羅」いへ＊「いろ

へ」「やへむくらん」等語「さへつるめ」「すへてぬ」「なへに」の七語増加）

一 系 すす等語例十語（文永本「下官集」にある「詠みい」「産穢み」なく、「下官集」より「つゐ」の一語増加）

一 ひ こひ等語例十一語（文永本「下官集」にある「おもし」「あひみぬ」無く、「下官集」より「まといひ」「かよひ」「あふひ

＊「またひ」の四語増加）

「ゐ あ井^ニ等語例九語(文永本「下官集」より)はすのはぬ」「よひえ^ニ愛通^ニえ^ニ」「くれな井^ニ」「ふすぬ^ニ」の四語増加)
 「い いにしへ^ニ古^ニ等語例七語(文永本「下官集」より)いにしへ^ニ」「かゝみのたい^ニ」「たい^ニ」「たいぬればぞ^ニ」「むびぬ
 れは^ニ」の五語増加)

以上の傳本に依つて「定家假名遣」の項目を歸納してみると次の八種になる。

をわ

えへゑ

ひるい

この八種に

ほ

わは

むうふ

の六項を加へ、語例の数を増補したものが所謂「行阿假名遣」、即ち「假名文字遣」の名に於て知られてゐるものである。併し、後にも述べるやうに、この「假名文字遣」は源親行が紛らはしい假名遣を集めて、定家の校閲を経たものがあつて、それを更に親行の孫源知行(行阿)が増補したものであるから、「定家假名遣」即「行阿假名遣」でないことに注意しなければならぬ。けれども後にはこの「假名文字遣」をも「定家假名遣」と稱す

るに至つて、兩者同じものであるかの様に思はれるやうになつたが、元來別種のものであるから混同してはならない。

「假名文字遣」の序は次の如くである。

京極中納言定家家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司太政大臣親行に誂申されける時、親行申て云、を・お・え・お・へ・い・ゐ・ひ等の文字の聲かよひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事有之。然間、此次をもて後學のために定をかるべき由黃門に申處に、われもしか日來より思よりし事也。さらば主筆が所存の分書出して可進由仰られける間、大概如此注進の處に、申所悉其理相叶へりて則合點せられ畢。然者、文字遣を定事、親行が抄出是蓋漏也。加之、行阿思案之するに、權者の製作として眞名の極草の字を伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきに、い・ゐ・ひ・を・お・ね・お・へ・同讀のあるにてしりぬ、各別の要用につかふべき謂を。然而、先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにあらず、更に又、ほ・わ・む・う・ふの字等をあたらしくしるしそへ畢。其故は、ほはをによまれ、わははにかよふ。むはうにまざる。ふは又うにおなじきによりて、是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども、是にて准據すべき歟。仍子孫等此勘勅之趣を守て可神祕々々。

右の序文に依つて次の事が知られるのである。

(一) 定家が自分の家集「拾遺愚草」の清書を親行に依頼した時、親行は後學のために、を・お・え・お・へ・い・ゐ・ひの八種の文字の使ひ方を一定しようと思ひ、自らその案を立て定家に示したところ、定家が之に同意を與へ合點したこと。

(二) 「拾遺愚草」は定家が侍從(拾遺は侍從の唐名であるから)であつた頃の自らの家集であるから、之を

清書させたのも多分定家が侍従であつた頃であらう。従つて此書もはその頃に成つたものであらうといふこと。而して「拾遺愚草」と關係のある範圍に於て、定家の侍従であつたのは、建暦元年（一八七）から建保二年（一八七四）までであつたから、此書の成立の時代が大體これによつて推定せられること。

(三) 後に親行の孫行阿なる人が、ほ・わ・は・む・う・ふの六種を増補したこと。従つて親行が立案して定家の合點した最初の假名遣は「假名文字遣」の本文よりは遙かに小部のものであつたこと。

(四) 當時文字と發音との不同より来る使用の誤り易いものが、主として次の八字にあつたらしいこと。
(ア行) (ワ行) (ハ行) ……「な」が「お」と發音されてゐたこと。
お・な

え・ゑ・へ ……「へ」が「え」と發音されてゐたこと。
え・ゑ

い・ゐ・ひ ……「ひ」が「い」と發音されてゐたこと。
い・ゐ

更に次の如く増補されてゐる點から考へて、

(ア行) (ワ行) (ハ行) (マ行) ……「ほ」が「お」と發音されてゐたこと。
お・ほ

お・わ・は ……「は」が「わ」と發音されてゐたこと。
お・わ・は

う・お・ふ・む ……「ふ」が「う」と發音されてゐたこと。
む・が「う」と發音されてゐたこと。

の六字も往々誤用される事の多かつたこと。

かう考へて來ると、山田孝雄博士が「假名遣の歴史」で述べてをられる「定家假名遣の起るに至れるは、當時文獻の統一整理の爲、社會の必然の要求によれるものにして、世に往々考へらるゝが如く、定家の獨

斷專恣に出でしものにあらざるべきなり。(同書一八頁—一九頁)

といふことが肯定出来ること。

さて、右の親行と行阿との關係は從來分明を缺いて、赤堀氏の「語學叢書」の「假名文字遣」の解題にも、

本朝書籍目錄外錄水原鈔の條には「親行は定家卿の母方の祖父也。假名遣の作者也」と見ゆれど、是は藤取親忠と混じて

あやまりたるなるべし。

行阿といふ親行の孫ありしか。親行の法名を行阿といひしか。別に又、行阿とよぶ人ありしか。なほ後の致をまつ。

とある。然るに近時前田侯爵家藏本の「源中最秘抄」の古寫本の奥書に「光源氏物語相傳事自曾祖光行至行阿四代所令相續也」とあり、又「俗名知行鳩杖隱士行阿在判」とあることによつて、「源中最秘抄」の著者行阿は俗名を源知行といひ、その父は源義行といひ法名は聖覺、義行の父が源親行であるといふ事が判明するに至つた。(詳しくは「國語と國文學」大正十四年十月號所載橋本進吉氏論文「源氏物語研究史の新資料參照」)親行は所謂「源氏物語」の河内本で有名な河内守源光行の子である。而して光行は俊成の弟子であるから、親行にとつて定家の家は師家に當る譯である。従つて定家は「拾遺愚草」の清書を親行に頼んだであらうし、又その親行の立てた假名遣の案に合點もした事であらうと思はれる。

次にこの親行が立案起草して定家の合點した假名遣の原本は如何なる内容を有してゐたものであらうか。今日これのみを切り離した本が無くて、「假名文字遣」の中に含まれてしまつてゐるから、その原形を知る由もないが、恐らくは「人丸秘抄」よりも語例數の少い文永本「下宮集」あたりがこれの原形に近いものではな

つたらうか。弘安本「下官集」は文永本のそれに比して「は」「ふ」「ひみふむ等」の三項が多いばかりでなく、語例のあるものには「今入」の肩書があつて後の増補であることを示してゐる。又「定家卿假名遣少々」も文永本に比して「は」「わ」の二項が多く且つ語例の数も多い。なほ「端へ」「中へ」「奥のえ」「奥のえ」「端のは」「中のを」「奥のた」「端のい」「奥のひ」等の如く、いろは歌によつてその文字の位置を示し、以て識別に便にしたのは、前述文永本「下官集」を「下の註記」もりぬるを述せ、「た」の下の註記「うるのおくやま」等を更に更めたと考へられ、旁々後の増補の證ともなるやうに思はれる。更に「わ」は單に全文の最後に四語例を示したのみで、之に冠する項目「わ」の明記の無い所なども、たまたま増補の姿を示してゐると言ふべきである。たゞ「人丸秘抄」は最も文永本に近い様であるが、尙且前に示したやうに例語の増加異同が見られるのである。併しこれ等定家假名遣傳本の相違は、所謂行阿の「假名文字遣」に至つて極つたのである。即ち、

一を	百九十九語例	(一一)	八る	百八語例	(六)
二た	二百八語例	(一四)	九ほ	九十六語例	(四)
三え	百四十六語例	(一一)	十わ	四十語例	(三)
四え	六十七語例	(四)	十一は	百十一語例	(一一)
五へ	百四十七語例	(六)	十二む	三十七語例	(四)
六ひ	百八十二語例	(一二)	十三う	百六十一語例	(一二)
七い	三百十語例	(一六)	十四ふ	百四十三語例	(八)

の多きに上つてゐるのである。(右の語例數は「語學叢書」本によつた。括弧内の數は文獻の明記あるもの)

然らば定家假名遣と行阿假名遣との相違は、單に撰述時代の先後、項目の増加、語例の増加——一言に一言へば行阿假名遣は、定家假名遣の増補された一異本——に過ぎないと言ひ切つてしまへるであらうか。事實は決してさうでなく、其處には假名遣撰述の標準といふ一大問題の上に差異のあることが認められるのである。

先づ定家假名遣撰述の標準は何であつたかと思ふに、行阿假名遣の序文には前にも示したやうに「……文字の聲かよひたる誤あるによりて、其の字の見わきがたき事_レ在_レ之、然間、此次をもちて、後學のために定をかるべき由、黃門に申處に、われもしか日來より思よりし事也。……大概如此注進之處に、申所悉其理相叶へりとて、則合點せられ畢。」とある。この資料の權威の絕對性に就いては、吉澤博士の疑つてをられる通りであるが、これによつて少くともその撰述の態度に或る確實な標準が意識せられて居たであらうと推測する事は難くない。且つ文永本「下官集」にも見える通り、「緒之音をちりぬるを書」_{也仍私用之}「尾之音おうぬのおくや」_{ま書之故也}の如く「を」おの二項目下には指定があるのであるから、たゞ氣紛れの思ひつきに、誤り易い假名を漫然と書き集めたといふ程度のもものでは無くて、例として舉げた語に就いては、この様に書かなければならないといふ決定の意識があつて、集められたものであるに相違ない。

「下官集」の「嫌文字事」の項目下に「……當世之人所書、文字之狼藉過于古人之所用來……」とある。これには當代の人の假名の用法と古人の用ひ來つた慣習的用法との差異が認められてゐる。又同書「え」の條には、語

例として「笛ふえ」をあけて、「近代人多ふえとかく」(三藐院本には「ふえ」とある)。「古人所詠あしまよふねを以て可爲證」とある。こゝにも近代人と古人との對比が認められる。更に「嫌文字事」の終りに、「右此事は非師説、只發自愚意、見舊草子可思之」とあつて、師説の誰の説であるかは別としても、舊草子の語は古人の語と共に、假名遣撰述の標準が古來の慣用であつたらうと推定する材料たることを失はぬのである。吉澤博士も「定家假名遣は、かやうな次第で、甚不完全ではあるが、一種の歴史的假名遣であつたものと考へる。」(國語國文の研究)(三三五頁)所載「定家の假名遣」と述べて居られる。

それでは次に行阿假名遣撰述の標準は何であつたらうか。定家假名遣の撰述標準であつた古人の慣例がこれにも標準としてとられてゐた事は考へられる。即ち例語を調べて見ると次のやうに「……とも」と記したのであつて、それに二種類あることが知られるのである。即ちその第一種は次の如きものである。

あをのりあをのりとも 寄附用之

しをりするみち種折、枝折しほりとも

をのこおのこ男

をにおいと鬼

とおるとおるとも 通達、徹

えほしえほしとも 烏帽子

えふふえふふとも 醉酒

にふにふとも 蟹

ふづくふづくとも 書案

さかへさかへとも 榮・富

こひこひとも 共麗・師

めしめしとも 頁

くいくいとも 枕

いざいざとも 膝行

つるつるとも 蓬・終・寛

かたはなかたはなとも 湯保波

いはいはとも 磐・岩

むばむばとも 祖母

右の第一種の「……とも」等は、次に示す第二種の「……とも」の、

をしをしとも 教誨訓をなをなとも じ共項

すさすさとも ののみことをのをのとも 妻家路標みことみこととも

おほおほともはくはくとも多

おもおもともはくはくとも共共とも以爲

さえさえとものかみかみともさきのさきのとも神共神共とも道祖神

御よ御よともそひそひともこそこそともははとも姓姓とも東郷

いないいないともなやとも 否・不

等の例に於て、「敦」項「素盞鳥尊」多「以爲」道祖神「噫」粧「否」のよみ方が二種以上存在することを示して、假名の使用法の誤り易きを示してゐるのでないのに比べて考へて見れば、假名遣が「そのこ」「おのこ」「にゑ」にへの如く二様あることを示したもので、これは舊來の慣例に二様の用法があつたことを示して、その「……とも」の方を使用するも妨がないといふことを許容したものであらうと思はれる。これに依つて行阿假名遣の撰述標準の中には、定家假名遣同様慣例がその一つを占めてゐたことが窺はれるのである。

更に行阿假名遣撰述の第二の標準に四聲論がある。これは定家假名遣の標準には全く見られなかつた新しいものである。何故に行阿假名遣に四聲論が現れたかといふに、それは例語中に次の様なものが見えるからである。

をしね ^{おそての} 晩 ^{おそ} 宿 ^{おそ}	をうと ^{おこの} 夫 ^{おこの}	をそれ ^{おそるの} 恐 ^{おそ} 怖 ^{おそ} 畏 ^{おそ}	をと ^{おとくひの} 時 ^{おと} は ^{おと} 弟 ^{おと}
をもむ ^{おもむく} 趣 ^{おもむく}	きをひ ^{おもむ} ま ^{おもむ} 競 ^{おもむ} 馬 ^{おもむ}	にをも ^{おもむ} ゆ ^{おもむ}	をや ^{おもむ} こ ^{おもむ} 視 ^{おもむ} 子 ^{おもむ}
こをけ ^{おもむ} け ^{おもむ} 小 ^{おもむ} 桶 ^{おもむ}	腕をさ ^{おもむ} か ^{おもむ} 腕 ^{おもむ} 起 ^{おもむ}	をもし ^{おもむ} 重 ^{おもむ} 經 ^{おもむ} 蛭 ^{おもむ}	花をお ^{おもむ} る ^{おもむ} 時 ^{おもむ} は ^{おもむ} 折 ^{おもむ}
およば ^{おもむ} ぬ ^{おもむ} 不 ^{おもむ} 及 ^{おもむ}	おひ ^{おもむ} ひ ^{おもむ} 帯 ^{おもむ} 紳 ^{おもむ}	み山をろ ^{おもむ} し ^{おもむ} 深 ^{おもむ} 山 ^{おもむ} 嵐 ^{おもむ}	

右のやうに同じ語の假名が二様に表されてゐるのである。而してこの例語は、重複を除けば全部右の十五語である。(しかもその例が全部「を」「お」との関係のみに立つてゐる。)かうした舉例を説明するために四聲論がもち出されたのである。

この四聲論のはじめて物に見えるのは、長慶天皇の御撰(註三)仙源抄の跋文である。天皇はその跋文の中で次

の様に御仰せになつて居られる。

……(上)抑文字づかひの事、此物語(讀氏物語のこと)を沙汰せんにつきては、心うべきことなれば、ついでに申侍べし。

中頃定家卿さだめたるとかいひて、彼家説をうくるともがらしたがひて用るやうあり。おほよそ漢字には四聲をわ

かちて、同文字も音にしたがひて、心もかはれば、子細にをよばず。和字は文字一に心なし。文字あつまして心をあら

はすものなり。されば古より聲のさたなし。或は別の聲を同音に用たるあり。

音にたとへたるあり。とは止、トドナル也。えは江也。又には升也。えこの類是にかぎらず。萬葉を見てひろく心得べし。まづいろは四十七字の内

同音有は、いゝ、を、お、え、え、也。此外に、はひふへはわゐりえをとよむは、詞の字の調に付てつかふ文字也。しばらく

いろはを常によむやうにて聲をさぐらば、おもひは去聲なるべし。定家が、おもひつかふべき事をかくに、山のおくと

かけり。誠に去聲とおほゆるを、おく山とうち返していへば、去聲にはよまれず、上聲に轉ずる也。又おしむ、おもひ、

おほかた、おぎのは、おどろくなどかけり。これはみな去聲にあらず。此内おしむは、おしからめといふおりは去聲に

なる。思も、おもひくと云おりは、初のおもひは去聲、後のは去聲によまれぬ也。又え文字も、去聲なるべきに、ふ

え、たえ、えだなどかけり。すべていづれの文字にも、平上去の三聲はよまるべき也。たとへばかもじとみもじとをあ

はせむに、かみ、神也。かみ、紙也。又一字にては、は、水也。は、髪也。しかのみならず、同心にて同字をよむに、上

下にひかれて聲かはる事あり。天竺悉曇の法に、連聲といふことあり。又内典の經など讀にも、聲明の音便によりて、

聲をよみかふることあるも皆此類なるべし。かみ、かみ、神也。といふに、はじめのかもじは去聲によまる。又一字に

とりても、序破急といふおりは、はの字平聲によまれ、破をひく、はをふくなどいふをりは、去聲になるたぐひのこと

し、これにてしりぬ、和字にもじづかひのかねて定めをきかたき事を。定家かきたる物にも、緒の音を、尾の音お、な

どさだめたれば、音につきてさたすべきかと聞えたり。しかれども、その定たる所の四聲にかなはず。又一字に儀なけ

れば、そのもじ其調にかなふべしといひがたし。音にもあらず、儀にもあらず、いづれの篇に付てさだめたるにか、お

ほかなし。(下略)……………

しかし右の跋文に於て「定家かきたるもの」とあるのは定家假名遣のことであつて、行阿假名遣では無いことは先覺既に説がある。故に行阿假名遣に見えたる「をしねおくての晩稻の時はお也」の類の説明に四聲論をあてはめる事は不可能な譯であるが、行阿假名遣に於ける「を」「お」の區別が定家のそれに據つたと思はれるのであるから、今日では之を移しても論ぜられるのである。しかし次に述べる橘成員や村田春海は行阿假名遣のみを知つて、定家假名遣の存在することを知らなかつたらしいと言はれてゐるが、説としては次の通り述べてゐる。

假名の法は平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。(諸氏撰字考通同全書(例二))

今行阿がしるしおける大よその意を考へ侍るに、漢字に四聲輕重などいふ事のあるにならずへて、さだめたるものと見えて、桶はたゞ桶といふ時は於の假字、小桶といふ時は乎の假字、重をおもしといふ時は乎の假字、おもみといふ時は於の假字などと、唱へによりて分たんとおもへるなり。されどいかなるより所ありて、さはさだめたるといふ事も知られ侍らず。又たま／＼に日本紀萬葉などを證に引た所も侍れど、それはよく叶へりとも見えず。又一卷のうちに、かれとこれとあひそむきたる事もありて、いとしどけなきは、いかなる故にか侍らん。むかし南朝の明鏡法師(註四)は、世に用ふる假字づかひといふ事を破りて、わが國の詞をかしこの四聲にならひてさたせん事は、ことわりなしとて、其誤なるよしを仙源抄の跋にくはしくして、假字づかひはいかにも心まゝに書べきものなりといはれたり。こはいとみだりなる論にて、古の假字の定りある事にわきまへなかりし故とは見え侍れど、四聲による事を破られしは、よしなきにしも侍らざらんか。(村田春海撰假字太意抄(中)世に用ふる假字づかひに二つの法あり)の跋

翻つて、この「を」と「お」とだけについて何故四聲論をあてはめて解釋でもしなければならぬやうな「をしねおくての晩稻の時はお也」の例が挙げられてゐるのか。何故「え」「ゑ」「へ」等にはかういふ現象は無いのか。かう考へて

見ると之を説くに足るやうな説はこれまでの所ではまだ出てゐない様である。行阿假名遣に見える十五語の例語中「を」と「お」を含む夫々の語の音数を比べて見るに、

同音数をしねーおくて

をうとーおとこ

をそれーおそる

をむきし、おもむく

をもしーおもみ

不同音数をとゝーおとゝひ

きをひうまゝきおふ

にをものーおもゆ

をやこーおや

こをけーおけ

晩をきーおき別

み山をろしー山おろし 花をおるー花をたをる

およばぬーをよぶ

おびーひだちをび

右の様に同音数の中で「を」を含む語と「お」を含む語とが同品詞であるのは「をしねーおくて」「をうとーおとこ」の二語であつて、他は名詞と動詞或は形容詞と名詞といふ様に品詞の相異がある。異音数の方ははじめから音数が異なつてゐるのであつて、品詞上の差よりも、音数で既に差がついてゐるのである。音数の差がなく且つ同じ名詞であるものに就いて、今日の東京語のアクセントを調べてみれば、「あらし」(上中型)と「あさひ」(下上中型)に於ける「あ」の如く、必ずしも同じ高さを保つてはゐないのである。たとへ一音節語であつても語意が違ふと既に同音のアクセントは違ひ得るのである。まして品詞を異にし、音数を異にし、従つてその音の語中に於ける位置を異にすれば、その音が同じ高さを持たないのは理の當然である。四聲即アクセントといふことは勿論出来ないが、音の高低的要素が日本語の同音語の意味を區別してゐることを考へれば、行阿假名遣中に見える十五語の例もあながち四聲論で説明がつかないのもなかつたらうと思は

れる。且つ親行以前、たとへば「袖中抄」に於て上聲平聲の區別を以て言語を辨別しようといふ意識のある點などを考へれば、なほさらにあり得べき事のやうに思はれるのである。「仙源抄」の跋及び「假字大意抄」の中で一應四聲を標準として疑つたのは、その當代の發音と變つてゐるものがあつたからではあるまいか。要するに上述十五語の「を」及び「お」は同意同音でありながら、そこに發音の高低に區別のあることを認めたことを示してゐる程度に解しておくべきものではあるまいか。若し音の高低が即ち假名のちがひで表し得るといふのであれば、これは不合理も甚しいと言はねばならぬ。かくて行阿假名遣には、慣例と音の高低との二標準がとられてゐたと認めて差支は無いと思ふ。（因に、四聲標準説と同じ意味で、明治になつてからはこの假名遣を語勢的假名遣と呼んだ。）併し、之を徹底的に考へて、發音と之を表す文字の使用法との間に十分なる合理的の根據を明示し得ないのは、世の論者の説の通りである。しかもなほ、定家の名に依つて行はれた假名遣が鎌倉以後、室町時代を経て徳川時代に至るもなほ相當の權威を斯界に有つてゐたのは、歌道文學の世界に於ける定家その人の權威の絶對性、正徹の所謂「抑於歌道定家を難せん輩は冥加もあるべからず、罰を蒙るべきなり。」程度の尊嚴性に基くものであつて、假名遣そのものの合理性に依るものでないことに注意しなければならぬ。さればその合理性のみに着目した人は、之に對して批難を加へずに居られなかつたのである。前に述べた長慶天皇の如きはその一人に入らせられ、又、次に述べる成俊の如きもその一人であつた。

權少僧都成俊は傳記を詳にしないが、萬葉集の奥書によれば三井寺の僧であつて、元弘・建武の頃信州純拾

山の麓に庵を構へて住んでゐた。彼は或る人の新寫した萬葉に調點をつけるに當つて、書本の假名遣に依らないで、自己の信する歴史的假名遣に依つたのである。即ち彼は仙臺本を假名遣によつて修正した人である。彼の用ひた假名遣は歴史的假名遣ではあるが、今日の所謂歴史的假名遣とは多少異なつてゐる。武田祐吉氏は「萬葉集書志」(二七四頁—二七九頁)に於て成俊本(成俊本の全本の一なる大矢本によつて)の假名遣と今日の歴史的假名遣との相違を詳しく指摘して居られる。成俊は彼の調點を下した萬葉集の奥書に、定家假名遣が萬葉集の假名遣と一致してをらぬ點を批難し、彼の意見を述べてゐる。次はその奥書である。

萬葉集余過目以後、書寫之而有可奉昂松壞志、已久矣。爰逢元弘建武間、陵谷轉變、而不能容於身居、忽離寺門游歷經緯也。影孤他鄉之月、濯足世渡之海、自然以來、徒隨歲結、閱光景也。今雖歸舊隱、未入寺門、信州於姑捨山之麓、結草爲庵、養餘生耳。云有佳客、携此集來問余。余暗語曰、僕有志願、積年不果之。而將涼懷行年已同七旬也。老眼有不堪筆之愁、卷而懷之。客閱之、乃感余誠心、而此集全部廿卷、書寫之而授于余。々手舞之足蹈之曰、宿望已成之、宿望已成之。便拭老眼、手自加和字之筆跡於篆青也。抑於和字音義、從京傳黃門之以辭、尋八雲之跡之策、高卑何其趣者夥。仍天下大底守彼式、而異之族一人而無之。依之人人似背萬葉古今等之字義者也。僕又尋彼式而用來年久、今時又亦不背之、將來又以可然者也。但特地於萬葉集、至于書加和字於漢字右、而聊引證愚性之辭案、偏任當集之音義、所令點之也。是且非自由、且非無所證。其故者依當世之音義、書用其和字之則、違萬葉集原理之所在之、所謂當集者、遠近之遠字之假名者、登保登清之、草木校條之撰乎、登乎登書之。當世遠近之遠字和音者、登乎登書之。然者用書此和音者、所可令集之字證相違也。又書字者上之也。此外此類雖有之、恐繁而註別紙略之余已。

文和二年癸巳中秋八月二十五日

細少附都成俊記之

成俊は、萬葉集の調は萬葉集の方式に従ひ、萬葉集の假名は萬葉集の音義に従つて定めなければならぬこ

とを論じてゐる。併し「註別紙」と書いてある別紙の存在も今日では明かでないから、詳細を知る由もなく、たゞ彼が定家假名遣に背かざらんことを期し乍ら、定家假名遣が萬葉集・古今集の假名遣と一致してゐないことを認め、萬葉集の音義に従つた歴史的假名遣に依つて萬葉集に訓を下したことを知るだけである。とまれ、定家假名遣に批難を加へた一人として注意すべきものである。この意味に於て成俊は契沖の歴史的假名遣の先驅者とも見るべき人である。

(註五)

最後に定家假名遣の著者に就いては、吉澤博士の「定家の假名遣論」中に詳述してあるからこゝには述べない。「かくて、余は、定家假名遣を否定すべき事實が見つからぬといふ消極的理由で、從來の古傳説を信じようと思ふ。」といふ同論文の最後の言以上には今日の處出られないのであらうと思ふ。

なほ「下官集」及び「假名文字遣」の奥書を左に示しておく。

文永本「下官集」奥書
文永三年四月下旬新大納言以御自筆本書寫之同點了勢々不可他見

一校了

元徳元年十月上旬之比於京都三條殿御所爲了

珍

範

弘安本「下官集」奥書

此草子靈山法師御房筆也、見或人之下付符之一事無之書歌多様有之、被書送人之時自然有廣略之不同歟、仍今左移之、其時

弘安七年七月九日

「假名文字遣」奥書

三條西殿 前右大臣公経御奥殿

寫本云

此一册、小僧紹巴、以教多之本考勘之、而舛謬猶有之、先哲言、校書如磨埃風集、檣檣隨有云々、可俟後君子而

已

天文廿一重陽前日記

稱名野釋卿

文安本奥書ニ云

此双子、以證本不違一字書寫之、依左衛門尉藤原氏保所望、經年月者也、眞實早筆之跡多

平常縁花押

右の識語の文永三年（一九二三）は定家の薨去した仁治二年（一九〇一）より二十二年後であり、弘安七年（一九四四）は四十三年後である。定家の説或は定家の認定説がこの假名遣に對して立てられても時代の上では不都合が無いばかりか、此の時代に始めて假名遣が説かれたとすれば、定家を當てるのが妥當であらうといふ説（吉澤博士説）の立てられるのも亦妥當であらう。

〔註一〕「あをのり」とも「あおのり」とも「青汁所用之」の如く、同じ發音に對して別種の文字の使用を許容してゐる例語は、「假名文字遣」中に、私の調べた所によると、七十四語あつた。尤もこの中には「を」「お」の項との如く、兩方に出てゐるものを含んでゐることは言ふまでもない。

〔註二〕「をしふ」とも「教誨・訓」の如く同じ發音に對しては同じ文字を使用してゐる方の例語は、全部で重複も含めて六十九語あつた。併しこれには、よく調べてみるとその中に次の如き多くの區別のあることが見出されるのである。

(一)「をしふ^{おし}ふ^ふ」を「教・誨・訓」のやうに動詞と名詞の二様になつてゐるもの。

(二)「おとしむ^{おとし}む^む」を「貶・喪・減」のやうに共に動詞ではあるが、その活用種類の異にするもの。

(三)「とへ^とへ^へ問・訊」「くは^{くは}へ^へて^てくは^{くは}ふ^ふ」を「おつ^{おつ}る^る」や「零落」のやうに同種類の活用形の動詞ではあるが、別種の活用形を示してゐるもの。(これは次の六と共に當時活言言の活用形を無意識に認めてゐた證據になりはしないか。)

(四)「そへ^{そへ}て^ておひ^{おひ}て^て添・副・備・進」のやうに同じ意味の動詞ではあるが、自動・他動の區別あるもの。

(五)「おしむ^{おし}む^む」を「惜」のやうに語幹を同じくして一つは動詞となり、一つは形容詞となつてゐるもの。

(六)「おほし^{おほ}し^しと^と多」のやうに同じ形容詞であるが、別種の活用形を示してゐるもの。

(七)「あ^あの^のこ^こと^とも^も狗・稿」の「へ^へもの^{もの}と^とみ^み狗・稿直物」「い^いし^し倚子」のやうに同じ名詞に對して二様の名稱をあげたもの。

(八)「おも^{おも}は^はく^くらく^くへ^へ以爲」「いな^{いな}否」なす^{なす}ら^らへ^へて^てと^とら^らへ^へのやうに名詞以外の語に對して二様を示したもの。

(九)「ひま^{ひま}こ^こと^と孫」のやうに「む^む」と「う^う」とを示したもの。

(註三)「仙源抄」は「源氏物語」中の難語をいろは順に排列して簡単に解釋を加へた一種の辭書である。著者は長樂天皇で入らせられるのであるが、「耕雲散人明鏡誌」といふ奥書のある本に依つて傳へられたために、天正以來全く明鏡藤原長親の作と誤り傳へられて來たのである。吉澤博士も「仙源抄は宮内省圖書寮本及び私蔵專順筆本の識語及び群書類従本明鏡の奥書をとりまぜて見ると、長樂天皇の御遺稿を皇子の御一人^{和田高松氏は行橋藩の正なるべしと云へり}が應永三年二月に整理して清書せられたものであることは明かである。『國語國文の研究』三二頁」と言つて居られる。今群書類従本(卷三三十八)によつてその奥書を見ると、

此抄者。長樂院法皇製也。源氏物語五十四帖中秘訣。只此一冊中究而盡矣。可謂簡而要哉。今依「台命」。拭^{ぬぐ}老眼^{らうがん}。繕^と寫^{しやう}之畢。因^よ詠^{てい}「一百以擬^に」戲。

山水のその源を清めてぞちの流れも濁らざりける

耕雲散人明鏡誌

傳本の中には右の序詞が無くて歌だけ載つてゐるのがあつたために、明魏の著と誤斷されたのである。誤解の初は中院家に傳はつた「仙源抄」がこの歌だけしか載つてゐないものであつたために、通勝に依つて誤られ、「仙源抄」にも明魏の著と書き加へられ、又「岷江入楚」にも書かれた所から起つた。かくて林道春・僧契沖・村田春海・安藤爲章も誤り、明治時代までそれが續いてゐたのである。

(註四)「仙源抄」が明魏法師の著でないことは前註に述べた通りである。「假字大意抄」の著者村田春海は之を知らなかつたのである。

(註五)行阿假名遣の序によると、源親行の撰を定家が認めたものである。此の序を直に信ずることの出来ない事は、前にも云つた通りであるが、それかといつて、斯る古傳説を敢なく排斥することも出来ぬ。定家も明月記で觀ると自我の強い虚榮心の強いやな人で、他人の説など採用しさうにも思はれぬが、學說上では、案外公平な態度であつて顯註密勘に、不和の間からなる六條家の顯昭の學殖を推稱して、「此の道の勤學博覽これより後誰か出で來侍らむ」といつてゐるなどは、立派な襟度である。殊に源親行の父光行は俊成の弟子であつて、親行にとつて定家の家は師家である。さてこそ拾遺愚草の清書も頼まれたであらうし、又、定家が親行の説を容易に採用することも出来た事と思はれるから、行阿假名遣の序の事實は有るべからざる事では無いのである。

此の序文の事實に裏書するものと思はれるのは、定家假名遣の奥に、

此事は非師説、只發目愚意

とある事である。三藐院本でも、豫樂院本でも、下官集本でも、「書始草子事」以下何れの項にも師説といふ語は見えてをらぬ。

三藐院本の原本が果して定家の筆であつたならば、此の師説は藤原基俊であらうと思ふ。定家はその年代から考へると、基俊に師事したことは無い筈であるが、定家の三代集之間事の「おはつふね」の條に、

清輔朝臣本大津少將

家説あはつふね

師説（前左衛門 敦忠轉母之弟也、嫡母養件卿人也、件卿幼少之時喚之おほつふねと云、是御局之由也、略後）

とある所を見ると、基俊は父俊成の師匠であるから、定家もやはり其の説を師説と呼んで居たものと見える。若し此の説が認められるとなると、悦目抄（全題として項中の假名遣だけは定家假名遣の本であつて、基俊のものではあるまいかと考へられる。が、悦目抄の假名遣は、簡單のやうに見えてはゐるが、定家假名遣よりも項目も殖えてゐる上に一層整つたもので、決して定家假名遣以前に出るべきものではないのである。一方から考へると、定家假名遣の載つてある一部の書中、「師説」の語の見えてゐるのは、假名遣の項に限られてゐるといふ事は、大に注意すべき點だと思ふ。假に推究して見ると、他の項は定家の自説であるが、假名遣のみは源親行の案であつた、即ち此事は非師説と斷つたのは、親行であらうといふやうに考へられぬでもない。前に、行阿假名遣の序に裏書すると述べたのは右の故である。但、親行が定家に師事したといふ積極的な資料は無い。けれども、親行は其の父光行と共に俊成の教を受けたことは紫明抄によつて明かであるから、假令、定家に學ばなかつたにせよ、又、定家の爲に拾遺愚草の清書をしたといふ事實を認めぬにせよ、親行が定家の説を師説と呼び得ることは、基俊の説を定家が師説と呼んだ事實に徴して知られることと思ふ。勿論、非師説の意味をかう解釋する場合には、此の一部の書は、假名本書寫に關する定家の説及び其の認めた諸説を、親行或は定家以外の或人が集成したものと云ふ事になつて、三義院本の原本が定家自筆であつたといふ事は、否定しなければならぬ。

非師説に就いては以上二様の解釋が出来るが、余は三義院本が定家自筆であることを否定しても、後説に従ひたいのである。此の一部の書中、何處にも基俊の名が見えて居ないのに、假名遣の項に特に非師説と斷るべき理由が考へられないからである。

以上は、此の一部の書が定家自説或はその認定したものと信じて、其處から出發した推究である。其の根柢は果して動かぬものであるかといふに、是も積極的に斷定するに足るだけの材料は無いが、また疑ふべき點も無いのである。

第三章 定家假名遣の傳流

前章に述べた定家・行阿の假名遣が行はれるに至つてからは、和歌・物語・連歌・俳諧等所謂文學道に關係あるものは殆どこれに據るといふ情勢にあつたので、これを傳寫し、これを校訂し、これを増補し、或はこれに基いて假名遣の組織を作るものなど、可なり多くの數にのほり、江戸時代に至るもなほ絶えない有様であつた。今その中の主なるものを定家假名遣の傳流として左に解説することにする。(なるべく内容を本文に則して挙げようとしたのは、原書未見の士に對する便を慮つたのである。)各異同に注意する必要がある。

一 「行能卿家傳假名遣」

これは「國語學書目解題」に世尊寺行能卿撰かと言つてあるもので、寫本一卷として傳はつてゐる。京大國文學研究室本によるとその序は次の通りである。

それかなはこうばふ大しきてうの後我てうのぞくにまなじをおしえ給へどもかく事ならざるゆへにまなをやつしてさうにかきさうを又やつしてかなにかきさうしやうかくちうの五いんをいろはにつらねておしえ給ふしかもいたづらにもつらねたまはずねはんきやうの四くのげのしよぎやうむじやうぜしやうめつはふしやうめつ／＼いじやくめついらくのものこゝろを四十七じの長うたにゑいじておしえ給ふ其うたにいはいろはにはへと。ちりぬるを。わがよたれぞつねならむ。うゐのおくやまけふこえて。あさきゆめみじゑひもせず。此うちにいゐをおえゑへのおなじこゑのじ有

事はぼんりよのわきまへがたきところなりいづれもかくべつのよう／＼につかふべき事をかねてごんじやのしるしおき給へり此ゆへになつかひはみないろはにそらふべき世のすえになりていろ／＼にむつかしくつかひわかてり我そゆきよしきやうは　　そんなしんわりより此かただい／＼のうじよみなもつてかくのごとくつかひきたれる物なりかならずしもなんぞおぎのふところ有べからざらん　（右者東京帝國大學文科大學ノ藏書ニヨリテ聽寫セル也　明治四十四年五月二十日）と奥書のある京都大學國文學研究室本に據る。

本書は世尊寺行能卿の子孫の家に傳へられた本と覺しく、その内容は次に掲げる目錄に依つて知ることが出来る。

かしらにかくいの事	いろ色等語例百二十一語	中にかくいの事	へいし瓶子等二十語
すえにかくいの事	せい精等十二語	はをわとつかふ事	いは岩等百四語
ほをおとつかふ事	いほ廬等二十六語	へをえとつかふ事	いろへ綺等百三十語
へをめとつかふ事	おひなへし女郎花等四語	ちをちとにこる事	いち意地等三十七語
かしらにかくをの事	をと乙等九語	中にかくをの事	とをし遠等八語
すえにかくをの事	とを十等六語	かしらにかくわの事	わに鯛等三十一語
中にかくわの事	ことわざ諺等六語	むをうとつかふ事	むめ梅等七語
うにてひく事	はうふる葬等八十四語	かしらにかくゐの事	ゐる居等六語
中にかくゐの事	うくゐす寢等二十七語	すえにかくゐの事	しきの敷居等二十五語
かしらにかくおの事	おろか愚等百五語	ふにてひく事	いふ云等百三十四語
ふをうとつかふ事	もちふる用等十三語	ふをおとつかふ事	あふぎ扇等十一語
ふをむとつかふ事	はうふる葬等二十五語	中にかくえの事	いえる愈等二十三語

すえにかくゑの事 すえ末等五語

かしらにかくゑの事 ゑふ醉等二十語

ひをいとかふ事 いひ飯等百五十一語

ひをみとかふ事 おひなへし女郎花等三語

につしやうのこゑふの事 いふ邑等十七語

三じかなの事 にやう鏡等二十六語

かたかな本じの事 イ伊口呂ハ八等

しをじともにごる事 いじり井尻等二十語

すえにかくゑの事 いゑ家等五語

きくいのいにはひをいとかふ事 ひで剣等四十七語

よみひこゑいよみふこゑうの事 かべ貝等六語

二じかなの事 いふ閨等百七十一語

かなじ本じの事 い以ろ呂路

以上本書内容を検討して之を行阿假名遣に比較してみると次のやうなことが分るのである。

(一) 行阿假名遣に扱はれてゐるものは全部こゑにも扱はれてゐる。

(二) 行阿假名遣に扱はれてなくてこゑに項目として挙げられてゐるものは左の如くである。

へをめとかふ事

しをじともにごる事

ひをみとかふ事

につしやうのこゑふの事

三じかなの事

かたかな本じの事

ちをちとにごる事

きくいのいにはひをいとかふ事

よみひこゑいよみふこゑうの事

二じかなの事

かなじ本じの事

右の中「へをめとかふ事」「ひをみとかふ事」は「おひなへし」の例語でも分る様に假名遣の問題ではな

くて音韻相通の現象である。次に「ちをぢとにもごる事」の中には「いち意地」ろち路地等のやうに連濁現象の例語もあれば、「はぢ恥」とぢ閉「ふぢ藤」のやうに本來假名遣問題として扱はれなければならないものもある。「しをじとにもごる事」の中には前者同様、「いじり井尻」「へいじ頼子」の如き連濁現象の例語もあれば、「にじ虹」「まじはる交」「はじめ初」の如く本來假名遣として區別を必要とする例語もある。「きくいのいにはひをいつかふ事」といふのは、「とひて解」「ぬひて抜」等の如く、本來は「ときて」「ぬきて」と「き」と言ふべきものを、音便で「といて」「ぬいて」と發音する。この場合には「い」文字をつかはずに「ひ」文字で書けといふのであつて、今日から考へれば正しい文字遣ではない。勿論「ひ」文字が「い」と發音されることはありうるが、(そのことは「ひをいつかふ事」に舉げられてゐる)こゝはその逆を用ひたのである。且その例語中には「おほひ蓋」「しひて強」「ほひて干」等の如く、この項に屬すべからざるものさへ入つて居る。

「よみひこゑいよみふこゑうの事」の項には、

かひ貝 あひ藍 まひ舞

是らをよみなりひをつかふ

本ノマ、
かひ海 あい愛 まい毎

是らをこゑなりいをつかふ

とあり、「よみひこゑい」の場合は音で「ひ」といふものは「い」と書けといふので例に合はせて分るが、「よ

みふこゑの事」は「まひ舞」の例外は項目と合しない。

「につしやうのこゑの事」「じかなの事」「三じかなの事」はすべて字音假名遣の問題で國語の假名遣ではない。

「かなじ本じの事」「かたかな本じの事」は假名の字源を示したもので、假名遣のことではない。

(三) 行阿假名遣に於ける項目の配列には系統が無かつたが、本書ではすべて「いろは順に従つてゐる。

(四) 項目の抽出には行阿假名遣に比して著しく分析法が使はれてゐること。たとへば行阿假名遣に單に「を」として挙げられてゐるものを本書では、「かしらにかくを」「中にかくを」「すえにかくを」の如く文字の位置によつて整理されてゐる。

(五) 例語の語彙は行阿假名遣と共通のものもあるが、新しい語も可なり多く取り入れられてゐる。

(六) 項目の左註として注意すべきものが本書に於て次の三ヶ所にある。

1 へをゑとつかふ事

へはふとひにちなむ。たとへばいはふのかなには、いはひ、いはへと云かな有。よは是になぞらへ。

2 中にかくえの事

えはゆにちなむ。たとへばこえてと云かなには、こゆるとかな有。よは是になぞらへ。

3 きくいのいにはひをつかふ事

たとへばとき、とく、説、はき、はく、吐のかなには、はひて、とひてのかな有。いそぎ、いそぐ、いそひで急。

これ等はいづれも「祝ひ、祝へ」「越え、越ゆる」「説き、説く」「吐き、吐く」「急ぎ、急ぐ」の如く動詞の活用形による假名遣の相違を、それとはなく意味と用法の上から認めてゐたものらしい。このことは行阿假名遣に就いても言はれたことである。

(七) 項目の中に「ひく事」としたものが、

うにてひく事 たうとし尊 いれう入 いらう入 はやう早等

ふにてひく事 いふ云 はふ聞 ゑふ醉 ちかふ誓

の二條ある。これ等はその例より察すれば、「う」の音、「ふ」の音を長くひくといふことではなくて、

たうとし トートシ いれう イリコー いらう イロー はやう ハヨー

いふ ユー はふ ホー ゑふ ヨー ちかふ チコー

の如く發音することを示して、これと假名文字との關係を示したものと思はれる。

なほ本書の終の部分に「かな遣の事」といふ別章があつて、假名遣に關する注意が述べてある。即ち、中のえを書事。中をゆとよむはみな中のえを書べし。

越 消 絶 燃 肥 見 聞 寒

ほををとよむ事。字のこゑをはねてよむは皆ほを書也。

鹽 顔 熏 白 槿 嚴 竿 拖 潤 烟 郡

はしのををかく事。小字の類はいづれも端のなるべし。

小舟 小川 小鹽 小嶋 小野 小篠 小倉 小忌袖

はしのへを書事。ひふへと通ふはいづれもはしのへなるべし。

思ふ ねがふ むくふ いふ つかふ まよふ

中のみを書事。下のひゞきあまたに通はず唯一様によむは中のみなり。

くれなる たましる くらゐ よる 雲の まどゐ くるな きゐる よる枕 こゐとる

おくのゑを下に書事。

よゑ いゑ うゑもん さゑもん さへもんなら
ばあやまり也

はしのいを下にかく事。聲に字の下いとよむははしのい也。

ひたい らいはい たいない れい ないく

うの字を書事。下にひゞきあまたによまさるはいづれもうの字なるべし。

堂塔 僧 法師 女房 同道 少々 興立

此類聲によむ字の下をうとよむはみなうの字也。

むの字をうの聲によむは字のくちをむすびてよむをうとよむ也。これを間のかなといふ。

埋木 梅 烏羽玉 馬

物を結ふといふ字いづれもはしのを也。

玉のを 琴琵琶袋のを 大かたこれ
にて可助

尾の字は皆おくのお也。

尾上 山尾 鷹のお 獸のお

押などといふは端のをなるべし。

鐘の音 風の音

みなはしのを也。ばせをは尤はせうとは禁ズ。しをにの花をしをんと禁ズ。りうたんの花尤りんとうの花とは禁ズ。

女ははしのを男はおくのおなり

しろたへ、たへかね此二つはひふへに通はざれ共はしのへをかく也

歸雁などはひふへに通はざれ共、歸るとかなにて書時は中のえ也。奥のゑは字形あしきにより端のへを書也。

をのれ、をのづから、をのが、をのく是はわすれても奥のを書べからず

おほし、おはします是ははしのを書誤りなり。おはしますといふ事は御座といふ事也。いづれも御の字はおくのお

わといふ字は字形に書べし。必下に書事は誤り也。女の文にいわ井と書事口傳

日 野 資 綱

この別章は行能假名遣とは全く別のものであつて、書寫した人が自分で集めておいたものを、同冊として綴り合せたものである。大體の項目が「假名遣近道の事」とは、同様であるのも、行能假名遣の本文でないことを示してゐる。

二 「後普光園院御抄」 こくわうをんみんぎせう

序は「定家卿假名文字遺序」と題して所謂行阿假名文字遣の序と同じものであるが、内容は全く異なつたものである。奥書には「永徳二年季冬 攝政太相國御草名」とある。藤原良基の撰である。持明院家傳書第五をなすものである。東京帝國大學の藏書を謄寫したものが京都帝國大學の國文學研究室に現存してゐる。それによると本文全部は次の通りである。

かかれざる字有之 聲 梢 末 の類多し

一初のは 色はのはの字也 故に天爾波のはの字皆悉はの字也 或又母字に用る事もあり 代 終 際 等の類多し

一後のわの字我の字也 故に父字にのみ用之 謂 私 臆 病 藥 早田 等の類也

一ふむう三字通用 ふとむと通ずる事 りに熟する文字ふの假名也 いはく 煙 眠 侍 巾 等の類多し 又

むとうと通ずる事あり 唇音に呼ものはむの字なり いはく 馬 梅 毒 鳥 玃 玉 等の類多し 齒音に呼者はう

の字也 いはく 兎 牛 等の類多し うとふとは音に呼字又は延かな皆うの字也 いはく 精 靈 經 等の類

多し 訓に呼字の延假名は皆ことくくふの字也 いはく 夕 云 昨日 今日 又入聲の字は音なれども必ふの

字也 いはく 臆 法 藥 集 等の類皆ふの字也

一踏字の假名をにの字にてはぬる事は 謂 難波 丹波 錢 等の類少々 又踏字の假名をみの字にてはぬる事あり、

いはく 涙 神事 讀居 いはく假名にはなみたと書てなんだとむ也 かなにはかみわざと書てかんわざとむ也 等の類多し

一ひとみと通ずる事有 いはく しの字に熟するはひの字也 いはく 樂 悲 等の類 かなしきと讀 かなしきも同様

芭蕉の假名をばはせをと書之 龍膽をば假名にはりうたんと書てよむにはりんとうとよむ也 委子細は口傳に有

一字 露 如此一字調の類也

二字 反音 如此反讀の類也

三字 中略 如此の類也

霞 菖蒲雨 桂唐 如此の類也

花 夏 水 如此反讀の類也

三字 中略 如此の類也

霞 菖蒲雨 桂唐 如此の類也

第三章 定家假名遣の傳流

四五

鷺杭 玉章松 苗代齋 如斯の類也

いろは作者の事

空海和尚直筆いろは鳥羽の寶藏に有之 以之爲正證也 或一條家の説には阿部仲麿の作也と云々 其故は仲麿以大和假名傳大唐故と 然とも此義をは於一條家不用之也穴賢

永徳二年季冬

攝政太相國御草名

三 「假奈津可飛」

卷頭の題には「九折假名遣」とあるもの、隱士徹山が左の序を添へて享和三年初冬、觀古堂より刊行した三條西實隆の假名遣書である。

いろはの文字いできてより、やまと歌は假名をもて書事になりぬれば、おほよそいゝへえなどのわいためなくては其意たがふ事あるべし。よりてふるくは源順の作れる萬葉のかなつかひあり。中古には定家卿のをしへをつたへし二人丸祕といふ書あり。其後かなつかひの事に心をいるゝ人まれなるにや、その事をつたへたる書おほく聞ず。こゝに逍遙院内府公のしるしをかれし書あり。其理わきまへやすくして未學の捷徑なり。よて予が門にあそぶ人に見せけるに、いとせちにうつしつたへん事をこふ。されどうつせる書にはつたへあやまる事おほかれば、文字のたがひいできんことをおそり、またひとりにつたへて外にゆるさざらんもあしければ、世に廣くして後學のたよりにもとおもひよりぬれば、こたび梓にのする事となりぬ。

隱士 徹山 識

本書の内容は二部に分れ大體は次の如くである。

まづ「九折假名遣」と題して、

い ついたち 朔日 等四十六語

る よる 宵 等三十三語

ひ さぶらひ 侍 等十七語

ほ いはほ 巖 等二十七語

ふ ねがふ 願 等二十一語

う わかう 若 等五語

又文字の聲のとまりにひくは皆う也。東冬江唐これらの類也。

へ そろへ 揃 等三十二語

え さえ 冴寒 等三十三語

ゑ こすゑ 梢 等十四語

を をか 岡 等七十五語

わ たほん 御 等五十一語

あ あふみの國 近江 阿武隈川

あふなき 奥なき也

あふささるさ往來様 あふむ 鸛鵲

あふなく 伊物に有

は 字頭にわといふはみなくわ也。二つめ三つめより下によみつゝけたるは皆然也。

いは岩 等八語

の諸語例をあけ、最後に、

かなつかひにちか道といふものあり。愚耳にきゝしらぬ所くあれば、これは事おほくかきつけてつゝらおりと名づく。ちかくてとをき道なればなり。

次に「假名遣相傳の事」と題して次の内容がある。

一 はしのへの字をかく事ははひふへほの五音に通ひてふひへくとむる字は皆はしのへをぬく也。

思 おもふおもひ 迷 まよふまよひ 等例語七十九語

又此外にふひへの字を略せる字も有。

煩 わづらふらふ 咀 まじなふまじ 等例語二十九語

此外はひふへほの五音に通せぬ字なれどもはしのへを書侍る字あり。

前 まへ 歸 かへる 妙 たへなる 堪 たへかねて たへがたし

霞 さへ 花 さへ 實 さへなど古歌にあり。

右のまへ、かへる、などはひふへほに通はざれども中のえの字おくのゑの字あはざるゆへに字のさまのかきてよきまゝにはしのへを書なり。是等のたぐひおほきなり。

一 中のえをかく事

やいゆゆよ屋爲遊江夜 五音かくのごとく通るによてゆえくとゆく字は皆中のえ也。ゆえき_はは_のえの字同類也。

越 こえ 消 きえ 等例語七語。

此類中のえをかく也。越の字こゆるとよむ。こゆるのゆの字にひかれてえてと中のえを書也。

一 はしのをの字をかくこと

小の字を本字に書てをとよむ時は皆はしのをの字也。

をぶね舟

をしま小島 等例語十五語

小の字を本字に書たらむ類はみなくはしのを也。忘れてもたしほ山に倉などかくべからず。

一 大の字はたくのた也。

たほひえ大比叡

たほの大野 等例語十五語

かく大の字はたくのた也。大小の字の差別也。

一 ほの字をかきてをと讀事

本字のすゑ音にてはねたるは何れもほの字を書としるべし。

いほり庵

しほ鹽 等例語十五語

この類也。また

こほり氷

これははねぬなれども、ひのこゑによりはひふへほの相通にてほの字を書也。

いきほひ

よそほひ

此二字など唐音にはねたるゆへには也。

たほせ仰

たほく多

たほせい大勢

右の字は聲たもき字なり。さるによてたくのたの字かしらにかく也。

たくのおをかきたゝといふ時はしたにはほの字なり。分別の入たる事也。

一 絃緒の字いづれも物のをといふ時ははしのを也。

たまのを玉の緒

としのを年の緒 等例語十語

右の絃緒の二字はしのをにさだまる。玉のをことのをいづれもたくのたにあるべからず。

一 尾の字何の尾にても尾の字本字に書たらむは皆たくのた也。

たのへ尾上 まつのた松尾 等例語六語

禽獸のた是等はみなくたくのたなり。

一 はしのいをしたにかく事

聲によむ字は皆はしのいなり。

ないく内々 さいく細々 等例語十四語

此外聲によまねどもかきならはせるゆへにはしのいをかける字あり。

たいき ついまつ 権松 なまめいたる 舞 かいまみ 相聞見

一 字の下にはしのいを書心歌をあいずるなどいふ詠の字歌をゑふすると下のひきかよはざるをばはしのいにかくなり。

一 たくのゑの字書事

こゑ聲 すゑ末 等例語十七語

これらの類なり。

一 中のゐの字書事

其字くむによめる字の下をゐの字によめる字みな中のゐ也。

くらゐ位 くれなる紅 等例語二十四語

右の字他准之。

一 むの字をうと聲によむ事

喉舌唇の三のうちにてよめる字はみなむの字なり。

むば玉の夜后羽玉夜

むまるゝ生

むまれ木埋木

むべ山風宜

せうとむば扇

右の字みな口をむすびてよむ字也。音曲などに分別する義なり。

一 音の字をとよむ時はいづれもはしのを也。

をとほ山音羽山

をとほし川音無川

かねをとづれ舞音舞

風のをと風音

一 わの字をば一字の中にも下にも書ぬ事なり。字かしらに書べし。

わかれ

わするゝ

われ人

わかの浦 等例語九語

此類をして知べし。

一 又車の輪といふ時わの字をかけるによつて、輪の字を書たらんは皆わの字をかくべし。

みわの杉三輪杉

あねわの松三輪松

みつわくむ三輪組

かく輪の字を下にも中にも書時はみなくわ也。輪の字の外に中下にわの字かく事なし。

一 ハ此字は本字ハ文字也。字頭にきて、ハかるゝ、ハするゝな、ゆめくよまぬ字也。

とはるゝ

あらはるゝ

さそはるゝ

など下にも中にもなる時は書也。又

あわれ

いわれ

いわほ

などかく人有。中にも下にもかゝぬ事なり。

一 うの字を下に書事

こゑによむ時下のうといくは皆う也。

せうしやうの將

じゝう侍従 等例語三十一語

これらの類也。此外ふの字を書事なし。

初心の人あやまりててうをちよう、ねうをによふ、せうをしやふなどかく事あやまり也。

一 自己各此三字何れもはしのを也。

をのづから

をのれじ

をのく各

これらのるいたくのたをかくべからず。

一 生の字ふの音によむ事あり。それをまたうのこゑによむ時はかなにかく事ふの字也。

あさちふ蓬芽生

よもぎふ蓬生 等例語九語

又垣は

右垣ふとこそ書べけれどもふの字はほに通ふ也。はひふへほの五音にかよふゆへかきほと書ならはしたる也。

一 みの字かくべき所にひの字書事有。よむ所はみのこゑによめり。

あはれひ憐

かなしひ悲

たうとひ貴

かひなみ川神南備川

一 芭蕉といふ事をうとかくべきをかなにはせをとかく也。

古今物名蕉

いさゝめにときまつまにぞひはへぬる心はせをほ人に見えつゝ

此歌は篠・松・枇杷・芭蕉葉此四をたち入たる也。

一 龍膽の花と書事りむたうと書べきをりうたんの花とかなにはかく也。

龍膽

同我やどの花ふみしだくとりうたん野はなればやこゝにしもくる

此歌を讃歌としてりうたむと書也。

一 しをにの花しをむとかくべきを、

同ふりはへていざ古郷の花見むとこしをにほひぞうつろひにける

一 あふひ葵

同かくばかりあふひのまれになる人をいかゞつらしとおもはざるべき

一 けんこし素年子 かなにはけにこしとかく也。

一 同うちつけにこしとや花の色をみん置しら露のそむるばかりを
きゝやうの花と書べきをかなにはきちかうの花と書り。

一 同秋ちかう野はなりにけり白露のをける草葉も色かはりゆく

一 花たちて花落

たく山奥山

たそれ悉

たはします御座出行

たほしめす思直

一 これらなどはしのををかくべからず。

一 をちこち遠近

をしへ教

をこなふ行

をこたる意

をよぶ及

一 をがむ邦

をろか燕

をろそか燕

をそき燕

をかべ閑遠

一 をのこ男子

をんな女

男はたくのた也。

一 得の字は中のえ也。

一 たりをえて 人を待えて 心え

一 花を折はたくのた也。手折はしのを也。雪の下折もしのを也。

一 たやといふ時はたくのた也。をや子とつゝくる時はしのを也。

一 桶といふ時はたくのた也。小桶といへばしのをなり。

一 をくるはしのを也。

一 たきはたくのた也。

一 山のかひはひの字也。山のあひだといふこゝろなるべし。

一 どの字は玉也。

まは番

まは磐

わは和

ら化

多は布

ぬは婦

一 をは遠

残は越

疎は經

とは土なり

一 えだ枝榮條

えらび撰

えびす夷

此三は中のえをかきならはし来る也。

一 眞名以呂波

(略)

一 五音相通連聲之事

あいうゑを　はひふへほ　まみむめも　さしすせそ　やゆえよ　たちつてと　らりるれろ
 なにぬねの　わひふへた(本文は九行に並べてある)

一 漢字は聲のみ用ひてよみといふ事なし。和字はよみとこゑとにいひ分て眞名假名と名付たり。中にもよみを本とすといひながら、聲の數をあつめて眞名一字の心をわかつてり。是をかなかきといふ。此かな書に重き輕き有て事の分を口にはするといへども、かなづかひの差別はさらにあらざりしを、河内守親行かなをかき分てあまねく人にしらせんとて一冊をつくりをかれしより、かなづかひは定れりとなり。されどもそれよりこのかた歌人あまたあり。其けぢめ覺えがたきにより先古きを用ながら假名も今の人の目馴書なれたるあいうゑをはひふへほをまねび猶わきざる事どもはえらびそへあらためけるべしと思ふことしかなり。

右は大阪府立圖書館の刊本に依つたのであるが、東京の帝國圖書館藏の寫本では「假名遣相傳の事」が先に來て「九折假名遣」が後に來てゐるのと、例語の數に多少の増減があるのと、この「假名遣九折」と同じ内容に「詞林」(神祇部四十三語、春十七語、夏五語、秋十五語、冬六語)を書き添へて一本とし、外題に「假名遣相傳抄」とした寫本がある。「詞林」といふのは「詞林三知抄」の一部を抄録したものであらう。

四 「隆量卿假名遣」

鷺尾殿隆量卿假名遣とあるが、内容は行阿の「假名文字遣」、「定家卿假名遣少々」、「人丸祕抄」の三を合はせたものである。美濃版寫本、京大國文學研究室藏で、奥書に「明應九年五月書寫」とある。

五 「假名遣近道」

寫本一卷、卷頭筆はじめに「假名遣近道」とあつて漢字で書いた「いろは」があり、次に「音連聲相通」と題して漢字の五十音圖が擧げてある。各行の下部に「口初三相通」(ア行)「唇横相通」(ハ行)の如き説明が加へてある。而して「お」を「の」所屬には誤がない。以下本文の大體をあけてみると次の如くである。(東大本を寫した京大國文學研究室本に據る。)

一 端のへの字の事 五音相通にてふひへ／＼と讀字は皆への字なり

ふひへ トモヲ 嬰 語 倡

ミミミ タビヲ 漂 潤 遠 等例語八十一語

はひふへほの五音ははひに通じへははに通故にふひへの める字はこのごとし此外へふ／＼と書寫の事

かへ かふる かぞへ さかへ

さかふる ほへ こたへ こたふる

ふまへ ふまふる そなへ そなふる といのへ

といのふる

一 端のをの事

しをり をこなひ をぶね 日ををふ

をよぶ をがは水 をしむ をろか をのれ

をしま

をす

をちこち 等例語四十五語

本字追小緒音の字は皆端のを也

一 奥のたの事

たよぐ

おもて

おつる

おもき

おそれ

おや

おとこ

おもひ

おほえ

おはします

おきな

おひ 等例語四十三語

本字御大尾負生長折の字は皆奥のた也

一 中のえの事

やみゆえよ相通故にゆえ通かなは皆中のえなり

見え

みゆる

きこえ

きこゆる

きえ

きゆる

さえ

さゆる

こえ

こゆる

もえ

もゆる

たえ

たゆる

人をまちえて

時をえて

本字得の字は皆中のえなり

一 端のへの事

しろたへ

たへなるのり

たへがたき

まちたへ

本字妙塘の字は皆へなり

一 奥のゑの事

こゑ

すゑ

つゑ

ゆくゑ

ゑしま

このゑ

ゑもん

ひやうゑ

ゑし

此外本字衛の字は皆奥のゑなり

一 端のいの事 音によむ字は皆端のいなり

ないく

ざいく

たいない

たいけい

くわいたい

らいはい

たいかい

たいてい

又讀に端のいを書事

おい

かいまみ

かいのしづく

是は一方にいひ詰たる故也

此外よみに端のい書事は有まじき也

一 中のゐの事 訓に當る一方いひ詰てあまたにかよはぬ字は皆中のゐなり

くらゐ

くれなる

たましゐ

ひたゐ

つゐに

うゐかうむり

にゐまくら

やれくる

いる

やまゐゐのかすみ 等例

語二十八語

本字居井意の字は皆中のゐ也

一 わの字の事

われ

わふる

わくる

わする

わかれ

わし

わたのへ

わたつみ

わたのはら

わかのうち

みわのやま

あねわの松

みつわくむ

かなわ

本字渡和輪の字は皆わなり

一 音にはねたらん字をおとよむは皆はと心得べし

かほ

さほ

かほる

あさがほ

おほふ

いはほ

おほやけ

うるほふ

こほり

是ははひふへほに通じてほと書也

いかほのぬま

まほの海

さほひめ

まつほのうら

本字保帆の字は皆ほ也

一 うの字の事

言にうと云時は皆うなり

そう

つう

ふう

ほう

ろう

こう

たう

よう

せうしやう

たうちやう

ほうさう

とうたう

こうりう

一 生字を書りとよむは皆ふと心得べし

あさちふ

しばふ

よもぎふ

かれふ

そのふ

ふふ山

をふのうら

嶺におふる松

一 唇にてうと云字は皆むとかくなり

むめの花

むもれ木

むばたまのよ

むま

むべやま風

むばらからたち

口をひらかぬうの字はむと心得べし

一 ひの字をみとよむ事

かなしび

かなしふ

あはれび

あはれふ

くるしび

くるしふ

たふとび

たつとふ

たのしび

たのしふ

かみなびのみむろ

一 音につまる字をふと書事

法ハツ

入シユツ

急キツ

脇ケツ

立リツ

雑ザツ

十ジツ

濕シツ

及キツ

合カツ

甲カツ

業ゴツ

納ナツ

汲キツ

却コキツ

倒タツ

塔タツ

一 假名遣之體用之事

思は體也 思ひ 思へは用也 他准之

右一冊者一條禪閣御作也

右一冊者會我尙祐舊記也爲家傳之祕書

依越中守殿御所望致調進之候 而已

寛文五巳六月九日

久保 金左衛門
久保 吉右衛門

保 菊月重陽之日燈下ニ寫之

畔霞堂藏

六 「假名遣近道抄」

寫本一卷、京大國文學研究室本によれば外題には「假名遣近道」とあるが、「國語學書目解題」に所謂「假名遣近道抄」とあるものに同じである。「一步」を「一步抄」として引用してある書もあるから「抄」の字は或は省き或は加へることもあるらしく思はれる。京大國文學研究室藏本の寫本によると、筆始にも「假字遣近道」とあつてまづ、

ふう ひいる へゑね ねをほ わは むう ぢじ すづ

の十八字をあけ「ひをいにつかふ事上になし大かた音の下いととまるはよみの下のいにひを書也勢いさなり類よほひ類いさなり」と記し、次に假名の五十音圖があけてある。「お」「を」の所屬を誤つた五十音圖である。以下本文の此類也」と記し、

大體を摘要する。

一 へを糸につかふ事上になし 大方よみ三字の中下に遣ふ也

かへる 歸 いへども 間 とへども

たとへ いにしへ なからへ

此類也 第一ふひへとかよふに專遣ふ也

おもひ 思 おもふ 同 おもへ 同

か様に三つにひやくことに遣ふ也

一 ゐ 井 同也

おもき事に遣ふ也

くれない井 くらゐ

かやうにくれないへともくらふともいひかひのなきつまりたることに遣ふなり 其外居のかに遣ふ也

一 ね え 同也

おもきはゑ也 かるきはえ也

もえ もゆる

きえ きゆる

さえ さゆる

きこえ きこゆる

かやうにゆの字に通ふ事に專遣ふ也 其外得に遣ふ也

一 た お 眞草也

おもきはた也 かるきはを也

太
たほ

尾
に

御
たほん

思
おもふ

たとへば

大原山
たはらはやま

尾上
たのへ

御意
たほんめぐみ

思
たほし召

御座
たはします

此外たもき事に遣ふ也 是にて伺ひ知べし

たとへば

男は重く

女は輕し

奥山重く

送輕し

他皆是に准ふべき也

一を、殘 同也

かろき事に遣ふ也

小

晉

押さへ

小原
をほら

舊信
をとづれ

をし

をさへ

其外てに殘はに遣ふ也

是にて伺ひ知べし

一わ、同也

大方上の字也

おもき事に遣ふ也 てにはつかふ事なし

一はをわに遣ふ事

はそへ同也

大かたよみの申下に遣ふ也 上になし

よはひ

あはれ

此心也

きはた 木綿
なには 難波

きわた 木綿 綿はわたの字ゆへ也
をとほ 若羽 二字なれども波もはの字ゆへ也

三輪

鐵輪 輪はわの字故也

是にて此類可心得 ほか其外てにはに專遣ふ也

一 ほををに遣ふこと 正字の音はねたるに專遣ふ也

ちや 白 びやく 顔 がん

此類也 上になし

一 むをうに遣ふ事

口をむすびていふはむ也 口をひろげていふはう也

うし 牛 うし 牛 むめ 牛 うし 牛

是にて此心知べし

一 ふをむにつかふ事 おほくはなき○

とふらひ 市 うかぶ 浮 さくらふ 作

此類也 ぶとにこりてよむ事も有ゆへか

一 ひをみにつかふ事 多はなきか

うかび 浮 神南 神 えらび 機

此類也 濁りてよむ事も有なり

一 へをめに遣ふ事 多はなきか

うかべ 浮 押賀 押 をみなへし 女郎花

右近衛
うこんのさくら

此類也 べとにこりてよむゆへか

一 ぢじ

富士
ふじの山

藤
ふちの花

此類心得有べし

一 ずづ

不見
みず

水
みづ

他是にて知べし

一 いぎひ

是はいひなるべきなれども亡者のみはいにまぎれことのあるにより如此但歌書詞書等にはいはいはひいと書べし

一 つあ

是もつひなれども井を書べし

かなはよろづかやうのところにころをつくべし

右の外すばりひろごりは其正字によるべし 先如此よくがてんいたし候得者一切のかな皆右の通にて候 正字のしれざるは定家の假名とて摺本有 是にて引見たるが能く此傳受なく候ては定家のかなもがてんなるまじく候 たからも大分の事をば人も聞えよび見及び稽古を望候へば秘する事ならざる物にて候 かやうの事は人もしらざるゆへにいよいよ秘したるが能く子孫の外へかならずつたへられまじく候 歌學者の書たる本など能見候へば自然とがてんあるべし

次に漢字のいろはをあげ、續いて別の漢字のいろはを示して、更に次の如く書いてある。

是をかはるのいろはといふ かなとて別に字のあるにてもなく正字のあることなればうつくしからせんとて我まゝに書事にてはあるまじ 假名の筆道などといふも筆勢うけをし正字の筆心に叶を專にするにかけたる事なり

惣ておもきかるきといふ事分がたき物也 海はおもく川はかるし 山はおもく谷はかるし 木はおもく枝はかるし
おとこをんなのかなも如此 鳥の跡をたしなむほどならば假名づかひの吟味第一成べし 名人の歌など書たるもかな
のあやまりなき也 手のよき人のかなづかひのあしきは胸中の本押はかられてあさましき者也

かた濁りといふ 如此大方はねたる詞つめたる詞のしたに有物也 たとへば

酒一はい

絹一ひき

馬一ひき

はんや枕に入
細也

辻のぼんや

此類也 上下のうつりによりてまざるゝことあり 大事の假字書の物はかたにこりもろにこり髓につけたるがよきと
きゝをよびし 残りは切紙にてつたへ候 一切の大事是が專一 又くがこんのまいる様にいたし可進候 かれとて
も此旨をがてんいたすべきための事にて候

以上記し來つて次に「丹抄かなつかひ」の題目をかゝけ、以下の項目に就いて説明してある。

一中のえを書事

一ほををと讀かなの事

一はしのを書事

一おくのお書事

一はしのへを書事

一中のゐを書事

一奥のゑを下に書事

一はしのいを下に書事

一うの字を下に書事

一むの字をうのこゑによむ……

一もの緒といふ緒の字……

一をしをさへなどといふ類

一物の音

一をのれい、をのづから……

一おほしめす、おはします……

一おとこ……

一をみなへし……

一ばせをば……

一しをにの花……

一りうたんの花……

一けにこし……

右の諸項目ならびにその奥の「此近道の口傳の外に彼はかける假字おほし云々」の詞も、次項「かなつかひ

近道」の「寛永三年正月吉 大納言判」とあるものと大差が無い。但し「丹抄かなつかひ」の「丹抄」はその語義を明かにしない。

更にその次に「假名遣近道略歌」と題して以下の記述がある。

一 はしのいを下に音

こゑの下のいととまれるはみないもないくさいくさいいしだい也

一 同下に讀

字のよみの下にいの字を書ものはこいたいひたいかいもたいはい

一 中のゑ上に

中のゑを上を用ゆるそのときはゑせきゑげたにゑなはゑな野や

一 同下に訓

中のゑは下のひゝかぬ時にかく雲井くれなゑまとゑしゑしば

一 端のへ

端のへはふひへとかよふかなにかくおもふねがひをかなへともなふ

一 中のゑ上に

なかのゑを文字の上にかく物はえいらんえほしえもきえにしぞ

一 同訓

中のゑは中をゆとよむ時ぞかくおほえおほゆるさえさゆる也

一 おくのゑ上に

字の上に奥のゑの字を書くものはゑびすゑびるゑむゑいずるぞかし

惠美酒 蝦 笑 詠

一 同下に訓

おくのゑを下にひいかぬ時なれやこゑ聲する行衛ひやうゑさゑもん

一 はしのを

字のこゑのはねてよむ字はほをぞかくかクンほるあサかハいイシほりしエシはサは

一 中のを

なかのをはちいさくかろき箱のをやなくつゆのをれをさへをしをと

一 おくのお

おくのおはおほきにおもくおはします鳥のおおほくおほしめされよ

一 下にうの字

下によむうの字は口のすはりなりはうこうねうはうきうしせうかう

一 むの字

むの字をば口をむすべる時ぞかくむまむばたまやむめのむもれぎ

一 おくのお

おくのひをふひへの外に書もあり勢いきをひ船よは類ひたくひなるらん

一 其字に持たる假名

備りて五音の外のかなもあり剛體あり井あ宿ろ直あ猪づととのゐるのしゝ

一 相通の假名

をしなべてゆふるとかよふかなもありおほえおほゆるまじへまじふる

一 輕重の書別

一 おけこをけおとこまをとこおる手をおもむきをもむくおもしろうして

うつりの文字に可心付

たとへば

手ならふはじめとかゝんを手ならふはじめとはあしく如此字は先手ならひとひやかせて見てらの字といへる事を知

べし

一 通用の文字

ためしなるためしなる

ためしためしなりなり

ためしなりためしなり

ためしなりためしなり

かざしかざし

ありとしらありとしら

物を社物を社おもへ

一 をくりかな

侍らん 三字めをくる也 侍べらんとはあし、成らんもおなじ心得 來つらんの時は如此 來らんとはあしし

四五字のよみははたにく文字ををくる也

調ふる

調へる

調のふる

調のへる 調る 此三つはいづれもあしく

一 ゆふべよの中に

夕

世中

右よろし

夕べ

世の中世の中

よの中

世のなか

右の通なれば又よろし

一 手爾葉の歌

ぞるこそれ思ひきやとははりやらん是ぞ五つのとまり成ける

此心は先ぞるとは上下の句の内ぞととまるは下の句のとめをると書とむる也

たとへばぞる 花ぞむかしの香に匂ひける 空にしらぬ雪ぞふりける

こそれば 名こそながれて猶きこえけれ

おもひきやとは おもひきやしちのはしがきかきつめてもろ夜もおなじまろねせんとは

はり わかきのむめは花咲にけり 色はかはらず花咲けり

やらん なりやしぬらん 霜やをくらん

凡如此餘准て知べし

追加

一 はしのいをよみの下に書事

きくしいの五字にかよふははしのいを書なるべし いきしちうくすつ同のゆへなり たとへば

無^{なく}
な^{なく}
し^{なし}

泣^{なく}も同 又 書^{かきて}
な^{なく}し^{なし} 又 聞^{くらし}
な^{なく}し^{なし} 又 聞^{くらし}

又 聞^{くらし}
く^{くらし}らし^{くらし}

くらゐ共くらひ共くらふ共書ず

きくしいのゆへにいとを用る也 くにかよふは皆い也

解とく
とく

如此

一 聲の下のかにふを以てのふるは入聲ばかり也

平上去の三聲はうを以てのぶると也

たとへば

莫。集。

まんえふしふ

胡蝶。こてふ

四聲とは

平。上。去。入。

天子萬福。

上		去
平		入

是にて准へ知べし

此類他准之

凡是にて一切の假字の埒あきまりす事にて候 字によりて假字のしれざるは定家の假字とて摺本有 凡是にしるせり
その外は韻經を可取見候 乍去何の書物も此傳受なくては用に立事あるまじく候 可祕々々 穴賢

寛永二年七月日

實

條

西三條殿
前右大臣

久脩侍従とのへ

榮らせ候

右入道傳授之一卷。必不可有他見被背此旨者可被蒙違誓約之罰者也仍如件

源 公 風 謹 誌 之

本書は奥書にもある通り西三條實條の撰であつて、持明院家傳書の第四をなすものである。

七「かなづかひ近道」

寫本一卷、京大國文學研究室本によるとその本文は次の如くである。

一 中のえを書事 中をゆとよむはみな中のえなり

越こえ こゆる 消きえ きゆる 開きこえ きこゆる 等例語十一語 異本云上下に中のえヲ書類

櫻實えのみ 木末はすえ 末すえ トモ 等十四語 重きは多輕きはえなり

一 遠とと端はのえヲ書て抄物しやうぶつにも有り是は書にをは置の字なれば上にとト假りに置故カ

一 ほををとよむ假名の事 其字の聲をはねて讀たるは皆ほををに遣也

應おほし は 應いほり は 顔かほ 等十二語

又聲はねどもほヲ用ゆる傳受如左

覆おほふ 直すなほ 氷こほり 催もよほす

一 端のえを書事 小の字の類何も端のえを書なり

小船ふね 小野の 小山田やまだ 等九語 行をこなふ 是は小にてはなけれ共書傳受也

一 おくのおを書事 大の字の類皆奥のおなり

大空おほそら 大方おほかた 大原山おほはらやま 等八語

一 はしのへを書事 ふひへ此三つにかよふは何も端のへ也

思おもひ ふ ねがふ 願ひ いふ 云ひ 等五十八語

一 ふひへの中のひにかよはねども書字

わきまふ 辨 なからふ 在生 たくはふ 貯 等十三語（この中にはをしへをしふる教への様な例もある。）

異本云端のへを書字

家いへ 歸かへる 妙たへなり 等十五語

右の類ふひへのふひにかよはね共端のへなり

又云

晚鐘いりあひ 彌生やよひ 山峽山のかひ 等十七語(この中には初聲ことひの様な例もある。)

右何もふへにかよはね共ひヲ書也

又云

夕ゆふべ 葵あふひ 栲あふち 等十一語

右の類何もひへにかよはね共ふの假名也

一 中のゐを書事 下のひいきあまたに通はず只一筋に讀分は皆中のゐなり ゐと井は同じ重き事に違なり
くれなゐ くら井位 たましの端 等十七語(この中にはいゐ 飯 うゐかうぶり初延 にゐまくら新統 のやうな例もある。又つゐに終にはひの假名なれども傳受にてゐヲ書也の例もある。)

一 奥のゑを下に書事

聲こゑ 末すゑ うゑもん右衛門 等七語

一 端のいを下に書事 下の聲あまたに不讀分は端のいと心得べし

老藤覺おいのねさめ 草木生てはおいて是はひの假名なり およるなどと云故にふひへに通ふ依て生の字はひのかなおひてなり 垣間見かいまる 等十語

大略文字聲によむ時も下をいと讀る分はかなにも端のいと必ず覺て書べし

くんに讀字の時下をいと讀といへ共ひの假名に書字あまた有

驚うくひす 葵あふひ 今宵こよひ

一 うの字を下に書事 下のひいきあまたに不讀分はをといふをうにて書なり

僧そう 法師ほらし 燒香せうかう 等十一語

右の類もこゑに讀字の下をうとも讀は太略皆うの假名なるべし 訓に讀時下をうと讀字は又ふの假名をうに讀も有べし 心得考べし

一 むの字をうの聲に讀は口をむすびて讀字皆むをうに書也

埋木 むき 梅 うめ 生來 なまれきて 等五語 牛 うし 右近 うこん 是等は口を明てよむ字なれ共うの字にてよし

一 けにこしと書事

うちつけにこしとや花のいろを見むをくしら露のそむる斗を

此證歌にてけむこし不書をしるべし

一 物の緒はいづれも端のをを書べし

尾緒 おの 琴緒 こと 琵琶緒 びは 等九語 通 根本にとをると有は違ひ也

一 尾の字は奥のおを書事

尾上 おの 鷹尾 たか 山鳥亂尾 やまどり 等四語

一 端のをを書事 をと残と同じかろきとしるべし

押並 おしなへ 押へて 押明方 おしあけがた 等七語 女郎花 かみな をんなとは端のを書故也

一 男といふ假名奥のおを書事

男 おと 是に二色有 をのこ たのこの時は 女 をなん 男は重し女は輕し おは重しをは輕し 輕重合點す

べし 奥 おく 邊 へん くら

一 置といふ字奥のおと此所に有れど政胤改之端のをを用方に決定する也 物置 もの置き

(中略)

一 むをうに書 うをんに書事

龍膽りうたん 常は世に是をりんたうのはなと示此かなは文字に常て見へ
たれ共和歌にてて讀時はりうたんと書てりんとうと唱なり

證歌 わが宿のはなふみしだくとりうたん
のはなければやこゝにしめくる

一 端のをを書類の事

己をのれ 自をのづから 各をのゝ 等四語

一 奥のおを書類の事

思召^{おほしめす} 御座^{おわし} 御^{おほんとも}

一 ひをいにつかう事 大方よみはひにて音はい也 上にひをいにつかう事なし

勢^{せう} 類^{るい} 類^{るい} 類^{るい}

一 へをえにつかう事 上になし大方よみの字の中下に遣うなり

歸^{かへる} 雖^{いへども} 間共^{いへども} 等六語

一 はへ榮へなり 生^{せい} 生^{せい} 交 夕榮も同じへ也ゆふばへ

一 たとおと同じ字也

一 おは重しをは輕きなり

一 わとまと同じおもきかなにて字の上に置と心得べし 字の中に不書てには遣事なし

一 はとそとハと同じ大方よみの中に遣又下に遣也 上字になき方也 上もはとすみてよむ字は皆此三つ也 上にてま

とよみはと不讀は皆わまと可知 はをまに遣事大概左のごとし

齡^{よはひ} 哀^{あはれ} 栢^{きはだ} 木綿^{きわた} 難波^{なには} 音羽^{おとのは} 三輪^{さんりん} 鐵輪^{てつりん} 橘^{はし}

柱^{はしら} 洲濱^{すはま}

一 ふをむに遣う事

弔^{うらふ} 濫^{うかぶ} 候^{さふらふ}

一 ひをみに遣う事

神南 かみななび 咽涙 なみだにむせび

一 へをめに遣う事

浮 うかべ 押並 おしなみ 女郎花 をみなへし

一 おじの字書事

富士山 ふじのやま 藤花 ふぢのはな 筋 すぢ

一 ずづ字書事

不見 みえず 水 みづ 數 かず 數 かず

一 祝ひの字假名書替の事

祝 ほう 本方 ほんは はい ひ と書假名 なれ 其神具 そのしんぐ に位牌 ゐはい と云 い わひと祝 いわ を書也 位牌 ゐはい はい ひ の假名也 としるべし

一 迷惑 めいわく

一 直 なほ 直 なほ

一 挨拶 あいさつ

一 扱 あつ

一 會釋 あしらみ 應答 おとこたへ と待 まち とも書 あひし

一 片濁り かたじけなく 諸濁り しよじけなく の事 大方はねたる調つめた 酒 一盃 一盃 さけ 絹 一疋 一疋 きぬ ばん や ばん や 辻番屋 つじばんや 利 一倍 一倍 り

一 右都て和歌には二つの濁り共不付物也因て歌書に濁りと云事なし 是はと紛ては不濟大事の覺書には付べし

一 異本傳に桔梗 ききやう とは書 ききやう と云也 又ききやうと云也 古今集物名の所

(中略)

- 一 せうかう 麝香
- 一 せうく 情々
- 一 こほり水
- 一 もよほす能又促
- 一 装束さうぞくと成なり組良切りょうきり せうのかな用べし せうぞく
- 一 げかう下向か也
- 一 ゑかう 回向
- 一 藤をふち渡の花
- 一 ふまへ踏 とよめり
- 一 こくりう 臨興
- 一 こたへ應 又 諾
- 一 ことはざ 謎 又 ことわざ 事業は是か 兩用と考べし
- 一 あをはか青葉 あふはかと書たる有考用べし
- 一 あひおひの松相生松
- 一 あまつさへ 鸛へ也
- 一 さいく 細々
- 一 さかづき 蓋 又 つ也
- 一 さびしき 寂 又 び也
- 一 みやゑ宮居 居はる也

一 しづみ沉

一 しづか
しづけき靜

一 童子最初に覺ゆる假名いろは本字

(眞名いろはがあげてある。)

一 かはるの伊勢半と云本字

(所謂變體假名のいろはの本字があげてある。)

右此假名道近道の口傳の外に彼是かけるかな多し 假名書字わろきもあれば端のいや奥のひや中
有 中のえはゆきと行 をもてかける右にしるせるより外に中のえを書字は有べからず 端のへ
ける字多し しろたへたへかねてなどの妙と端との字にてふひへにも通はざれ共端のへを書習と
歸屬などはふひへに行ざる字なれ共かへると云字假名にかく時に中のえ奥のふ共似合ざるに依て
といふにかゝせり 他准之て知べし ほりひろこりはその正字に依べし 凡是にて一切の假名
し 若又正字のまがはしきは定家假名遣と云すり本或 ゐん本等をもひき見てよし 此傳受なく
合點ならぬ物と知て堅く他見他言みだりに傳へなどする事有べからず 家の寶も深く稽古せんと
する事もならぬものなれば其實を見考て後ならでは少も不可授之 のそとして大分の事品をば
りがたし 故に常々秘密すべし 必以子孫の外容易に傳ふべからず 猶此上に歌學先達の書たる
得心有べし 假名とて別に文字を拵たるにも非ず 正字もとより有事なればみじかうせんとて我
假名の筆道など云も筆勢うけせし 正字の筆心に叶を專にして惣ておもき輕きといふ事分がたし
山はおもく谷はかろし 木は重く枝は輕し おとこをんなの假名も如此 鳥の跡を踏む程なら
るべし 名有人の歌など書たるに假名のあやまりはなきものなり 手能よき人の假名遣のあしき
るや杯思ひかけるも
ふひへに通ふ故にか
べし かへるかりと
有て端のへをかへる
なれば能々合點有べ
ては定家假名遣も聊
み厚き人ある時は祕
受の徳なくしてはし
物などよく見て自然と
に書物にてはなし
海は重く波は輕し
は假名道の吟味第一な
は胸中の程をしはから

れて甚あしき故外に又切紙にて傳へ侍る而已 一切大體事專要の所追々傳受可申間隨分道廣く日用の行總を御心掛御察り可有之者也

寛永三年正月吉

大納言判

右一帖者豫州西條滿福寺惠海之本 寫之

安永十辛丑二月書之

金松道場 廣麗

なほ次の如き奥書をもつた「假名仕近道之事」といふ刊本一卷がある。

蓋京極黃門之假名遣登用之選代尙矣肆人人資匡懷之最字事事無僞差之輕言豈聞詠調之太路者於倚賊家之荆玉四海之奇幸也而今此予別求出假名仕近道之小木添議以判外加宗祇連詞執筆之定秩與割闕氏欲擴充是亦一事之要用也者耶告

明曆三年丁酉 孟春日

賀茂 岡本保可

これは本文の終りに「夢老作」とあるので泉州堺の連歌師・歌人である牡丹花竹柏の撰したものがその原本であることが知れる。併しその内容は前項(七)「かなつかひ近道」を簡約にしたものに過ぎない程度のものである。又京大國文學研究室には、「明曆七年八月書寫」の奥書のある「假名遣撮要」といふものがあるが、内容はこの夢老作の「假名仕近道之事」と全く同様である。これを以て見るも近道といふ名稱で定家流の假名遣は可なり多く行はれたものと思はれる。

八 「類字假名遣」

刊本七卷、荒木田盛微あらき たらしの撰であつて、本書は別に「新增假名遣」といふ原本（寫本）があり、それを刊行したものである。巻頭に「新增假名遣」がある。これは原本の「新增假名遣」にもあるもので、原本は楷書の由であるが、本書では草書で書いてあつて「庚子仲秋 向陽子」とある。本書は寛文六年（二三二六）九月、荒川宗長の刊行であるから、この跋文はそれより六年前の萬治三年（庚子に當る、二三二〇）に書かれたものである。向陽子は林鶯峰のことである。原本には跋文の末に「林春信書」とある由、春信は鶯峰の子であるから「跋成りしもの、寛文二年壬寅に撰者より寫して鶯峰に贈りたる本に、春信をして跋を書き添へさせたるなるべし。」と赤堀又次郎氏は「國語學書目解題」で述べてゐる。

撰者は序文に次の如く述べてゐる。

それ二人丸秘鈔は河内前司親行朝臣述作有しに岡惣の定家卿御合駄のものとぞ仍かく號するならししかはあれど世以定家のかなつかひといひならはせり今世に流布する所の本は後人筆をくはへたるものと也げにざりとおほゆる事共まじれり定家卿没後七十餘年を経て撰せられし玉葉集といふ事などの見ゆるにてしるく侍り其上是そのかみとき文なれば世にうつしあやまり來たるかとおもふ所ありといへどもまづ件の本のまゝ書寫し畢ぬまことに正本を見ざる事いとはいひなし抑かのふみをひきみるたび毎に文字のありかを尋まどふにより見わきやすからむかとかしら字尙又其次の文字をも以呂波にわけよせて書侍り且又彼賣門の抄出に先師達のいひし事共を書をへて一部となし類字假名遣とこれを名づくされど予がきゝたがへおもひあやまる事共いとおほかりぬべし後生かきあらためて童兒のたすけにせよとてなん

七九

は渡もハ冬を端葉半額

はひひり 這入門の入口なるべしと
定家卿の説

に仁ふり荷入而

には 鴉 （オカ） 閑 水鳥 （各水鳥也） 湖 （すなわち水海也）
（名） （いづれも二人丸抄）

この様にいろは四十七字に互つて、假名遣に關係ある語を類別列舉し、一々例語には漢字を配し、「源氏」萬葉「日本紀」伊勢「俊賴抄」本草綱目「八雲」「言塵」「倭名」等その據つた原書名を示してゐるものもあり、宛然假名遣辭典の觀を呈してゐる。

全部七卷、その例語數は

い	三八五	ろ	一一	は	一五三	に	六四	ほ	六三
へ	二〇	と	一三九	ち	六〇	り	一二	ぬ	一六
る	一二	を	一一一	(以上二之卷)		わ	九〇	か	三三八
よ	六五	た	一九七	れ	一九	そ	六〇	(以上二之卷)	
つ	一一六	ね	二五	な	一三〇	ら	四二	む	一一四
う	一五八	る	七三	(以上三之卷)		の	二八	ね	三七九
く	一六七	(以上四之卷)		や	九二	ま	一一四	け	六〇
ふ	五九	こ	一九五	え	一二四	て	五三	(以上五之卷)	

あ	三四七	さ	一九五	き	八九	ゆ	九九	め	五三
(以上六之卷)		み	一五八	し	二七三	ゑ	六七	ひ	一七二
も	六六	せ	六一	す	一〇〇	(以上七之卷)			

右の如き多數に上つてゐる。勿論の中には字音假名遣も多く混じてゐる。

九 「一步手爾葉違」

寫本三卷、誰が何時の頃書き記したものであるかを審かにしない。

右之一步者或人雖徧造祕而不傳於他而余以不思議緣求之抑此上下卷之旨趣能有改世間誤詞功故余遍欲弘之莫如開板依不違一字書寫之令板行者也

右の跋をつけた延寶四年に大阪立賣堀一丁目の山屋五良兵衛開板のものがある。(京大國文學研究室本に據る)
右の跋にも上下として二卷のやうに記してあり、「國語學書目解題」をはじめ多く之を二卷としてゐる。併し詳しくその内容を調べてみると上中下の三卷に分れてゐる。而してその目録には、

手爾葉違上目録

過現未の事

自他の事

うたがひの事

治定の事

文體の事

常の詞等の事

歌書心得の事

手爾葉違中目録

過去の手爾於葉の事 現在の手爾於葉同詞の事

現在のしの通ひの事

現在のらんの事 付るらんの事

未來のてにをは同詞の事

自のことばの事

他のことばの事

うたがひの詞同てにをはの事

治定の手爾をはの事

右の如く上巻中巻の内容だけしか擧げてないのであるが、本文では右の目録に示してある上中兩巻を併せて上巻とし二者の境を設けず、別に右の目録以外の内容を下巻として含んでゐるのである。

且つ本文の見出しには、

一步 手爾葉違 上

一步 假名違 下

としてある。そして上下各々そのはじめには序を持つてゐるが、中巻だけは序を持つてゐないばかりか、目録に照應する境界も甚だ不明瞭である。とにかく上中兩巻は一體の觀を呈し、下巻とは色彩を異にしてゐる。かういふところから上下二巻とされてゐたのであらう。

今下巻の目録を本文の内容に依つて示して見ると次の通りである。

中のえの假名を書事 端のへの假名を書事

又奥のひの假名の事此段は部面誤謬詞也

又奥のひの假名の事此段の詞も替替言也

又奥のひの假名を書事

奥のひの下知の事付下知の假名あまた有る事

ひの假名をみの聲によむ事付ふの假名をむの聲によむ事

ふの假名を書事

端のいの假名を書事

むの假名の事

うの假名の事

中のゐの假名の事

はの假名をわの聲につかふ事

わの假名を書事

五音圖

さて、その内容は上中の兩巻は助動詞を主として、過去・現在・未來・自・他・疑問・治定を連歌・誹諧等に例をとり、(文語・口語兩様に互る部分もある)誤用に陥らざるやうに説明したものである。従つて假名遣には

この上中兩卷手爾葉達の部は關係が無いのであるが、ついでを以てその一例を示してみよう。

一 ふのぬをはんぬ心得様の事

およばぬ 不及 わびぬ 佗畢

ふのぬといふは不の字也。をはんぬといふは畢の字也。然を上のをはんを略してぬとばかりよむ也。さるによりてをはんぬといへり。をはんぬにはるの字を付てぬるといはるゝ也。ふのぬにるの字をつけてはいはれず。いたりぬるとはいはるれ共いたらぬるとはいはれざる也。又兩通のぬあり。是もをはんぬに聞時はぬるといはるゝ也。ふのぬに聞時はぬるといはれず。ふのぬをはんぬはいづれもかやうに心得べし。

ふのぬ	をはんぬ	ふのぬ	をはんぬ	ふのぬ	をはんぬ
いたらぬ	いたりぬ	こぬ秋	秋きぬ	しのばぬ	しのびぬ
かへらぬ	かへりぬ	ゆかぬ	ゆきぬ	給はぬ	給ひぬ
さらぬ	さりぬ	なげかぬ	なげきぬ	すまぬ	すみぬ
けさぬ	けしぬ	うたぬ	うちぬ		

如此ふのぬをはんぬに云替るは五音の通ひ也。又云、ふのぬはあのひゞきの假名に付。但こぬ、せぬ、ぞんせぬ、か
んぜぬなどいふもあり。をはんぬの付假名はいのひゞきにかぎるなり。ふのぬをはんぬ兩通のぬはいのひゞきの假名
か、ゑのひゞきのかなかに付也。余は是等にて心得べし。をはんぬを常の詞にはいはず。

下卷の内容を摘要すれば次の如くである。

中のえの假名を書事。

消きえ 越こえ 見みえ 絶たえ
きゆる りゆる りゆる たゆる

右の如く「ゆ」「え」と通ふものは「え」を書いて「へ」を書いてはならぬ。「は」「ひ」「ふ」「へ」の四字の内に通ふ

詞は「ゆる」といはれても「へ」を書かなければならぬ。「かんがへ」「をしへ」は「かんがゆる」「をしゆる」と「ゆる」といはれるが、「かんがふる」をしふる」と「ふ」に通ふから「へ」と書かなければならぬ。

端のへ假名を書事

「は」^ハ「ひ」^ヒ「ふ」^フ「へ」^ヘの四字に通ふ詞は「へ」を書く。

給^{たまひ} 替^{かはる} 障^{さはる} 榮^{さかふる}
たまふ かへる さへる さかへる

又、通ふ假名は無いが、

いにしへ しろたへ かへる ゆへ さへは「へ」と假名を書く。

さかなひ無惡 なひて泣 とひて説

右はいづれも誤であつて、これ等の「ひ」は皆端の「い」を書かなければならぬ。「無」の字の留りは「き」「く」「い」「し」「う」の五字に通ふのであつて、この五字に通ふ詞は「いて」と「て」の字をつけては言はれない。然るに「ひ」^ヒ「ふ」^フ「へ」^ヘの三字にかよふ「おもひ」「つたひ」などいふ詞は「て」の字をそへて、「おもひて」「つたひて」等いはれ得るから「へ」の字を書くのである。又「泣」「説」は留りが「き」「く」「い」の三字に通ふ。「なき」「なく」ないて、「とき」とく」といてと云ふ。これ等は「いて」の「て」を添へないで「ない」とばかりは言はれない。かく「いて」の「て」をはなして言へない詞は奥の「ひ」の假名ではない。その他、

長ひ みじかひ 高ひ 近ひ 寒ひ (「無」の類)

風ふひて うつぶひて あふのひて (「泣」の類)

は「無」泣に通ふから奥の「ひ」ではなく端の「い」である。この時の正誤の標準は「き」「く」「し」「う」の五字に通ふか（「無」の類）「き」「く」「い」の三字に通ふか（「泣」の類）の時は「い」を書いて「ひ」を書かぬにある。奥のひの假名を書事

思おもひ 傳つたひ 違ちがひ 匂にほひ 通かよひ
おもへ つたへ ちがへ にほへ かよへ

このやうに「ひ」「ふ」「へ」の三字に通ふ類は「ひ」を書く。これは「わ」「ひ」「ふ」「へ」「お」の五音のかよひである。

又奥のひの假名の事 此段は都而
詳諸詞也

くれふ	くれひで	くれまひ
てらふ	てらひで	てるまひ
からふ	からひで	かるまひ
ならう	ならひで	なるまひ
うたふ	うたひで	うつまひ
またふ	またひで	まつまひ
かたふ	かたひで	かつまひ
つなひで	つながひで	つなぐまひ

ふさひで

ふさがひで

ふさがふ

ふさぐまひ

行
ゆひて

ゆかひで

ゆかふ

ゆくまひ

なけひて

なけかひで

なけかふ

なけくまひ

つひて

つかひで

つかふ

つくまひ

右の様な例をあけて次の如く言つてゐる。

「くれふ、くれひで、つながふ、つながひで、などひふにかよふ類皆奥のひの假名也。つなひで、つながひでといへばつなひでも右の如く奥のひなるべけれど、つなぎ、つなぐとかよふ故端のい也。ころびて、ふさひで、ゆひて、なげひて、つひて是等も理り同前端的いの假名也。又云……………ゆかで、ならで、などいふは連歌の詞也。奥の假名をい

れてゆかひでならひで、など云類は誹諧詞也」

又奥のひの假名の事 此段の詞も
皆誹諧也

よふで

よまふ

よまひで

のふで

のまふ

のまひで

くふで

くまふ

くまひで

これ等は「ひ」^イ「ふ」^ウ「へ」^エにも「き」「く」「い」「し」「う」にも通はないが、「む」と「ふ」とは連聲であるから「ふ」の假名を書く。

又奥のひの假名を書事

やよひ彌生　こよひ今宵　あるひは或　うぐひす鶯　かひ貝

このやうに訓によむ字ではたらかない「い」の假名は大體奥の「ひ」である。但し中の「る」をかく詞もあるから覺えておくより外は無い。

奥のひの下知の事付下知の假名
あまた有事

來こひ　ふらひ　のかひ　はなさひ

此等は下知(命令)であつて、「こふ」「こひ」「こひで」の様に通ふから奥の「ひ」の假名である。

ゑ　け　せ　て　ね　へ　め　え　れ　へ

此連聲の假名に留るのは下知である。

ひの假名をみの聲によむ事付ふの假名をむの
聲によむ事

えらび　えらぶ　うかび　うかぶ　かなしび　かなしづ　すさび　すさぶ

是等は「ま」「み」「む」「め」「も」の五音に通ふ詞である。

ふの假名を書事

「ひ」イウエ「ふ」エ「へ」の三字に通ふ詞の類である。又何れにも通はず、何心もなく引く詞も「ふ」の假名である。次

はその例である。

きのふ　けふ　ゆふべ　あふぎ扇　うるふ問

又「あふひ」葵「あふぐ」仰などは「を」の聲によんで「ふ」を書く。

無ふ 近ふ 高ふ 青ふ 白ふ 黒ふ

右の「ふ」は皆誤りである。

へつろふ詔 とゝのほる調 おいて負 すいて吸

皆誤りである。

なほこの條下に「らふ」をあけて次の様に説いてゐるのは方言的に見て興味がある。

「辭譜にふしぞあるらふ、花ぞ咲らふなどいへりしはらんをいひ替たる也、はぬる詞を云替て引時はふの假名也。むとふとは連聲也。」

端のいの假名を書事

「き」「く」「い」「し」「う」の五字に通ふ詞の類である

となき	ちかき	なき
となく	ちかく	なく
遠となく	近ちかく	無ない
となし	ちかし	なし
となう	ちかう	なう

なほ右の五字の中「き」「く」「い」の三字に通ふ詞。

田をすいて 紙をすいて 錠でついて たゝいて ないて なぞをといて 等

又五字の中「い」「し」の二字に通ふ詞。

花をさいて 船をさいて

その他「まいる」「はいる」「も端の」「い」であつて、惣じて「い」とばかりとめてきこえないのは端の「い」と心得

べきである。

むの假名の事

むべやまかせ宜山風

むめ梅

むもれぎ埋木

むま馬

むまる生うまる共

むば祖母うば共

むまき美うまき共

うの假名の事

詞を引く時「き」「く」「い」「し」「う」の五字にかよふは「う」の假名である。この五字に通はないのは「ふ」の假名である。

中のるの假名の事

ゐる居　くらる位

ゐのし、猪

とのる宿直

もちゐる用

右の中「居」「位」「猪」は聲によむ時中の「る」の假名であるから訓によむ時も「る」の假名である。「用」は「ひ」の假名を用ひてもよい。

はの假名をわの聲につかふ事

思おもひ　おもふ

通かよひ　かよふ

備そなへ　そなふ

加くはへ　くはふ

据すは　据すはる

障さへ　理ことばる

顯あらはす

川かは　衰あはれ

わの假名を書事

しわざ爲

ことわざ諺

かたわ頑

五音圖

以上の内容を檢して特に本書に於て著しい點は、動詞の語尾變化の意識が強く假名遣と結びついてゐること、假名遣の用法を一つの理窟に結びつけて説明してゐること、文語と口語の區別を意識してゐるといふことの三點に盡きると思ふ。

本書を「一步」と名づけたのは、何の道に於ても最初の一步が大事であるといふ所からであると序文に見える。初學者に教へるのを目的として書いたものか、全體の説き方が比較的親切鄭重である。

一〇「初心假名遣」

刊本一卷、その序の中に述作の旨を述べて「偕此書を編集する旨聊博識のためには非ず。凡假名を知人の其誤なからんためなれば名付て初心假名遣といふ。上に書處は自他共に日比誤來れる書ざまなり。其中に記は其正儀也。其下に記は其正字をあらはす也。上に其誤れるを記す事は、萬の事其善を双る時は誤彌明にして日比のまどひさながら解てその正儀よくおほえ安きゆへなり。引用ゆる所二人丸祕抄の假名遣于世定家假名遣といふあり。これを初めとして先達の古書によりてまじへ集めて記す者なり。云々」と言つてゐる。これを以て見るに定家假名遣を基本にしてゐることが分るのである。

序に續いて假名遣の一般論を述べてゐる。まづ假名遣の生ずる理由をのべ、いろは中同じ音の如何なるものかを示して、假名遣の本義を明かにしてゐる。次いで端の「い」、中の「い(る)」、おくの「い(ひ)」、端の「ゑ」

(へ)、中の「ゑ」「わ」等の説明をなしてその例語をあげ、更に「ふ」の假名を書く場合、「う」の假名を書く場合等を例によりて示し、「は」「わ」の違ひのことも併せて説いてゐる。そして五音相通のことが附加してある。

右の一般論の次に目録がある。

天地門	時節門	家屋門	國名門	所名門	神祇門	釋教門	諸色門	人倫門
人支門	官位門	名字門	寺院門	人名門	古人門	病名門	器財門	食物門
衣服門	諸草門	諸木門	藥種門	合藥門	書物門	謠曲門	蟲類門	鳥類門
魚類門	獸類門	家名門	簡板門	言語門				

本文は右の諸門に分ち、

いおう。 いはふ 祝

いきをひ いきはひ 勢

の如く正誤二體によつて、傍に丸印をつけてその誤つたものを示してゐる。言語門だけは語例を頭字のイロハ順に排列してある。

その例語数は全門に亙つて次の如くである。

天地門	五十九語	時節門	二十七語	家屋門	三十五語
國名門	二十六語	所名門	八十六語	神祇門	三十一語
釋教門	二十九語	諸色門	九語	人倫門	七十六語

人支門 十三語

官位門 三十七語

名字門 二十五語

寺院門 五十一語

人名門 四十一語

古人門 七十五語

病名門 二十六語

器財門並食物門 百二十五語

衣服門 二十四語

諸草門 六十一語

諸木門 三十二語

藥種門 三十七語

合藥門 二十四語

書物門 三十九語

謠曲門 二十九語

蟲類門 十六語

鳥類門 四十語

魚類門 三十語

獸類門 十五語

家名門 三十五語

簡板門 四十四語

言語門 八百九十二語

かくて最後の言語門の次に、

二人丸祕抄 兩用假名之分

として次の例をあけてゐる。

をのこおのことも 男

をなじうなじとも 頂

ひしをひしおとも 髻

をものおものとも 飯

あをりあふり 障泥

ついでつるで 次

ついにつめに 終

いざるめさる 膝行

かきをかきは 稿生

あさのおあさのを 麻苧

あおのりあなのり 障瘡

あおしあなし 青

おにをに 鬼

あひおひあひをひ相生

えほしえほし 烏帽子

つえつえ 杖

こえたりこえたり 肥

えふ酒にまふ 醉

さかえさかへ 榮

ゑるえろ彫木石に物をほろ也

いへ薬いへ薬 懸藥

こひ魚こひこい 鯉

やなくひやなくの 簾

そくいひそくい續飯

めしひめしめ 盲

ひたいひたい 額

りひらの 初

なまじひなまじい

惹

おひおひ 老

くいぐい 株

かいけかひげ 攝器 かうふりかふり冠 とおるとほる 通 ちいさしちひさし 小

更に、

同唱によつて替假名

として次の諸語が擧げてある。

をしね 晩稻 おくての時はお也

をそれ 恐 おそろの時はお也

をもし 重 おもひの時はお也

み山をろし 深山嵐 山おろしの時はお也

おび 帯 ひたち帯の時はお也

をうと 夫 おとこの時はお也

をもむぎ 趣 おもむくの時はお也

をやこ 親子 おやの時はお也

露おもみ 露重 露をもちといふ時はお也

おけ 桶 こたけの時はお也

をとゝ 弟 おとゝひの時はお也

きをひ馬 競馬 きおふのときはお也

あかつきをき 曉起 おきわかれ共云也
其時はお也

花をおる 折花 花を手折の時はお也

およばぬ 不及 およぶの時はお也

其のあとに「同抄誤之分」の項を設け、

私云案スルニ是元來ノ作ニハアラジ後人加筆ノ誤リ或展轉書寫ノ誤トミルベシ所レ誤左ニ見エタリ 但自是下ノ了見先
人ノ作書ニ號スル假名遣一步抄一者アリ是益アル書也故ニ彼旨ヲ以テ童蒙ノ意得易カラン事ヲ思フ而已
と記して次のやうな例をあげてゐる。

い二人丸一 おいて賣 すいて吸 是誤也負の字はおふ、おひ、おへ、と通ふ故ひの假名也 すいの字はヒフへの三字に通

ひてすひ、すへ、すふ、と通ふ故ひの假名也

は同抄 とゝのほる調 是誤也 是はとゝのへ、とゝのふ、とゝのひとイウエに通ふ故とゝのふる也

ふ同抄 うつろふ移 へつらふ調 是は上は吉下は惡也 うつろふはうつろひ共通ふ故にろの假名也 下はへつらい、へ

つらへる共通ふ故らの假名也

え同抄 隨の字をしたがえてと有是誤也 への字也 是五音相通ハヒフへに通ひたる故也 いふ心は此字したがひ共した
がふ共したがへて共通ふ故也 余は是に准て知べし 所詮五音相通同連聲をしらざれば心得がたし

ひ同抄 さがなひ無懸 なひて泣 とひて説 是誤也 端のい也 さがないは無の字なる故になひにはあらず 泣説の二字

は留り五音の中そはキタイの三字に通ふ也 然故にい也 なき、なく、ないて、とき、とく、といてと通ふ也 又同
通ひの字に世間にひを書誤たる字多し 縦長ひ、みじかひ、たかひ、近ひ、さむひ、つらひ、かなしひ、さびしひ、
むまひ、からひ、此類外にも多し可考 是はキタイシウの五字に通ふ詞にて上にいふ無の字と同じ通ひ也 また奥の

ひを書にやよひ翻生 こよひ今昔 あるひは或 うぐひす若 かひ貝 如此訓に讀字のはたらかずしていといふ假名大略
奥のひ也 但中のゐ書も有 それは生得の假名也 是等見分難し 能々考べし 大概上に書いは端のい下は奥のひと
心得べし奥のひは思おもひ、おもふ、おもへ、傳つたひ、つたふ、つたへ……如此ヒフエの三字に通ふ類皆ひ也 又

ワイウエヲの五音の通也 此類多し 又ヒフへの内ヒフの二字に通ふ詞有

又云何れにも不通して引詞有 是もふに通ふ也 縦きのふ、けふ、ゆふべ、あふぎ同 うるふ間 なふ／＼如此類也余

は准て知べし 又はたらかずして引詞にうの假名を書も有 それは生得の假名也 あふひ落 あふぐ仰 是等は引には

あらず體にをの聲に讀也

私云さふらひ、けふり、とふらひ此類はむの聲によむ也

無の字を引ときさがなふとふに書は誤也 なう也 是は彼抄等に無の字をなひと有を見てハヒフへの通ひをもつてなひ
と書たる也 然らば是に例せば近いといふは引時も近ふと書又は尊ふ、青ふ、白ふ、黒ふ、赤ふなど可し書是誤也
何もう也 猶又同抄に無爲と書てあぢきなり、無人望と書てすげなりと有此假名宜し

五音相通並連聲心得少々

端のいを書字はキタイシウ此五字に通ふ類也 縦遠字是を遠トギ、遠シ、遠ウ、遠イ……(下略)

まいる、はいる此類讀に讀時假名の中にいと有はいと知べし 又聲によむ時いといふも大方いの假名也……(下略)

はの假名をワの假名に用ゐるかなの類 思思ヒ、思へ、思ハン、思フ……………(下略)

むむの假名 むべ山風五山風、むめ形……………(下略)

ううの假名キクイシウ相通也 詞を引時此五字に通ふ時は皆う也……………(下略)

ゐ同形 ある所 くらゐ位 ゐのしゝ語 是等は聲に讀時中のゐの假名なるをもて訓に讀時ゐの假名也……………(下略)

悦目抄^{和歌謠}方也 上に書てあしかるべき假名

(略)

右は假名遣の義にはあらず字形見にくきの故なり かやうの字を上にかきたるは消息だに惡し まして歌書短冊等に

かゝん事無下なり 第一よみにくし 心得有べし

みはんのはねに通ふ事

神かん……………上かん……………(下略)

ひはふに通ふ事 ハヒフの通ひ也

(略)

みはむに通ふ事 マミムに通ひ

(略)

ふをむに讀事

是はふと書ながらむと讀なり

けふり煙……………(下略)

五音之圖

(略)

五十音圖に關する注意を述べて最後に「已上一步抄」と記してゐる通り、定家假名遣、人丸祕抄の誤を「一步」に依つて訂正しようとするのを本義とし、正誤の形で之を童蒙に教へようとしたものが本書である。外題に「正俗初心かなつかひ」とあるのもそれを示してゐる。

本書はその著者を審かにしない。奥書には、

元祿四辛未歲八月上旬

京寺町五條橋上ル町 山岡 市兵衛

とある。

以上の諸書は次章に於て述べる僧契沖が歴史的假名遣の根據を定める以前の書であるが、契沖が一たびその歴史的假名遣を公にして後世の範を定めた後に於ても、なほ定家假名遣を奉ずるもの尠からず、その傳流に屬する書の主なるものだけでも次に解説する數書があるのである。

一 「蜷縮涼鼓集」

僧契沖の「和字正濫鈔」の刊行された元祿八年に刊行された假名遣書で、撰者は審かでないが、元祿八年二月一日に記した自序の終に、

鴨東敎父書子賓錢堂之西軒

と書いてある。果して誰であらうか、之を明かにしたいものである。

本書は上下二巻、外題には「カネモジツカシシユウウシヨあち假名蜺縮涼誠集」とあり、内題の一には「カネモジツカシシユウウシヨ假名文字使蜺縮涼誠集」とあり、内題の二には「カネモジツカシシユウウシヨあち假名文字使蜺縮涼誠集」とある。元禄八年三月京三條繩手の伊勢屋清兵衛の板行にかゝるものである。なほ享保年間に「假名遣辨蒙抄」と題して同内容の書が刊行されてゐる由である。（頼原退藏氏の談による。）

自序に曰く、

抑此書を編纂する事は、吾人言違ふる詞、書誤れる假名文字あるを正さんため也。其詞他にあらず、あちすつの四の音なり。此四字は清く讀ときに素より各別なるがごとくに、濁りて呼時にも亦同じからず。然るに今の世の人、しちの二つを濁りては同じうよび、すつの二つをも濁りては一つに唱ふ。是甚しき誤り也。宵口に唱ふるのみならず、文字をも亦相混じて用ふ。蓋口に分れざる事は心に別なければ也。心に分たざるが故に文字をも亦思ふまゝに書ぬる者咸べし。豈是語音の失錯文章の瑕疵ならずや。某不肖を忘れて世俗通用の詞に付て、彼四音に預かれる文字を書集めて一編となす。其違へる所は識者の改正に任せぬ。凡此冊を見ん人若兼て彼四音の異なる事を知ざらん、是より始て其別ち有事をしれらば音韻の道に在いて違はざるに庶かるべし。

以て本書撰述の本旨を知ることが出来ると共に、書名が、「しじみ」「ちぢみ」「すすみ」「つづみ」といふ四語より成つてゐることも了解が出来るのである。

本書の凡例は十三項より成つてゐるが、その要旨は次の通りである。

一定家假名遣に従つて假名文字を書分けた部分のあること。

一 假字類集の次第は乾坤・生植・氣形・器用・情狀・態藝の順序に大體従ひたること。

一元來は清たる音であるが上の響に従つて濁る連聲といふ現象がある。この場合には本の清たる假名のまゝに書かなければならぬこと。

一 本書には倭訓の外に漢字音も載せてあること。而してその場合、

本清 昌・證・抄・妾 が連聲で濁つたものと、

本濁 上・乗・燒 とを混同してはならぬ。

本清 長・重・紹・帖 が連聲で濁るものと、

本濁 丈・釀・條・毒 とを混同してはならぬこと。

一 人名の次と治、十と重とを通はして用ひるのは誤で、かく用ひるのは四音の辨が明でないからである。某治郎、某重郎はよろしくない。

一 「いぬひ」を「おほ」の誤りや、阿也和三行の相通は許されることもあらうが、四音の文字は決して誤つてはならぬこと。片言は勿論その他にもこの四濁音の假名遣は随分多い。

一 この四濁音を誤つてならぬのは文字に書く時ばかりでなく、口で唱へる時にも發音を間違へてはならない。古代では「いぬひをおほえゑわはうむふ」の十四字は發音に夫々區別があつたと思はれる。定家卿の頃になつて呼び亂したから親行が勘辨して假名文字遣を定めたのである。併しこの四濁音は未だ違はなかつたと見えて假名文字遣の中にその沙汰が無い。現在では京都・中國・阪東・北國等の人々にはすべてこの四濁

音の分別が無い。唯筑紫方のことばだけは區別が明かである。「端」「審」「橋」の區別を音聲の高低で自由に識別して發音し得られる都人に、この四音の區別が出来ないのは口惜しいことである。

「音韻の義に依つていへば、「し」「す」は齒音であり、「ち」「つ」は舌音であるから、濁つても同音である譯は無い。詞には過・現・未・下知等のはたらきがあり、又體用正俗の品があつて、その一行の内で音の變つて通用することがある。(今いふ活用のことである。)又はたらない語が語勢によつて「雨」を「あま夜」、「風」を「かざ車」、「木」を「木の葉」等と云ひ通はすことがあるが、必ず同行内のことで齒舌相通の如く他行に互ることではない。従つてざ行とだ行とを混じてはならない。しかるに、今二行の中「た」「で」と「ぜ」「ぞ」の六音だけ能く言ひ分けて、「じ」「ち」「す」「づ」の四音だけ區別の出来ないのはいぶかしい。

一此四音を言ひ習ふべき呼法は、齒音の「さしすせそ」は、舌頭中に居て上顎に付かない、舌音の「たちつてと」は舌頭を上顎に付けてよぶのである。濁るといふもその氣息の始を鼻へもらすだけで、齒と舌とに變ることはない。

一凡言語は皆音韻である。文字も皆音韻である。假名文字遣も亦音韻である。故に假名遣を論する人は必ず音韻を論じて後にその言語文字を明かにしなければならぬ。音韻の學は十行五位の音韻の圖が本である。(詳には「扶桑切韻」に論じておいた。)

以上の凡例に依つても分るやうに、撰者は大體に於て言語文字の本質を心得てゐた人と思はれる。なほ凡例の終に五韻之圖(五十音圖)と之を音韻的に自ら改正した新撰音韻之圖とが掲げてある。但し共にアイウ

エヲ、ヤキユエヨ、ワイウエオ。となつて誤つてゐる。なほ新撰音韻之圖中には和行のイウエの三音に特別の片假名ミ、マ、ムを作つて當ててゐる。音を區別するために假名を新作したのは珍らしい例である。これを以て見ても本書の撰者は音韻の學に心を寄せて居た人であることが察せられる。

本文はイロハ順に従つて四濁音を含む單語を挙げ、下に簡單なる説明を施してゐること次の如くである。

第一い並み

いかづち	雷	同	ナルカミ共	いなづま	稲妻	同	イナビカリ共	いへち	家路	旅 イナ 同
いづみ	泉	イヅミツマ	川ノ根同	いすゞ川	五十鈴	勢州		いしずゑ	礎	社
いたじき	板敷			いはつゝじ	羊躑躅	もちつゝじ		いちでふ	一帖	紙 イナ 同
いんぜふ	引接	如來 イナ 接 イナ 入聲 イナ セフ		みずくみ	居假			みずまひ	居栖	同

右の例中「で」「ぜ」をあけてゐるのは、「でふ」「ぜふ」の發音が「ぢよう」「じよう」と聞えるためであらう。

語数は全部で一千六百三十三語の多きに達し、卷末に追加十七條として漢字音の四音に關係あるものをあけてゐる。

一二「以呂波抄假名遣大概」

寫本一卷、帝國圖書館藏本によると、桑門如得老人の著となつてゐる。内容は「以呂波抄」と「假名遣大概」との二部に分れてゐる。

「以呂波抄」の目錄は次の如くである。

一 いろはの正字、同片假名の正字。

一 いひる、おほを、ゑへえ假名遣差別ある事。

一 はひふへほ、わいうゑをにかよふ事。

一 詞によみつゝくるに四句偈を配當する事。

一 詞によみつゝくるにつけてかなつかひの大概を知事。

本書に於ては主としていろは歌に依つてその發音關係を正しその區別を立てようとしたものである。たとへば「いひる」の區別を説くに當つては、それらの音韻的特質を述べ、「右三字能生は別なれども、所生の末音になりて、同音音なる故に、音同じき也、しかれども、能生別なるが故に、用るに差別ある也。」と記してゐるが如きである。又その假名遣を説くに當つても「いろは、上にかくいの字は大概此いと知べし。てにをはの時のわはいづれにてもはの字と知べき也。」にほへど、^エほの字ををとよむこと、にほふ句、かほる蕭、こほり氷此等の類也。一字の眞名の下にかくかなは大概はの字としるべし。をの字は自然かきてもくるしかるまじ。おの字をかくことは一向になき也。への字をゑとよむことは、ふにかよふはみなへ也。にほへとにほふ、おもへとおもふ此等の類也。」の様にいろは歌に基いて説明してゐる。かくて「ゑひもせず」迄の説明を終りて、「右此等の例を以てしるべし。かなつかひの大概此いろはのうへにそなはれり。末の世になりて微細の穿鑿よりまぎらはしきやうになりたれどもまづいろはのうへにて、根本のさためをよく辨へしるうへは

をのづから知らるゝことなり。」と述べて之を結んでゐる。

「假名遣大概抄」の目録は次の如くである。

一古來和書に出たる假名ともの正字

一、いゝひ、ほをお、へえの差別の事
以伊爲印 還乎 江延惠倫

一わとはの差別の事

一物の名に書にいゐひ、ほをお、くみはひんも
上うへに書かなにいゐ、えを、はかへて差別ある事
十みゑ

一濁るかなにしちすつの差別あること

一ひくかたにいひ、
 移るふ、
 食らふ、
 延味、
 賑々、
 買ふ請ふ思ふ、
 延ふ買ふ逢ふ、
 をおあの差別ある事

一韻字にて聲の假名遣差別ある事

一直音拗音の事

五十字門堅相通、横相同の事

一にみむははねるかな通ずる事

一和訓には上略中略下略ある事

一反假名と云事

一同訓に平聲上聲去聲分別ある事

一三内五處の事

一五 晉五行等に配する事

内容の一例を示せば次の如くである。

をおの差別

上聲の時は皆をのかな也。をはり聲 おはると云時はお也。をにかみ鬼神 鬼とばかりの時はおなり。をはりのくに 尾張 國尾張とばかりの時はおなり。をとつれ音聲をとほ山音羽山 音とばかりの時はお也。をよぶ及 およばぬの時はお也。をそれ難 おそるの時はおなり。をこり難 おこるの時はおなり。をもし無 軍の時はお也。をほひ蓋 おほふの時はお也。をひくと老人 老とばかりの時はおなり。をのこ男 おとこの時はお也。をく眞 奥の時はお也。是皆上聲平聲の音かはる故也。是其大概を記せり。以之可辨其音。大の字御の字大概おのかななり。されども是又連聲によりてをにかきかふることもあるべし。中にありても此差別あり。おる折 手折の時はを也。やまおろし山奥 深山奥と云時はをなり。此等の類猶あるべし。

本書の跋に曰はく、

右いろは抄並假名遣大概は、余わかしりしころより和書にこゝろありて、是をよみあるは書寫し侍る。ことになづかひに心をつけ侍れども、たゞ古來の例にのみよりて、何故にかゝるわかしあることをしらず。こゝにおいて、おぼつかなさむねにせまり侍れども、とひあきらむべき人をしらず。見もしあきらむべき文の世にもこそありやすらめど、せばき袂にはひろひもとむべきすべも侍らで、たゞ心ひとつにふかく思ひたり侍るまゝに、いさゝか思ひしるゝことの侍りし後、猶梵漢にふかく通達なくては、そのわきまへさだかならざることの、おもひしられ侍るまゝに、悉曇の傳へをうけ侍りて、さるかたのふみどもに心をつくし、且又漢字韻字の堪能なる人にあひ侍りて、韻鏡反切の秘傳などうけたまはり、しかしより後、猶ますく五十字門、三内五處等のわかしをかうがへ、平聲上聲等の四聲に心をつけ侍りてよりこなた、さればこそかなづかひのわかしは、いろはのうへにそなはり、そのもとをたどり侍れば、梵文よりこそ、書きたりしものを、たゞこゝもとのみ、あさはかに、たどり侍りしことをろかさよと、いとたふとく、いとうれしくも思ひたまへしられ侍るまゝに、いさゝか書しるし侍るになん。是をみんな、梵漢の學習

なくては、なをざりに解すべきことは、あらぬことを思ふべし。

元祿九丙子歲季穰日

桑門如得老人書之

一三 「萬葉假名遣」

本書一卷は青木鷺水（享保十八歿、年七十六）の撰、元祿十一年五月、京、井筒屋庄兵衛及び山岡市兵衛の刊行にかかる。「國語學書目解題」（四七三頁）では寶曆四年五月校正、京、藤澤三郎兵衛發行の由見えてゐる。

この書を「萬葉假名遣」と稱することは、その自序に依つて知られる如く、萬葉集と關係あるものでなく、「多くの語」の假名遣の意味にすぎない。序に曰はく、

ある日梅園の梓に、はひのぼるものあり。葦は淺香山の百部根に似て、葉は筑波山の何首烏に類せり。陝月に數枝半年に十尋、終に斧柯を用ひんとするの重陰をなせり。人あり此名をとふ。予又何といふ事をしらず。むかし此草の芽さんとするや、纔に一葉の屈めるあり。今この延蔓、たゞに萬葉の老たる緑のみ。我名づけて萬葉かなづかひと呼む。公それおもふことありや。客猶しらざればこたふべき詞もなし。共に蘭葦のいやしき口をひらいてわらふ。

と。

本書は緒言によれば應永の舊本によつたものらしい。即ち「應永の舊本千二百八十言今増假名遣詞數四千五百五十一言すべて五千八百三十一言あり。」とあるので知れる。而してこの應永本のかなづかひに就いては、本書「濫觴」の條下に次の如く述べてゐる。

ちか比耕雲本といふを去御方に乞得て、いさゝか是を見侍るに、世本の説に秀て、間發明をくわへられたる所おほく

始て此道の手引を注されたり。彼本のおく書に云、

爲後學粗注之尤可爲正本者也

應永三年二月十七日以

先皇御尊本に寫之畢

求法之沙門 耕 雲

と注され侍り。今是を證とし、且他本をも考へそへて、増に數百言云々

右の耕雲といふは花山院長親のことであるのは言ふまでもないが、この耕雲本の假名遣といふのは如何なるものであつたらうか。「萬葉假名遣」の内容よりすれば、恐らく定家假名遣の一本であつたものであらう。今現存するか否か、後致を俟つ。

本書まづ假名遣の濫觴を説かんとして、漢字の起原・變遷及び平假名・片假名の字源を説いてゐる。次いで三行假名づかひと題して、

いの假名遣	中下のい	ゐの假名遣	中下のゐ	ひの假名遣
をの假名遣	中下のを	おの假名遣	中下のお	ほの假名遣
ゐの假名遣	中下のゐ	ゑの假名遣	中下のゑ	への假名遣
わの假名遣	はの假名遣	うの假名遣	ふの假名遣	むの假名遣

を説いてゐる。各例語の配列は該語の上にあるものは第二字目のイロハ順に従つてゐる。而して三行假名遣といふのは、

の如く「一つには假名をしらしむる也。二つには假名の字體を見する也。三つには某の訓は某の字といふ事を顯す也。」と説いてゐるものである。而して例語の中には「和名抄」「萬葉集」「日本紀」「源氏物語」等文獻の明記のあるものも可なり多い。その引用書は緒言の條に列記されたるもの百五種の多きに達してゐる。定家流の假名遣にも文獻の明記されてゐることは注意すべきである。

更に「う」「む」「ふ」「へ」「め」「み」「ひ」等の相通を説き、「じ」「ぢ」「ず」「づ」の假名遣に及び、「いう」「ゆう」「らう」「はう」「へう」「ひやう」「ひよう」「とう」「たう」「をう」「わう」「かう」「こう」「よう」「やう」「えう」「れう」「りやう」「りよう」「そう」「さう」「にやう」「によう」「ねう」「てう」「てふ」「ちやう」「ちよう」の假名遣を國語字音兩者に互つて例示してゐる。

最後に眞名假名として「萬葉集」「古事記」「和名抄」等の漢字に訓を施したもの、「いろはの書やう」「物によりて書やう有假名」「五十音圖」(ハヤヲ三行に混同がある)等を舉げてゐる。

一四 「和字解」

貝原篤信の著であつて、元祿十二年の漢文の自序がある。延享五年正月、大阪藤屋藤兵衛の刊行である。今は益軒會編纂の「益軒全集」第一卷に收められてゐる。全集本で全頁數十二頁である。

自序に曰はく、

和字解一卷採『荷説之可引用者』且考『於日本紀萬葉集和名抄古今和歌集等之古書』訂之以和音五十字間加『臆説』以斷其理。

と。卷首には假名遣の三要といふことを説いて次の如く述べてゐる。

假名遣の法、一にはわいうゑお五字の同音の字を和音五十字の相通によりて各よろしき所に用ゆると、二には五音の内のこゑの輕重によりて用ゆる字かはると、三には開合のかなをかきわくるにあり。是をかなづかひの三要とす。

この三要を以て本書の説明の基本としてゐることが分る。

凡假字遣を定むる法、あいうえをの和音五十字の相通を本とす。是を出ずしてかなづかひの理其中にあり。

と言つてあけてゐる縦相通、横相通の五十音圖には、『あいうえを』『やるゆえよ』『わいうゑお』の誤がある。かくて先づ五類(わいうゑお五字の類)を説いて、『凡かなづかひのわかちは、大やう此五類に有』と稱してゐる。

わ 口のは、中と下とにかけば、わも同じ。

い 口のい、大概よはきに用ゆ。

中 のゐ、大概つよきに用ひ、外に通はぬ所に用ゆべし。

奥 のひ、い文字よりよはきに用ゆ。

う 口のう

後 のふ、中と下とに書ば、うと音同じ。

へ 口のへ、よみの中と下とに用ゆれば、ゑと音同じ。

お 奥のお、よみの中と下とに用ゆれば、をほの字と音同じ。

これが五類である。

次にイロハ順に従ひ音の輕重・相通等の原理に基いて語例をあけつつ説明してゐる。その一部「を」の條全部を例示すれば次の如くである。

○を遠是を中のをといふ。上にあつても、よみこゑかるき所に用ゆ。小の字を「を」とよむかな、是かるきなり。又訓の中下右四品中の「を」の字用ゆべし。皆くちびるより出るかるきかななり。上にありてかるきよみこゑの字とは、咽より出ざるかるきこゑの字をいふ。

○をくををそし運をか調をみなへし女郎花をのづから自をのく首をこなふ行をくる後照をよそ凡をす押をる折をはる終をろか終をなじ同此類なり。

○音は億音（億音）の類皆形體なくして輕き音なり。

○又應翁などの咽より出るおもきこゑは、「おう」と書べし。「を」の字書べからず。又上に有ておもき字に「お」の字かけども、其上につゞき字あればかるくなるゆゑに、「を」の字を書事あり。おとこには、おくの「お」なれども、まめをとことつゞけば、中の「を」の字書べし。おろし山をろし同じ。此類おほかるべし。

○てにをはの「を」は、ひととせを、とまをあらみ、ひとをうらみ、物を思ふ、かすみをあはれび、此類てにをはの「を」の字をつくるに、皆中の「を」の字を用ゆ。かるきゆゑなり。

○又かたをなみにも、「を」の字書べし。片保波と書は非なり。片男波片小波などは彌非なり。萬葉集第五卷に濁乎無美とかけり。「を」はやすめ字なり。とまをあらみの「を」の字に同じ。かたをなみとは、しほみちてひかたなくなりたるなみの意なり。

○小の字を、「を」とよむかなとは、小野、小倉、小原、小栗栖、小鹽、小島松島、小田、小篠、小車、小柳、小忌衣、

小船、伯父小父 伯母（小母）右の類皆中のをの字用ゆべし。

○よみの中下とは、あをし書とをし遊なをし直たをやか緩いさをし功すなを直ひをむし餘靡うを無此類皆中のをの字なり。「ほ」の字よりかろくよはき所に用ゆべし。口の「ほ」もよみの中下に書事あり。中の「を」を、よみの中下にかくとまぎれやすし。えらび用ゆべし。

○芭蕉、順の和名抄に、「はせをば」とよませり。古今集物の名の歌に心ばせをばといふ事をよみ入たる歌に、「いさゝめに時待まにぞ日はへぬるこゝろばせをば人に見えつゝ」とよみ入たり。蕉の字は「せう」のこゑなるを、「せを」とよませし事、錢を「せに」とよまし、關を「らに」と訓し、文を「ふみ」とよまし、紫苑を「しをに」と和訓せしなり。同を、「おなし」とかゝれたるもあれば、通用しきたる古人の書を見合てしるべし。ことごとくいひがたし。

○ことをを緒をだへのはし緒端しづのをだまき錢端手巻としのをだ巻、としのおといふは年頭に對して歳尾とかけり。尾は「お」なり。物の緒はいづれも「を」の字也。

○をちこち還近をちかへり鳴早還見つゝをらん。〔益軒全集卷一、二二頁一二三頁〕

全部右の如き説明の體裁である。

最後に「開合の事」の項があつて音の開合と訓の開合のことを論じてゐる。開といふのは、「あかさたなはまやらわ」の字が上についたことであり、合は「をこそとのほもよろお」の字の上についたことである。

訓の開合の場合には

開 答ことふば非也

買こふはあし、
かひ

堪とうはあし、
たへ

合 問たうば非なり
とひ

乞かふはあし、
とひ

襲をさうはあし、
なそひ

等の例をあけての注意がある。

本書が當時刊行の假名遣書として有力なものであつたことは、後に述べる服部聞笑がその著「假名遣問答

抄で、本書の説を反駁論破するに當り「秀たる書」と指してゐるのでも知ることが出来る。

一五 「能書假字遣」

寫本一卷、本書は「持明院假名遣」「持明院家傳書第三」と言はれるもので、持明院基輔（藤原基輔）の撰になり、撰者から門人に傳へたものである。奥書によつて撰述の年月及び假名文字遣によつて説かれたものであることが分る。京大國文學研究室本による本文は次の如くである。

（端ノイ）（中ノイ）（奥ノイ）（端ノフ）（中ノフ）（奥ノフ）（端ノエ）（中ノエ）（奥ノエ）（端ノシ）（中ノシ）（奥ノシ）
い む ひ ほ を た へ ぬ へ は わ

相頭也
うーふーむ ち し つ す

一 端のいの中の奥のいといへる事はいろは四十七字のくだりの内のはしなかくに有ゆへ也 ほをたへぬも又しか

り 又曰いろはの内かなづかひ要用の文字の正字を すこれにたよりて書べし

い 伊以異夷威 いの位也 ゐ 爲井居位 ゐの位也

を 遠越緒小平 をの位也 れ 於尾男大面 れの位也

に え盈江枝柄 ぬの位也 ぬ 惠衛會靈繪 ぬの位也

一 五音五位の圖あきらかならざれば相通不自由也 よくく相通の傳を受べし

アイウエヲ 豎の行は五音相通 横の行は同音相通

（略）

ナニヌ子ノ

（略）

ワキウエオ

あわや喉 コウ たらなは舌 シ にか牙 シ さ喉音 シ はまのふくつは唇 シ 乃輕重 キヤウシ

一 い音の下をいとよふは時い也 調にてキクイシウにか
いよ類ばかり調の下をいとかくべし

音の下をいとよふとは

内 永 細
ない ぬい さい 等也外准之

調の下キクイシウとは

無の字はなき なく ない なし なく

かくのごとし

能の字 甚の字も又おなじ

イキシチ ウクスツ同のゆへ也

一 ゐ音の上に少々つかふ調にて下のひやかざるは大體也
ゐおもき事はかりにつかふ

音の上につかふとは

ゐん院半樂ノ反 ゐん韻同 等也

訓にてひらかざるとは

位 紅 雲井 魂
くらの くれなる くもる たましゐ等也

一 ひ音の下をいとよふにひを遣事なし 調の時下のひらきはヒフへホにかよふは
ひぢひを遣ていとよむ也

習 ならひ 違 たがひ 縫 ぬふ 叶 かなふ
ならふ たらへ ぬふ かなへ

此類悉有之 余は准之

第三章 定家假名遣の傳流

ならい ならう ならなり など書人はあやまれり 其ゆへはアハヤ 十五は唯音故おもし 故に下にはたらかざる也

一 ほををとよぶは音にてはぬる字は皆ををほとかくべし たとへば

ぬい^シはは 種^キあさがほ 蒸^シにほひ 竿^サさは

此類皆是にならへ 但遠の字ばかりとをくと書は習ひあり

一 ををを書かなのならひ也

をはてにををはのを勿論也 小の字ををとよむは皆を也

を^{小原}はら を^{小倉}くら をし^{小鎌}ほ を^{小笹}さゝ

ものの緒といふも皆を也 兜のを 箱のを

ものの音といふも皆を也 かねのを^音とを^音とは河

一 たおもき事につかふ也

たは^{御座}します おほ^{思召}しめす

又生類の尾といふは皆たなり

山^山とりのた 龜^龜のた

たをの書わけかなづかひの極意也

其外大の字ををといへるは皆たほと書ところへべし

おほ^{大井}ゐ河 た^{大原}ほはら おほ^{大方}かた

一 へはひに心たなじ ひふにかよふは皆へを書てゑとよむ也

其内にハヒフへホにかよはざれども

白妙 上 家 歸
しろたへ うへ いへ たへ かへる
等は古例なり

てにをはのえ勿論也

一 二音の上に餘 有 訓にてはゆにかよふは皆えなり

音の上とは

延 葉 炎 等也
えん えふ えん

訓にてゆにかよふとは

燃 絶 冷 萌
もゆ たえ ひえ もえ
燃もゆ 絶たえ 冷ひえ 萌もえ

此るい也 やいゆによ相通也

一 ゑはたもし音の上に少々訓にて下のひらかざるは大概なり

音の上とは

氷 諺 遠 于權切
ゑい ゑい ゑん

訓にて下のひらかざるとは

未 精 聲
すゑ こすゑ こゑ

ゑえ書分傳受也

一 はは訓の下をわとよふは皆は也

河 談 斷 臨 障
かは あは ことわり いつはり さゝはり

其内 みわ三輪 かなわ繼輪 せわ世話

輪話ともにわの字ゆへ也

是書分の習ひ也

一 わ下につかはす 三わせわ等のすはりのかなには下につかふ也

一 う

音に引時平上去の聲はうを以てのぶる也 たとへば

とう東 平聲 とう熏 上聲 とう運 去聲

一 ふ

音にて引時入聲の分うとのぶるは皆ふを以てうとのぶる也 たとへば

えふ 集 甲 合 轉 卜
しふ かふ かつ じふ

皆入聲也 ゆへはフツクチキ相通也 たとへば

あふ 鴨 一 ち せき
いつ はく いち

うゑの留右の通は皆入聲と心得べし

但法は入聲なれどもほうと書事にしへよりの習數

上		去
平	字	入

一 むうは口をむすびていふは皆む也 口をひろげていふは皆う也

一 ぢは

ふぢの花 氏 宇 治 喉 徹 俱 馬 汝 聲 味 皆
うぢ ちぢ たぢま なんぢ あぢ あぢはひ ひぢ

一 じは

富士の山 初始 はじめ 短 みじかし 虹 にじ 燈心 きし 連 ひじり 蘭士 多じ

一

づは 和泉 いづみ 何 いづれ 川 いづ 萬 よろづ 恥 はづかし 近 ちかづく 髪 かつら 母 たづぬ 莖 なつな 鶉 うづら

一

ずは 不見 かず 數 かならず 鼠 ねすみ 葛 くず 蛇 きず 鵲 もす 鈴 すいめ 雀 すいし 鼠 すいり

一

ふをむにつかふ事 冠 かうふる 巾 とふらひ 傾 かたふく 悲 かなしふ 鼓 たはふれ 樂 たのしふ 眠 ねふる 淨 うかふ

一

ひをみにつかふ事 悲 かなしひ 樂 たのしひ 撰 えらひ 苦 くるしひ す すさひ

一

ふををにつかふ事 泥 あふり 屈 あふぎ 仰 あふぐ 齊 あふひ

一

うをみにつかふ事 神 かうたち 氣 かうのとの 手 てうづ

一

開合の書分ひらく分

第三章 定家假名遣の傳流

此類に

をう こう そう とう のう ほう もう よう ろう ふう

のかな書べからず

一 合ゐんの書分

をう 公 こう 無 そう 東 とう 震 震 ほう 榮 榮 ほう 容 容 ふう 融 融 ふう 翁 翁 ふう

右の類に

あう さう たう ふう

の假字書べからず 合ゐん故也

右の趣にて一切の假字の埒あきし事にて候殊によりて正字のしれざるは定家のかたとて摺本あり 凡是にしるせり
此傳受なくてはいづれのかな物もがてん参るまじく候わつかに四十七文字のみ本朝の にして學ばずんば有べからず
至らずむばあるべからず 名人の歌など書たるはかなのあやまりなきなり 手のよき人かなのあしきは胸中の本とを
しはかられてあさましき物也 いみをにぬゑの書分は輕重の第一也 慎むべし 子孫の外へかならずつたへられ
まじく候

寶永三年正月日

基 輔

右一巻 持明院殿傳書入木道之宴領也委令相傳畢

前大納言基定心末弟

當宰相宗時心門弟

源 尹 祥

一六 「假名遣拾芥抄」
しふがいでう

撰者佐々井祐清、寶永五年正月の自序があり、寶永六年九月、京東洞院能勢古十郎の刊行である。

本書は假名遣を和歌によりこみ、吟誦用としてこれを教へようとしたものである。和歌は全部で百四十、項目は全部で四十二の多きに達してゐる。

- | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----|------------------|----|-------------|----|------------|
| 一 | はの字をわによむ事 | 二 | ひの字をいによむ事 | 三 | ふの字うにまがふ事 | 四 | への字をゑによむ事 |
| 五 | ねの字ををによむ事 | 六 | 中のを | 七 | 中のゐ | 八 | 中のえ |
| 九 | おくのお | 十 | 紛れやすきかな | 十一 | おくのゑ | 十二 | 中下に讀む(わ)の字 |
| 十三 | をによむふの字 | 十四 | めによむへの字 | 十五 | むによむふの字 | 十六 | 大の字のかな |
| 十七 | 小のかな | 十八 | うにまぎるゝむの字 | 十九 | 生れ付たるかな | 二十 | 聲の下はほしの成事 |
| 廿一 | しちすつのしの字 | 廿二 | ちの字 | 廿三 | すの字 | 廿四 | つの字 |
| 廿五 | しちの紛 | 廿六 | 舌音 | 廿七 | 唇音 | 廿八 | しちすつを合せたる歌 |
| 廿九 | 聲のしちすつ | 卅 | ふのぬをはんぬ | 卅一 | 三そち四そじ | 卅二 | 平上去入 |
| 卅三 | 上没下没中略 | 卅四 | ふつくちきのくの字をつめてよむ事 | 卅五 | はひふへの四字のかよひ | 卅六 | はひふへの三字の通ひ |
| 卅七 | ふへの二字のかよひ | 卅八 | はへの二字の通ひ | 卅九 | ひふの二字の通ひ | 四十 | きくいしう五つの通ひ |
| 四十一 | きくい三字の通ひ | 四十二 | いしの二字のかよひ | | | | |

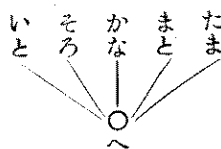
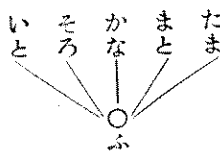
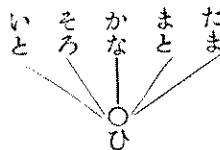
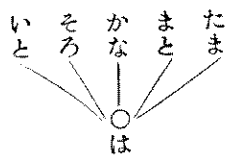
和歌の實例は次の通りである。

一はの字ををによむ事

千はやふる神はよはきをいたはりてこはき心をたはめやはらげ

さはりなくばあはれ来て見よかはりしを入はた木はたのそはづたひして
 しはすにはすはるものとてかも壹はよねひとたはらたき十二は
 たはふれてあはづなはてのいそぎはをまはりしまゝにをそなはりけり
 三十五から四十二に至る音の通ひのところでは、語尾變化の事をも説いてゐるのは注意すべきである。た
 とへば、

卅五はひふへの四字のかよひ



の如きこれである。

一七 「假名遣の歌十五首」

京大國文學研究室本「假名遣例書」(文化六年仲春 源姓政孝の書寫したもの)といふものの中に、左の奥書を
 持つた假名遣の歌十五首が載せてある。

右假名遣の歌十五首或地下人の年來此道に心を し侍るとなん近衛殿御覽有之調法に思召寫させられ侍るとぞ

右本志村幸冬持來誤所有之私考之脇付所也

正徳四年五月三日

得中堂安適

歌の本文は次の如くである。

- 一 端のいを下に書訓
はしのいを下にこそかけかろければこいたひたいひたいかいたいはい
- 一 同下に書聲
聲によむ字の下の子を書事はないくさいくさいくさいなり
- 一 ほををと讀假名の事
聲はねてよむ字のをにはほをぞかくあさかほかほるいはりしほさは
- 一 端のへのかな
端物 白妙 歸應 堪忍 思ひ 願ふ 叶ふ 作ひ
- 一 はしのへはひふへとかよふ假名にかくおもふねがひをかなへともなふ
- 一 同ひをのぞきるの入かなの事
ひをのぞきゆふるとかよふかなもありさかへをしふるうふるわきまへ
- 一 端のを上に書事
端のををはちいさくかろきはこをやをのくをのれをふねをしをと
- 一 奥のたの字
奥のおはおほきくおもくおはします鳥のおたほくおぼしめされよ
- 一 をを輕重の事
男おとこ 女をんな
- 一 おけ小をけおとこ小をとこおる手をおもむくをもむきおもしろうして

一 うの字をむによむかなの事

うのかなにむの字を書は鼻へ入るむまむは玉やむめのむもれ木

一 下に書うの字の事

(入聲のうは
同 にはふ也)

字の聲のうの字は口すはるなりほうこうねうはうれうしせうかう

一 うのかなにふの字を書事

うのかなにふの字をかくは入聲字しふきらふそくはふやらふ竹

一 中のえのかな

中のえは中にゆとゆく時にかくきこえおほゆるあえこゆるなど

一 奥のゑ下にかくこと

奥のゑを下にかく字はあまたなしこゑいゑつかゑもんさひやうゑ

一 中のゐの事

中のゐはひらきすくなきかなぞかしゑみくれなゐまとゐしゐしほ

一 その字に持たる假名の有事

そなはりて五音の外のかなもありくらゐにおゐてとのゐるのしゝ

「假名遣別傳歌」

「同じ京大本「假名遣例書」の中に「假名遣別傳歌」六十首が載録されてゐる。

一 を遠飛緒

をそ櫻玉の精手折唯あるは也調邊小隠

をみなへしをのが心をのづからをく露にこそたをやかにして女郎花己調

をひ風に雪のしたをれとをく來てをの／＼庭にをどりでけり追下圻道各隠

をしなべてをちかた人のをとつれはをろかならずもをそれ入けり押並連芳音愚

をしへにもをよばず人のをこなふはをこたるまじくをしはかりけり教及行忍推

を舟さすを川に人にをくるゝはをそくやゆかんのをゝほそみち小小小後還小野

ますらをやしづのをまでもをんなには玉のをゝすてをこる心に賤男女緒緒愚

をとほ山をたえの橋もをはつせもをたぎの寺やをくら山まで緒絶音羽愛宕小倉

をとめ子がをみ衣きてをのれのみなをしのきぬのをくり物せり乙女小忌備衣送

をさゝをもをども分てをしねかるをのこやをちやをいといふらん小雀轅男伯父甥

をとゝをばいせをのあまもたをやめもをどす心にをびえこそすれ弟伊勢男手馴女威

を車にをのゝ小野がをしりのりてあふぎてぞ見るをちこちのみち小小野押筆仰遠近

さを鹿やをしかも鳴てをし鳥や山鳥のをゝをふて〇〇見れ(虫クヒ)

一 に於お

おほそらやたのへにつぐたくやまの花おる人はおしまさるらむ大空尾上奥折惜

おほ海やたきつのふねにおきなさびおほづかなくもおはしますかな道原神津翁無窮東御座

おほかたにおかしき事とおもふなよおなじ言葉におほきしな大方可笑思詞多

おとろふるおもかげを見ておどろかぬおいのそらごとおさなくもあれ衣面影啓少

おほえ山おほ井川よりおほ淀にたちながるゝをおゝ水といふ大江山大井大落流洪水

おはななきたぎの葉そよくたりふしは餘波惜もおきわかれけり

天皇治 命または仰 おほきみのおさむる世にはお三やけのたはせのことくおもむきもせよ

大凡 名 たはよそにおほえぬ事はたによりもおそろしくこそおもんばからめ

おほろにもおかめる月をおほきなるおけにも入ておひてゆかばや

たやと子のおとなしきおちふれはたり立田子のしてのたおさか

おととしやおと、ひよりと雲をほひ山にろし吹みねやおりなん

いとおしくおほしめしけるおとはへばおほろげなくもたもひやるべし

たきな草わがおもひくさおふる見ゆおいさきの後おち葉もやせん

一 ほととぎす

たほ空にたほかたならずにはるはひとしほ花の名もやしほかま

あさがほや夕がほまでもかたはせのかほるかうへのかほぞ見らるゝ

にほとりやかほ鳥までもおほにいきほひもなくしほれたつ見ゆ

たほうみやにほてる海にたれしほみち來ればもしほやく也

おほ井川おほ川のへやおほやみほの松原ひえのおほたけ

さほ姫のさほのかはらにささきせるそのころほひや袖もうるほふ

草のいほかきはあるともかたはのいねもるおほち鹿よとほるな

おほきなる國こほりにはおほきのおほやけまでもおほふ心か

おほ原やをしほの山のいはこも水やこほりてといこほらん

一 いえふと枝

なにはえやまの、入江や堀江まで玉江のあしのみつのえのうら
おほえ山ひえのやまより江口までをだえの橋もつくまへの橋

えだはみな草木のえだはたちえまでしづえよりまづふるえとはなる
つえをつき酒にえひつ、えほしきてふえふく人はえびのすがたか

えならぬはきゝえぬ法の庭に見えつらつえつきてえさらざる人

ええし風に氷もきておほえけりいまやえつるひえ鳥の聲

もえぎ色に草もえそめし山こええびすたちこそさかえ來にけれ

えらびてもきこえぬ人は心えぬ車のながえ花のゆふばえ

一 多惠ま衛

木ずえよりゆくすゑをしるもとすゑをこそによりてや行ゑとふべき

にえよりやゑ士のたく火はえしまよりゑにもうつしてすゑ物にせん

一 いづ伊

まいるべきこいやかいこやさいの角ちいさき人のういかふりせむ

もちいるはついたちごと口をすひをしひらいてやさいわいといふ

なまめいてないがしろにやはいもなしにくいけはすすいすいかきのうち

かぞいろのしろいものつちたちはいてついでながらやあいむこにあふ

一 あ井

雪井よりいゑゑも見ゆるよゑの間のにゑ枕こそつゑにしらるれ

なまじゑにうゑくしくもまどゑしてしゑぬる酒やくれなるゑの色

立居水難居童子たちゐにも鳴しくゐなのゐる所うなみ松かけまたは山の井

おほる川井手の玉川玉の井や吹飛鳥ゐのうらもあすかるの水

うなゐ子のあがたの井戸の井枯げたにはゐせきもありとそこゐしらすな

さゐたつまいちゐの木よりしゐ柴にきゐる木屑露こゐとゐる木屑

一 わねま

さ早わら三輪びやみわの杉野分までのわきにはみもわきかたし三輪みつわくむまで

かたわにも須磨油輪のうらわにしわ云ざしてことわざのみにひわつ諸なる人

一 むぎ

む鳥羽は玉生のよるむまれ来るむまなればむめさくか馬げにむ梅ばひもやせん

む祖母ば御前のむま梅干かりもせぬむめ梅干ほしはむ梅干ばら埋木の中のむ埋木れ木となせ

これ等は何れも假名遣を機械的に暗記せしめようとする意志によつて作られたものである。

一八 「假名遣秘解」

本書は乾坤二卷、享保五年二月の穂積以貫の漢文の序と享保四年仲秋の自序と享保五年二月の高祖武規の漢文の跋とがある。水溪居秀(丹波の人で京に上り後浪速に下つて醫を業とした人)の撰した假名遣の書である。その内容目次は、

端のいの事

中のゐの事

奥のひの事

端のほの事

中のをの事

奥のねの事

端のへよこ共の事

中のえちやみ共の事

奥のゑの事

はの字わによむこと

ふの字うによむ事 (ひの字いによむこと

への字えによむ事 への字をによむ事)

をによむふの字のこと

めによむへの字の事

むによむふの字の事 (読巻)

中下を書くわの事

大の字のかな並小の字

うに紛るむのかなの事

むに紛るうのかなの事

しの字の事

ちの字の事

すの字の事

つの字の事

しちすつの取合のこと

音のしちすつの事

ふつくちきのくの字のこと

はひふへの四字の事

ひふ二字の事

ふへ二字の事

きくいしうの五字の事

きくいの三字の事

いしの二字の事

三そち四そちの事

にの字はね字と通ふこと

ききの二字の事

紛れやすきかなの事

生れ付たるかなのこと

ふのぬをはんぬの事

三の字はね字と通ふ事

芭蕉のかなの事

追 加

假字の書かへの事

伊呂波の眞字

片假字伊呂八の本字

四聲の事

上段中略下段の事

倭音五十字の圖 (坤篋)

右の各項目に就いて例をあけると共に説明を加へ、主として語尾の變化に依つて假名を知るべきことを主張

してゐる。

一九「假名遣問答抄」

「假名遣問答抄」五卷は服部はくべ問笑の著で、元文五年正月、武江深川伊勢崎のほとりに筆をそむの自序があり、雪中吏登の跋があつて、寛保元年六月、東武日本橋南二丁目書林小川彦九郎から出版されたものである。本書説明の方法に自問自答を用ひてゐる所から問答抄の名を附けたものである。

本書卷一に於ける項目は次の如くである。

三國文字起之事 四聲にしたがひかなづかひ起事 いろは四十七字數量の事 古書の假名に用不有事
假名遣の定法始めて起事附かなづかひ作書の濫觴並になづかひの書始めて世に行事 字例の事 七門差別の由致
かなづかひ入門 (端のい中のみ奥のひ差別の事 端のへ中え奥え差別の事 端は中を奥お差別の事
はわ差別の事 うふ差別の事 うむ差別の事 しちすすつ差別の事)

右のうち「古書の假名に用不有事」の條下では、「日本紀・萬葉集・新撰萬葉集・古語拾遺・舊事紀・古事紀・延喜式・和名抄・古今和歌集等に至迄の書はかなづかひの法則いまだ定ざる時の書なればかなづかひの法にたがひたる事も侍るべし。何事も物の始はさだかならずして末に至て其法式微細に定事おほし。」など言つて、歴史的假名遣とは全く逆の立場を示してゐる。又「七門差別の由致」に於ては同音異字の差別を説くに次の七則を以てすることを説いてゐる。

- | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 第一 | 五音差別 | 第二 | 輕次重差別 | 第三 | 開中含差別 | 第四 | 初中奥差別 |
| 第五 | 強中弱差別 | 第六 | 長中短差別 | 第七 | 相對差別 | | |
- 即ち五音差別は唇舌牙齒喉に依つて生ずる五音であり、二三四五六すべて音聲上の區別である。唯第七の相

對差別は「きくに通ふいにはいを用ふ。へにかよふいにはひを用等の差別也」の如く彼此の相對により區別しようとするのである。而してこの七門の差別は極めて重要でこの「七門の差別を一一に暗じ覺えざる時は此道を明むる事あたはざる也」とまで言つてゐる。且つ「かなつかひ入門」の條下にあけてある七つの差別の各々にはこの七門の差別をあてはめて説明してゐる。今その一例をあければ次の如くである。

端へ中え奥え差別の事

第一五音差別とは

譬は「給たまへ」思おもへ」と云時の「へ」は喉より單に出る聲なれば喉音也。又「榮さかえ」覺おほえ」といふ時の「え」は牙の所^{あは}にふるゝゆへに牙音に攝。又「聲こゑ」末すゑ」と云時の「ゑ」は齒^{わがは}の内の根にふれて出るこゑなる故に齒音に攝む。

第二輕次重差別とは

譬は「たまへ」おもへ」といふ時の「へ」は輕く、又「さかえ」おほえ」と云時の「え」は重く、又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」は輕と重との間也。

第三開中合差別とは

譬は「たまへ」おもへ」と云時の「へ」は唇にふれて覺故に合に攝、又「さかえ」おほえ」と云時の「え」は開と合との間也。又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」は開なり。

第四初中奥差別とは

譬は「たまへ」おもへ」といふ時の「へ」は口の端にふれ、又「さかえ」おほえ」と云時の「え」は喉の奥にふれ、又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」は初と奥との中にふるゝ也。

第五強中弱差別とは

譬ば「たまへ」「おもへ」といふ時の「へ」はよはく、又「さかえ」「おほえ」と云時の「え」は強と弱との間也。又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」はつよし。

第六長中短差別とは

譬ば「たまへ」「おもへ」といふ時の「へ」は長と短との間也。又「さかえ」「おほえ」と云時の「え」は長く、又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」は短し。

第七相對差別とは

譬ば「たまへ」「おもへ」といふ時の「へ」は「ひ」「ふ」にかよひ、又「さかえ」「おほえ」といふ時の「え」は「ゆ」にかよひ、又「こゑ」「すゑ」と云時の「ゑ」は他の通ひなし。是等の差別也。

以上卷一は總べて之を「玄談」といふ。假名遣に關する玄妙の理を説いたつもりであらう。

卷二は總べて「雜之部」といひ次の三十項より成つてゐる。

- | | | | | | |
|-----|----------------|-----|-----------|------|----------------|
| 第一 | かな連聲の事 | 第二 | 訓母訓子訓係の事 | 第三 | ふの字をむとよむ事 |
| 第四 | ふの字をとよむ事 | 第五 | ひの字をみとよむ事 | 第六 | にばねの事 |
| 第七 | うばねの事 | 第八 | みばねの事 | 第九 | 五音ばね變通の事 |
| 第十 | 聲のう引を和げて訓に用事 | 第十一 | 髣髴かなの事 | 第十二 | 相通かなの事 |
| 第十三 | 直音拗音かなの事 | 第十四 | かな具略の事 | 第十五 | かな相通變化の事 |
| 第十六 | 物をみむかなの事 | 第十七 | まぎるゝかなの事 | 第十八 | 聲のふ引を訓の時う引にする事 |
| 第十九 | 體有物の名に入聲のふ引を用事 | 第二十 | 反訓の事 | 第二十一 | 爲持かなの事 |
| 第廿一 | 理訓の事 | 第廿二 | 通用かなの事 | 第廿三 | |

第廿四 かな體用の事

第廿五 のべかなの事

第廿六 をみえの三字をはねに用る事

第廿七 ぞと云ことばこそと云ことのはをむすぶかなの事

第廿八 ことのはの下にかよふかなの事

第廿九 いろはの中にんのかの有無の事

第三十 可と云ことばの出生を知る事

卷三と卷四は卷一に説いてあつた七門差別中の相對差別を詳細に解明したものである。以下に示す各項毎に例語を列舉し、更にその項に關係ある「或書」の説を引いてきびしく之を反駁してゐる。(最もきびしい反駁の例は卷四、四オ―五オに於て見る事が出来る。) 而してその反駁に就いては著者自ら次の如く述べてゐる。

此下に至て或書に曰として往々に愚破せる事侍る。或書と指は今世に行へるかなづかひの諸抄の中にをとれる書には目かけずして、その秀たる書を指、或書に曰とのみ有て其書の名をあらはさざる事は難破の意旨人のためにして全く愚が名聞のためにあらざれば也。もし人彼抄を見て或は非にしたがひ、或は終に惑をいだいて本源に入べきさはりとなる故につゝみがたうして是を破す。左もなくば何ぞ人の非をせめんや。後の君子七門差別をかたうして古書の是非得失をわきまへ給ふべし。

思ふにこの或書とは、前にも述べた様に、貝原益軒の「和字解」の説と思はれる。それは本書に於て「或書」としてあけてある説の全部が文字を同じうして「和字解」の中に在るからである。

(本書) 或書に奥のひの字例に「おひ甥」めひ姪「はひ灰」とあるは誤也。(卷之三、二ウ)

(和字解) 訓の下は、「かひ具」「はひ灰」……「おひ甥」「めひ姪」……此類なり。皆「ひ」の字書べし。いの「あ」の字書くべからず。(益軒全集「卷之二」、一一八頁)

(本書) 或書に曰、六日を「むいか」と書べし。「むゆか」と書べからずといふ。是五音相通にうとうしてあやまれる

也。(卷之三、五ウ)

(和字解) 六日は「むいか」とかくはむの引音なり。むかといふべきを引音にて「むいか」といふ。「むゆか」とはかゝず。

(益軒全集「卷之二、一一〇頁」)

(本書) 或書に十日のかなに「とをか」のかなを用て字例とす……よろしからず。(卷之三、六オ)

(和字解) 十日は「とをか」なり。「とうか」にあらず。十の字「とを」と讀なり。(益軒全集「卷之二、一一四頁」)

(本書) 或書に曰、「い」の字は其聲かろくしてよはきに用べし、といふ是大なる誤也。(卷之三、七ウ)

(和字解) 「い」の字はその音輕して弱きに用ゆ。(益軒全集「卷之二、一一〇頁」)

(本書) 或書に曰、「一説に聲にはぬるには「ゐ」の字を書、陰印などの類也といへり。されどもそれにかぎらず。音の上は皆ゐの字をかくべし。此中に音の上は皆ゐの字を書べしといへる事大なる誤也。(卷之三、十ウ)

(和字解) 一説、はぬる音にゐの字を書、院陰印などの類なりといへり。されどそれにかぎらず。音の上は皆ゐの字を書べし。(益軒全集「卷之二、一一五頁」)

(本書) 或書に曰、「かひ貝」「はひ灰」「たひ鯛」「こひ鯉」「たましひ靈」「ひたひ額」此類皆「ひ」の字かくべし。「い」の字かくべからず。「い」の字はこゑのすゑ「ひ」の字はよみのすゑにかくべし。音のすゑよりよみのすゑはよはし。此事重々あやまれり。(卷之三、十二ウ)

(和字解) ……「かひ貝」はひ灰……「たひ鯛」「こひ鯉」……「たましひ魂」……「ひたひ額」……此類なり。皆「ひ」の字書べし。「い」の字「ゐ」の字書くべからず。「い」の字はこゑのすゑ、「ひ」の字はよみの末に書べし。音の末よりよみの末はよはし。(益軒全集「卷之二、一一八頁」)

(本書) 或書に曰、端の「は」を」とよむ事おもくつよき所に用。此事大に誤れり。(卷三、廿一オ)

(和字解) ……此類皆「ひ」の字なるべし。いづれも「を」といふおもきつよき所に用ゆ。(益軒全集「卷之二、一一二頁」)

(本書) 或書に曰、或説に勢の字に「いきほひ」のかなを用たる事ひがごと也。勢の字は氣生の心なる故に「お」のかなを用べし。上此事大なる誤なり。(卷之三、二十二オ)

(和字解) 或説に勢の字「いきほひ」と書といふはひが事なり。氣生の意なる故、「お」の字を書べし。(益野全集卷之二、一一四)

(本書) 或書に曰、通の字のかなを「とをる」と書人あれども「とほる」と書てよし。貫之の歌にありとほしをば思ふべしやはとよめるを證とすべし。上此 (卷之三、二十二ウ)

(和字解) 通の字「とをる」と書人あれども「とほる」と書なり。貫之の歌に、ありとほしをば思ふべしやはとよめるを證とすべし。(益野全集卷之二、一二二頁)

(本書) 或書に曰、「を」の字は解より出てかるきかな也。上此大なる誤也。(卷三、廿五オ)

(和字解) 皆くちびるより出るかるきかななり。(益野全集卷之二、一二三頁)

(本書) 或書に曰、一字の訓とは面緒おも麻あ雄お此類上下共に奥の「た」を用ゆべし。上此 (卷三、二十七ウ)

(和字解) 一字の訓とは、英雄尾御映面、此類おくの「お」なり。是等の字上に有ても下に有ても、「お」の字書べし。

(益野全集卷之二、一一六頁)

(本書) 或書に曰、上に在かなは中の「を」奥の「お」通用してもくるしからずと或先達の人いへる由聞傳侍る。誠に左も有べき事也。然るに先輩の人中の「を」とおくの「お」とわかち用事か、はりて其ことよりあきらかならず。まぎらはしくて後人のまどひとなる、しめて定むるはひが事なるべし。上此是等は破するにもたらざる事に侍れども…(卷三、二十九オ)

(和字解) ……上にあるかなには、中の「を」おくの「お」通用してもくるしからず。かならずかゝはるべからずと或先達のいへるよし聞傳へ侍る。まことにさもあるべきことなり。然るに先輩の人、中の「を」、「おくの「お」、わかちなく

用ゆる事かゝはりて其理明らかならず。まぎらはしくて後人のまよひとなる。大やう右にいへる理をもつてをして知るべし。理なきにしみて定むるはひがことなるべし。(『益軒文集』卷之二、一一六頁)

(本書) 或書に曰、奥の「お」の字下にはかくべからず。中にもてにはにもかくべからず。上(卷三、二十才)

(和字解) 凡おくの「お」の字下には書べからず。中にもかゝず。てにをはには猶用ゆべからず。(『益軒文集』卷之二、二六頁)

以上は卷三のみより或書の引用を摘記して「和字解」と對照したのであるが、卷四に於ても、同様對照の例を四個所あける事が出来るのである。以て或書が「和字解」であることを實證することが出来るのである。

卷三の項目は次の如くであり、

端のいの事(聲調共に上にも用事多くある用は少し。聲の下には皆いた用。調の時中にも用。調の時下にも用。調の時上にかよふにも用。調の時專一にして他のかよひなきにも用。)

中のゐの事(このの時上にも用。調の時上にも用。調の時中にも用。調の時下にも用。このの時一字にあたるにも用。)

奥のひの事(五音の内ふにかよふに用。專一にして他のかよひなきにも用。)

端のへの事(ふにかよふに用。專一にして他のかよひなきにも用。邊の字のこゝろあるにも用。)

中のいの事(音のかしらに用事有。調のかしらに用事有。調の中下にも用事有。一字の調にあたる時用事有。調の時ゆにかよふは皆いた用。)

奥のゑの事(音のかしらに用事有。調のかしらに用事多し。調の下にまれに用事有。)

端のほの事(聲にはねたる字は調の中下皆ほを用てたとむ。聲にはねたる字の中下にほを用てたとむ。聲調共に一字にほを用事有。)

中のをの事(こののかしらに用事有。調のかしらに用事有。調の中下にはねる時を用。調の中下に用事有。)

奥のたの事(この字調の下に用事、但し一字にて二字の調に開ゆるに用。よみつくる時ひまきは、この字の位なれどもさにかへて用事古例也。)

卷四の項目は次の如くである。

前のはの事(聲調共に上にも用。調の時中下にも用。聲調共にこのまなれどもわと、よむにも用。)

後のわの事（聲調共に下に用事なし。一字にて二字の調にきこゆる時は中に用事有。）

前のうの事（聲に引は替うを用、但入聲のふ引を除く。調に引にも用事有。調の下きくひにかよふにも用事有。）

後のふの事（調に引は大方ふ也、聲にひくはすくなし、調に用時へにかよひひにかよふ。）

しち差別の事（しを調るとは。ちを濁るとは。）

すつ差別（すを濁るとは。つを濁るとは。）

かなつかひ閉合の事

右の例及び説明には可なり不合理と思はれるものも少くない。その二三を指摘すれば次の通りである。

(一) 聲調中に於ける音の位置の上中下等に依つてその用法を限定しようとしたこと。何故にある音は上に多く用ひられ、ある音は下に多く用ひられるかといふことの合理的の説明は不可能であるべきに、之を敢てなしてゐる所が多い。

(二) 相對差別として活用語尾の認識を行ひながらも、なほその中に語尾意識の不確實な點のあること。たとへば「ゆにかよふ」の例として「ふりは（振延）」「なすらへ（準）」「そなへ（節）」等をあげてゐる如きはこれである。

(三) 類推に根據の無いもののあること。たとへば「八日」が「やうか」であるから「十日」も「とうか」であつて「とをか」でないと云ふが如きこれである。

(四) 音の特質に關する考に根據の乏しいもののあること。たとへば「かひ（口）」「はひ（灰）」「たひ（端）」「こひ（小）」「たましひ（聲）」「ひたひ（韻）」の「ひ」は「い」又は「ゐ」と書かなければならぬと主張する際の説明の如きこれである。

る。

(五) 古書の用例が誤つてゐると説く場合の理由に獨斷的のものの多いこと。即ち或る語の音は何故にある音であるかとの説明をしないで、自己の正しいとする假名の音に違つてゐるから誤であるとするが如きことが多い。

卷五は

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 一 五音之事 | 二 五位之事 | 三 五所之事 | 四 三内之事 | 五 阿字根本之事 |
| 六 本歸一音之事 | 七 橫相通之事 | 八 豎相通之事 | 九 別立橫相通之事 | 十 別立豎相通之事 |
| 十一 直音拗音之事 | 十二 拗音次位之事 | 十三 半齒半舌之事 | 十四 舌上音之事 | 十五 舌頭音之事 |
| 十六 唇音輕重之事 | 十七 半舌半齒之事 | 十八 十行清濁之事 | 十九 十行和訓不和訓之事 | |
| 二十 積集十八音之事 | | | | |

の項目をあけて主として音韻の説明を施してゐる。その知識は韻鏡より來たものと思はれる。但し卷頭にかけられてゐる五十音圖は、『アイウエヲ』『ヤキユエヨ』『ワイウエオ』の如くアヤワ三行の混同がある。

二〇 「和字大觀鈔」

本書は上下二卷、釋文雄の撰、寶曆四年八月、京、菱屋係兵衛刊行。寶曆四年秋龍公美の序と寶曆三年四月晦菅原爲範卿の序があり、原助の漢文の跋が添へてある。更に明和四年十一月、京師書林二葉軒（鶴屋喜右衛門、正本屋九兵衛、八文字屋八左衛門、菱屋治兵衛、菊屋七郎兵衛）から「再治和字大觀抄」として刊行され

てゐる。

内容の大體は左の如くである。

かなつかひ大意

假名遣のやうを知らんと思へば片假字の五十音というのは四十七字の理をよく辨へ知るべきである。

真名假字の辨 片假字 片假字の本字 五十文字

「五十文字」の項には日本音讀開合假字反圖があてであるが、オヲの所屬を誤つてゐる。而して喉牙齒舌唇の五音及

び之に齒舌、舌齒を加へて七音とすること、開合、輕重、淺深等を假名の用法に照して説明してゐる。

直音拗音

横堅相生

假字反切

横相同堅相通

あいうゐを相通

かきくけこ相通

さしすせそ相通

たちつてと相通

なにぬねの相通

はひふへほ相通

まみむめも相通

やいゆえよ相通

らりるれろ相通

わゐうゑを相通

あいうゐをとわゐうゑお相通

あいうゐをとやいゆえよ相通

あいうゐをとたちつてと相通

「あいうゐをとたちつてと相通」とは

月庵ツキアンをげつたん、八音フチムをはつちんとする類。

あいうゐをとなにぬねの相通

善惡ゼンラクをぜんなく、延引エンインをえんにんとする類。

はひふへほとまみむめも相通

はひふへほとわゐうゑを相通

あかさたなはまやらわ相通

「あかさたなはまやらわ相通」とは

昨日者ケシラハをさくじつた、漢和カンワをかにんとする類。

いきしちにひみいりゐ相通

築地ツキヂとついち、后宮キョウミヤときさいのみやの類。

うくすつぬふむゆるゐ相通

シタツ 轆をしたうづ、不絶をたえぬとする類。

えけてねへめえれゑ相通

エンク 燕々をえんねん、繁榮をはむねゐとする類。

をこそとのほもよろに相通

カキウ 蝙蝠をかふもり、感應をかんうとする類。

むをにとす

キヤム 縁をえにし、紫苑をしをにとする類

いろはの題目

色葉の作者

いろはの文字

京の字

いろはの字體

和字國字の辨

平假字と云

平假字の類字

眞字の類字

「眞字の類字」には 日本紀萬葉集などに載せてある類字をいろは順に擧ぐ。(以上上巻)

假字使

「假字使の大字はわゐうゑゐの音にあるなり。其式前のは、後のわ、端のい、中のゐ、おくのひ、前のう、後のふ、はしのへ、中のい、奥のゑ、はしのほ、なかのを、わくのわと云。是を五類の假字と云。それ／＼につかひわくるを假名使と云。大抵いろはの中につかひやうをしへたるなり。」といつていろは歌中の用法を説明してゐる。

いゐひ三字の使様

「はしのいはかるき聲に用ひ、中のゐはおもきに用ゆ。また端のいは訓のかしら、開音の字、開音の上下、訓の中又は下にてきにかよふはいの字なり。

中のゐは一字の訓、訓の下にありて外にかよはぬ字、合音の字、合音の上下、是らゐの字なり。

わくのひはいの字よりも軽くよはき所に用ひ、訓の下ふへにかよふはひの字を書くなり。」

はしのい

中のみ

たくのひ

へえゑの三字つかひやう

「へえゑ三字のつかひやう」には次の如く記してある。「端のへ^エはふに通ふ字、中に用ゆるかな、邊の字に訓^ユする假字に用ゆるなり。中には一字の訓、かろきよみ、ゆにかよふ假字、開音のかな是なり。奥のゑはおもき訓^ユのかしら、下にありて外にかよはぬ假名、合音のかな、是を使ひわくるなり。」

端のへ^エ

なかのえ

おくのゑ

ほをおの三字使様

「ほをおの三字使様」は大體の説明の仕方は「いあひ」「へえゑ」の如き方法によつてゐる。

はしのほ

なかのを

たくのほ

わはの使ひやう

うふのつかひやう

濁る假字しちすつの別

ばせを葉の假字

あふひの假字

つの字を略す

「つの字を略す」は、うたへ全まなく全もて以の類、入聲のつの字は喉の内にあつて外に出ないから略するのをいふ。

ほの字

ゐの字

んむの字

えの字のゝ字

上にかゝぬ假字

下にかゝぬ假字

濁聲の法

疊字式

音のかな

拗音の假字

輕重開合

平上去入

反音

上中下略音

つゝめ音

轉音

清濁を混する音

連聲

よみくせ

訓點

をこと點
いろはの外の和字

「いろはの外の和字」では日本で作つた漢字の説明がある。

抄物書

メモ聲聞 ヨヨ縁覺 ササ菩薩 サム莊嚴の類を多くあぐ。

音を誤る字
役の字（役行者の役の字の説明である。）

（以上下巻）

なほ附録として「假字合字」の項を設け、四聲によつて片假名を二字以上を組合せて書く綴字法を説いてゐる。

多 七 稱揚 彫 口 證據 鈔 馬 稱名

この法を用ひて「いろは歌」及び「古今集」の序を書いて實例を示してゐる。

二二 「^{かな}つかひ伊於惠愚艸」

寫本一卷。安永十年二月、西村遠里の撰述である。奥に「奉納」の二字がある。上賀茂神社にでも奉納したものであらうか。附録として逍遙院の「假名遣九折」が添へてある。

本書、逍遙院の假名遣の正本を寫したるに開合の事に詳しくなくて見るに足らぬを慨き、假名遣中むつかしい「い」「お」「ゑ」の三者に就いて音の開合に基きその用法を例を以て説明し逍遙院の假名遣説を破したものである。従つて定家流の假名遣書といふべきであるが、「國語學書目解題」には其名が見えない。その説の要點を摘約すれば次の如くである。

(一) 奥の「お」端の「を」といふのは伊呂波歌中の文字の位置によつて名づけた様に思はれてゐるがさうではあるまい。開合呼吸表裏(口腔に於ける發音狀態のこと)のことで、口中の奥端といふ意味であらう。恰も「い」の字は伊呂波の端であるが音は口中の奥で生じ、「ゐ」は伊呂波の奥にあつて世人は中の「ゐ」と言つてゐるが口中の端で出来るのと同様である。「故に今「い」の字をはしの「い」といひならはしたれども、そ

のかきもちゆるところはおくの『ゑ』おくの『た』とその意味おなじ。思ひ合すべし。おくの『ゑ』またおなじ。此中の『え』なるものはしの『え』のころなり。今はしの『へ』と云ものは遍の字にしても『ゑ』の聲にあらず。『ひ』もまたおなじ。もと飛の聲にして『い』の聲にはあらず。『ほ』もまたおなじ。故に『ほ』『へ』『ひ』は『お』にかよひ『ゑ』にかよひ『い』にかよふ『ほ』『へ』『ひ』といふものにて三つともおくはしの中音にかよひておくの音にかり用ゆる字なり。『い』『お』『ゑ』の本體は口中のおくとはしの二つならではなし。」

(二) 奥の音はいづれも上よりつゝかない、唱へて知るべきである。

「むかしとこ」……「むかしで切れて更めて口中の奥から『お』を出すのである。『お』は奥の音であるから。
「むかしをとこ」……「むかし」と「とこ」と切れないでつゞくのである。『お』は端の音であるから。

口中のはしで出る『を』は上でも下でも端の『を』を書くのである。又口中の奥から出る『お』は上でも下でも奥の『お』である。その音の聞きを味へ考ふべきである。

たまのを	玉緒	こをけ	小桶	をのこ	男子	たをる	手折
みお	水尾	たけ	桶	おとこ	男	おる	折
おほの	大野	おほみや	大宮	おほてら	大寺	おほよど	大淀
をの	小野	をしま	小島	をぐし	小櫛	をくる	送

右の例は皆これである。端の『を』は上下に返して用ひるが、奥の『お』は下にならないのもこの理である。

(三) 「ほ」を書いて「を」とよむのは口中の奥より出る音であつて「お」「ほ」とひびく時にはいつでも下の

「お」に「ほ」をかりて書くのである。これ「ほ」も奥から出る響きであるからである。逍遙院の假名遣に本字の末はねた字「いほり庵」「しほ鹽」「かほ顔」などは何れも「ほ」の字を書くとあり、「こほり氷」「いきほひ勢」「よそほひ粧」の字は本字の聲の末をはねないから、別に「氷」は末はねないが「ひ」の聲によつて「はひふへほ」相通するが故に「ほ」をかき、「勢」「粧」は唐音がはねるから「ほ」をかくのだと言つてゐる。併し唐音ならば二字に限らずその他にもあり、且つ、

おほせ仰　おほく多　おほぜい大勢

等は末ははねないが「ほ」と書くではないか。一體「お」と「ほ」と「を」と口中の音は皆違ふ。「お」は唇ふくむやうで力があつてその音が咽喉にある。「を」といふときはふくむやうであるがその音唇齒の間にある。

「ほ」といふ時はその音舌上にあつて「お」と「を」との中間の様である。

(四) 「ふ」を「を」とよむ事があるが、これは二字の下に「を」といふ音のひゞいて頭に力のいらぬ音には皆「ふ」をかりて「を」とよむのである。

をふ追　をふる終　あふ逢　あふみ近江　あふぐ扇　あふぐ仰　あふひ葵

(五) 逍遙院の假名遣に本字の聲には端の「い」を下に書くところがあるが、本字の聲でなくとも音が奥にひゞく時は下にもかくのである。これ「い」は口中の奥で出る音であるからである。

いろ色　いは岩　いへ家　いと糸　いち市　いぬ犬　いる射　いを魚　いそ磯
いね稻　ない／＼内々　さい／＼細々　ゑいぐは榮花　おい老　かいまみ垣間見

みなこれである。

(六)「る」は口中の端で出る音であつて上にひく音である。(之に對して「い」は奥で出る音であつて下にひく音である。)逍遙院假名遣では、其字を訓でよんだ字の下を「い」の字によむ字はみな「る」を書くと言いてあるが、必ずしもさうではない。音のひきで定めるべきである。

るかい 位階　　るわう 硫黄　　るはい 違背　　るど 井戸　　るなか 用舎　　くらる 位

(七)「ひ」は「い」の聲ではないが借りて「い」に用ひるのである。逍遙院の假名遣に「ひ」「ふ」にかよふ字の下に「い」といふ時は皆「ひ」をかいて「い」と讀むと言つてゐる。併し「は」を借りて「お」に用ひる意味に同じく「ひ」は「い」と「る」の中間の音であつて舌の上で出る音であるから、その音が下にある時「ひ」を「い」とよむのである。

さふらひ 侍　　あひ 相　　いひ 言　　まよひ 迷　　ねがひ 願　　おもひ 思　　ちかひ 誓
にほひ 匂

(八)「ゑ」は奥の音で「い」「お」に對する字である。舌に力を入れ咽喉から出るその音の類は皆この「ゑ」である。

ゑい 影　　すゑ 末　　ふゑ 笛　　ゑし 衛士

(九)「は」は口中の端で出る音で舌に力を入れないで發する音である。逍遙院假名遣では「ゆ」「え」と通ふ字はみな中の「え」とあるが、「えだ 枝」「えびす 夷」などは「ゆ」「え」と通はないが「え」である。音のひき舌

に力を入れないで口中の端から出るのは皆この「え」である。

えいりよ 穀慮 えだ枝 みえ見 きこえ聞 きえ消 えびす夷 こえる越

もえ燃

(二〇)「へ」は「ほ」「ひ」の味に同じく「ゑ」「わ」の中間である。逍遙院假名遣に「はひふへほ」この五音に通つて「ふひへ」とよむ字は端の「へ」を書くと言つてあるが、大抵はこれでよいとしても、「ちへ」下重「なへ」などはこの説には合はない。又「まへ」前「花さへ」「實さへ」等の「へ」の説明も字のさまがよいから書くなどあるのはよろしくない。これ音のひびきが中て下にあるのをかりて「へ」を「ゑ」のこゑに用ひるのである。

おもへ思 かへる歸 ゆへ故 ひとへ單 なへ苗 はへて榮 うへき植木

など皆この類である。

(二一) いろはの中「わ」は一つであつて「は」「ほ」「わ」の音ではないが借り用ひて「わ」とよむのである。「わ」の音字が頭である時は決して「は」は書かない。「わ」の字はすべて字の頭に書いて下には書かない。併しその本字を離して讀んで「わ」の音である時は下にも書く。「車の輪」「三輪」などの輪はこれである。「さそはれ」「いはれ」などの様に中になり下になりする時は「は」の字を書くのである。これ開合の故である。「わ」といふ音は口を開いて奥から出さないと音が出ない。音の下になり中になるときはさういふ語勢ではなく、音は唇の先になつて端から出るのである。

(一二)『う』とよみて『ふ』をかくこと生の字を『ふ』の音によむゆへ蓬生などいふとき『よもきふ』とよめば語勢『ふ』にてきるゝ故に『ふ』の音には『ふ』かよふなどを『の』の音にきこゆるやうに讀るなり。故に轉じてあいゝゑをの通するをとり『よもきふ』などいふ『う』の聲に『ふ』をよむなり。垣生とかきて『かきふ』なれども、『かきは』とかきて『かきを』とよみ、園生とかきて『そのふ』なれども『そのを』とよみなすとおなじ心なり。

園生 稻生 萩生 柳生 などのるいなり。

(一三)『ひ』をかいて『み』とよむことがある。『かなしひ』といふ時『ひ』を清んでよむと語勢がわかれるし、濁つて『び』といふと、ともし火などの『火』にまぎれるから『かなしみ』とよむのであるが、この場合『ひ』は活用語尾(すて假字)である場合に限るのである。『ともし火』かゞり火『もしほ火』などの『ひ』は捨て假字でないから『み』とは言へないのである。

かみなひ川 神南備川 あはれひ 憐 かなしひ 悲 たうとひ 貴

(一四)『う』と『む』との事道遙院の假名遣には、『む』の字をうとこゑによむこと、喉舌唇の三のうちにてよめる字は皆むの字なり。むばたま鳥羽玉 むまるゝ生 むもれ木埋木 むべ宜 せうとうば尉姥 右のるい皆口をむすびてよむ字ゆへ音曲に分別する義なり。と言つてある。こは思ふに、正字でいへば『うば玉』『うまるゝ』『うもれ木』である。併しこの時『う』の語勢が浮いて聞える時には、『む』を『ん』とつめて『うん』かへて『むば玉』『むまるゝ』と書きもし讀みもするのである。

(一五) 「うを^をかいて^を」の音によむ事は「い」の字の例に似て、本字の聲に讀む下にある「う」は皆「を」とよむのである。「そう僧」ほうし法師「を」ほうし「そう」などと「う」を「う」とよんでは語勢が切れてその字の聲にならないし、又それかと言つて「を」を書いては開合がひゞく字になつて合はない。聲の下に「う」を書いて「を」とよむときはいつにてもそのこゑ 舊字の開合である

そう僧 ほうし法師 ねう饒 だうたう堂塔 つう通 せう 照松證 てう 朝澄蝶
 へう表 のう能農 ねう應鷗 はう方袍 さう早雙相 宵昇
 など皆これである。

(一六) はせを芭蕉 りんたう龍膽 しをに紫苑 あふひ葵 けにこし牽牛子
 きちかう 桔梗

右は古のならはし證歌の例によつて書くべきである。

(一七) 假名に濁つてよむことは(連濁のこと)大體「の」の字の代りの心である。

山川……山と川の意
 山川……山にある川 山の川の意
 山櫻……山と櫻の意
 山櫻……山の櫻の意

三二 「假名遣轉考」

寫本一卷、奥に

文政三年庚辰三月下旬起草

同五月修正

同六月再修

寓巖齋 井上信好

とある。主として動詞形容詞の語尾變化の假名遣を圖解して説明したものである。その説明項目は次の通りである。

倭訓假名邪正沙汰

「えゆ」「ゑゆ」轉聲の沙汰

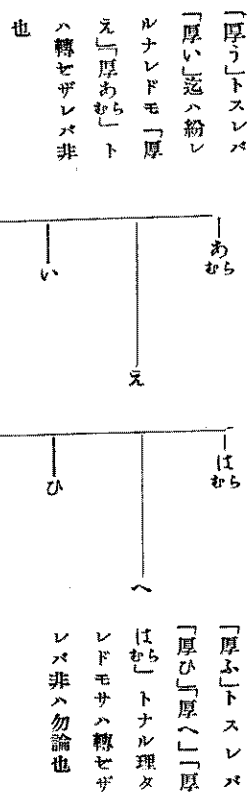
「て」のうけにて正言を知るべき事

轉聲圖例

しりの「う」は字音になる考

「もち」のしりは「ふ」と「ひ」との轉聲を採るべき説

圖解に依る説明の一例を示せば左の如くである。



あつち 邪
厚 あつふ 邪
あつく

き

けれ

から

上ノ如ク「厚く」「厚き」「厚けれ」「厚から」ト轉ズルゾ正カリケル。カクアリテ「厚
から」トハ云ヘド「厚あむ」トハ云ハザルヲモテ、「厚」ハかきくけノ轉聲ト知ルベ
シ。あいうえおノ轉聲ニハアラザルコトヲ善クサトルベシ。抑「う」ト呼ブハ京地
ノ俗言也。「く」崩レテ「う」ヲ呼ブヲ、其如クニ假名ヲ書ケトハ嗚呼ナレ、其俗言
ノマヽニ假名書クナラバ假名遣ノ學ビハ、イカデカアラム。雅言ニ書クコソ故實
ナレ。鄙人ノ言葉ノ「厚く」「厚き」ト云ハ雅言タレバ其如クニ書ケバ即故實トナリ
ス。抑シリニ「う」ト呼ベバ倭言ノ言靈ニ乖キシリニ「く」ヲ呼ベバ倭ノ雅言トナリ
ス。又蓋近世倭學者ト云フ者ツギノニ出デ、漢土ノ風ヲヒタモノオトシナガラ、
我言靈ノ變ジテ漢土ノ言靈トナリシヲ、知ラデ、シリノ「う」ヲ是ト思フゾアサマ
シカリケル。

「えゆ」「ゑゆ」轉聲の沙汰の條下では東言京言を相對せしめ、「越え、越える」「萌え、萌える」は東京

で正とし、「越え、越ゆる」「萌え、萌ゆる」は京言で邪としてゐる。

又「用」の語尾は「ふ、ひ」と轉すべき由を論じたるあとに、

悉曇ト韻鏡トニ我言格トヲ擬對シ、以三土ノ言音ニ通ジ聲義ヲ沙汰スベシト云

と言つてゐる。而して語尾のあるものに梵字を配し、又將來・體・用・令等の活用形の意識を如へてゐることも注意すべきである。撰者は悉曇の知識に觸れてゐた人らしい。併しその誰なるかを審かにしない。定家假名遣の傳流といふ證據は無いが、「近道」等にも活用意識の發達は見られるからかりにこゝに入れておいた。

二三 「音訓國字格」かなづかひ

高井蘭山の著、上下二卷、靜嘉堂文庫本によると文政八年九月の刊行（江戸、山城屋佐兵衛）。上卷には大意、日本の文字、音訓、伊呂波、縱橫相通、五音分配、象胥翻譯、漢音吳音、四聲七音清濁、日本之四聲並發字、反切、日本國字反切、唐音、華音の論があり、下卷に國字音格（字音假名遣）と國字訓格（國語假名遣）の説明がある。その國字訓格の項目は次の通りである。

イキヒ之別

ヘエエ之別

ホヲオ之別

ハワ之別

ウフ之別

濁假字之別

ツ内外之別

ムン閉合之別

訓之相通

その説明の實際は次の一例に示せる通りである。

イキヒ之別

イ 端ノ「イ」ト云蓋シ五十字ニテ云ニ非ズ伊呂波四十七字ノ序次ヲ以端中奥前後ト云ハ同音異字ヲ分ツ詞ナリ以下皆倣

之「イ」ハ輕シ音ノ上下ニアル印陰有域一體經聖清系榮財戒ノ類訓ノ頭ニアル色岩今勇息ノ類訓ノ中ニアル平參冲序

ノ類訓ノ下ニ有テ就ツキテ 樂^{タノシイ} 遠^{トヲイ} 無^{ナク} 嬉^{ウレシイ} ノ如ク「イキシチニウク

スツヌ」等ニ通フハ「イ」也

キ 中ノ「キ」ト云重シ一字ノ訓坐井膽猪居亥射ノ類重クシテ外ニ通ヌ字又ハ訓ノ下ニ有テ位宿直藍^{タハキ}寫^{タハキ}字^{タハキ}魂^{タハキ}盥^{タハキ}初^{タハキ}紅^{タハキ}椎^{タハキ}杭^{タハキ}新^{タハキ}

ノ類外ニ通ヌハ「井」也タトヘバ魂^{タマシウ}ヲ^{タマシウ}盟^{メイ}タラトハ訓ズベカラズ是ヲ外ニ通ヌト云又字ノ音ハ「イ」「キ」通ジ用

レ氏實ハ別アリ尹雄^{ムコ}園邑^{エン}會^{カイ}永^{エイ}ノ字皆「イ」ニ非ズ又水雞^{スイ}ノ如キ訓ハ平參^{ヘイ}ノ類ニ異ナリ「キ」重ケレバ「イ」ニアラズ

ヒ 奥ノ「ヒ」ト云「イ」ヨリ又輕シ「イ」ノ「ヒ」ト書ハ輕ク弱キ處ニ用ユ飯灰鷲甲彌生或ハ「ハヒフヘホ」ノ相通ナル

思^{オモヒ}オモフ^{オモフ}オモヘン^{オモヘン} 占^{ウラナフ}ウラナフ^{ウラナフ}ウラナヘン^{ウラナヘン} 逢^{アヒ}アヒ^{アヒ}アヘン^{アヘン} 言^{イハフ}イハフ^{イハフ}イハヘン^{イハヘン} 問^{トヒ}トヒ^{トヒ}トハヘン^{トハヘン} ノ類「ヒ」ヲ「イ」ト讀シム

右に見えるやうに昔の輕重は定家假名遣の流に於て論ぜられた事が多かつたから、本書もかりにその流と

してこゝに入れておいた。

二四 「假名遣大意」

「文政十亥年九月五日寫之」と奥にあるだけでその撰者は分らない。内容は全體定家假名遣の流であつて、「近道」の類と同系のものである。假名の遣ひ方の大體を説明した後、平假名、片假名の字源をとぎ、神代文字の説、讀み辭の説、てにをは略歌、近道假名遣の歌等を舉げてゐる。片假名の五十音圖では「アイウエヲ、ヤヰユエヨ、ワイウエオ」の誤がある。

第四章 契沖の歴史的假名遣

歴史的假名遣といふのは、假名遣の標準を或る時代(古代)の記録に記されてゐる傳統的用法に置いて、その假名と現代の發音との一致せざるものをもその典據に従つて律して行かうとするものである。我が國に於けるこの歴史的假名遣の研究は僧契沖に始まるのである。

契沖阿闍梨が國文學研究史の上に於て、古典學史の上にて、清新自由なる立場に立つて、先學の傳統・因襲から離れて、古代の精神に歸らうとする復古的精神に覺醒して、新研究の一時期を畫したことは、こゝに縷説するまでもない。「萬葉集代匠記」「古今餘材抄」「勢語臆斷」「源注拾遺」等の註釋研究と共に、契沖の言語研究も亦復古思想の上に生れた意義あるものであつた。

契沖の言語研究は音韻と文字とに關するもの、假名遣に關するもの、語源研究に關するものの三種に別つことが出来るが、その中心をなすものは假名遣の研究である。(「契沖の言語學説は假名遣の研究であつて、第一に假名遣の根本として音韻及び文字の研究をなし、進んで言語音を如何に文字に書きあらはすかといふ所に假名遣説となり、而して假名遣の標準である文獻の缺如した假名遣を解釋するために語源研究にも手をふれたと言ふべきであらうと思はれる」。(久松潜一「契沖傳」上「契沖全集」第九卷三一六頁))

契沖の假名遣に關する研究は「和字正濫鈔」「和字正濫通妨抄」「和字正濫要略」の三書であるが「萬葉集代匠

記總釋（初稿本精撰本ともに）に於ても見ることが出来る。

以下彼の歴史的假名遣の研究の概要を考察して見よう。

一 「萬葉集代匠記總釋」

「萬葉集代匠記」の初稿本の完成したのは、久松潜一氏の説に依れば、貞享の末か、おそくとも元祿元年であらうといふことであり、精撰本の成つたのは元祿三年である。

「萬葉集代匠記總釋」初稿本に於ける假名遣の説の概要は次の如くである。

（一）明魏法師は「を」「お」「え」「ゑ」「い」「る」の類みな通じて書くべき由を言つてゐるがこれは通を見て別を知らざるものである。各々守自性は、「を」「お」等の差別である。明魏のいふ通は此上にある故、此集てにをのは「を」に稍もすれば「於」の字が書いてゐるのは、通の義をはかつて書いたものであらう。別があつての通であるから、まづ別をよく知つてから通を用ひなければならぬ。

（二）萬葉集中「え」「ゑ」の區別は未だよく考へない。「い」「る」はよく區別してゐる。

（三）言の下についてまがふものが多い。

ろとらと	うつろふ まらうど	波與和	いはふ うらわ	いとひと展 戀こひ	保與乎	うは
邊與恵	家いへ 聲こゑ	登與多	響こたふ	知與之 羊ひつじ	加與古	うたがふ
余與恵	迷まよふ 萬葉まんえふ	曾與左	携さそふ たづさふ	豆與須 葛くず	奈與乃	かなふ
					調稱	といのふ

牟與宇 梅 むめ、うめ 末與毛 賜 たまふ
 馬 むま、うま 思 おもふ 安與乎於逢 負 おふ
 道 なふ

これに準じて知るべきである。

(四) 萬葉集と日本紀・續日本紀・延喜式・和名抄等の假名は相かなつてゐるが、今の世の假名(定家假名遣)のことを指してゐるのであらう)は違つてゐることが多いから、古代の相かなつてゐるの多きに從ふべきである。

次に『萬葉集代匠記總釋』の精撰本には、「集中假名ノ事」といふ題目をかゝけて、音韻・文字・假名遣に關する意見が述べてある。その中の假名遣に關するものは次の如くである。

(一) 伊呂波四十七言の中以爲遠於江惠の三つは聞が同じであるから、此等の假名が上下にある時にはまがふことがある。

(二) 字奴武の三字は音便によつてまがふことがある。

(三) 波比不倍保の五字が下にある時、以字江乎と、和爲字惠於とにまがふ。

(四) 葵は阿布比、障泥は阿布利、仰は安不隅、倒是多不留と書くが、此を讀む時は、中の布が乎と聞ゆることがある。又不の字が下に有る時は音便によつて伊と由とまがひ、波と保とまがふことがある。

(五) 知と之とが下にあつて濁る時にはまがふことがある。すと豆とも同様にまがふことがある。

(六) 煙、冠などの布が武にまがふことがある。

(七) 右の如く上にあつてまがふ事は古書を見て古人の書き置いたのに依らなければ知ることが出来ない。

下にあつてまがふのも古人の跡に依らなければならない。

(八) 和名抄を初めとして日本紀から菅家萬葉集までの假名を見るのに皆同一で萬葉集と異るところがない。又行成卿の頃までの假名も萬葉集と違はないから、その後漸次誤つたものであらうか。たとへば、

椎：椎此云辭毗(神武紀)：之比(和名抄)：四比(萬葉集第十四)：之爲(中比から四位によせて書く)の如き變化がある。これらの變化は根本を忘れた爲起つた事である。

(九) 或人假名はひたすら打混じて書くべき由を言つてゐるが、たとひ通することがあつてもその通ずるのは別があるからの事である。別が無ければ何の通ずることがあらう。能く別を知らなければ通はたゞ徒らに混亂を招くにすぎない。億計王(仁賢天皇)と弘計王(顯宗天皇)の「億」は「於」に同じく、「弘」は「遠」に同じいのであるが、この場合「遠」を混じたならばどうして御昆弟の區別を分ち奉らうか。

(一〇) 今萬葉集中に見えた假名の中で今の人の用ひるのと違つたのを思ひ出るに随つて少々抜き出して見よう。

以(此以ハ)加伊^カ伊^イ也等例語七

乎(此乎ハ)平尾^ヘ也等例語十四

保(下ニ在テ)五^イ百^ホ千^チ等例語七

億^ヒト^ニマ^ガフ^ル類家等例語六

宇^{下ニ在テ}宇^ニ植^ヘ也等例語四

布 此字下ニ在時、其間宇ニマガヘドモ、字ノ字ノ下ニアルハイト少ナケレバ、蜻蛉、陽篠、木綿、タナドノ類ヲ知

爲(此爲ハ)居^イ申^シ田^デ金^カ也等例語十一

於(此於ハ)於^オシテ云^フ故^コニ於^ニ氏^シト書^キベシ^ハ等例語十六

江^{此江ハ}得^エ名^ナ津^ツ津^ツ也等例語七

和^{下ニ在テ}和^ニ良^ニ葉^ハ等例語十一

比(下ニ在テ)飯^イ和^ニ名^ハ云^フ伊^イ比^ヒ等例語二十二

比(此比ハ)惠^エ良^ニ惠^ハ良^ニ等例語九

波(下ニ在テ)櫻^ハ桃^ハ和^ニ名^ハ云^フ加^カ等例語六

レバ紛ル、事スクナシ。又此字、下ニ在時音便ニ依テ上ノ字ノマガフ事アリ。云ト結、問ト堪、買ト替、飼ト乞、添ト障、負ト逢ナドナリ。此等ハ布ヲ比ナドニ通ハス時、云ハ以比ト成リ、結ハ由比ト成テ別ル、ナリ。掃、捕ノ類モ亦同ジ。イロフ、影ロフ、ヨロフ、ソロフ、ウツロフ、詛フ、從ロフ、拾フナドノ類モ下ノ二字良布ニ紛ルレド、移ロヒ、影ロヒナド通ハス時、移ロフ、影ロフニテ有ケリト知ラル。蜻蛉陽炎ヲカゲロフ、木綿ヲユフト云ノミハタラカネバカネテ知置ベキナリ。良利留禮呂ノ五字ハ冠トナル事ナク、阿、於ノ二音ハ沓トナル事ナシ。

附、中ニ在テ乎ニ紛ル、類

障泥アリ和名云 扇アツク 葵アツヒ 俗ニ云ハ皆フモジヲト聞ユルナリ

布中下ニ在テ武 悲之夫等例語六

保下ニ在テ字 保寶我之婆等例語三

宇奴武三字相通

此集ノ奴婆玉ヲ後ニ宇婆玉トモ武婆玉トモ通ハシヨメルハ三字ヲ通セリ。日本紀ニ大人トモ卿トモ書テウシトヨメルハ、此集ニスシトヨメルト同ジカルベシ。第八ニ稻延ヲイナウシロトヨミ、第十七ニハウルハシミヲ牟流波之美トヨメルハ字ト武トヲ通ハセリ。讃岐ヲサスキトヨミ、第十一ニ珍海ヲチヌノウミトヨメルハ音ヲ武ト奴トヲ通セリ。此集ニ馬ハ字麻、梅ハ島米ナリ。古今集物名歌ニウメト題シテ、アナウ目ニト隠セルヲ思ヘバ、彼集ノ比マデモ此定ナリケル歟。今ハ武麻、武米トカケルハ字ト武ト通ハセリ。諸ハ此集ニハ字弁ナルヲ今武弁トカクモ亦同ジ。埋木ヲ今武毛禮木トカキ、生ル、ヲ武末留トカクハ誤ナリ。其故ハ字豆武ヲ武豆武ト云ハズ。宇武ヲ武々トハ云ハザレバナリ。此モ亦妄リニ通ハセバ牛ハ主ト成リ、主ハ蟲ト成ルベシ。

俗ニ云時、字ト殊ニ違フ名

二 「和字正濫鈔」

「和字正濫鈔」五卷は元祿癸酉(六年)二月二十有一日の序があり、その最初に刊行されたのは元祿八年九月である。而して契沖がこれに着手したのは「萬葉集代匠記」の撰述に着手してから間もない頃であつたらうことは、元祿十年に成つた「和字正濫通妨抄」の總論に、

久しく中古以來かなをうるかせにして義もまた隨ひて誤れる事のかゝりしを、十餘年許さきより所以ありて和書を見る事、韋編も一たびなどは絶ぬべきに及ぶあひだ、假名の證となるべき事あるを、見つくるに任せて、後人のためにもやなると、はかなき心ひとつに寫し集め所々愚意を注し和字正濫抄と名づけ抄し置たるを云々(「契沖全集」第七卷二〇二頁)

とあるので分る。

「正濫鈔」編成の動機としては、久松氏が第一に萬葉集研究の結果、第二に定家假名遣の正誤、第三に覺彦との關係の三方面が考へられるとして居られるのは妥當である。「正濫鈔」が萬葉集研究の副産物として出来たものであることは、前に述べた着手の年代からも、又「萬葉集代匠記總釋」(初稿本精撰本とも)に於て假名遣問題に觸れてゐることからも考へられる事である。次に「正濫鈔」と定家假名遣との關係は「正濫鈔」卷一(全體の序説に當る)に記されてゐる。即ち漢文の自序(元祿六年に書かれたもの)の次に、行阿の「假名文字

遣」の序をあけて次の如く言つてゐる。

此序によるに、行阿は親行の抄を披見せられたりと思えたり。其後失たる歟。世に聞えず。行阿の抄の中に定て皆載らるべし。然るに混亂猶おほきは、親行も世俗流布の假名にまかせられける歟。又行阿の添られたる中にあやまり出たる歟。又行阿の勘そへられたる、ほわは等にも混亂あり。無用の事もなきにあらず。是によりて、今撰ぶ所は、日本紀より三代實錄に至るまでの國史、舊事記、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたぐひ古今集等、及び諸家集までに、假名に證とすべき事あれば、見及ぶに隨ひて、引て是を證す。云々（「契沖全集」第七卷六六四）

即ち彼は「假名文字遣」が右に挙げられてゐる奈良朝、平安朝初期の古文献と一致してゐないことを考へ、その濫を正すことを目的として「正濫鈔」を撰述したのである。而してこれに就いて彼の研究にある暗示を與へたと思はれるものは、前に述べた如く萬葉集の假名遣と「假名文字遣」との差を認めた權少僧都成俊の説（第二章に示した萬葉集の奥書に見えろもの）である。「正濫鈔」の本文中にはその證據は明かに記されてゐないにしても、當然らしく思はれるのである。（このことは保科孝一氏、赤堀又次郎氏、久松潜一氏みな同説である。）且つこのことには「正濫鈔」が萬葉集研究の餘材に成つたものであること、及び從來歌道文學の道の權威と仰がれてゐた定家流の説に對して、批判的反駁を加へようとする契沖の自由的研究の新精神の潑刺さをも考へ合せて見るべきである。第三の覺彦との關係は、「和字正濫通妨抄」の總論に、前に引用したる續きに、

（寫し集め所々愚意を注し和字正濫抄と名づけ抄し置たるを）先年武藏の國湯島の靈雲寺覺彦阿闍梨の弟子の僧のこゝにあるが、また草稿なりしを寫してもて往て、阿闍梨に觀調する次に見す。阿闍梨一覽して、清書の後梓にも鑲りた

らんには、小補もありぬべき事見ゆる物にやと申されしよしを、書林の中に傳へ聞て、請ふ者のありしかば、すなはちあたへて印行せしめつ。〔契沖全集 第七卷二〇二頁〕
とあるので明瞭である。

「正濫鈔」五卷のうち第一卷は總論又は序説ともいふべきものであつて、假名文字遣とその評、本書の組織、音韻、文字、悉曇と日本語、五十音圖、いろは字體、片假名字體、いろは略注に就いての概説である。第二卷以下は次の項目を設けて、各々その假名を用ひる語を伊呂波順に標出し、各語の下に出典又は考説を記し、語源を説いたものも間々交つてゐる。第五卷には文字、音韻に關する雜説がある。目次と語數は次の通りである。

卷二

い	臍	い	等例語數三三二(一一四)	中下のい	葵原	はいはら	等九〇(三三)
ゐ	猪	ゐ	等二一(七)	中下のゐ	乾	いぬゐ	等三七(一五)
ひ附	標	いちひ	等一九二(三九)				

卷三

を	岑	を	等九六(三一)	中下のを	魚沼	いをの	等六〇(一三)
お	老	おい	等一九七(四九)	中下のお	稻負鳥	いなおほせとり	等二六(〇)
中下のほ附	巖	いはほ	八三(三二)				

卷四

え 江 え 等 四九 (二二)
 糸 餌 糸 等 二五 (八)
 中下のへ附 古 いにしへ 等 八〇 (二四)
 中下のは 岩 いは 等 一七三 (六二)

中下のえ 嘶 いはえ 等 五五 (一九)
 中下の糸 礎 いしす糸 等 二九 (四)
 中下のわ 鯛 いわし 等 四七 (五)
 中下のう 痛 いたう 等 一二四 (四六)

卷五

中下のふ 遊絲 いとゆふ 等 九九 (二五)
 むとるとまぎるゝ詞 郁子 むへ 等 二一 (六)
 うとぬとかよふ類 黒玉 ぬはたま 等 三〇 (〇)
 むともとかよふ類 鱧 はむ 等 九二 (二)
 ふともとかよふ類 候 さふらふ 一〇〇 (一)
 めと聞ゆるへもし 並 なへに 等 二一 (一)
 みにまがふひ 隣 いなひ 等 八六 (六)
 みをうといふ類 少々 櫛髻 ぬかうかい 等 六六 (六)
 假名にたがひていふ類 蝙蝠 かはほり 等 二二 (一)
 中下に濁るし 蛭娘 いほむしり 等 五六 (二六)
 中下に濁るす 唐棣花 はねす等 三三 (一六)
 總計 二〇四二 (七二九)

假名遣の語數計

一九五六 (六八三)

右の括弧内の數は文献の明記なき語の數であつて、重複語數と共に久松潜一氏の調査に據るものに從つたの

以上依^キ舊假名遣^ニ斟酌^ス以下今加^フ之

うとむとかよふ類 抱 うたく 等 五〇 (〇)
 むとぬとかよふ類 珍海 ちぬのうみ 等 三〇 (〇)
 むとふとかよふ類 三郎 さふらう 一〇一 (一)
 へとめとかよふ類 上達部 かんたちめ 等 九一 (一)
 むにまがふふ 葬 はうふる等 三二 (一) 九
 をと聞ゆるふ 仆 たふる 等 六六 (六)
 みをむといふ類 少々 勝臣 かちおん 等 八八 (八)
 中下に濁るち 紫參 ちゝのはくさ等 四六 (二二)
 中下に濁るつ 鱗 いろくつ等 九五 (六〇)
 何ろといふ言の類 炎 かけろふ 等 三三 (一)

重複語

八六 (四六)

である。文献の明記してある語と明記してない語との比は一〇〇對二八・六餘である。これを「假名文字遣」總語數一九五語（重複を含む）中文獻の明記あるもの僅かに一三五語（重複を含む）に比すれば著しき差異と言はなければならぬ。

「正濫鈔」に擧げてある文獻中の主なるものは「和名抄」「日本書紀」「萬葉集」であつて、その他數に於ては少いが名の見ゆるものは「古事記」「古今集」「後撰集」「延喜式」「遊仙窟」「拾遺集」「大和物語」「元輔集」「續日本紀」「佛足石歌」「宇津保物語」「源氏物語」「三代實錄」「催馬樂」「文選」「古今六帖」「新撰萬葉」「伊勢物語」「信明集」「古語拾遺」「類聚國史」等である。（「契沖全集」第九卷三三五頁—三三六頁）而して此等の文獻に依らない假名遣は何によつて定められたかといふ問題に就いては、久松氏は之を次の如く三種に分類してをられる。

（一） 何等の説明もなきもの、もしくは習慣に従ふ由記してあるもの。これが多くを占めてゐる。（定家假名遣によつたにすぎない。）

（二） 語源的に定むるもの。（常識的語源説も交つてゐてその部分は學術的根據とはならない。）

（三） 反切、延約、相通、音便、活用等に依つて定むるもの。（ほとゝ安當）

而してこの文獻を明記しなかつた語數が百に對して二十八強もあるといふことは、上代の文獻に根據を求めた契沖の歴史的假名遣としては甚だ遺憾と言はなければならない。且つ契沖は「正濫鈔」卷一に掲げてゐる五十音圖に於て、阿行の「あ」と和行の「を」との所屬を誤り、第五卷の末に記した音韻及び文字の雜記中に

愛宕あたこ此あととおとかよふ様に尋ぬべし。たわゝをとをゝといひわなゝくををのゝくといふ。此わとをと通ふ様も

おなじ。

ア
ワ
オ
ヲ

かくのごとくすみちがへにかよへり。犬いぬ息いき居をる是これもたづぬべし。〔契沖全集〕第七卷一九六頁

などと言つてゐる。これたゞ／＼契沖の音韻に關する知識の不足を暴露せるものであつて、歴史的假名遣と上代音韻組織との間に明確なる規定を立てる事の出来なかつたことも、惜しむべき事である。併し定家假名遣の科學的根據の乏しきに對して、とにかく上代文献の調査といふ基礎的作業を根柢として、假名遣に一定の條理を發見しようとしたことは、假名遣研究史の上に不滅の功績を残してゐるものと言ふべきである。

三 「倭字正濫通妨抄」

「倭字正濫通妨抄」五卷は「和字正濫鈔」の刊行された翌々元祿十年八月に成つたものである。本書は寫本で傳はり、唯一の傳本である契沖自筆の稿本は、もと華頂山人信院に傳へられてゐたのであるが、今は京都北野神社に藏せられてゐる。「契沖全集」第七卷所收のものは、右の北野神社藏の著者自筆稿本によつたものである。

本書撰述の旨意は卷第一の序に見えてゐる。

此通妨抄を出す故は、さきに和字正濫鈔五卷を撰びて、古書どもを引證して、假名のまぎらはしきを正す。これ中世

以來假名をいのかせにして、義もまた隨ひて誤まる事見ゆる故なり。委しくは彼にいふがごとし。こゝに武城に背面先生といふ人ありて、假名つかひの書とて貳過集八巻を印行せる物を見れば、儒を業とする人の撰述と見ゆるが、引かれたる所の書、家の青氈とする禮記莊子等をも、はか／＼しくは見られず、まして和書は末學などの引たるなどは見られたるか、本書をば曾て見られず。たま／＼見られたるにやとおぼしき所も、人となり輕躁はなはだしき歟、誤て耳を把て涕を搦風情おほく、和語の書は、てにをはだに知らぬ人の、只傲慢にて、心を師として、ふつゝかなる事どもをいやしき詞にてかゝれたるが、初にも千歲笑といふ物四巻を出せるよしなるが、今見るをもて見ぬを思ふに、鐵の輪も片腹にまづはまほしきばかりの物なるべし。正濫抄それになはぬ事あるかにて大きに腹だちていへるようへとて「倭字通例書」の序文の一部を引用し、更に前にあげた「和字正濫抄」編成の所以を述べ……もとより日本紀萬葉集等を、心中には編しけめども、大言を吐て、慢幢を高く豎ることは、予が正濫抄地をなせり。これによりて、今此通妨をなして、兼て文盲の金鐙とし、鉅勢を古人にほとばしらしめし罪を補ふなり。……（中略）……又それ、仁ある人は、他の美を蔽ひ、他の善を壞るべからず。たとひ正濫抄よからずとも、何ぞ一兩事の取べき事なからんや。況やこと／＼古書によれり。一向不知といへるは、蔽壞はなはだし。仁心いづくにかあらむ。今の卑賤の身をもて、古の尊貴の人を議て、邪正を顛倒す。義に違ひ、禮に背けり。……（中略）……知らざるを知れりといひ、見ぬ書をも見たりといふは、佛法に付ていはゞ、妄語の罪、墮獄の因なり。儒に付ていへば、またく信なき人なり。五常皆闕たらば、何をか君子といはむ。……（中略）……嗚呼物皆はあたらしきよしこそよめれど、たゞ六陣はふるきをよしとする中にも、陳皮ことに名におへらずや。先生が姓みづから木奴といふ。さこそあるらめ。其學はいとまだ若くして俗氣青皮よりもはげしくはなはだし。云々（下略）

右の文中に於て明かなる如く、本書の成立には背面先生とその著「千歲笑」及び「貳過集」が大なる根本的動機となつてゐることを知るのである。然らば背面先生とは誰か、又「千歲笑」「貳過集」とは如何なる書である

か。

背面先生とは橘成員を契沖がの、しつて言つたのであり、「千歳笑」とは「榛皮の厚き顔、葭葦の薄き才をもて、恥のいのちながらん事を欲して、良材を雕すくて延るをいふ。」（通妨抄序）意味で、成員の著「假名字例」をあざけり稱したものであり、「貳過集」とは「貳過とは、君子はあやまちを知ては必らず改むとこそいふなれ。顔回は過をふたゝびせずとこそきけ。」（通妨抄序）の意から同じく成員の著「倭字古今通例全書」を貶して稱したのである。然らばこの「假名字例」及び「倭字古今通例全書」とは如何なる書であるか。

「假名字例」四卷は山崎遠里（橘成員）の撰であつて、延寶四年の秋の自序があり、同年九月書の弟橘保春の跋があり、延寶六年二月江戸通本石町、本屋吉兵衛開板の假名遣の書である。その自序の一部にいはいはく、

今此一巻は我稚子のもとめにそなへて、初心のためにわざと其微をいたさず、四十七變の字法をまもり、古來歌人の集々をさぐり、又ことかたの舊記雜書にもとめ、しるしとするにたるものをつみ、名づけて假名字例といふ。類ををし例をかながへば、假名文字の法うるにたよりしてこゝろをのべ言葉をあやまつたすけとも成ぬべし。

と。巻頭まづ假名凡例として五首五位の條下に五十音圖をあげ（阿行のオと和行のヲ、也行のイ・エと和行のヰ・エとの所屬を誤つてゐる。）端い・中る・奥ひ・端へ・中ぬ・奥ぬ・端は・中を・奥む・わの字・はの字・ふの字・むの字の用法の大體を簡單に説明し、いろは順に従ひ、各字の部を乾坤・氣形・生植・服器・雜事の五部に分ち、それに屬する假名を漢字と共にあげ、語下に簡單なる説明を加へたものである。その説は「假名文字遣」に基いて之を増訂したものである。それは弟保春の跋の中に、

原^{ツキ}於藤氏傳^{ノニハラ}旁探^{ハラ}舊記雜誌^ヲ采掇^メ日用切近廣淺易曉^キ假名使^ヲ輯纂^メ倭字通例書^ニ一書題^ニ假名字例^ヲ以備庭訓^ヲ使^メ其子勤^ニ云々
とあるので知る事が出来る。而して序にも跋にも四聲の語が見え、これに従つた點も見えるのであるが（これは「倭字通例書」になると一層明瞭になつてゐることが分る。）如何なる定め方によつて四聲に準據したかは不明である。且つその實例の中には、

をうと	夫 ^ハ とこトヨム 時 ^ハ なり	をしね	晩稻 ^{オクテ} 時 ^ハ なり	をよそ	凡 ^{オホ} 調 ^ル 時 ^ニ 也
わや	親 ^ハ やこの時 はなナリ	おとし	男 ^{オノ} 時 ^ハ なり	おけ	桶 ^{ハナ} 小 ^ト ト云時
おび	帯 ^ハ ひたちをびの 時 ^ハ なり	おる	折 ^ヲ たなるノ時 ハなり		

の如く「假名字例」の例そのまゝを用ひてゐるのみで、時代の下つてゐるに拘らず、それだけの學問的根據の發展は認められないのである。

次に「倭字古今通例全書」(外題「倭字通例書」)八卷は、前著「假名字例」を増補したものであつて、その自序の終りに「元祿八年の秋ふみ月七日橘の成員筆を江府のかたはらにそめぬ」と書いてをり、奥に「元祿九年丙子歲秋八月鬼宿日 武陽書肆中川惠降梓行」とあるので成稿及び發刊の年月を知る事が出来る。前述の如く「和字正濫鈔」の最初に刊行されたのは元祿八年九月であるから、本書の成稿よりは一月後となるから、本書が「正濫鈔」を見て物したとは考へられない様であるが、併し、發刊は右の如く「正濫鈔」のそれよりも一ヶ年近く遅れてをり、且つ本書巻頭にある弟保春の序が「元祿九丙子春三月甲申奇山薄保春序」とあるから、「和字正濫鈔」の影響を受ければ受け得る時日はまづ許されてゐる譯である。且つ、契沖の「正濫鈔」の出でしを見

て前著「假名字例」を増補して「倭字通例書」となし、契沖に反抗したものらしい證據は一二にして止まらないのである。まづ「通例全書」の總論の中に次の如く述べてゐる。

近年かな遣の書あまた出たり。或難消し、或古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。微とするにたれりとおもふらめ、一向かなを不知ゆへなり。假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失なこゝろを見るがごとくならん。

これだけでも暗に契沖の書を駁しての言であることが分るのである。契沖も通妨抄序並で「あまた出たる假名つかひの書一部もいまだ見ず。出たるもきかず。或古書を證據にたてといふより予が正濫抄を破する也。」（契沖全集第七卷二三二頁）と言つて居るのである。併し赤堀又次郎氏はその編著「語學叢書」中「和字正濫要略解題」の條下で、

この數言、必しも正濫鈔をのみ指したるにもあらず、明にそれとさして駁したるにもあらぬに、云々

と言はれ、又、山田孝雄氏もその著「假名遣の歴史」（六三頁）中で、

これにてはたゞ當時多く出でたる假名遣の書を汎く難じたる如くに見えて、必ずしも契沖に當れりといふべからざるが如し。

と一應は述べてをられるが、古書を證據に立てた假名遣の書は當時契沖の「正濫鈔」以外には無かつた譯であらうし、更に同じ「通例全書」の序文中の左の語（この語中には「正濫鈔」の序文と同じ文句のあることを注意すべきである）は、成員が契沖の主義に反對して該書を物した事を明示したものに外ならないと思はれる。

（この點は「假名遣の歴史」の著者山田孝雄博士も賛成してをられる。）

(行阿の假名文字遣の序をあげて)此序によるに、行阿は親行の抄を見られたりとみゆ。其抄世に聞えず。但行阿の抄の中に皆のせて有べし。其故親行の抄は世にあらはれざるか、親行も世俗の假名にまかせられけるか、行阿もいまだ不熟の事歟、混亂糺纏すくならず。畢竟かなつかひの法往昔いまだ不定、日本紀より三代實錄までの國史、萬葉集、新撰萬葉、古語拾遺、舊事記、古事記、延喜式、和名抄、古今和歌集、其外家々の集のかな、よみこゑとりまじへ、又はをたえゑ等亂であり。今かやうの書を假名の證據とさだめがたし。しかれども、其中に用不用あり。とるべきものをとり、取がたきものはとらざる也。右の書を證據とする時は、假名遣の法はなき也。いかやうにかいてもくるしからぬになるべし。假名の法は平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。中國にては經傳皆讀にして、沈約神珙唐元和の陽雍公南陽釋處忠等四聲字法を專とす。經傳の叶韻といへども、今の法則としがたきものあり。なんぞ舊記になづまんや。只理の正道にしたがひて可也。

右の文中「假名の法は平上去入云々」の語は、行阿の「假名文字遣」の主義が四聲主義であつたことを明言したものであつて、「假名文字遣」がこの主義にのみ據つたもので無いことは既に述べた通りであるが、とにかく注意すべき斷言といはなければならぬ。併し四聲主義を如何に理の正道にしたがはしめるかといふことは、「通例全書」中に説いてをらないので、この點は前著「假名字例」と共に不徹底といはなければならぬ。且つ彼は祕傳を尊重して「委口傳」「口傳」「何も口傳」「但有口傳」「傳」「傳受」等の語を盛に用ひ、「定家假名遣」の傳統的勢力にすがつて、契沖の歴史的假名遣に對して「一向かなを不知ゆへなり」とののしりかけたのであるから、新しい自由研究の精神に燃え立ち、傳授因襲に反抗しようとした契沖が默視することの出来なかつたのは當然である。ここに於て彼が更に「假名文字遣」の誤を正すと共に、成員一派に對して烈しい反

駁の烽火をあげたのが「和字正濫通妨抄」であつたのである。

今契沖が通妨抄に於て如何に成員を罵倒したかの實例を舉げて
 八よう。同書表紙の表面に次の狂歌が記さ
 れてゐる。〔契沖全集〕第七卷二〇〇頁〕

直勘ヲ不知ニ付

はた物のたてぬき知らで言の葉の錦の沙汰は無用なりけり

序ニ蒼頡事もなくて、俄ニ天粟―と云ニ付テ

やぶから棒つき出したる此粟は天の賜ひか人の嘔吐か

古書ヲ證據ニタテ、愚昧ノタシカニ思フヤウニシナセリ

天ヘハク唾ハ還著於本人シナセリト云人ゾシナセル

言はまぬ此やせ法師木枕の耳いたくしてえこそしなざね

和字正濫通妨抄序並
總評中には次の如き慢罵の語が見える。

背面は通を好てやゝもすれば經緯を混す。箴もうたれず梭もとほら
 ば絹布いかでかならん。〔契沖全集〕第七卷二二頁〕

古人を誣る罪のがれがたし。背面が輩はいふにたらず。〔同上二二頁〕

兄に黨して汝も童蒙をおどかなす。〔同上二六頁〕

汝が兄明魏の自導にひかれて偏執の深坑におちいれるを、汝何ぞこ
 こを救て彼深坑を出さずして、いとゞ其上に落重
 なるや。〔同上二六頁〕

今云古書を悉用す。又行阿の假名遣も誤おほしとて悉は信ぜず。其
 心は見ずといふ。然れば一部八卷ことごとく證據
 なき巖案のみにあらずや。かくて荒涼の大言を吐もの、大慢の痴人
 なり。兄慢に弟亦痴なり。さてある事はまことに

幸といふ事は世にあることなりけり。(同上二二八頁)

自序の中にまへのたらざるをたし、後のあまれるをはらみて 後のあまれるをはらむとは何を懷孕せるにか。もし

血塊などにや。(同上二二八頁)

才は葭葦の薄きにまさりて顔は棒皮の厚きにも過たる先生かな。(同上三三三頁)

今云よろづに口傳あり習ありと事々しいひて、童蒙を救ふよしにてかへりて迷はず先生かな。諺にかゝにつめらるゝよりは隣人の取さへがいたきといふ類なるべし。(同上三三三頁)

目のしひて見ぬ人も、ことわりを聞わけて信すべきを信するは、見たるにおなじ。見ながらことわりにくらきは、智眼しひたる人なり。金鉦も弱膜をこそけづれ。すでに賣たるをよびては、眼薬もいづくにか用ゐむ。(同上三四六頁)

なほ「通妨抄」二の表紙の表面には次の狂歌が記されてゐる。(「契沖全集」第七卷二四七頁)

吟 歌

菰^{アサ}蓼もわかで作れるはたけかさ恥にかきあく假名さらひかな

橘のこのかみにふく横風にたふれておきぬやせ薄かな

うしろ指させと知らぬはえり高み項の下の目やおほふらん

腹黒き學問青き白人は假名をたがへて赤はぢなかく

からたちの物にかゝりとなりにかくのこのみもたねかへりして

以上の極端なる罵倒は、當時五十八歳の契沖の言としも思はれぬ節多く、寧ろその激しさに驚かざるを得ないのであつて、赤堀氏もその編著「語學叢書」中「和字正濫要略解題」の中で「密嚴の道場に入り、阿闍梨の位に上りたる人の、軽々しくいふべきことゝも思はれず。是には隠れたる事情のあることなるべし。今之を詳にしがたきは惜しむべし。」と言つて居られる位である。しかし、これは契沖が自説に對する自信の強さと、

學問的熱情のほとばしりより出でたるものに過ぎずして、恐らく他意無かつたのではあるまいか。しかも、激烈の調を以て論するの間に、おのづから學說に進歩を來し、「和字正濫鈔」では未だ詳かにしなかつた諸語の假名遣研究に精を加へるところがあつたとすれば、成員「通例全書」の著も亦徒爾でなかつたと言はなければならぬ。しかも本書には契沖の音韻・文字・言語に關する造詣の程も窺はれて、それ自身の持つ學問的價值又大といふべきである。

「通妨抄」五巻の中最初の巻は、序並びに總論である。總論に於ける内容は大體次の通りである。

(一) 片假名五十音圖(オヲの所屬轉倒)

(二) 本朝の上代には文字の無かつたこと。

(三) 片假名を吉備公の作といふ成員の説を「暗推なり」と反駁してゐること。

(四) 「徒然草」の「野槌」に見える明魏法師の假名遣論を駁すること。

(五) 音韻論

1 五音相通のこと。

2 拗音及び直音並びに四聲のこと。

3 成員が四聲を假名遣の標準とすることの反駁。

4 我國に入聲の無いこと。

(六) 成員の弟保春の書いた「通例全書」の序に一々反駁を加へたこと。

(七) 「通例全書」の凡例を一々反駁したこと。

(八) 同じく「通例全書」の成員の自序を一々反駁したこと。

(九) 諸音

(一〇) 假名遣略要

後の四卷は「通例全書」の順序に従ひ、同書中から誤りのある語を拾ひ出して批評を施したものである。たとへば、

通例全書

いぬる

乾乾は是陰陽五行ノ總司萬物ノ本ナリ故ニ周易以テ乾開卷ノ初トス
且イヌキト云ニ陰陽開闔ノヒキ有ユヘヲ以テ書ノ初トス

通妨抄

いぬる

乾いぬるといふに陰陽開闔のひき有故をもて書の初とす。今云これ牽強の詞なり。ゆゑありげに思はするなり。

通例全書

いはづゝた

磐磐簡男根裂ノ神ノ兒

通妨抄

いはづゝを

磐簡男

今云凡をとこ、をのこ、只をとばかりも、古書皆一同にをなり。おにあらず。

通例全書

いはし

鰯附ひしこいはし鰯魚順俊及多識ニモ

通妨書

いはし

鰯

和名にいわし。ひしこいわしも假名同じ。わを用たるに心あるべし。故をしらでなんぞあら

たむるぞ。

右の如くである。以てその大體をうかゞふことが出来よう。

四 「和字正濫要略」

「和字正濫要略」二卷はその奥書に

元祿十一戊寅五月初八日 契沖

とあるので、「通妨抄」に遅るゝこと九ヶ月にして成つたものであることが知られる。この書は久しく寫本としてのみ傳つてゐたもので、その多い傳本に就いては久松氏が「契沖全集」第九卷「契沖傳」中「和字正濫要略の本文と内容の特質」(同全集第九卷一七七一—一七九頁)に詳述してをられる。なほ「契沖全集」第七卷凡例中にも橋本進吉氏の解題があつて諸本のことか述べてある。明治三十四年に赤堀氏編の「語學叢書」第一編に收められたのが版本の最初である。第二の刊本は「契沖全集」第七卷所收のもので、これは比較的傳來の正しいものと見える今井似閑の手校本に依つて校訂が施してある。

その序の中に次の様な語が見える。

かなづかひは俗にも渡ることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり。神珙が反紐圖序に、詩人の鈴鍵といへるにおなじ。これによりて、今歌書に用言の中について、常に人のまがへぬをばおきて、あるひは昔よりあやまり、あるひは今のひとのまどひやすきをえりて、和字正濫要略となづく。古書を引て證することは私なき事を顯はせり。昔明魏法師といふ人は、かなもじづかひをやぶりて、いゝみをおえゑの類みなひとつにかくべしと申されけるよし、或物にいへり。(中略)明魏はめしひのみちしるべするにことならず。又ちかごろの人、かなの事はつやくしらぬが、しひて眞名の四聲によるべしといふあり。これいはれなき事なり。凡此國は、そのかみは和語のみありて眞名もなく音もなし。五十音は自然の音なれば、神世は更にもいはず、人の世となりても、面々におのづから知てこそいひけめ。

其後文字わたりて後、和語の義に隨て、伊爲等の音をもつかひわけ、眞名をもこれかれと配當せるなり。たとへば大の字の假名遠々とも、遠保、遠於とも、於々、於遠とかきたるとも、いにしへにしたがひてさこそかくべきに、於保とのみかける故あるべけれど、誰か今その故を知らん。知らねども昔に隨ひて書來れり。……(中略)……これをもて古書の假名にしたがはゞ、みづから假名のこゝろを得べし。(契沖全集第七卷四七二頁―四七四頁)

右を以てみると契沖の假名遣に對する態度は、

- (一) 假名遣の必要は専ら和歌中心を以て考へられたものであること。
 - (二) 證徴を古書に求める文献的態度の上に立つてゐることを宣明したこと。
 - (三) 明魏の假名遣を駁撃する意の強かつたこと。
 - (四) 假名遣の發達の根據は不明であるから昔に隨ひ古書の假名によるべきこと。
- にあつた事が分るのである。なほ中略の部分に於ては、

(五) 四聲の中和語には入聲の無いこと。

(六) 四聲によつて假名の書き替ふことの無いこと。

(七) 反切の方法。

を述べてゐる。即ちこれによれば新しく假名遣の一書を物した様に思はれるのであるが、本文のはじめに、

和字正濫要略

和字正濫通妨抄 補改

第四章 契沖の歴史的假名遣

とあるのを以て見れば、「和字正濫通妨抄」があまり激烈にすぎたのを改めようとする意志の下に成つた事か知られるのである。なほ「于時寶永六己丑年正月」の識語のある今井似閑の跋、

此書は齊乘沙門契沖師所述作也。往昔著和字正濫抄五卷いはゆる古書を引證して歇道の便りとす。しかるに武江の住橋成員といへる人和字通例書八卷をあらはして新古の假名をまじへ正濫せる事はなはだし。さるによりて師古書により書べき旨を此書に具にのべたまひ正濫に添がきし給へり。すべて古人の定めおきける假名をたがへてみだりに俗にしたがふべからざる事此書ノ中にみえたるがごとし。〔契沖全集(第七卷五二四頁)〕

によれば、「通妨抄」のことが全く無く、「和字通例書」の反駁が直ちにこの書に見えるのであるが、これは久松氏も言つて居られるやうに、似閑は「通妨抄」のことを知らなかつたものと思はれる。

「和字正濫要略」の本文は、序説について「和字正濫鈔」の順序に従つて、「正濫鈔」の誤つてゐる所を正し、同時に成員の「通例全書」の非を指摘しこれを訂正してゐるのである。例へば次の如くである。

和字正濫鈔

瑞籬 いがき

萬葉並和名。又みづがき。

倭字古今通例全書

いがき 今案に瑞籬

此「字タマガキ」又ミヅガキに訓ス又テクノクマガキ明玉簪
又キガキに文字并垣也皆神前ニアリ口傳ニ又中ニ出

和字正濫通妨抄

いがき 今案瑞籬

此二字れまがきとも今案和名にはいがきみづがきの二つの訓ありてたまがきと又みづがきとも訓す

いはず。延喜式第四太神宮式、第五齋宮式を見るに、ともに外ノ玉垣門、内ノ玉垣門といひて、又立瑞垣門西垣などあれば、玉垣瑞垣は別にて内外の玉垣よりも納奥にありと見えれば、たまがきともよむといへるは暗推なるべし。又いがきとかきたる故を知らずば、何を今案のといへるや。

萬葉集十一に伊垣

和字正濫要略

瑞籬

いがき

和名云、美豆加岐、一云、以賀岐。萬葉第十一に、伊垣。俗書にゐがきと

かくべし。井の字のやうにする垣なればといふ。神代よりあるいがきに文

字わたりて後の名あらんや。よりてこゝにわきまへて出す。

ちいさしと書べからず。小縣等のごとし。

和字正濫鈔

小

ちひさし

倭字古今通例全書

ちいさし

小

和字正濫通妨抄

ちいさし

小

和字正濫要略

小

ちひさし

いは誤なり。ひを用べし。和名におほし。

世にちいさしと書き、俗書にもそれを執する故に證を出してわきまふ。和

名に、内堅知比佐、信濃國郡名小縣知比佐、禰知比佐、小蛸魚知比佐、石衣知比佐、こ

れらの證明らかなり。みだりに先賢をもとくべからず。

萬葉。おると書べからず。たゞ折といふ時はおる手折といふ時はをるとか

くといふは證據なき臆説なり。

大をるノ時ハ
をナリ

和字正濫鈔

折

をる

倭字古今通例全書

をる

折

和字正濫通妨抄

おる

折

たのしきをへめ。又あをやぎとめとの花を遠理可射之。凡梅の歌三十餘

首、折といふ詞おほし。集中にわたりて數しらず。皆をなり。ひとつもお

を用す。

和字正濫要略

折

をる

俗書に只折といふ時はおる、手折といふ時はをるとかくといへるは臆説な

り。用るにたらず。折も手折も上に置ても、下に置ても、平上去の三聲かはり

ても皆を用。すべておを用る事なし。萬葉第五に、梅の歌三十餘首ある

所に此詞おほし。少々を出さば……(中略)……類聚國史に、嵯峨天皇
 まだ坊にまし／＼て、平城天皇に奉らせ給ふ御歌に、みな人のその香にめ
 づるふちばかまきみの於保母能多乎利太流祈布。御返し、遠理比度能こ
 ろのままにふちばかま字倍いろふかくにほひたりけり。萬葉に猶數しらず
 見えたり。

右を以て「和字正濫鈔」倭字古今通例全書「和字正濫通妨抄」「和字正濫要略」四書の關係並びにその假名遣に
 對する態度及び研究の精粗の程度を知ることが出來よう。

なほ「和字正濫鈔」各卷に就いて誤を正した語は、卷のはじめに擧げてあつて、全部で三十八語である。例
 へば

愛知 あいち 和名室今云、智を知に作れるは誤れり。

祖母 うは 今云、和名に於波とあり。上に於保波々の義と注したるがごとし。俗にうばといふはおとらとわの下に
 て通ずれど、俗に隨へるは誤なり。源氏若紫の卷にもおばとあり。

の如くである。

前に例を以て示した如く「和字正濫鈔」の文字を増補したり、又それに文献のあけてなかつた語に文献を興
 へ、説明の不足を補つたりした語は「和字正濫要略」全部で二百六十語である。この中「正濫鈔」に載せられてゐ
 なくて「要略」に増補された語は三十語であつて、他の二百三十語は、文献の明記、説明の増加が與へられてゐ
 る。この三十語に「和字正濫鈔」の總語數一千九百五十六語を加へると總計一千九百八十六語となる。なほ久

松氏の調査に従へば、「和字正濫要略」の文献の明記のなき語三十語の中、正濫鈔になくて要略に初めて見える語が、赴、劫、業、優婆塞の四語ある。また和字正濫鈔と共通の語二百三十語の中、正濫鈔に文献の明記のない語に文献を明記した語が、三十一語ある。この三十一語と、赴、劫、業、優婆塞の四語との差二十七語を、和字正濫鈔の文献のない語六百八十三語から引いた残り六百五十六語が、和字正濫鈔と和字正濫要略との兩書を通じて文献の明記のない語である。かくて

總數 千九百八十六語 文献の明記なき語 六百五十六語

が正濫鈔と要略とを合せて得た結果であつて、和字正濫鈔のみによつて得た

總數 千九百五十六語 文献の明記なき語 六百八十三語

に比して、文献の明記のない語の減少を見得るのであるが、尙文献のない語は三分の一といふ割合を離れないのである。」（『契沖全集』第九卷三二四頁）

といふ結果であつて、以て「正濫鈔」から「要略」へ向つての歴史的研究の進歩を知ることが出来るのである。

以上四書に依つて契沖の歴史的假名遣の主義・方法・成果を知ることを得るのであるが、彼は前にも述べた如く、嘗ては定家假名遣を遵奉してゐたのであつたけれども、萬葉集の研究を進めて行くうちに、古典の多くに觸れ、その基礎の薄弱なことを認識せずにはゐられなくなり、遂に歴史的假名遣の原理を歸納によつて得ようとしたのである。而してなほその三分の一は歴史的根據を示すことの出来ない成果となつたものではある

が、大體に於てその歴史主義の基礎を立てることが出来たのである。彼が語源に於ては常識的語源説に走り、また音韻論に於ては密教の説に附會することあり、「お」を「の」所屬を誤つた如き、或は「仙源抄」の跋を明魏法師の筆と誤解してはつれの攻撃をなしたる等は、彼の假名遣論に於ける缺陷として指摘されてゐる所であるが、これ等の缺陷の上に、なほかつ彼の業績は假名遣研究史の上に歿すべからざる學術的根據をうちたてたものであつて、永く後世の據る處となつた所以である。

時和字正濫抄とてさる言ども書つめたるあり。まことにその心ざせるさまめでたくして、古の書らひろく相對(か)へ記せし事、後の世人の私に思ひはかりていへるものゝ類にあらず、よるべき事も多かり。しかるになほ思ひはかりの少き事、且いまだ考たらはざる事の多かるをいぶかりて、その方人に問へば、彼抄はいまだ一わたりの案なるものを、或人しひて世に弘(ひろ)めたりとぞいへりける。さこそありなめ、其言の出る所ゆゑよしなどを記せしは十が三つ四つなり。此度考とれる言はすべて千八百八十三言、悉故(ことごと)よしを擧たり。又古書に假名の見えざるも彼是通はして知るゝはそよしを記しつ。さてもなほ古に考るよしを得ざる一つ二つはもらせるもあり。しかはあれどかの故よしをしるせしにもたがへるもあらんにや。且ひろくおもひはかれどももれたるも有べし。これらは後に問も得、考もしつべし。すべてあながちにせば私の意に引れん事を恐るめり。

右に依つて分るやうに、本書は契沖の歴史的假名遣の主義を奉じ、その誤れるを正し足らざるを補つたものである。今試みに、本書に載録せられてゐる總語數千八百八十三語中、文獻の明記の無い語を數へてみると、

あ	あづく	あたひ	あひたい	あらたへ	あるひは	あまさへ	あまのがは(七語)
い	いえ	いづ	いづみ	いぶかる	いきほひ	いすゞがは(六語)	
う	うたがひ	うらなひ(二語)					
を	をとゝし	をりはへ	をちこち(三語)				
か	かはら	かたへ	かのえ	かはらけ	かならず	かへりまをし(六語)	
き	きのえ(一語)						
く	くはふ	くらうど	くまのい(三語)				
け	けはひ(一語)						
こ	ころほひ(一語)						

よ	や	も	み	ま	ほ	ふ	ひ	の	ね	に	な	と	て	つ	た	そ	す	し	さ
よは	やいば	もちゐ	みわ	まとひ	ほのほ	ふけひ(一語)	ひゝな	のろひ(一語)	ねぶる	にえ	なづ	とぶらひ	てふ(一語)	つゐる	たとへ	そびえ(一語)	すみのえ(一語)	しはす(一語)	さへぎる(一語)
よをり	やをら	もとゐ	みづのえ(二語)	まじはる(三語)	ほしいひ(二語)	ひのえ	ひとへに(三語)		ねぢけびと(二語)	になひ	なほざり	とこしへ(二語)		つがひ	たいまつ				
よそぢ	やよひ	もえぎ(三語)								にほどり(三語)	なにしたふ			ついたち	たけなは(四語)				
よみぢ(四語)	やないばこ										ないがしろ(四語)			つちのえ					
	やうかのひ(五語)													つゞまり					
														つゐたて					
														つゞらをり(八語)					

九語をあげ、これら皆とらざる意を述べ、本書に用ひた文獻の大體を説明し、更に音韻・四聲・文字のこと並びに宇萬伎の傳へた眞淵の言をひいて一上つ代の言はおのづから正しかりける事あやしきまでなんある。その正しき言のまゝをうつし傳へし假字なれば、必古き書によりてたゞすべきものなり。假字の違へるは即言のたがへるなり。古書は古事記よりはじめて延喜承平のころに至るまでの書ともなり。それより後の書はやうくよこなまれる事あればとるべからず。此言しかなり。後の世にたま／＼假字のこといふ人あるも、皇朝の古書をばよみも得ずして、あるは文字の反四聲により、あるは悉曇にもとづきて云は、みな古へにたがひて私のわざなれば論ふにたらず。たゞ古き書にしるしたるに依て、五十連の音をもてことわりをもとむるにたがふ事なくして明らけし。此事心得がてにする人、こゝろみに私を止て古書を見れば、終にうべなふべし。と歴史的假名遣の本義を明かにしてゐる。

なほ本書五十音圖に於ける阿行のオと和行のヲとの所屬を誤つてゐるのは契沖の誤をそのまゝ傳へたと言ふべきである。

著者はつゞいて「古言梯餘稿」を物せんとしたものと見え、表紙の裏に近刻の豫告があるが稿はまとまらなかつたらしく刊行の書はない。

「古言梯」が出てから假名遣を論ずるものは多く之に依つたと共に、又これを補訂するものも多かつた。

村田春海 假字大意抄

村田春海 假字拾要

村田春海
清水濱臣

増補標注古言梯

市岡猛彦

雅言假字格（かなづかり）
（増補古言梯）

市岡猛彦

雅言假字格拾遺

田中延香

古言梯拾遺

山田常典

増補古言梯標注

足代弘訓

古言梯韻鏡照對

岡本保孝

古言梯補遺

右の内「増補標注古言梯」一卷は、（古言梯の再考本に標注が加へてあるもの）村田春海と清水濱臣の兩人の説を標注として加へたもので、文政四年三月の濱臣の序があつて、文化三年十二月大阪の河内屋源七郎から再刊されたものである。而して春海の標注は寛政七年四月に加へられたもので、春海の「假字拾要」以前の説である。濱臣の標注は享和二年四月に加へられたものである。

二 「假字大意抄」

「假字大意抄」はその奥に「享和元年八月二十八日 平春海上」とあつて、次の語が見える。

此書はさきにやむことなきおまへに、いにしへの假字づかひの事どもくはしうまうせとおほせごとありける時しるして奉れるなり。云々 文化の四とせといふ年のふつきにしこりのやの主人

右文中の「やむごとなきおまへ」といふのは誰をさすか分らないが、とにかくる貴人に答へたものであることが分る。文化四年七月の刊行である。

本書の内容は次の五項目である。

假字に定りあるゆゑよし

古書につきて假字の例を考ふるゆゑよし

五十音によりて假字の例を考ふる故よし

世に用ふる假字つかひに二つの法あり

古の假字つかひを考いでたるは權少僧都成俊よりはじまれり

「假字に定りあるゆゑよし」の項に於ては、大體次の如きことを述べてゐる。

古の假字つかひには正しい定りがあつて、古事記・日本紀・萬葉集等をはじめとして、大體天曆以前は亂れてゐない。それは伊爲於乎衣惠などの音は、そのとなへに於て自然に區別があつたので、その區別のあつた詞を正しい字音を記しておいたから亂れてゐないのである。若し後世の様に伊爲於乎衣惠などのやうに音の唱へに區別が無かつたのなら、古人は文字の上だけで區別する必要が何處にあらう。（といつて日本紀・新撰字鏡・和名抄等の例をあけて於乎の區別を示し、古書の假字に用ひた字音は、唐以上或は宋の初などの字書について考へる時はよく叶つてゐると述べてゐる。）

「古書につきて假字の例を考ふるゆゑよし」では、

古の假字の例を考へるには眞字^{マナ}で書いたのを基礎にしなければならぬ。行阿の假名遣によつて平假字に書き改めたのは古にそむいてゐる。

阿波(粟)……………古事記・日本紀・萬葉集

阿和(沫)……………同右

原本殖

字惠(植)……………同右

字閉(上)……………同右

右の様に眞字のは區別が正しい。但し平假名でも證とするに足るものは、かくし題の歌やいひかけの詞などである。

字比(初)……………萬葉集

われはけさうひにぞみつる(舊微^{キョウビ}―初)……………古今集物名歌

行阿の假名遣では「初」が「字爲」の假字になつてゐる。

平婆奈(尾花)

うつせみの世をばなしとや

これも行阿の假名遣では「於」の假名になつてゐる。「通^{スミ}」「行阿」「止乎留^{スミ}」「操^{ミナミ}」等も同様である。

後世の歌にはいひかけの詞の正しくないがある。

四位(志爲)……………椎(志比)

木居(古爲)…………戀(古比)

折(乎里)…………織(於里)

又正しく古書に證のないものでも、傍の例で假字を定めることが出来る場合もある。

乎登都比(前日)…………萬葉集

乎止々志(前年)…………證はないが右より類推する。

萬志呂久(瞬)…………萬葉集

美志呂久・多志呂久…………證はないが右より類推する。

又古書に正しき證もなく、傍の例をとるべきものもない時には、その語義を考へて假字を定める事がある。

澤瀉…………於毛多加(面高き意として)…………賀茂真淵の説

檳榔…………阿知萬佐(味勝の意として)…………谷川士清の説

これを『和名本草』に合はせてみると右の二人の説がよく合致してゐる。

又古書の證もなく、其詞の義も解きがたくて假字の定めがたい詞は、何とも致し方が無いから、正しき證を得るまでは、姑く行阿の假名遣、又は世に書き慣れたのに従つておくべきである。

と述べてゐる。

「五十音によりて假字の例を考ふる故よし」の條下では、五十音の各行に於て音の相通あることを實例によつて述べ、誤をも指摘してゐる。而して阿行・也行・和行の混同の認められないのは、契沖・魚彦よりも一步を

進めてゐるといふべきである。

「世に用ふる假字つかひに二つの法あり」の條下では、契沖の歴史的假名遣と行阿假名遣の二をあげ、假字は古書にある例に従ふべきを説き、假字にくらくては詞を明らめることの出来難い旨を述べ、「學問の道は公なるものにて、私のこのみに従ふべきものに侍らねば、たとひむかしのよき人の定めおかれたる事なりとも、誤しるからば改め侍りつべし。又ちかき世に品おくれたる人のいひいでたる事也ともことわり正しからん事はすて侍るまじくや。あながちにわが好むかたに引れて、誤としりても猶たすけんとするたぐひの人も侍るゐるは、うたてあるわざにや侍らまし。」と誠めてゐる。

「古の假字つかひを考いでたるは權少僧都成俊よりはじまれり」の條下では、成俊の萬葉集の跋をあげ、歴史的假名遣に着眼しはじめた人として成俊に賞讃の辭を呈してゐる。

三 「假字拾要」

「假字拾要」は寫本一卷で、村田春海の著である。はじめに、古言梯の誤またもれたる假字

とあつて、

こは人の問ふ度に考出でしるしおける事をこゝにあくるなり。古書を廣く考へばなほあまた有べけれど、今ことさらに拾ひいつるにいとまあらず。かさねてうるに従ひて補ふべし。

の語がある。以て本書撰述の意を知ることが出来る。「國語學書目解題」には、奥書に、

文政乙酉(五年)秋七月借得、洎泊舎(清水濱臣)藏本手自寫之一校了

岡本保孝識

とあると書いてあるが、私の見た東大本を謄寫した京大國文學研究室本には、この奥書が見えなかつた。

舉げた語數總計二百二十二語、大部分の語に文献の證をあげ、歴史的用法を説明することによつて「古言梯」を増補訂正しようとしたものである。二百二十二語の中、文献の明記なき語は二十語である。本文の一例を示せば次の如くである。

阿行 古言梯に於て自行に置たるは誤なり
今あらためて此行にゆだせり

そびえ

聲なり。古言梯にえゆ通ずとのみいへるはおろそか也。正體抄にそびやかすと通ずとあるぞよき。そびやかすの語に寄てえゆの假字なる事はしらるゝ事なり。

たわやめ

たをやめに同じ。萬葉集卷十五多和也女。

をかし

古言梯に字鏡可咲阿奈乎加之と有をのみ引たるはおろそか也。此假字は論ある事也。今委しくいふべし。釋日本紀に公望が私記を引て阿々咲聲也時夜塙猶言乎加志と有は字鏡と同じく笑ふ意なるを云。此詞笑ふ意なるは語の本にためづる意なるは轉じたる物也云々

本書にあけたもの「増補古言梯」に載せたものとは別の説である。
標注

なほ「假字」
らしく、奥

右假字

要に藤原資重なる人の標注を加へたものが京大國文學研究室にある。本文ともに資重の自筆
を今書加たる外にもいふべき事いと多し。されどそはいとまある時のすさびにとおもふなり。
とあつて、十八個所の頭注がある。

四 「雅言」

なづかひ
「假字格」

市岡猛彦

撰であつて、一卷、文化四年五月の刊行である。本書は「古言梯」を増補したものであつて、も

と「増補古言梯」といつたものらしくその凡例には次の如く見えてゐる。

一 假名

へホと

り。然

事なり

ことた

一 假名

は古言

そを

一 古言

あれじ

ひさ

ひの事大かた天曆頃よりあなたの書どもはみなたゞしくして、イホエオヲの音また下につらなれるハヒフ
イウエオワキウエヲとのたぐひみだれ誤れる事一つもなし。其は皆常に口に言ふ語の音に差別ありければな
を語の音には古へも差別はなかりしをたゞ假字のうへにてかきわけたるなりと思ふ人もあるはいみじきひが
もし語の音に差別なくば何によりてかは假字をかき分る事のあらむ。そのかみ此書と彼書と假名のたかへる
してみなおのづからに同じきを以ても、語の音にもとより差別ありし事をしるべきなり。
ひの書は契沖法師の和字正濫鈔撰取魚彦が古言梯此二つの書をおきては外になし。たゞし初ひ學びのために
のかた詞なども多くてたよりよきを、猶もれたるもおほく、まれ／＼にはあやまれるも見ゆめれば、此書は
なひたゞせるなり。

にはこと／＼に古言の證を物したれど、此書にははぶきつ。はたあらたにくはへたる詞ともこと／＼に證は
ことしげければそれもぶきつ。このふみは初學の輩の常に机のかたはらにさしおき又懐にもものすべくち
ある也。

一 古言梯一言の眞假名にはまれ／＼に清濁などのたゞしからざるも見ゆめれど、そはくはしくもたゞさず。しばしかの書のまゝにてさしおきつ。

一 略

連左云この雅言假名格てふ文はもと古言梯を補たるふみなれば、おほむね古言梯と同じきが故に同じきことは皆もらしつ。……なほ同じ詞にてもときしめたる詞のつきたるはみなあげつ。

「國語學書目解題」(七三頁)では「古言梯」を補ふこと二百六十語としてあるが、加々勢篤好が文政三年夏に寫したといふ「古言かなつかひ」(「字音假字用格提要」と「古言梯提要」と「雅言假字格」とを含んでゐる)の中の「雅言假字格」ではそれ以上が載せられてゐる。その中で「古言梯」の誤を訂正した由の明記ある語は次の諸語である。

あひにひ 孟彦云相追也師ノ古今集遠鏡一ノ卷
十丁ニ委シ古言梯相老ニアヤマル

いづ嚴 孟彦云古言梯ニ稜威嚴ヲ清濁ヲモロキマヘズシテ同シ詞ト心得タルハ甚クダガヘリ
稜威タケキコトヲ云嚴清淨ナルコト云共ニ師古事記傳ニクハシ

によな 古言梯老女也トアリ縣居大人モ老女ヲ於興那ト訓ズベキヨシイハレツレド凡テオヨ
ナト云コト物ニミエタルコトナキヨシ吾師鈴屋大人ハイハレキ依テコ、ニハアキツ

にかす 犯也古言梯ヲニ誤レリオカスノ説師ノ歷朝詔詞解一ノ卷十八丁ニ委シ

とのゐ 古言梯いニ誤

もちひ もちふ用 孟彦云古言梯用ノヒヲキニ誤もちひノ説師ノ古事記傳十七卷ノ
四丁ニ出タリ

をりはへ 孟彦云古言梯ニ時合トノスルハ違ヘリ時延ナリ師云時延ハ時長クツバク
コトヲ云詞也折端ト管萬ニアリ

五 「雅言假字格拾遺」

これは同じく市岡猛彦の著で「雅言假字格」の補遺であつて、載録したる語は七百七十七語、すべて出典を示してゐる。前著と合せて一千餘語を「古言梯」に加へたのみならず、「古言梯」に於て誤つてゐた「於」「乎」の所屬を正しきにもとし、本文に於ける位置をも訂正してゐる。これは本居宣長の「字音假字用格」(安永五年刊)中の於乎所屬研究に基いて訂正したのである。こゝに於て歴史的假名遣の基礎は確定したといつてよい。

六 「古言梯拾遺」

本書は難波の人田中延香の撰で一卷、寫本、天保十五年十一月成つた。「古言梯」にもれたのを補ひ、清濁に注意すべき語をも集めてゐる。撰述の體は「古言梯」にならつてゐる。撰述の意は自序に詳しい。

七 「増補古言梯標注」

本書は山田常典の著で弘化四年の刊行である。これは村田春海と清水濱臣との「増補標注古言梯」を更に増補したものであつて、著者山田常典の増補したものは百五十語である。本書に於ても於乎は正しい位置にもどされてゐる。市岡猛彦の「雅言假字格」「同拾遺」と共に「古言梯」の補遺としては注意すべき書である。

八 「古言梯韻鏡照對」

本書は足代弘訓の撰で二巻の寫本である。内容は「古言梯」にある語で、古事記・日本紀・萬葉集等に假名として用ひてある源字と、其の字の韻鏡の圖面上並びに音とを比較したものである。（『國語學書目解題』二七八頁）

一七九頁）

九 「古言梯補遺」

本書は岡本保孝の撰で寫本一卷。「古言梯」並びに「假字拾要」にもれた假名遣に關する語を集めて、その假名を考證したものである。その數は三十三語である。「假名拾要」に載せたものでも誤つてゐるものは訂正増補してある。況齋叢書第四十八である。（『國語學書目解題』二七八頁）

「古言梯」の外に契沖の歴史的假名遣の主義を奉じたものに、賀茂季麿の「正誤假名遣」及び橋本稻彦の「古今假字つかひ」がある。

一〇 「^{しやうご}正誤假名遣」

本書は一卷であつて、はじめに天明八年六月記の凡例があり、天明八年孟夏筆の源射弦の跋がある。東都書林上總屋利兵衛の版である。伊呂波順に配列し、その語を示す假名と源字とをあけ、文献は僅かしか明記してゐない。又説明も多くはほどこしてないが、

いん 印伊賀切也ぬん
とかくべからず。

にひ

新爾比吉にぬは誤也。

ちひさし 少・小古本催馬樂歌に知比佐古刀彌利と有
によれりちいぢぬなどかくべからず。

尾おとかくべからず。

なる 折手利
おりは誤也

の如く誤に對する注意も見えてゐる。

正誤といふ名稱は「古言梯」の誤を正す意味でつけたのであるとは、赤堀氏の「國語學書目解題」の説である。
なほ弘化四年六月刊行の「増正誤假字遣」一卷は鶴峯戊申が「正語假名遣」を増補したものである。

又寛政八年七月に成つた村田春海の「わかづ若桂」はこの「正誤假名遣」の誤謬を論評したものである。寫本一冊、
後に清水濱臣が增補を加へたものがある。靜嘉堂文庫本は岡本保孝の書入本である。

本書を「わかづら」といふのは、その序文に次の如くあるので知れる。

……卯月にもなりにけりけふは酉の日也とてまつりみにいざなはれゆきしに物みくるまのちまたあかれゆくがなかに
いとわかやかなる桂の枝にちひさき草子をむすびつけたるを簾のつまよりとりたとしつるにかたはらの隨身だつ人も
えしらでめもふれずゆくをやをらたちよりとりかくしてかへりぬこは氏人のものせるをやむことなきあたりへまゐ
らせたるにていにしへのかなのことどもしるせるふみになむありけるこれはしも都のひとのこゝろいたれるが上にて
誤をしも正ししかればかの難波田舎の法師がたくひにもありしまた楳取のあまがさへづりにぞまさりぬべきさらば
わがとし月うたがひたもひけることもはるけな分むことばのはやしはやくをもしるべしこれなんあたひなき
賢とおもへばいとうれしくてあづまにもて下りていとまあるをりくはしくみるに世にいしめたもひかけしには
にずみおとりする物こそあなれそのふみもはらなには法師によれるとみえて法師がいひけることはいにしへのあと

あるもまた古よりどころなきをもすべてあげたりこはいかなるゆゑにかあらんことのえらみなきこそ心得ね法師がいへることとていかでか誤なからんまた輯取のあまがしるせることをもたほくとりたれど海土が名をばはじめよりかくしてはす都人の身にてはあまがことばをまねびいでむははちなりとおもひけるかさらばその事をとらでもありぬべきものをそのことをよしとおもはんはその名をいみかくすべき事は學の道はたはやけなるものとこそ聞けかくころにうへうらをおくべしや……

いかでかくまたきをりけむわかかつら

もみづる秋をまたましものを

即ち「正誤假名遣」の著者は加茂氏であるから、桂にことよせて原書をあざけつて「若桂」と名づけたのである。かくてこの草子の假名遣の誤つてゐるものを山中の祝野寺の阿闍梨など二人三人と論議したのを集めたのが本書である。

この京都にて拾つたといふ草子は次の「わかかつら」の本文並びに後に記す跋によつて「正誤假名遣」であることが分る。

凡例云和名抄等の古書にもとづきて後世一家の私論を據とせず

はふりがいはく此書に古書に據もなきしひとどもをおほくのせていかで一家の私論を據とせずとはいふらむ阿闍梨が云梨沖が和字正濫には古書の證なき詞をもしばらく世に書きたれるまゝを擧て下に未考といへり此書にさるたぐひをもおほくのせて本書に證ありともなしともいはざるはみだりなるわざなりかくても古書に本づくといはんか又かたはらなる一人が此書全く和字正濫をぬきがきしたるものなれば正濫の拔書などいひてあるべきを正誤などことごとくしき名をつけしはなにごとぞやとてわらふ

「國語學書目解題」所載の書は寫本二卷であつて、その中の一卷が「若桂」で他の一卷は「若桂」にもれたものを別人が更に批評して添へたものであるらしい。

本書に論議されてゐる假名遣は次の諸語である。

いはあれ	罄余	いりあひ	晩鐘	いつ	威稜	いさをし	功勳	はいり	匍入
はひ	蓄	には	爾波	海上の詞		ほふし	法師	とし	刀目
をばすて山	姨捨山	をちかへり	乎千反	をちなし	微弱	をかし	可笑	をよすけ	をびやかす
をこり	奢驕	をこたり	忘	をさく		をきのり	貨	をびやかす	劫
われもかう		わらふだ	圓坐	かほる	薫	かぞへる	數	かげろふ	遊糸
かふち	翹	かきつばた		よわし	弱	よそぢ	四十	たちび	丹比
たちはき	帶刀	そばえる		そばづ		ねもころ	懇	なへく	寢
むくひ	報	うず	渦	のすい	野鹿	おかし	欣感	おもひやる	想像
くづせる	類	くえはらゝかす	蹴散			やむめ	寡	まいる	參入
まなこゐ	眼氣	けぢめ	分目	ふじき	路	あはて	周章	あゑか	
あひおい	相老	あひおい	相生	さいで	裁出	ははやか	爽	さうし	草紙
めだう		みさを	操	じうでう	十帖	しひる	強	もちゐ	用

本書の跋にいはく

この若桂てふ書はある翁のもとにてふづくゑのかたはらにありしを手にとりてみやるにあるしれ人のしるせし正誤かなづかひといふふみをあげつらひしものなりいとをかしとおほえてみそかにもてかへりつゝうちかへりみおよほすに

おのがごときにひまなびの眼にすらかのふみのうちになどかゝるをさなきわざをばとおもうたまへらるゝふしもあなるをまいてなべての文の心よくしりえたらん人はもだしあへぬもうべなりけりさるにてもかの假名遣の書かける人のかゝつたなきことをしもかきしるすのみかいたにゑり世におふやけにするをこがましきわざなりや此巻はくまなくあげつらへるものからあまりつたなさのうるさくてや猶大かたにものせし所も有をおのれみもてゆくまゝにかのこのれるひがごとをかいつめてあげつらひぬもとめて人のさがいふにはあらねども學の道のひとつにもやとてする也なほもれたるもあるべきをみむまに／＼かきくはふべし

寛政八とせにあたるとしの初秋淺茅生のつゆのやどりにしるす

本文の一例は左の通りである。

はいり 匍入

祝が云此假字古書に正しき證はみえず正濫抄にはひいり俗にはいりくちといへりとあり此書はこの契沖がはいりくちと書たるによりて波伊里のかなと定めしものとみゆ契沖がしか書しとてそれを證となすべき事あらんやわらふにたへずさて契沖がはいりといたせしは今本の後撰集にはひいりと書る本のあるによりて誤れる也はひいりといふことはなし古歌にはひりの庭はひりの柳などのみ也後撰にはひいりと書たる本のあるは遣入など書たるをはひいりところ得て後人の書誤れる也あざりが云此假字古書に證なしいかゝかくをよしとすべき祝が云むかし聞けることありこはひりと書べき事とぞその故はいりを約めてりとのみいふは古語の常也はひを略してはとのみはいふべからずかつさる例もなしされば里は伊りを略せる事明らかなり波比里と書こそ正しけれ

なほ歴史的假名遣の流を酌む假名遣書は、徳川時代の終までに末書などとりまぜ大小種々刊行されてゐる。

その一々を列擧するの繁に堪へないが、こゝには管見に入つたもののみを年代順に示しておくことにする。

一一「和字便覧」

一折。渾沌齋松月の撰で安永五年五月の刊行。後に藤原昌敷が文化八年六月に増補して「改正和字便覧」として刊行してゐる。はじめに古の假字に用ひなれたる文字として眞假名をあげ、次に古に違へる假字をあげ、更に、「いゝるゝひ」を「ね」「ほ」「え」「ゑ」「わ」「は」「じ」「ぢ」「つ」「す」の假名遣をあげてゐる。

一二「古今假字つかひ」

一卷。文化十年八月大阪の書肆五家の合刻により刊行。編者橋本稻彦は安藝の國の人、幼時より本居宣長の門に入り、後大阪に出て皇國の學を唱へてゐたが、三十歳に至らずして歿したことが、その友人石津亮澄の序に見えてゐる。假字と源字をあげ必ずその出所文献を明記し、簡單なる説明を加へたところもある。「古言梯」「類字假字遣」「荒木田盛徴」及び宣長の説なども參酌してゐる。語の配列は伊呂波順に従ひ、同じ語に對して二様の假名遣を記してゐるものがある。即ち次の如くである。

いほ	五百 (古)	いを	同上 (類)
いわし	鰯 (字)	いはし	同上 (類)
いけにへ	犠牲 (和)	いけにゑ	いけにへに 同上 (類)

この場合下に記されてゐるものはすべて「類字假名遣」であることは興味がある。右の如く二様に記された語はすべてで百五十餘語に上つてゐて、於乎に關するものが最も多い。定家假名遣と歴史的假名遣との差異を見るのに便利である。

本書に記されてゐる文献は、古事記・日本紀・續日本紀・續日本後記・續紀宣命・延喜式・祝詞・萬葉集・新撰萬葉集・新撰字鏡・和名抄・佛足石歌・拾遺集・出雲風土記・神樂歌・催馬樂歌・江次第・枕冊子・日本紀竟宴歌等である。

本書卷末には「古今假字用例」とある。

一三 「尚古假字格」

一折。東都の人山本明清の撰。文政五年十二月二十五日の自序があり、文政六年二月、芝神明前の岡田屋嘉七の刊行したもの。契沖の「正濫鈔」魚彦の「古言梯」等にもれたる平安朝の物語・日記・家々の集・歌合・百首等に出でたる詞を主としてあげ、初學者の便に供したものと自序で言つてゐる。

配列は伊呂波順に従ひ、はじめその音を表す漢字(萬葉假名)をあげ、語例は一言より七言までに別けて示してゐる。(まゝ一括し八言十五言まであげたものもある。)文献の明記は無い。

一四 「古言衣延辨」

本書奥に

文政の十まりふたとせといふ年のきさらぎなぬかの日たひらのとよ武

とあるので、その成つた年月と撰者を知ることが出来る。寫本一卷。

總論によれば本書撰述の趣旨は次の通りである。

拵取魚彦が撰める古言梯といふ書はいにしへの假字の今の世の人の詞にまぎらはしき限を集め舉て歌よみ文かくに便よきもの也。然るに五十連音の阿行の衣と夜行の延を同音として一つらに載たるは猶いまだしきわざなりけり。およそにしへの假字の用さまは近き世に難波の契沖法師はじめて見出して和字正瀧鈔といふを作れりしよりつき／＼に物しれる人多く出て其すちの事どもいや委しく考へ定めたれば今は大かた残れるくまもあらず成にたるを此阿行の衣と夜行の延の異なるを見出せる人のなきこそあやしけれ。おのれかねてより其差別あらむ事をおもひて富士谷御杖ぬしにも語りけるに考なしとぞいへりける。されば猶年月心をとめてこれかれ見るに古事記書紀は更にもいはずおよそ延喜天曆の頃よりさきつかたの書どもには皆此阿行夜行のわかち有て聊も誤る事なかりしを其後漸に亂れ來て今は絶てしる人もなくぞ成にたる。近き世にさばかり名高かりし加茂眞淵ぬし本居宣長ぬし富士谷成章ぬしなどすら此差を辨へず古書を解る中などにもまゝ誤れる事こそ見えたれ。されば今其紛れ來し詞どもをば古事記書紀等正しき書どもにより古言梯のついでに隨てこれを辨へ魚彦が漏せる詞どもをも見るに隨ひかつ／＼舉て歌よみ物かく人を驚かしむるになむ。

即ち歴史的假名遣の補訂書といふことが出来る。

なほ總論によつて撰者が衣延の區別に關する考をうかゞへば大凡次の如きものであらうと思ふ。

(一) 平假名の「え」「衣」の草書で阿行であり、「わ」「は」「江」の訓で古歌の假字には「延」「曳」などを用ひ

て夜行である。而して「ゐ」は字音でないから近世の國學者は「え」「延」など通じて使ふのである。片假名の「エ」は「江」の傍であるから字訓で夜行である。片假名には阿行の「え」の字が無い譯である。

(二) 「和名鈔」は古言を多く集めて據とすべきものであるが「衣」「延」の混同が多いのは残念である。「新撰字鏡」はさすがに「え」「ゐ」の分別が嚴重であるのに、「古言梯」に於ける引用は字訓を嫌つて「ゐ」が皆「え」に直してあるのはよろしくない。

(三) 五十連音のうち阿夜和の三行は喉音で其夜和の二行は則阿行から出た事は宣長が「字音假名用格」で述べてゐる通りである。然るに伊字衣の三音は各二つづつあるのに、古書に「衣」「延」のみ差別があつて「伊」「字」の二音は夜和二行とも同じである。といふのは夜行はもと阿行の五音の上各「伊」文字を加へたものであり和行は「字」文字を加へたものである。従つて夜行の「伊」は「伊」の同音が重り、和行の「字」は「字」に字の同音が重るから、共にもとの阿行の「伊」「字」のまゝで變ることが無いのである。凡そ五音の輕重は宣長の言へる如く「伊」(輕)「衣」(輕中重)「阿」(中)「於」(重中輕)「字」(重)の如くで其重中輕の「於」は和行に分れて「袁」となるのであるから、輕中重の「衣」も必ず差別のある事が分るのである。阿行と同じく變らぬものは輕重の二音だけであとの三音は阿夜和三行ともに異なるのである。

(四) 古書の假名遣はすべて正しく、同音の假字も其言葉によつて用字に定まりがあり、彼此相通用することの無いのは宣長の既に言つた所である。然ればこの「衣」「延」ももと同音で唯假名の用法に差別があるだけだと思ふ人もあるかも知れないが、阿行の「衣」と夜行の「延」とは今人の發音でも差別が著しいので

あるから、まして同音の假字すら詞に随つて用ひ誤らなかつた古人がこの區別を知らなかつた理はない。「新撰字鏡」では同音の假字二つ三つも通用してゐるのに「衣」と「江」との間に一つの混用もないのはその音が元來異なつてゐたからである。

かくて本文は阿行の假字十一字（衣依愛哀埃英娃翳榎荏得）、夜行の假字十一字（延要曳叡江吉枝柯兄柄顯）をあけその文献を明記し、更に「古言梯」の順序に従ひ「衣」「延」を有する語彙をあけその假名遣を文献により明記してゐる。「衣」に關するもの三十三語、「江」に關するもの六十九語が擧げられてゐる。

一五 「濁語考」

清水漬臣の纂したもの、寫本一卷。跋にいはく、

此一まきは師のかきおかれたる物なれば反古の中よりとりいでてかくかきあらためたる也されどよくかうがへたゞされたるものならでかりそめにかきさしたる一まきなればこゝにしろしをけるせちどもを師の定説とはいふまじきものになん後みん人こゝろしてとりもすてもすべし 文政十年六月はつかやうかの日

岡本 保孝

本書「ガギゲゴ」「サジズゼヅ」「ダヂヅデド」「バビブベボ」に就いて、各濁音を頭に有してゐる單語を列舉し文献の證あるものは之を附し、説明の要あるものには説明を加へたものである。あまり多くの價值をかける程のものではない。

一六 「文章かなつかひ」

豊後の人、大藏禮常の著、春夏秋冬の四卷、文政十二年九月の石川雅望の序と天保元年の自跋があつて、天保元年八月の刊行である。明治二十三年四月大阪の青木嵩山堂から翻刻されてゐる。

本書は音訓によらず雅俗を併せ日用の便に供する語を一言二言……十言十一言の如く分ちて伊呂波順に配列したものである。主として「古言梯」の體裁にならつてゐるが、文献の明記は全く無い。

一七 「王の小琴」

藤の舎千尋の撰で文政十二年八月の自序があり、天保二年の刊行である。一卷。内容は「い・る・ひ」「ろ・ら」「は・ほ」「は・わ」「へ・え・ゑ」とた「ち・じ」「ほ・を・お・あ」「か・こ」「よ・や・え・ゑ」「そ・さ」「づ・ず」「な・の」「む・ふ」「む・う」「う・ふ」「ま・も」「い・ゆ」「み・び」の十九部に分つて假名遣をあげたもの。簡單なる説明あれども文献の明記は無い。末書である。

一八 「^掌假字便覽」

刊本一卷。詳しくは「對類音便假字便覽」といひ天保六年七月の序がある。「和字正濫鈔」に依つたもので、^{字音濁音}各語毎に文献の徵證をあげ、必要に應じては簡單なる説明を加へ、且つ「定^{云々}」と記して定家假名遣との差を示してゐる。字音假名遣も含んでゐること題名の通りである。便利にして親切なる實用的假名遣書である。

前にあけた「和字便覧」の系統に属するものである。

一九 「山路の乗」

一卷。橘千蔭著。天保七年の序がある。いろは順に假名遣を集め「てにをは」及び「枕言葉」の用法をも加へてある。明治三十年の刊行本がある。

二〇 「あひおひ」

伴直方の著。寫本一卷。靜嘉堂文庫本によれば、その序にいはく、

高砂の高きあげつらひどもを佐のえのきしかたわすれゆかんもほいなきものからわさ田のをしねかりそめにおもひおこしてをばすて山の月のよすがらつら杖つく／＼と思ひめぐらせばみつはくむまで老にけるはかせたちのときしるせるふみをかにかくいひおとしめわれをもちひの鏡草となさんとてみちのくにあるてふつゝじのをかしきふしもなき事どもをそこはかとなく書つめたるは大原野邊のつぼすみれつみおかしあるわざとこそおほゆれされおよすけたる説どもはいさゝかもあらでさやの中山なか／＼によこほりふせる事なんおほかめるをくつはむしのかしがましう聲たてゝおもひおごりしかたい翁のおほけなきしわざよと今のかどある人にわらはれのちのかしこき人にあざけられぬべきをいかゞはせむ天保十あまりふたとせといふ年のものむつきよかの夜春雨そほふりてしめやかなるにしろす

伴 直方

内容は右の序文中に傍線が施してあるのでも知れる通り、

あひおひ	あひおい	おしね	をしね	おぼすて山	をばすて山	みつわくむ	みつはくむ
もちゐ	もちひ	おかし	をかし	をかす	おかす	およすけ	およつけ
よこをり	よこほり	くつわ虫	くつは虫	をこり	おごり	かたゐ	かたい
おほけなき	おふけなき						

の十三語の假名遣に就いて文献による明證をあけて上段の文字によらずして下段の文字に従ふべきを説いたものである。一種の疑問假名遣論ともいふべきものである。なほ本書の終りに、

和字正濫正誤

古言梯正誤

の二項が添加してある。前者は「いはけなし」以下三十語に就いて誤を正し、後者は「あひおい」以下十一語に就いての誤を正してゐる。いづれも文献的徵證による歴史的假名遣の立場に立つてゐるものである。

本文の一例を左にあげておかう。

おしね をしね

和字正濫抄云おしねはおくてなり夫木抄にある先達の歌合の判詞を引けるにも然ありしかればおそいねといふべきを曾以の約之なればつゞめておしねとはいふなり遅の字の假字は於なるを中ごろより誤て遠を用るによりて先達の中には小稻と心得られたる事あり俊頼朝臣の歌に「秋かりしむろのをしねを思ひ出で春ぞたな井にたねをかしける」これは只稻を小稻といふと心得てよまれたる歟いねをしねといふは同韻の相通なり(下略)

平春海云をは發語也をさゝ、をすゝき、など云をと同じ稻としねは古へ通はしいへり孝昭天皇の御名を古事記に御眞津日子詞惠志泥命とあるを日本紀には觀松彦香殖稻天皇としるされたるは稻を志泥の假字に用られたる也又催馬樂に

みしねつくとも有此外に古人の名に甘稻カンコなどいへる類多く有をしねと云詞は古き歌には見えず云々
 藤井高尙云をしねは小稻ココなりをはかるくそへていへる詞にて車を小車といふが如し稻をしねといふは和稻ニシコ荒稻アラコの例な
 らずやさるを歌よみのおくての事とこゝろえておしねとかけるををりく見たりき續後撰集に「かたをかのもりの木
 の葉も色づきぬわさ田のをしね今やからまし」と爲家卿のよみ給ひしもたゞ稻の事とこそきこゆれ
 直方按るに春海高尙がいへる如くをしねはたゞ稻の事と心得ん事おだしかるべしそのうへに散木サンギ弄歌集カシヨ俊頼朝臣「か
 つしかのわさ田のをしねこきたれてなきもたゆれとつきぬ涙か」とも見ゆればおくての意ならぬ事明らかなりされば
 いよくをのかなとさだむべし。

二 「太津可豆衛」〔手束杖〕

三卷。寺田長興の著。弘化四年九月に成り、嘉永二年の發行にかゝる。卷頭總論の終りに、

しきしまの道のたつきの手束杖つくともつきじちのここの葉

とあつて、この書名の因るところを示してゐる。語の配列は語の第一音及び第二音のいろは順に従ひ、二言
 三言……七言の如く音數によつて並べてゐる。各語全部文獻の徵證を明記し歴史的假名遣の立場を明かに
 し、必要に應じては簡單なる説明を加へてゐる。この點「古言梯」とその趣を同じくしてゐる。採録語數三五
 三三語の多きに達してゐる。

二二 「類語假字格」

刊本一卷、平田篤胤の門人源岩垣の著、刊行年月を審かにしない。「い」「ゐ」「ひ」「え」「ゑ」「へ」「わ」「を」「ほ」「は」「わ」「う」「ふ」「じ」「ち」「す」「つ」の假名遣をあげたもので、文献の明記があり、必要に應じて簡單なる説明を加へたところ、字音假名遣も含めるところ、「中假字便覽」とその體を同じくしてゐる。やはり「和字便覽」の系統である。

二三 「假名沿革」

寫本上下二卷、敷田年治撰、「文久元年秋立日書をへぬ」といふ自序がある。大正二年十月歌文珍書保存會から刊行された刊本がある。歴史的假名遣の立場に立つて、假名遣の時代によつて同じからず、且つ諸書に依つてその書き記し方の異なるを詳細に挙げ、その正しきを指示したる一種の疑問假名遣書である。

その自序中重要と思はれる點を摘出すれば左の如くである。

古は五十連音そのこゑく正しくして物一語打いふにも打きくにも聞たがふ事なく書たがふ事もなかりしを、萬葉集に假名の誤りしばく見えたるを思へば奈良の朝の末にいたり音の輕重もたのづから亂れそめけむ。今の京となりて百年あまり此方より、猶あらぬひが假名に書あやまるもの少なからず。しかひがめれど後世の如く其規則立ざりしゆを假名は其人々の心として思ひくゝに書亂し一定せざりしが、かゝる世にもいにしへを思へる人の物したりける書にはさせる誤りも見えざるなり。……年治をぢなくも何くれの書ども見るに隨ひ心をとめて思ひわたせば、久しき時より亂初たるが中頃にいたり古に復りたるもあり、又中むかしに誤初て後世まで傳はらざるもあり、又後世まで正しく傳はり來しが、むげに近世に至りて書ひがめたるもあり。かゝる假名ども一わたり打見たるのみにては亂初し糸

ぐちもたやすくは分ちがたく、たとへば蜘蛛の巢の空にかゝれるを見たらむが如く其すぢとは見ゆる物から、いづれよ
りかけはじめけむいとくまぎらはし。……古書とものの中に假名遣のたま／＼見ゆるを傳寫の謬とのみ云あへるは
非假名などの例をしらざる妄説にぞありける。其はいゆる魯魚烏焉馬のたぐひならばこそさういへ、於なるべきを
平と書き、伊なるべきを爲と書けるたぐひ、文字の形さへ見混みまがへくもあらぬ物をいかに傳寫を經たりしてさばかり
書たがふべき事のあらむやは。しかるにこよなき古書ともにさるまぎらはしき假名の見ゆるはいかなる由ぞと云ふ
に、是は全く撰者の手づから書おける誤りにて必後人のしわざならじ。其は撰者のことさらに書ひがめたるにもあら
じ。そのかみ既にくだれたりし假名にかきならひてゆくりなく書おけるにこそありけめ。しか誤れるものは必普通の
非假名に限れり。普通にあやまらざる假名を古書にあやまれる例なければなり。……

本書にあげたる語の總數は九十二語、次の如くである。

くものい(蛛網) かい(棹) おい(老) くい(悔) いふ(言) いなみの(印南野) むくい(報) うめ(梅) うま(馬)
はえ(映) あえ(竹) おし(押) おと(音) おき(置) おのづから(自) おかす(犯) おのれ(己) おもふ(思)
おふ(生) おなじ(同) おどろ(驚) おふ(遂) おやま(大山) くれのおも(懷香) おくる(贈) および(及) おろ
か(愚) おたぎ(愛宕) おそし(遅) おとる(劣) おきひ(爐燐) おく(飛躍) うひ(初) いさよひ(十六夜) いは
ひ(祝) そこひ(涯) がひな(辟) たひ(觸) こひ(鯉) こひ(鷹詞) もちひ(用) もちひ(餅) しひ(椎) し
ひ(強) いひ(械) たひら(平) かひ(卵) かひ(貝) はひ(灰) いひ(飯) くひな(水雞) くひ又くひぜ(杭株)
やまひ(病) かへ(楓) とほし(遠) なほ(猶) うつほ(空) いとほし(愛憐) かは(顔) しほ(鹽) かわく(乾)
あわ(泡) よわる(弱) さわぐ(騒) くつわむし(正字未詳) かなわ(金輪) ある(藍) まある(參) すゑ(居) を
しね(稻) さを(槁) をしむ(惜) を(尾) をのへ(尾上) をはり(尾張) をばな(尾花) をか(岡) を
り(折) をかし(可咲又風流) をけ(桶) をの(斧) をとこ、をのこ、しづのを() をぎ(荻) みさを(操) を

ち(彼) かをる(驚) をばすて山(姑捨山) をやま(平山) をさ(簀) をさ(長) をゝ(稱唯)

この中から簡單なる一例を左に示しておかう。

をけ 桶

和名抄桶乎計、日本靈異記に筒を乎介と訓めり、是は字を續ための筒なる故に然名付るか。神祇祭式に麻笥一合加世比一枚、大神宮式に金銅ノ麻笥二合、龍田風神祭式に金龍麻笥、萬葉集十四に安左乎良乎遠家爾布須左爾宇麻受登毛などあれば桶をヲケと訓めるも此麻笥ヲケのうつりたるか、はた大笥オホと云に對て小笥コといへる語か、其はいづれにまれ和行の乎の假名なるを、後世オケに誤り、行阿假名遣にもたけ桶をけのとあり小桶の時コヲケならむには桶是はいづり誤りけむ。散木集に隱題きりひをけ有かきり日をだに長くおもふらむ問人もなきはるのすみかはる物は一二の句に隠せけにの誤新拾遺集に二條院の御時ひたりまきのふちふちきりひをけをこめて河によせて歌奉るべきよし仰ありければ、みづからの名をそへてよみ侍ける從三位賴政水ひたりまきの淵におちたきり氷魚今朝いかによりまさるらむこれより後考へ合すべき物なし。

二四 「皇朝假字三體一覽」

一折。片岡貞鐵の著、詳しくは「皇朝假字音訓用便覽」といふ。慶應元年にその子の片岡泰淳といふ人が刊行してゐる。「わ」「ゐ」「え」「を」「じ」「す」に屬する語百九十語をあげ、「は」「ひ」「い」「え」「へ」「ほ」「お」「ち」「つ」をそれ以外のものとして知らしめんとするもの。後に「皇朝眞音訓清濁一覽」がついてゐる。假名

その他「海月のほね」かなつかひ早引書部の訓の部」といふ假名遣書もある。

第六章 異流假名遣

定家假名遣の流にあらずんば契沖の歴史的假名遣の流に屬すべき勢にあつた近世の假名遣界の中に、色彩を異にする二者があつた。一は「靈語通」の著者上田秋成であり、一は言靈説によつた「國字定源」の著者高橋殘夢である。なほ堀秀成の「假名本義考」も音義説に基いて假名遣を説いた點で異流に入れてもよからう。

一 「靈語通」

「靈語通」一卷は上田秋成の奇矯なる假名遣を説いた書であつて、寛政七年十一月の越智直躬（なほみ）（魚臣（なわみ））の序によると、直躬が今古の假名遣の區別を秋成に質した時に、秋成から見せて貰つたものを同志と相謀つて刊行したものである。寛政九年二月、東都の書林須原屋茂兵衛、浪華の書林鹽屋喜助、帝都の書林著屋儀兵衛から發行されてゐる。

本書は序によれば、もと神名・國號・名物・咏歌・用語・假字の六篇あつたのであるが、「假字編」のみ刊行されて他の五篇は秋成が許可しなかつたために板行に至らず、散逸に歸して了つたものらしい。現在は圖書刊行會本の「上田秋成全集第二」（四〇九頁―四三八頁）に收められてゐる。

岩橋小彌太氏は「藝文」大正十二年八月號所載「靈語通論」（一）で次の如く論じて居られる。

其の散逸した他の卷には全體どういふ事が記されてゐたのか、勿論知れる譯はないけれども、冠辭考續貂の内に、倭文布の事を論ずる所に「倭奴の國名の事、靈語通の國號編にいへり」といつてゐるのによると國號編といふのは、國號の意義即ち其の語源或は語釋を論じたものらしい。神名編といふのも恐らくは神名の語釋、語源を説いたものであらう。其の他名物・咏歌・用語も同様であつて、總別此の書は語源又は語釋に關する研究を類別して記したものであるまいか。さう考へることによつて、始めて靈語通といふ書名の意味が明白になつた様に思はれる。秋成は神名・國號以下の語義の研究を進めて行く中に、先輩の成績に満足せず、自ら新しい發明説を樹てようとしたのであるが、其の發明説は古學者の準據とする所の假名遣と相容れないものがあるので、そこで自分の假名遣に對する態度を辯明する必要を感じて、此の假字の一篇を其の語釋、語源に關する研究の中に加へたものではあるまいか。

なほ岩橋氏は黑澤翁滿の「(註)言靈指南(ことまのしるぎ)」(嘉永五年三月上卷刊、安政三年三月中卷刊)に見える、秋成が本居氏の

爲に説きふせられたるまけじ魂にて「靈語通」を著したといふ説を反駁し「秋成は初めは世間の古學者と同様に、古法を遵奉してゐたのであるが、寛政五六年の頃、即ち京都に移つてから、靈語通に見えてゐる様な意見を抱く様になつたのである。彼がかういふ考を起す直接の動機は、決して宜長との論評にあるのではなく、寧ろ京都に移つて新しい交友を得た結果ではなからうか。」(前掲「藝文」)と種々の證左をあけて斷じて居られる。

「靈語通」は「或御説」といふものを基本としてこれを祖述敷衍しつゝ、自説を主張したやうに書かれてある。秋成はこの「或御説」を承つて暗記してゐた或他人から事の序に聞いたので、はじめは粗雑簡單なものと思つ

だが、よく味へば意味の深いものがあると言つてゐる。この「或御説」とあるのは誰の説であるか、或は田安宗武が問うて加藤美樹の答へた「假字問答」であらうといひ（岡本保孝）、堯印法印の説だらうといひ（保科孝一氏）、秋成以前にも富士谷成章の説の中に同じ様な説があるといひ（花岡安見氏）、「靈語通」の意見の胚胎したのは秋成の上京後であるとすれば、京都の公卿の誰かでもあつたものか、「御」の字なども考へ合せて見る要があるといひ（岩橋小彌太氏）種々推測されてあるが何れにも確證はない。而して「或御説」と秋成の所説との矛盾不一致等から、これはどうあつても、必ず人から聞いたものとは思はれず、何か物に書かれたものから引用したものでなければならぬ、そしてこの想像が許されるなら、彼の引用した原本は「靈語通」よりも遙かに國語學史上注意すべきものでなければならぬとは岩橋小彌太氏の説である。（前掲「藝文」）

まづその「或御説」に説かれてゐる所を少し調べて見よう。

（前略）御國の五十通言ごくにちごごこそえもいはず靈妙なるものなれ。神代の古事を知らるゝも是があれば也。（中略）是を制ませしは、蓋々さかさ皇神の作ませしにこそあらめ。然今是を書傳へたるを聞るに、やいゆゑよの「ゑ」と、和い字ゑをの「い」と「を」とを、あい字ゑをのに字を異にしてぞある。是は意有てかく爲るにはあらで、同じ音ながら、ふと筆に隨せたらんを、未熟者の是に従て事むつかしく云をうたてある。其由は既にやいゆゑよの「い」と、和い字ゑをの「ゑ」は、由あいうえをのに異ならず。かく或は異に、或は異ならざる所謂あらんや。果字は變りても、言語のかはらぬには、由縁なき事也。かく故なき事をなすは、いとも愚なるさる人のいかで此靈妙なる事を制出すべき。然ば「い」ゑを「に」各二つの異有とするは、他をも我をも苦しめて、古言をこゝろうる妨害となるべき。（中略）假字は言語を聞かまゝに書して、其假字のまゝに讀むぞ本なる。たとば梅は字米なるから萬葉集にも爾書て、只一

首牟米と書り。是は横に通はせてうくすつぬ作出しが有を、其がまゝに書る也。げに云しまゝに書さずば、何をもて轉語を傳へんや。粟を「あは」と書るも、古くは「あわ」とはいはで「あは」と云たる故也。今横に通はせてあかきたな「あわ」と云をも、本語の假名也とて猶「あわ」と書は古言に叶はず。されど言語に便する爲の假字なれば、「あは」と書たるをも、「あわ」とよみ、あはト書タルヲあわトヨムコト本ナレド、今ハ爾書デハキコエガタキ人アレバナリ。「あわ」と云て「あは」と書も、今あわと云ナガラあはト書ナボエタル人ハ、却チあわト書フ意得ガタクスベシ。たと「あわ」と書て「あわ」とよむたぐひを笑ふべからず。

「し」と「ち」と、「す」と「つ」の濁音は同言也。音便にて、濁るは本語にてしらるれど、物の名などにはいづれと分べからず。それも古くより有物は古書にも有べけれど、是ぞと聞わきて尋ね見るべき事かは。かつ字のみにて假字なき物も有、これに苦しむは頑愚也。「し」と「ち」、「す」と「つ」も意の隨に書をよき。たとはば「シ」の濁りを「ち」と書とも、横に通はば爾也と云べし。いさし轉語は別言のやうなれど、おのづから云るゝは是ぞ言語のまたく同じきをや。これ御國のやすらかなる風俗也。

「わ」と云に「は」の假字を書、「い」と云に「ひ」、「ゑ」と云に「へ」、「を」と云に「ほ」の字を書、是等はいにしへ粟を「あは」といひ、謂を「いひ」と云、令言を「いへ」、鹽をば「しほ」と云たる故に、其音のままに書たるを、吾に後世には「は」「わ」の音に轉じて、ことばには「わ」といへど、假字には昔のまゝに「は」と書る也。是をはるかの後としるも、梅は字米なるを牟米とも萬葉集に見ゆ。さるは古言などに横に通ひてむめと云たるを、其まゝかな書せし也。然ば「わ」と云をば「は」と書類は、その比「わ」といへば「わ」と書べきを、「は」と書つるは猶「は」と云つる事しるく、今「わ」といへど、本語は「は」也しをもて「は」と書るたぐひは、其比より後なる事明らけし。「伊」は片かなに用ひられて「イ」は「伊」の省文也。然に「伊」は唐韻に於胎切と見へ、集韻に於夷切と有て、この假名の例によりていへば、和あるおの假字にて、「伊」の字には「ゐ」の假名を施スべし。それを端の「い」也と云て、「ゐ」とは異にするは何事ぞや。本より「い」「ゐ」の差別なき事は等にて明らか也。又「ゐ」は奥の「ゐ」也と云り。されど唐韻に遠支切、集韻には子嬌切、並に

音濁也と有て、是亦假字反切の例にていへば端の「い」也。「い」「ゐ」もとより差別なし。於並に鳥唐韻哀都切とあれば、あいうゑをの假字にて、端の「を」也。又集韻韻會にも、汪胡切とあれば、和あうゑおのかなにて奥の「お」也。然ども右の諸書、ともに音鳥とあれば、哀都汪胡の二切も本一音也。「お」の字を奥の「於」と云わかん事聞えがたし。又鳥

は汪胡切にて「お」なるべきを、端の「を」に用ふるも、義かなひがたし。

古語に清濁あり。字音亦清濁有。清字をもて清語に配、濁字をにける語に當るはいとやすき事なれど、古書を見るに、濁語清語をわかつ注の餘には清濁の假字をわかつたず。清濁の語は事によりて、黑白の違ひとなる。見寫と不見とを共に見てと書たる類は、文義を得て後に聲をあげてうたひよみもする也。さるからいにしへも假字に意を用ひず、「い」「ゐ」「ゑ」「お」を「は」、言葉に云わかつやうもなく、字音にもわかつたずありしかば、何をもて分たんやは。然則は假字用ひと云法則は、後に未熟者の私に立し者にて、御國の言語の妙用をおしたはむるものにこそありけれ。

以上が「靈語通」假字論のはじめに引用してある「或御説」である。この説の要點を摘出すれば次の六點となる。

(一) 五十音の中に「い」「ゑ」「を」に各二ケの差別があるとするのは、古言を心得る妨害とこそなれ、所以の無い愚なことである。

(二) 假字は言語の音のまゝにうつし、又其の假字の表す音の通り讀むべきである。昔は發音の通りに假字をあてたのである。

(三) 「じ」と「ぢ」、「す」と「づ」は、發音全く同じであるから、どちらとも自由に使つてよい。

(四) 「は」「を」「わ」といひ、「ひ」「を」「い」といひ、「へ」「を」「ゑ」といひ、「ほ」「を」といふのも、元來假字をあ

てた時は「は」「ひ」「へ」「ほ」と發音してゐたのであるが、後に音が轉じて「わ」「い」「ゑ」を」となつたのである。而して音は轉じてても假字だけは昔のまゝに書いてゐるのである。

(五) 阿行の「い」「お」と和行の「ゐ」「を」は元より區別が無い。

(六) 昔も假字には意を用ひず、「い」「ゐ」「ゑ」「お」を「は」音で區別する方法もなく、あてた漢字の字音でも區別がつけてはなかつた。結局假名遣といふ法則は、後世の未熟者が私に立てたものにすぎない。「靈語通」に現れたる秋成の假名遣に對する意見は、右の「或御説」に基いてゐることは前に述べた通りであるが、今その要點のみを左に擧げてみよう。

(一) 御國の音は只管單聲なるに、西土の字音を假りて、此土の言語に調べあはするほどに、……某の字は某の音にあらぬが如く成にたり。……此字音は、吳漢の國々の音也と云傳へしかど、こゝに習ひしは其はじめ百濟人の口より傳へしかば、將彼土の音聲に一轉し來たるにやとも思ゆ。其故は、我單聲の輕清なるをば、彼博士等が重濁の音に轉りて、「い」は「ひ」の如くに、「は」は「わ」の如くに、「え」は「へ」を「は」は「ほ」にとなへらるゝを、己が口に出るまゝ、を字に寫してこの人に教たらん。(こゝの人の「字」と云は、彼國人の「ふ」の如くとなへられ、「を」は「ほ」の如く、「伊」は「ひ」の如く、「和」は「ほ」にとなへなしつゝして、某々の字を當まどはしけん。仍てこゝの人はそれを手習ひつゝ、粟をば口に「あわ」ととなへながら字には「あは」と書て、是ぞ我云「あわ」の字なりと意得て、次々に寫し傳へしが例と成て、後は法則とさへなりし者かと思ゆ。

言語の假字は大を「おほき」、遠を「とほき」、副を「そふ」、戀を「こひ」、苗を「なへ」、祝を「いはひ」と書が法則にて、口には「おゝき」とをき「そを」「こい」「なゑ」「いわい」ととなへらるゝ也。「は」「ひ」「ふ」「へ」は「は」と書ても、「わ」「い」「う」「ゑ」を「の」の如くとなへんには、はじめより爾こそかゝめ。爾書ざるは異國の人の轉訛に枉られたる也けり。

(二) この漢字を國字の如く取用ひて事を記すに、其始は一音に一字のみ假て、繁雜の煩ひなかりけんを、次次の代に見馴聞なるゝあまりに、是は同音也、こは音の相かよふぞとて、字米むめなど様に字を加へて假ひろめたらんも、御説のごとく物と文義をだに得てはまどひなく意得らるゝ也き。然而世移り人の才識すゝみては、彼ことわりもなき例を所證として法則とはなしけん。是を論定せし書、元祿年來家々に競ひ出で、今は大成の所業の如く、古則今法の二岐に各安んずる時世也けり。竊に思へらく、何等の道にも技藝にも、法則なくては有べからず。其法則一旦成て後は、是に由を識者とするから、その識者は此法則の局中に在て論義すれば、いかほど眼識を博むるとも、自然の妙用には違ふべし。凡天地内の事機は運旋動靜して常なき物なるを、學者力めて義論をまうけ、後進をまどはすにいたる。すべて法則は其國々の便宜につきて立たる人巧の私物なるを、他邦に渡しては、又その國の便につきて用ふるも、悉くは相叶はざる事は亦常理なり。殊に音韻言語は太古より毎國にとなへ來たりし者なるを、我國には西土の字を假て、音を習ふには、一旦彼土の音聲に轉るが如くすれど、はた年を歴ては我音聲に歸るべき事自然の理也。……假字の法則におきては朝家の定議なく、世々に才學の士の立たる私物にてこそありけれ。

(三) 藤原の定家卿の、古則の跡を尋めたまはず、更に法則を襲めたまふと云。いかなれば古きを慕はせられざりけん、いといぶかしき事也。是今の世に専ら行はるゝ所也。

(四) 御説のごとく假字の法則は立ずとも、古言を古書に學びて、轉語をあきらめつゝ、今に涉りて、其文義を聞得んには、まどひ有べからぬ事也。

(五) 假字書は本一音一字なるべければ、いゑを三个、うををふたつとするは古言にあらず。古言はたゞ自然の音聲にかよふべきはかよひ、或は延べ、或は約めて、事あれば言に出てかたり傳へけん。

(六) 假字の法則古書の中におきて大凡違ひなしと見ゆるは、才識の士の力行たる者なればなり。……此假字の法則も大凡違はぬげなれど、猶局外より見れば致らぬ所の限々有は、元來自然の事理にあらざればなり。今その一二个を

擧ていはん。

1 物の名に爲す「うぐひす」、棘鱗魚を「たひ」、鯉魚を「こひ」と古則には書、今法には「うぐゐす」たる「ゐ」と書、鯛を「おひら」と云語の有には、形の平らかなる故にて、鯉魚も「こひら」の義とせんを、うぐひすは何とかことわらん。これ異國の人の重濁たる音のまゝを字にうつせし轉訛なり。椎を「しひ」、灰を「はひ」と書も同じ例也。今法には「しゐ」はゐ」と書は、おのが口にいはるゝまゝなるを、猶「ゐ」「い」の別あるものに云は、古音古言にあらざる。字母反切さかりに行はるゝにつきたる私の製作也。「ひ」「ゐ」の分解、更に知るまじき事也。

2 古則は體用の別あらん事を思ひて書分てゐるが如くなれど、猶よくも調ひたりとは見えす。……………

泡沫 「みなわ」「あわ」……………體言……………

水味 「あはし」……………用言……………

萬葉集に、降雪は安曇。なふりそ古隠の猪養の岡の寒ならまくとよみしは、沫雪なるから「あわ」と書くべきを「安曇」と書るは法則を用ひざる也。……………

「みなは」「みなわ」いづれ古言には別なかりと見ゆ。是神代紀には橋小門之檍原と書、古事記にも阿波岐原と書たれば、沫を「あわ」は體言にて、「あはき」はそれを用きていへるを、法に書わかつとすれど、間には體言に水葉と假て書しも有にて、古書には法則なかりしを知べし。

3 草木の延蔓するは横生の狀也。是を「はふ」「はへ」と云。華榮は長養の貌也。これは「はえ」「はゆ」、又「さかえ」「さかゆ」と書わかつは古則にて、今法には其分なく共に「はへ」「さかへ」と書。又幸福を「さきはふ」と書は「さかえ」と書に叶はず。若「さかえ」を延て「さきはへ」と云はば、延榮の別ちも無用也。

4 日本紀神武天皇の御製に、神風の伊勢の海の大石にとよませしを、日本紀には於費異之と書、古事記には意斐志と書り。石を「斐志」とはいかで云べき。
是ヲ顯テおほしノほミヲツイムレバひシトトナヘラル、ト云リ。他ニ例ナキ事也。是上古は「ひ」「い」の音の同じきにはあ

らで、假字の法正しからず。百濟人の重き口に從て事を書したるが、終に法の如く成たる也。

5 古言は口に「を」ととなへたるは、「お」を「の」別なく云しものといふ事、既に御説にいはせ給ふが如し。

6 「伊」以「爲」紆「宇」衣「延」惠「於」遠の音の輕重を云は、梵文字音の局中の義論なれば、しばらく無法にかへりて、自然の妙用をさとり、さて法則是今古いづれによりても書べき事也。試みに、目に丁字をしらぬ奴隷童髻の口にも通ふべきはかよひて、其義も聞え、あやわ三行の用、日横行のかよひも、識者のをしへに遠へる、是ぞ御國の靈語の通妙なりける。然ばいろは四十七音の中につきて、ゐえをの三音を除き、四十四音をもて、天地内の萬物事情をいひ足はぬ事なし。

7 或説に半濁（河・淡の「は」を「わの如くとなへ、椎新の「ひ」を「いのごとくに、家・苗の「へ」を「ゑのごとく、懸・問の「ふ」を「う」に、顏・直の「は」を「の如くとなふるを、通俗に半濁音と云り。）は藤隴不正の音にて、御國の清朗なる音に混すべからぬ者にいへり。音韻字聲清を本にて、其音打あひつゝしては、言語をなすまゝに全くも（は）びぶべの如きを全濁音といふ半も濁らるゝは、是れ聲の妙用にて、本音にあらねば、打見て半濁の字と指は假習はねど、讀むと吟するにはその字をまたくも半も濁らるゝ也。たとへば祝を「いはひ」「いはふ」と書て、口には「いわゐ」「いわう」ととなふるを、上古は字のまゝにとなへしと云。若字のまゝに「いはひ」「いはふ」といはば、連聲の妙用なく、一音つつつづくと云出んは、閉合あしく、打聞に韻なき木石を敲が如くこそあらめ。若又しかつづぶと言に出しとも、それは春知りそむる鶯の、ひとくくゝの音にひとしく、音聲正しくとのひたるにあらず。

8 「お」は影母ノ阿伊紆衣の行に屬すべし、是をわめうゑに附るはあやまり也と云説、韻書に因て近年學者のいふ所也。韻書には實に爾有。但假字の例にはしかりとしからぬが有。兎を「うさぎ」とも「をさぎ」とも、齊語を「うはぎ」「をはぎ」と書は、共にわめうゑをの行にて叶へりとす。神武紀に「あゝしやこしや」と云語は大笑の聲にて、約むればおかしと云也とは誰も解なせり。新撰字鏡に可咲の二字を「あなをかし」と訓たるにつきて、皆をかしと書べく云。「阿々」をつゝめて「を」と云とすれば「お」を用ひずして「を」を阿の行に屬すべし。彼此遠近を「をちこち」とよむ

を、俗語に「阿ちこち」と云。遠望を「阿は」とはるかに見し月のと云。「あは」は「阿ち」と云に同じければ、此「を」は「阿」の行也と云べし。萬葉集の東歌に、駿河の海おしべにおふる浪つゝらとよめるは、磯邊に生るにて「おし」と「いそ」と音のかよへる也と云り。是はおを阿の行に用ふべく云に叶へり。たゞ音韻の學士はおを阿の行に行ひでは叶はざるを云也。これ國語に「お」を「の」の別なき故に、字聲とゆきあひがたきを思ふべし。

大を「おほ」と云を略して「お」とのみも云。小は「を」と云わかつてる例、兄君を尊計、弟君を弘計と稱奉るにしろしと云。古事記に見れば兄君を意宿計、弟君を衰計と有にて、日本紀の億計は略語なるをしらるゝ也。祖父を「おほち」、略には「おち」と云も此例也。然ば大を「おほ」、小は「お」と云わかつが古言なるべし。若「を」は必小の義也といはば、弟を「おと」と書るはいかに、弟必「おと」ならば、少女も「おとめ」なるべきを、是は「を」とめ」と書はいかに。按ずるに、大を古言には「おほ」ととなへしが、省きて「お」とのみも云しを、小をも「お」と云に混すとて、後に「お」を「の」の書法は立たらん。古事記・日本紀といへども、文字渡りて、はるか後に記せし者なれば、其書法につきていふを、古言の學業いたれる人とは云べからず。

「お」の假名奥端の位置は、五十字文子母反切の用にて、この古言にあらぬ事也。この餘にも「お」を「を」を別ちたるは岡たか、折をり、踊をどり、拜をがむ、惜をしむ等は「を」の假名とし、思おもひ、遅おそし、起おき、贈おくる、音おと、奥おく等は「お」のかなとする事、何の分解ともことわりたる人なし。さらば例とのみこゝろ得て、法則とは云まじき事也。

9 字法に「い」と「ゐ」は必分てりとす。然るに、日本紀・古事記・萬葉集には「い」「ゐ」の別なき書さま也。

10 顔を「かを」「尙直等を」「なを」と云は本音なるを、「かは」「なほ」と字法には書也。口には「を」といはるゝ事を、「は」と守りていはるゝ、異物にこそ人は聞なすべき。今は奏聞をまうすと書べく云を、古事記に麻衰須と書、邇らふを萬葉集には「得乎良布」と書。又東歌に汐舟を「斯乎布瀬」と書。神名帳に、能登國羽咋郡之乎神社みゆ。又橘の遠の橘と云を、「登乎能」と書しも有。その餘にも「と」と「は」とも書たり。「とは」は字法にて、「とを」は我口に云音也。いかにおもはざるや。

11 御説に「し」と「ち」、「つ」と「す」の濁音の、口には分らずして文義にわかつと聞えたまへるはいと賢し。其別唐土

の音韻にはいか也ともしられねど、この言語には別ちなく思ゆ。

(七) 假字はまことに眼標のみの用なれば、打見てこゝろ得やすく、口にとなへて自然にかなふをこそ用ふべきを、我

晋ならぬ字法の、いつしか學業の如くなりて、是を大事と守るべく云よ。世の事はすべてかゝるが多かり。

字法の局中に納られて、我國音を説なすとするく、かへりて異國の音にほださるゝは、法則をたふとむ弊也。とにかくに眼は字に従て千歳を涉れども、耳は是にしたがふ事あたはざれば、我云義論も盡せるにあらじを、人よくえらびてとれよかし。

(八) 我浪花の契沖古言の學業をひらきしより、元祿以來古則の假字を用ふる人多くなりて、古言の義理是に便りしてこゝろ得らるゝ事少からずといへども、ただ是をもて法則嚴密也とこゝろえ、古書古言の注解を盡さんとするはいかに有べき。或士の説に、我國語の中には、三韓の人の言語も駭りたるかとおぼゆといへり。是亦あるまじきにあらねば、假字の法をもてとなりかくなり云に、ことわりめきて聞ゆるも、はた一隅よりゆきあはぬ事の出くる也けるをおもへば、例とのみこゝろえをり、法則とはいふまじきにあらずや。今法の方には自然の口にはるゝやうなる書さまもあれど、又ことわりのなき事のみ多し。此論辨はわづかに一階を得ていふのみなるを、これを梯立として、高きに登る人の出こんをねがふ心より、此事をば打出る也けり。古則今法いづれによるとも、人工のわたくし物なるには、何の是非をか云べき。ただ歌をよみ、文なだらかににははせまくする人は、今古いづれの便りにもよれかしと云事をおもふにまかせてかいつけおくなりけり。

以上摘要した秋成の假名遣論の根柢には、幾多の批判的考察を加ふべき點が存在してゐる。

(一) まづ秋成は法則そのものに就いて疑を抱いてゐる。即ち彼は、法則は必要であるが法則に囚はれて

はならないといふ自由主義の立場に立ち、法則は元來人巧の私物であつて、假名の法則も學者の立てた私物であるといひ、例と法則とを混同してはならぬと論じ、世に行はれてゐる假名遣の法則は例にすぎぬと斷じてゐる。従つて古來の假名の法則に一定の原理がある様に見えるのも、實は學者のわざと作つたものであるから多くの矛盾があるといふのである。然らば彼は何によつて假名を用ひるかといふに、法則には依らずとも古書に學んで轉語を究めて、今に涉つての文義を明かにすればまどふことは無いと言ふのである。この秋成の法則無用論は、言語文字の研究法の一つたる歸納法を無視したものである。言語文字が社會的の產物である以上、その用法の歸納に依つて得られる法則に従はずしては、その本質を發揮することは出来ない譯である。彼がいふ古書を學んで轉語を明かにするといふことを自身が既に歸納ではないか。秋成は法則を認めないで、しかもまどはぬものを古語と今語との間に認めようとする撞着に落ちてゐるのである。彼は用例と法則との混同を諷めてゐるが、言語文字には用例以外のものによつて立てられる法則といふものは無いのである。即ち秋成の法則無用論はそれ自身撞着を有つてゐるといはなければならぬ。なほ秋成は定家假名遣を斥けて何故に古則に依らなかつたかと難じてゐる。これ等もこの撞着の一つの現れであるといふべきであらう。

(二) 秋成は古言はたゞ自然の音聲に通つたもので、これをうつした古書には法則はなかつたものであると考へ、假名は口となへて自然なるものがよいと論じてゐる。彼によると、古書に見えた、

る(ひ) わ(は) え(べ) い(ひ) を(ほ) を(お) す(じ)

この兩者の間には全く區別の無かつたものである。それが二様に書かれてゐるのは古言を文字によつて誤つたものだといふのである。この秋成の考は言語の音韻の性質を全く無視したものであり、音韻の變化といふ歴史的事實を除外した妄論である。且つ音韻と假名文字との關係の必然性をも考慮しないもので、音韻上の區別があればこそ異なつた假名文字で寫さうとしたものであつて、同類の音を同様の假名文字で標示するのは、假名文字の根本義である。彼がいふ自然の音聲に通ふといふことは、漠然としてゐてその意味がよく分らないが、言語と假名文字との本質からは、假名文字は言語の音韻をなるべく近似的に表現しなければならぬものと考へるべきである。

(三) 秋成は字法と音法との相違即ち假名遣現象は、異國人(百濟人)の轉訛によつて起つたものだとする。我國の「う」を彼國人は「ふ」と稱へて、「う」と書くべきを「ふ」と書いてしまつたといふ様に見るのである。もし「は」「ひ」「ふ」「へ」と書いても「わ」「い」「う」「ゑ」の様に言はれるのであつたら、書きはじめた最初から「わ」「い」「う」「ゑ」を「と書くべきである。これがさう書かれないのは異國人の轉訛によつて托けられたと考へるのである。この論も前述の通り秋成が音韻變化の現象を認めぬ點から來た妄論であつて、これによつてみれば秋成には御國の言語には奇しき妙なる靈があるといふ根本的の考があつたものと思はれる。即ち自然の音聲に通へばよい古言が、百濟人の口によつて態とまけられたと見るので、自國語尊

重主義者の陷る弊に墮した正しい言語研究者の態度ではない。萬葉集等に依つて見られる我が古代人の文字意識といふものに對する正當なる觀察と理解とが秋成には缺けてゐたと思はれる。

(四) 秋成の考へてゐた半濁音は音聲學的にみて問題にならぬのは當然であるが、彼の説自身の中にも矛盾があるのである。即ち彼は一方で我が國語の音は單聲で輕清であるのを百濟人が重濁の音に轉訛せたと論じ(例へば「い」は「え」を「ひ」「わ」「へ」の如くに轉じたといふ)ておきながら、一方で我が國の音韻字聲は清が本であるが、その音が重る時には半濁にもなるものである。(例へば「は」「ひ」「ふ」を「わ」「ゐ」「う」の如くにいふ)而してその半濁になるところに我が國語の連聲の妙用、靈語の通妙があるといふのである。この兩方の論は明かに矛盾してゐる。これ秋成には音聲學的の知識の缺乏と誤られたる古言尊重意識とがあつたからである。

(五) 秋成には語源によつて假名遣を決定しようとする態度が見え、假名文字の用法は語義を明かにするものでなければならぬと考へ乍ら、自らの用ひた語源解釋には多くの誤解がある。「をかし」「をちこち」「おほ」を「零」の説明で之が分る。

(六) 「或御説」の中に含まれてゐる表音的假名遣説(假名は發音通りに記し、記された通りに讀むといふこと、假名と發音との不一致は音韻に變遷のあつたからだといふこと等)は當時の卓見と思はれるが、この卓見が「或御説」では假名遣の法則の否定の論據にしか役立たなかつた理由は、本居宣長以前の學者の所謂半濁音、今の學者の波行轉音とか、和行音便とか名づけてゐるものについて、音韻の變遷を認めて「い」と「ゐ」、

「え」と「ゑ」、「お」と「を」、「じ」と「ぢ」、「す」と「つ」が同音に發音されてゐるのが、亦音韻の變遷であると
いふことに氣がつかず、本來同音であつたといふ先入主に依るので、勢ひ同音を二様にも三様にも書き分
けるのは無意味だといふ結論にしか到達しなかつたのである。この興味ある點を秋成がどう考へたかとい
ふ點に視點を置いた岩橋小彌太氏の「靈語通論」(二) (藝文)大正十二年九月號)は、秋成說への批判として
興味が多い。(以下九行岩橋氏の論を摘要する。)

秋成は御說中の最も面白い點に共鳴せず、却つて相反對する意見を述べてゐる。即ち御說では波行轉音は
音韻の變遷であるといつてゐるのに、秋成は百濟人の重濁の音を假りたために「あわ」を「あは」と書くこと
になつたといふので、全然音韻の變遷を認めて居ない。(自分の所論を助けるためとしての「或御說」の引用はか
くて全く無意味になるが、これは人から口傳で聞いたのでなく文書から無批判に引用したことを示すものであらう。單
に最初の一二節のみにひきつけられて引用したので他の節の吟味はしなかつたのだらう。) 彼が時代の推移に基く音
韻の變遷を認めなかつたことは「阿列霞」に見える宣長との論争でも知られる。このため「或御說」に「粟」は
昔「あは」といつたといふのを引用しながら、それとは矛盾した「粟をば口にあわとなへながら字にはあは
と書て」など言つたのである。とにかく彼は「靈語通」以前にも同傾向の説を保持してゐたのが「或御說」を
得てこれに共鳴して、近古二法の假名遣を疑つたのであらう。

これを要するに「靈語通」に見えた秋成の假名遣論は、發音主義の如くにして純粹なる發音主義でもなく、
歴史主義のやうなところもあつて歴史主義ではなく、極めて秩序と系統に乏しく、矛盾と撞着に富んだ、奇

矯なる假名遣論といふべきである。言語と文字の社會的本質にうとい非科學的論法に依つた自由奔放論とを
しられても已むを得まい。而してこの秋成の「どうでもよい」といふ投遣りの態度は、何事にも執著するの
を見苦しい事として、眞面目な努力を馬腹にして茶化してしまふ通人肌の彼の態度の顯れであらうと見る岩
橋氏の説（前記「藝文」）は肯いてよいものと思ふ。且つ秋成を以て一も二もなく表音的假名遣の先覺者だとす
ることは、種々の點から私も反對である。

秋成の「靈語通」に對しては井上文雄の「假名一新」といふ書があつて之を祖述してゐるだけで、他に之を遵
奉するものが世に現れなかつたのは當然である。之に對して批難を加へたものは三あつた。黒澤翁滿の「言
靈指南」二卷、前に述べた寺田長興の「太津可豆衛」三卷、岡本保孝の「靈語通砭鍼」二卷などである。

「靈語通砭鍼」

岡本保孝の著で、明治六年十二月廿五日の自序があり、奥に明治六年十二月廿八日に成つたとある。況齋
叢書第三十四、寫本として傳つてゐるが、今は國書刊行會の「上田秋成全集」第二に載せられてゐる。

自序によれば、近時朝田弓弦の弟子井上文雄といふものが「假字一新」といふものを刊行したが、その中に
「靈語通」の説をよいと言つてゐる。弓弦は村田春海の門に出て、同じ眞淵の流をくんでゐるながら、師説にそ
むいたことをいふのは怪しからぬのでこれに辨駁を加へようとして本書をかいたものであることが分る。

本書に依つて保孝の辨駁した主な點は次の條々である。

(一) 秋成は「あいうえお」「やいゆえよ」「わゐうゑを」と書くべきを知らないで、「あいうゑを」「やいゆゑよ」「わいうゑを」と誤つてゐたこと。

(二) 古書の假字の自説に違つてゐるのを、寫し誤りだとしてゐるのは非であること。

(三) 「じ」と「ぢ」、「す」と「づ」を意のまゝに書いてもよいといふのは、汝は汝たり、我は我たりで、道を同じくしないものと言ふより外ないこと。

(四) 伊の字に「ゐ」の假字を施すのは誤で、イの假字でなくてはならぬこと。

(五) 以爲の差別あるを差別なきといふは誤であること。

(六) 爲の字に端の「い」をあてるのは誤で奥のキでなければならぬこと。

(七) 「お」は「於」であつて奥の「を」でないのに、「お」の字を奥の「於」と云ひ分つべきでない等といふのは誤であること。

(八) 古言ではことばにも分けず、字音の假字にも分けずといふのはよろしくない。昔言葉で區別の無かつたものを文字だけで區別する理由は無い。文字で書き分けてゐるのは言葉に區別があつたものであること。

(九) 假名遣の法則は後世の未熟者が立てたといふのは誤で、未熟者のために達練の士が立てておいたものであること。

(一〇) 粟をアハといふのは我が國の言葉であるから、百濟人から傳達をうける理の無いこと。従つて百

濟人の重濁にかぶれて、口には「アッ」と稱へながら、字には「アハ」と書くことなどの無いこと。即ち國語の音が異國の人の轉訛でまけられるといふことのあり得ないこと。

(一一) 古人が「アッ」といつてをれば「アッ」と書き、「アハ」といつてをれば「アハ」と書くのであつて、發音を態々かへて書く理由の無いこと。

(一二) 古事記には邇夜志、日本紀には而惠夜とあつてこれが打合つてゐないといふが、この異同は通音ではなくて、いくらか文献上に出て来る事實である。かういふことを證に出して、法則をすてて古書を活眼にて見よといふのは後學の者への教にはならない。稽古とは古にかんがふる事であつて、古を捨てて學問といふものはない。

(一三) 「いはひ」「いはふ」と書いて、字のまゝに讀んでは妙用が無く、「いはる」「いわう」といふのが妙用といふのは譯が分らない。もしさうであるならば古人は直に「イッキ」「イッウ」と書くべき筈であること。

(一四) 「あゝ」をつめて「を」といふことの理のないことは、第一阿行に「を」の無いことでも分るが、たとへ阿行に「を」があつたとしても通らぬ説であること。

(一五) 「を」が小の義であつたら、弟を「おと」と書くのはいかにと言つてゐるが、「おと」の「お」は小の義でなく、おとりまさりの「おと」であること。

(一六) 文字の清濁又字母などは我國の定めではなくて彼土に依ることは勿論である。これ韻學起つて後の事である。秋成は本邦で假字に源字を用ひるのは韻學の起らない前の事だと言つてゐる。さう言つてお

きながら字母清濁を載せてゐるのは何の爲であるか。惟後世の彼土の姿を見せんとする事であるならば、某々は影母所生阿行に屬すべしと何故にいふか。又下文にはたゞ擧げおきて學者の論定を聞かんと云つてゐる。それならば阿行に屬すべしと斷定を下す必要はない筈である。

(一七)「靈語通」全篇の大意が「古則今法いづれによるとも、人工の私物なるに、何の是非をかいふべき。」にあるのであるから、固より辨駁するに足らないのである。

本書卷末に「旨と御國の書よむものどもにさとす」の一文があつて「あけくれ御國の書にのみ心ゆだねてあらむとも、諸越の學をこゝろにかくべき事也……唐わたりの御國學者になれかし。」の意が記してある。

なほ秋成の假名遣に關する説は「阿刈かづか藪」の中にも一部分見えてゐる。

(一) 半濁又不正音とや。もし「ん」の聲は強く字につきて「む」なりといふも、しばらく從ひをらん。此半濁におきては固く從ふべからず。凡言語を打出たらむに、連聲なくては調ふまじきなり。半濁といふは清と濁との中間に在て、實に和諧の聲といふべき者なり。「阿波」をも「安和」と唱へたらむには、何を所因として「波」と「和」とを書き分つべきぞとはいはれたるさまなれど、「於」「袁」は其音分別有て云ふを用るなりと。さらば「於」と「袁」とは唱る口にも聞く耳にもさやかに分りて、「波」の半濁と「和」とは何とて呼にも聞くにも分りがたきや。偏見を強ていはんとするには、如此通らぬ言の出來るものぞ。成を以ていはば、ともに彷彿たる音聲なるらんか、上古の人はよく唱へ分しなりなどいふべし。是叟が「於」「袁」の別あり

といふに叶へるにあらずや。(これに對して宣長は「はひふへほ」を連聲にて「わるゝゑを」の如く呼ぶのは半濁でない。且つ上古では「阿波」は本音のまゝに「あは」と發音して「あわ」などは唱へなかつたものである。もし「あわ」といつてゐたらば、はじめから「阿和」と書いた筈である。「於」と「袁」との區別もこれを表す假名が二つあるので、存在してゐたことが分る、と論じてゐる。)

(二) 魚の名に鱧と蝦はともに「衣比」と書く。草木に樗子・覆盆子はともに「伊知比」と書く。此類清濁半濁の效用なくば其分なかるべし。これら文字の名をさながらに呼ては、言語の用をなすことあたはざるべし。又淡を「阿波」、沫を「阿和」、延を「波閉」、榮を「波衣」、堪を「多閉」、絶を「多衣」の類は歌ふには同じからんを、かく書替しは音の用にはあらで、事物を分るために書分たりといはゞ如何。書契東しては、是を採はやしつゝ、はやくに漢土の利便を羨みて、これらの法則をも設けしもの歟。彼土には後々の人文字を合せて事物をさとしむることあり。

(これに對し宣長は、清濁は假名を用ひ分てゐるから論がない。上古には音便の半濁はなかつたが言語の用には缺けるところがなかつた。もし半濁がなくて言語の差別が立たぬとならば、箸と橋と端などは何で區別するか。もし淡を「あは」、沫を「あわ」と書くのが事物を分けるためといふならば、川と皮、直と猶などは何故に書き分けられないのか。もし事物を分たむために書分けるとならば波行・和行だけでなく、同音の言は十行皆かき分けなければならない。たとへば天と雨、雲と蛛、霜と下、立と絶、額と糠、萩と脛、松と待、守と漏、闇と止、我と輪、これ等の類を皆書き分けなければならないかと反對してゐる。)

(三) 或人々「あいうえ」の「を」は「お」なり。「わるうゑ」の「お」は「を」なりとて、位置をかへて「お」を端とし、「を」を奥とす云々。「いぬ」「ゑぬ」の通ひを何とかいふべき。そのうへ大は必「お」といひ、小は必「を」といふに、「お」は重く、「を」は輕きことわり又たがへり。

(これに對しても宣長の條理の立つたおを所屬の辨あること勿論である。)

(四) みなそこふおみのをとめ、こは上よりつゞく言からにて、臣の「お」魚の「を」のわきなく、魚とつゞけさせ給へりけむ云々。(宣長曰く、此説の如くにては、「お」を「分ちなく混ぜり。古へは「あ」と「わ」とは通へる例あれども、「お」と「を」と通はしいへる例はあることなし。)

右の説は「靈語通」のそれと根本を同じくするものであることが知られるのでこゝに一々の論辨を加へない。

二「國字定源」

「國字定源」は下卷の奥に、「弘化元年八月望日に及びて書畢りぬ 清閑叟殘夢 年ふりし願ひもみちて望月のさやけかけをあふぐあきかな」とあるので、その成つた年が分る。寫本で傳はつてゐる。その卷數は赤堀氏の「國語學書目解題」(一七二頁)にも、山田氏の「假名遣の歴史」(七四頁)にも、二卷と記してあるが、實は三卷本が正しいと思はれる。それは京大國文學研究室本(殘夢自筆本)卷上の卷頭に、

目 録

上之卷 わをうゑえいゐ

中之卷 ははふへひずづぢぢ

下之卷 國名地名、假字本字

とあるので分る。但し京大本も「雪」(上之卷)「花」(下之卷)の二卷しかなく、「月」に當る中之卷が缺けてゐる。併し、「雪の卷」「花の卷」の二卷の内容は、右の目録と全く同様であるから、別に「中之卷」があつて目録同様の内容を有してゐるに相違ない。卷名命名法に雪月花を以てしたことでも三卷本であることは察せられる。

本書撰述の趣旨は上卷のはじめにある總論に於て知ることが出来る。いはく、

國字カナの事今の世の和歌者流、近體古體と二つに分れてかけり。近體と唱ふる方は彼京極黃門の掟て給へる筋にて、我どちの上よりとかく申さむは、憚りの關あれば口を閉ていはず。古體と唱ふる方は百年餘り此方、古學者と唱ふる人達、古事記・日本紀・續紀・後紀・續後紀・延喜式、或は萬葉新撰・萬葉新撰字鏡・和名抄等にみゆる國字を集め見て、其書さまに従へる所にて、古へ人は國字正しければ、大かたはたがふことなけれども、古への人も書誤り寫し誤れる事なしとは定めたし。されば古書にかける國字にも、こは不審とみゆる所をり／＼みゆるを、さしもの國學者もそを改むることあたはざるは、國字の定まれる始めをしらざるが故也。只古事記にかく書たり、萬葉には斯かけりとしるせるのみにて、其義かゝるが故に、國字かく書べき也と論せる書をみず。古學者也と世にはこれる人も、古へに書る所を覺えたるばかりの事也。夫覺むに何ほどの事かあらむ。源を極めて古書の誤をも正してこそ、いにしへ學びせしかひは有べかりけれ。そを極めむには詞の限り名の限りを盡して、名義訓義を極めずして、國字の源を定むべきものは。よてまづ靈の宿・國語本義・名義考等を著はして試みたる也。抑世に書煩ふ國字は、わはおをほうふるえへいあひづずぢぢの十七聲也。聲はすべて五音三聲とわかる。眞淵鏡の面に顯はれたるが如し。其三聲に輕中重の韻有。其輕中重は頓て平上去の律也。其韻く所喉唇齒舌牙と分れ、其所々に韻く。音律一聲の上にもまた輕中重平上去之分れ有

之、音味かはれるもの也。音韻の上を深く味へばいとさやかなるものなり。古人此音味をよく聞知て、其音の輕中重を分つ。しるしばかりに和波於遠保字不患衣下以爲比壽津之干等の字を借て、暫く聲の印としたれば、則假字とは號けし也。字に輕中重有之おをいゝるをわくるにはあらず。字に付て論ずる勿れ。後此文字を碎きて片假字平假字出來たり。輕中重は只口裏に究むる外なしと知べし。又詞の上には思ひあり。喜怒哀樂の四情に渡りて其思さまゞ也。名の上には貌あり業有功有毒有て、其號くる所又さまゞ也。されば詞も名も其義に隨ひて假字書べき事論なければ、思の變化物の形業能毒等に寄て定めたるものと先心得べき也。(とて輕中重の律を説明し、俗書の訛をとぎ、「惡」^{あし}「惡」^{あし}「足」^{あし}の相違を分ち此平上去の音律を味ひて、口裏に覺え耳に聞知時は、國字の惑ひもなく詞に訛る事もなきもの也。(皇國には入聲・呂音なし。)云々。

右に依つても分るやうに、本書の假名遣の説明は、言靈説に基礎をおいた音義關係によつて行はうとするものであつて、その實例は次に依つて知るべきである。

わ

「わ」は「あ」「わ」「や」「三聲^{ナガ}の中に有て平聲也。縛寄る之靈、縛圍之義、縛定むる之詞。日輪の山に顯はれて其貌を縛定めたる所「わ」也。よて輪を「わ」と號く。此名によりて靈義詞を究むべし。唱ふる所平聲也。又我を「わ」といへり。人此世に顯はれて各其貌をしめ寄縛定むる所、日の貌月の貌にひとし。是「わ」の聲の靈義詞によれる名義なる事明らかなるものなり。

「^{ささ}操」^{ささ}「さ」は攢り躁き誘ふと云靈義也。其攢り誘ふ所を縛寄縛定めて限りしられざる所をさわざと云。よて「わ」也。

「^か乾」^か「か」は日也。日をしめ寄縛定めたる限りを極めたるをかわきと云。よて「わ」也。乾かし乾かすの轉用有。

を

「を」は「よ」「を」「お」三聲の中にして平聲也。靈義詞は「お」「を」とも、外に發るの靈、外を結ぶ之義、奪ふ之詞にて變らねど、其發る所結ぶ所奪ふ所に、大小高低廣狹等ありて、用ふる所變れり。律も「お」は去聲にて重ければ低し。「を」は平聲なれば、律高きが故に口裏輕し。「お」は唇内韻き、「を」は唇外に韻く。是律の輕重天然なるもの也。されば「お」の聲は名詞の上に置るのみにて、半ばにも下にも置るはなきものなり。律の重ければ也。「を」は律輕く發る所結ぶ所も、輕く用ひたる所さま／＼也。よて爰に擧たる所は「を」と書べき名詞の限りにて、是をだに覺ゆれば余は皆「お」にて、頭におけるのみなれば、感ふべきものならねば擧ざる也。「を」の方には先「小」「男」「雄」「緒」「尾」「亭」等の一聲名有。「小」は已にいへる如く、外に發る所外を結ぶ所も貌も大ならず。形勢大ならざるを云義にて、小島小瀬小澤小川小橋小舟等、いと多し推て知べし。「男」は外に發り外を結ぶ所、男子の職なるが故に、此名有。業の上に發る所は小也。「緒」は箱の外に發る外を結ぶもの也。其發る所結ぶ所小なるが故に「を」也。「亭」は「緒」の屬にて是も發る所小也。「尾」は鳥獸魚の後へに發りて、結ぶ所小なるが故に「を」なり。

「男」「を」は上にいへる如し。「と」は止まる也隔遮るなり。算る也。「こ」は子也。「を」に止通る子といふ義なり。

「夫」我夫と動發る人。此一人と止停て女の方より云名也。此外「壯夫」「風流士」をのこ「ますらたけ」を等いへるは皆男なれば國字「を」也。また夫婦一に合せし俗に「めをと」といへり。一夫一婦は諸人の道なれば樂に一人止ると云義なれば「を」なり。

「女」亭うみなといふ義なれば「を」なり。

「女」男和をの約なれば「を」也。

「少女」「を」は小也、「と」は止まる也、「め」は女の稱也。小に止る女と云義なれば「を」也。

「癒」「を」は聲外に發らむとすれど、「し」と領るもの内に有ていはせざる也。よてをしと號く。「お」と書は非也。

すべて右の如き説明の仕方である。

本書下巻は目録の如く「國名地名」「假名本字」をあぐ。國名は「を」「う」「え」「は」「ふ」「つ」「ぢ」の文字を含むもの合計二十一をあぐ。「尾張」「河内」「周防」「蝦夷」「近江」「伊豆」「和泉」「但馬」「淡路」等である。地名は「わ」「を」「う」「ゑ」「え」「い」「ゐ」「は」「す」「じ」の文字を含むもの合計百八十を列舉してゐる。山・里・郡・橋・原・浦・

湊・川・島・市・崎・瀧・杜・井・池・村・岸・松・岡・崎等の名稱である。

なほ本書下巻の終りに「清濁靈義詞」と題して、清濁七十五音に就いて次のやうな説明がある。

「あ」	顯れ出る之靈	顯はるゝ之義	顯はすの詞
「お」	外に起る之靈	外を結ぶ之義	奪之詞
「う」	動働之靈	動之義	發之詞
「ば」		開破るゝ之義	大開之詞
「ほ」		上に顯れ餘る之義	下に沈之詞
「べ」		遙に退之義	擴り退之詞

右の説の根據は「ことたまたますかゝみ」〔撰者不詳、寫本〕にあつて、言靈説に基く音義説であるから、定家假名遣でも、歴史的假名遣でもないこと明瞭であつて、一種特別の假名遣論である。

高橋殘夢の言靈説は「靈の宿」〔天保七年十月成、寫本〕の序文で知ることが出来る。

このころ世の中に言靈唱ふる人、こゝかしこに出て來にけり。そは人のものいふ聲に魂あり。その聲を合せて名とし詞とするが故に、言靈とはいふなりけり。萬葉集に言靈の幸はふ國、言靈の助くる國といへる、即ちこの事なりとぞ。それ詞は神のいひはじめ給ひ、名は神のつけ給ひしものなり。あたる處、匂ふ處、ひゞく處もなく、天とも、地とも、悲しとも、嬉しとも、たゞ言ひ給はんやは、名付け給はんやは。皆聲の靈によりて言ひそめ、名付けそめしなるべし。

そもく靈は神なり。口にいふべくもあらず。筆にかくべくもあらず。たとへば味のごとし。口にはその味をしるといへども、その味かゝりといふべきものならず。言ひ難く、説きがたきが故に靈なり。五味の妙は口に知り、五色の靈は目に覚え、五韻の靈は耳にさとる。これ、即ち心耳の靈妙なり。世の中にあるもの、天地の分、靈ならざるものなく、靈なきものあることなし、人をはじめて鳥獸、草木、魚貝、金石、何かは靈ならざらん。まして長なる人のものいふ聲、など靈なかるべき。靈はすべて天地の靈なり。聲はすべて天地の聲なり。しばらくその物にやどりて發るが故に、鶯聲、鹿の音、松の響、水の音とはいひ分るのみ。詞は合せ藥のごとし。一種は一品の能なり。五品あひては五種一能なり。七種十品皆しかり。故に言靈とはいふなりけり。その言葉の道入街なり。入街なれど、その源を尋ねれば唯言靈の一筋にて、その聲を縫目とも、結とも、冠辭とも、助辭とも、つかひ分るが故に、八衢にはなりゆけど、靈をだにきゝ知りて、かゝるは何と辨ふれば、またとるべき道もなかりけり、旅に出づるも家よりはじまりて四方の國に渡り、湊出づる船の波路を渡るも、道は八衢に分るれど、返ればもとの湊なりけり、家なりけり。かゝれば、先づ聲の生まるゝ源をさとし、つぎに、その靈をしめし、縫目・冠辭・助辭を説き、つぎに、結をさとし、名を説き、詞を説つべし。かく説き盡さずしては、言語の源、言靈に有といふこと辨へ難ければなり。さるを言靈となふる人歌の上、文の上に委しく渡らず。たゞたまとのいいひ渡るが故に、世中なか／＼に怪しみいふかりて、ふかく學ぶ人もなし。歌は調にきゝ知るものなり。調は言靈にこもるものなり。歌よむとならば調をさとるべし。調を知らんとならば言靈を伺ふべし云々。

三 「假名本義考」

堀秀成の著、奥に「安政四巳年五月廿五日起業、閏五月十三日脱稿、同十四日より同十九日までに中清書時年三、文久元年西七月十四日より同廿二日まで」に清書時年四とある。寫本一卷。本書は音義關係によつて

假名遣を説明したものであつて、その撰述の趣旨は總論に詳しい。即ち曰はく、

百足らず五十連の音は……其理はしも最も奇しく異しく、妙に云も得がたく、語りも盡し難く、その妙用は天地と共に限りなき物になも有ける。故その五十連音毎に、自然の象を備へたるものにて、其音を呼むとすれば、まづ其意の如く舌の象をなし、さて其舌に觸れて出る聲も、其舌と口との貌のまに／＼象をなすが則、言の意とはなれる也。されば萬の物の形をも、千々の事の狀をも、其の音の象もて移し象りて、物の名にも呼び分け、言の用にも言ひ分るものなれば、其の名は必その聲と、その用とに因りて名つき初めたるもの也。故その名の意をしるときは、其の狀も眼前に見るがごとく其の用も明に知らるゝこと也。……故其の名の意を知らむには、其名を呼べる音の義に因りて知らるゝこと也。かくて五十連の音の中に、伊、延、於、遠、などや、近く似たる音ありて、今の世には大方一と音のごとくなれる物から、古へ人はみな恒にいふ語の音に差別ありて物に書にも自然その假名の差別はありける也。然るに申昔より漸々右の音ども亂れて、一つ音の如く呼びて、其差別なきが如く成れるから、物にかくにもその別なくなりて、五十連の音の中に、同じ音の無用に二つあるごとくなまなれりける。……（定家假名遣及び和字正謄鈔古言梯のことを説き）……世にある假名用格の書は、唯古へ書に見えたる假名を集めたるのみにて、其然る本義を云へる書絶えてあることなく最も飽ぬこゝちせらるゝうへに、其の書体たゞ差當りたるとき引いづべき料に爲たるものにて、片端より直暗記におぼえ行むには、いと便あしかれば、今その假字の因縁を本義より攷へ正して、暗記するにも便よからしめむとする也。……

と。かくて總論に次いで「假名用格の音圖」を示し、更に「假字の音義」として左の説明がある。

は	わ	ひ	あ
含みたる物の聞く象	開けたる物の約り集る象	満ち廣がる象	満ち止る象

い(ア行)

立昇る象

ゐ

上に出

え(ヤ行)

物の立伸る象 物をかゝげて扣へ持つ象

ゑ

立伸む止る象 育て養ふ象

へ

平に廣がる象 物を添寄せ合する象

え

上に出

は

窄り含みたる象 發いづる象

を

伸たるものゝ戻る象 長く續きたるものの約り集る象

を

窄る象 發り出る象

を

上に出

ち

満足る象

じ

迫りよる象

づ

迫る象 丸くなる象

ず

細長き象 窮りよる象

う(ア行)

溢出る象 動きて止ざる象 延び行く象 大きな象

う(ワ行)

止る象 内に持象 約り集る象 延びたるものの縮る象

い(ア行)

上に出

い(ヤ行)

寄せ付けて控る象 満たるものゝ弛む象

右の「ハ」は下につく假字、「」は頭につく假字のしるしである。

本文は右の音義説の順序に従ひて下につく「る」(本六言、上につく「る」(本四言)、下につく「る」(本八言)、上につく「る」(本十言)、下につく「る」(本三言)、下につく「る」(本七言)、上につく「る」(本二八言)、下につく「る」(本十三言)、下につく「る」(本九言)、上につく「る」(本十四言)、上につく「る」(本十二言)、全部三百二十く「じ」(本十七言)、下につく「す」(本九言)、上につく「う」(本十八言)、上につく「い」(本四言)、全部三百二十五言を挙げすべて音義關係によつて説明してゐる。(なほ右の「本」とは其の音の本義に因つた語であり、「末」とは其の音の末義に因つた語であることを示す。)

なほ本書の巻末には「門人落合直言、佐藤篤忠記」としてこの書に合せ見るべき書名が左の如くあけてある。

音圖大全 一枚

音圖略説 二卷

音義本末考 一卷

難語本義考 三卷

音義徴 一卷

假字比例 一卷

本文の一例として最初の部分を左に摘記しておく。

ハ

波音は布阿の二た音より分生たる音にて、「含みたる物の開く象」あり。波の音を呼ぶに初め唇を合せ末に開く象あり。よく呼び試みてしるべし。これ父の布の音は、

ハ

分生たる波の音なれば、明わの象を具へたる也。さて次「ハ」の音もいづれも呼び試ればかゝる物也。猶次にいふべし。されば物の二た方に放れ

たる貌、また放れくなる形の物など、すべて此の音もていへり。そは葉、羽、齒、双、花、春、張、放、散、拂、掃、掃など猶いと多し。和の音は字阿の二た音より分生たる音にて「開けたる物の約り集る象」あり。和の音を呼ぶに、口の形状

此の二音の父母と成りて、分生たる和の音なれば、即ちこの象を具へたる也。輪のごとくなるを呼び試みて

和の音もていへり。そは浦、窰、曲、綿、腸、胃、藥、箱、蟠など猶いとおほし。上件の波の音義に双べてこの

二音の表裏の象あるを知るべし。

本あわ 泡 「約り集たる象」そは其形狀の輕く約りたる貌あれば也。

輕き象は何の音粟は、同じく輕きものなれど、放

くとしたる形狀にて、約り集る象なければ、和の音ならで波の音なるに合せてよく心得べし。

本しわ 皺 此も上に同じ。そは其貌廣がりたるものの約り集る形狀なればなり。

本かわく 乾 此も猶上に同じ。そは物の乾きゆくさまは、廣がりたるものの約り集る狀あるものなれば也。

本さわく 騒ぐ也。萬葉にさるくともさるくとも轉じ用ゐたり。

以上の例にてその一斑をうかがふに足るであらう。

(註二)「言靈のしるべ」

黒澤翁滿の著、上中下の三卷より成る計畫で、上卷には詞の活らきと辭てにそはの結びと假字遣の三者を、初學者のために簡明且つ法則的に知らしめ、中卷には辭の數四百餘をあげてその義を解くと共に、證歌をあげてその用法及び新古の差別を説き、下卷には悉曇讀鏡を引いて皇國の五十音の妙用のすぐれてゐることを説かんとしたものである。併し下卷は刊行に至らず未完に終つてしまつたのである。上卷は嘉永五年三月刊、中卷は安政三年刊である。その假名遣の部に於ける説の概要は次の如くである。

詞の活らきを知悉すれば假字も自らその用法を誤る事は無いが、活用を有つてゐない假字は一々之を記憶しなければならぬ。これを容易に勞せずして知る法がある。則ち、

抑假字を誤るは「わ・は」「う・ふ」「い・ゐ・ひ」「え・ゑ・へ」「お・を・ほ」の假字等を互に誤なり。次に「ち・じ」「つ・ず」の濁音なり。此外には誤假字なし。さて是を心安く知法と云は、先詞の上に「は・ひ・ふ・へ・ほ」の假字なく、詞の下は盡く「は・ひ・ふ・へ・ほ」の假字なりと其大旨を先心得べし。されば詞の上に用る假字は「わ・う・い・ゐ・え・ゑ・お・を」の八な
るが中に「わ」と「う」は「は」と「ふ」を取去ては外にまぎるゝ假字なければ事もなきを、「い・ゐ・え・ゑ・お・を」の六は猶
またこゝろえ分ずしてはかなはざるなり。然れば「い・え・お」の三をもて詞の上に用る假字とかたく心得おきてのち、

たま／＼「み・ゑを」の假字どもの詞の上に用たるも有をばそらんじおほゆべきなり。是いはゆる十を明らめて千萬を暗にさとする此上もなき早道にて初學の輩に習せ試るにいづれもいと／＼たやすく得なり。

右の暗記法を更に次の如く詳説してゐる。

「わ」の部 「わ」上は「下」と心得る中に「は」を上用する事は一もなし。「わ」を下に用するは稀には有事左の如し。

沫ワキ 沫雪ワキユキ 惶急ワウキツ 白鹽ワシホ 鰯ワサシ 等三十三語

「う」の部 是は「う」上「ふ」下と心得置て違事一もなし。

「い」の部 「い・ゐ・ひ」の内「ひ」は上に用する事なく、「い」を上用するが定りなりとかたく心得べし。然るをたま／＼「ゐ」

を上用たるは僅に左の如し。

井イ 居イ 猪イ 蘭イ 鰻イ 蛸イ 豕イ 等二十一語

又詞の下は皆々「ひ」の假字と心得中に稀には「い」「ゐ」を用たるあり。

「い」 糶イ 蛸イ 黃草イ 脚イ 砧イ 等十六語

「ゐ」 藍イ 蕪草イ 紫陽花イ 竿井イ 等二十六語

「え」の部 「え・ゑ・へ」の内「へ」は上に用する事なく、「え」を上用するが定りなりとかたく心得べし。然るをたま／＼「ゑ」

を上用たるは僅に左の如し。

仰エ 犬エ 小鳥エ 笑エ 醉エ 等十六語

又詞の下は何れも「へ」の假字なるが中に「え・ゑ」を用ゐるは又おほからず。

「え」 宵^エ 距^{アヅ} 香葉^{イヌエ} 草麻^{カサエ} 等二十七語

「ゑ」 平安^{アユウ} 礎^{イシダ} 鏝^{カササ} 聲^{コエ} 梢^{エダ} 等十九語

「お」の部

「お・を・ほ」の内「ほ」は上に用ゐる事なく、「お」を上に用ゐるが定りなりと堅く心得べし。然るを稀には「を」を上に用ゐたるもあるなり。

雄尾^オ 緒岑^オ 呼喚^オ 小岡^オ 等八十語

又詞の下は盡「ほ」の假字と心得るが中に稀には「を」は下に用ゐるも有ども「お」は「も」なし。但詞の間に有は「お」のづから紛らはしく聞ゆるもあれば、今はそれらを盡く出せり。且下に用ゐる「を」と云は「彼を」「是を」などいふ辭の「を」にはあらず、思ひまどふべからず。

「お」 櫛^{ウハズ} 乳母^{チヤモ} 先祖^{トモリ} 衿帶^{エビス} 等十四語

「を」 青^{アヲ} 阿婆^{アハ} 碧海^{アヲミ} 檀櫛^{アヲミ} 等四十五語

「ち」の部

是は「ち・じ」ともに濁音なれば惣て詞の上には有事なく唯詞の下のみなるが中に「ち」は廣くして「じ」はすくなし。よて其のすくなき方を記憶してひろきを暗に知べきなり。

主^{アムジ} 網代^{アミロ} 簀^{アキヒ} 矇^{イナシロシ} 灼然^{イナシロシ} 等五十二語

「つ」の部

是も濁音なれば下にのみ用ゐる假字なるが中に「つ」は廣く「ず」はせまし。よて「ず」の方をそらむずべし。但「見ず」「聞ず」などいふ辭の「ず」とは別なり。おもひまがふべからず。

礎^{イシダ} 髻華^{ウス} 數^{カズ} 必^{カナラシ} 疵^{キズ} 葛^{カズ} 等二十四語

以上の如くにして翁補の發明せしは、假名遣のまぎらはしきものの中少數なるものを記憶して他はその多數なるものと類推する暗記殘餘法である。明治になつて物集高見氏が「かなづかひ教科書」に採用されたのもこの方法であつた。

第七章 明治大正時代の假名遣研究

明治大正時代に於ける假名遣の學問的研究として注目すべきものは次の二である。

大 矢 透

假名遣及假名字體沿革史料（明治四二、三）

國語調査委員會

疑問假名遣 前編 學說の部（大正元、九）
後編 實例の部（大正四、二）

一 「假名遣及假名字體沿革史料」

本書は大矢透氏の編で帝國學士院の藏版にかゝるもの、明治四十二年三月株式會社國定教科書共同販賣所から發行されたものである。

卷頭の「小引」に曰はく、

本書ハ、大矢透氏ガ纂ニ國語調査委員會ニ於テ編輯セル所ニシテ、モト假名遣ト假名字體トノ沿革史ノ資料トスルヲ目的トシタルモノナレドモ、尙歷代ノ語學文學殊ニ文獻學ヲ研究スル者、若クハ是等ヲ教授スル者ノ參考ニモ供スルニ足レリ。加藤帝國學士院長、本書ヲ一覽シ、以爲ラク之ヲ世ニ公ニセバ、學界ニ裨益スル所蓋シ少カラザルベシト。仍テ國語調査委員會ノ承認ヲ得テ、明治四十年四月之ヲ帝國學士院第一部々會ニ提出シ、尙同院總會ノ議決ヲ經テ之ヲ出版スルコト、ナレリ。カクテ初メハ、加藤博士親シク出版ノ事ヲ督セシガ、明治四十一年十一月ヨリ更ニ其ノ擔當ヲ本員ニ託セラレタリ。乃チ劔闕ニ附シテヨリ三年、此ニ始メテ其ノ功ヲ卒フ。抑モ此ノ如キ研究ハ、事殆ト草創

ニ屬スルガ故ニ、本書ハ唯其ノ概要ヲ記載スルニ止マリタレバ、收ムル所ノ品類モ、掲グル所ノ内容モ、僅ニ其ノ一小部分ニ過ギズ。故ニ若シ本書ノ主眼トスル假名遣ト假名字體トノ沿革ノ大要ヲ通覽スル以外ニ、尙深ク研究セムト欲スル者ハ、更ニ溯リテ本書ニ録セル原本若クハ其ノ資料ニ就キテ、自ラ檢討セムコトヲ要ス。

明治四十二年三月

帝國學士院會員 文學博士 上田萬年識

と。なほ大矢氏識(明治四十一年八月)の「凡例」中の要點のみを舉げてみれば次の如くである。

一 この書は、編者が國語調査委員會に在りて京都奈良等の各地方に出張し社寺並びに諸名家を歴訪して採集せる材料に、從來觀ふるところに隨ひて得たるものを加へ、中につきて最も時代の徵證となるべきもの五十部を選びて摘要せるなり。

一 この書は、主として、片假名もて記せるもののみを舉けたり。そは中古以上に於けるものにして、年代明かなるは、草假名のものには極めて稀にして、片假名に記せる訓點に多ければなり。而して上代に於いては、片假名草假名の別なく、訓點に用るしが故に、之を舉ぐるときは、自ら草假名の沿革にも及すことを得べし。是はこの書に、假名を總べたる題名を用ゐたる所以なり。

一 この書を取りて、毎葉における假名遣若は假名字體の同欄を、順次通覽せば、自ら各時代に於ける沿革の大略を知ることを得べし。

一 卷尾附する所の假名字體一覽は本書中の假名は勿論、從來蒐集せる材料中より、年代の確かなる假名を年次によりて排列せるなり。但し第一圖中の天安二年の大智度論以上に排列せるものは、皆年代詳か

ならざれども敢てこゝに挙げたるものは、之を大智度論の假名に比較して、必ずその以上のものゝ如く思はるゝがうへに、いづれも假名の形體未だ定らずして、最も能く片假名發生の狀況を示すに適切なるものなれば也。

右の二者に依つて本書の成立とその目的が分るであらう。平安朝のものは神護寺藏沙門勝道歷山瑩玄珠碑以下三十部、鎌倉期以後のものは石山寺藏沙門空海の祕藏寶鑑から天正六年書寫の老子道德經まで二十部、合計五十部である。なほ卷末の假名字體一覽は本篇のものは勿論、寛永四年の周易傳義大全に至るまで全部百二十種のものを含んでゐる。

本書の體裁は資料一部を一面に收め、面の中部の欄に資料の一部分の影摹を出だし、その右欄には、書名・著者・本數・製本・識語・現時所在・概説の七項に區別して簡明なる説明を加へ、左欄には、傍訓(或は辭句)・字音・音便・假名遣・語法・漢字體・假名字體及略符の各項目を設け、各資料一部中より之に該當する實例が明示されてゐる。且つ假名の字體は原本のそれを残して考勘の便をはかつてゐる。

今本書中より假名遣に關する部分のみを整理して摘記すれば次の如くである。

(一) オヲの分別正しき例

オホ、オホ	溺	似短	織師	作(法華文句、天平時代を少しく辭れる書體)	戰	浩汗	掩	嘯前	命(大唐三藏玄奘法師表啓)
オホ	鬼火	運米	怖怖	惶懼(金剛般若經論記)	起	在	厭	懼	覆(金光明最勝王經)
オホ	傲慢	處	不織	著	逐	差	天安二、大智度論	耗	記(寛平八、藏悉地羯羅經略疏)
オホ	滅(天曆五、藏悉地羯羅經略疏)				晚	怖怖	(天曆、妙法蓮華經玄贊)		

畏光興遺救逮陷處(延久五、史記)

賊犯華胃(大唐三藏玄奘法師表啓)

誘治療禱宮人侵戰犯(隨喜時、金光明最勝王經)

教跳(寶平八、蘇悉羯羅經略疏)

彩高(天所、妙法蓮華經玄贊)

織逐(治承三、通照唐澤性靈集)

(二) アヤ二行のエを分別せる例

得(法華文句)

點入夷(金剛般若集論記)

得(天安二、大智度論)

絕(法華文句)

怖怖(金剛般若集論記)

距踰(盛時、天安二、大智度論)

(三) オヲの分別なき例

御者收治(長保四、法華義疏)

怖襲落他田修(承徳三、勝門記)

御男安贈畏領(保安三、妙法蓮華經玄贊)

羣不徹了(長承三、法華珠林)

餉貽後厝按劫傲折(長寛元、高僧傳)

斧舅(法華文句)

勸化(欽已、氣氛、天曹、憤權、金剛般若集論記)

理攝心畢了(天安二、大智度論)

教終(天歷五、蘇悉羯羅經略疏)

治處(居、延久五、史記)

得(大唐三藏玄奘法師表啓)

得不自勝獲選(金光明最勝王經)

柿桃菓(天歷五、蘇悉羯羅經略疏)

橫矢九瀛(大唐三藏玄奘法師表啓)

波悴不絶見燃(金光明最勝王經)

竟押(嘉保二、阿吡清供元帥大將上佛陀辨尼經修行法儀軌)

行爲抑歲修(永久四、大慈恩寺三藏法師傳)

生不懈(天承二、金光明經)

療理着荆陳(平治元、蘇悉羯羅經略疏)

觀理(觀、永承二、金光明經)

觀理(觀、永承二、金光明經)

觀理(觀、永承二、金光明經)

自^ミ起^キ遲^チ公^コ覆^フ奉^ホ爲^ニ治^シ (永安三、十七經法)

(四) ハワ二行の別正しき例

端^タ藥^{ヤク} (天廚、妙法蓮華經文釋)

稷^キ乾^{カン}潤^{ジュン}直^ジ種^{シュ}所以^{ソノ}種^{シュ} (永萬元、香藥鈔)

(五) アハワ三行の音の混同せる例

塵^{チン}徹^テ露^ロ倒^ト直^ジ噴^{ペン}敢^{カン}勞^ロ噴^{ペン} (新住二、伽陀薄俱元帥大將上佛陀羅尼經修行法儀軌)

家^カ植^シ穢^{タイ}妹^{メイ}礙^{アイ}啓^キ樹^{ジュ} (永久四、大慈恩寺三藏法師傳)

彙^{エイ}別^{ベツ}舍^セ所^{ショ}觀^{カン}牧^{マク} (保安三、妙法蓮華經文釋)

仍^ニ沫^{マク}晃^{コウ}如^ニ大^{ダイ}山^{サン}澤^{タク} (平治元、蘇機呼系子諸問經)

憐^{レン}庶^{ショ}遺^イ憂^ウ (治承三、通照發願性覺集)

(六) アハヤワ四行の音の混同せる例

顏^{ガン}皇^{コウ}華^カ所以^{ソノ}開^{カイ}妍^{ケン}連^{レン}李^リ生^{セイ}長^{チャウ}保^ホ四^シ法^フ華^カ義^ギ疏^{シュ}

(七) 一語に限りて古例に違へるもの

髮^{ハツ}彩^{サイ} (金光明最勝王經)

(八) 何の指示もなく單に假名遣として舉けられたる例

須^ス (梵仁二、成唯識論)

自^ジ蔽^{ヒツ} (承曆二、大毗盧遮那成佛經)

修^{シュ}安^{アン}仁^ニ安^{アン}三^{サン}黃^{ワウ}帝^{テイ}內^{ナイ}經^{キヤウ}大^{ダイ}華^カ

晉^{シン}越^{エツ}不^フ計^{ケイ} (天承二、金光明經)

駟^シ鐵^{テツ}橋^{キョウ} (天廚、妙法蓮華經文釋)

故^コ相^{ソウ}吊^{テウ}長^{チャウ}承^{セイ}三^{サン}法^フ華^カ理^リ林^{リン}

贖^{ダク}朝^{テウ}五^ゴ百^{ハク}逢^{フウ}對^{テウ} (永安三、十七經法)

越^{エツ}愕^{ハク}尙^{ショウ}費^{フイ}莫^{マク}保^ホ叔^{シュ} (承德三、勝門記)

導^{ダウ}像^{ゾウ}者^{シャ}所以^{ソノ} (天喜六、大毗盧遮那成佛經)

安^{アン}安^{アン}由^ユ (久安二、金剛頂一切如來真實攝大現證大教王經)

想^{ソウ}毀^キ濕^{シツ} (建久九、祕藏寶鏡)

ヲシヒテ

排送於斧ヲトリガマイラス奎ライ迫出ヌルトヲサカリ還故苦需緒アフノキニ(嘉禎四年春諸秋目抄草)

御擁落然閑薄麗粟等閑(建長四、白氏文集)

墜畏夫居趣露幾傲生福美終遠蔽勢潤終靜亂(建長七、群書治要)

大宗意興排堪簡絕越弊(文永五、類聚三代格)

逮逮大己懈數憤殖猶弱(建治三、古文孝經)

以爲歸大體修墜逐同老後生浸故潰終賂飢機掩望陽(望安元、春秋經傳集解)

歸奄畏游不入入誑起多發極和郵終種醉肆飢悔(正和、古文寄書)

思後以爲怨沒所以踰悔縛鮮非由與(嘉祿三、論語集解)

青壁造舍甥主人公風聲遇竟斂色織文直謂逐贈(康永三、遊仙窟)

以爲大庀修男咎同冬故敦敦蓋加(正平一三、古文孝經)

行祖興感經咸弱儀酒負達敦反屬末手祭沐浴贈昨少子(永和二、日本書紀)

オワシケルヤ御イトヲシミ心叶ウ命ナラハ露ノ命モキヘハラ誰カヲシウトナケレドモ可下之由聞ヘケリ

主シワスレヌヤトノムメカヘ夫ヲクヒフセテサスガニクサハコロサズ生ナガラ足手ナドクキカケル鴨ガ南ヘワ

タル時ハ此山ヲコウホウヲツキツラス牛テ(應永二七、平家物語)

多夷加毛泉基思擅(應永二四、六臣註文選)

云イキカセタ竟聲云好ウタガイ行イトマヲモコワイデ繁嚴服坐タイラケ(文明九、史記抄)

晏恢發衆修會現遺嫌違際所以踰繪由以告居瑾請直(文明一九、論語義疏)

一九、論語義疏

鷲落思帶越嶺老濕裝烟凍翁危終種通顔衣前腸終分扇
ヲシヲルモリヲシモシバ老ウルヌヨシイボクマリアヤウナルウツトリスカクセエハラタルハ名アヲ
 養得巖宿交嘶尙（永正五、後醍醐詠集私注）
ヤシエハコテハワシルイハウナラ
 所以遺後北循飢餓俎（永正八、史記）
ソレニヲシリヲシレリヲクオウナクウツルツクヘ
 斂多丕崇願質（寛錄三、後漢書）
オウナクオウナキニタラシムコキロスナリ
 謂畏晚稅行懼負誕仕間賓紉渝攫鳥沒身夷強不足見處教（天正
ヲモウヲクヲナカヲヲコイナレヲタイワリツラテサシタカシイキドリカルハシシマカン類也ヲイルマデタムカコラスエニルイニルエ
六、老ノ道徳經）

右の（八）はすべて鎌倉時代以後の資料に見えてゐるもので、本書の説明には正不正を記してゐない。併しその中に如何に多くの假名遣の混亂があるかを注意すべきである。以て定家假名遣等の起つて來た理由をも推察することが出来るであらう。

本書が假名の字體及び假名遣の沿革的研究資料として貴重なるはいふまでもなく、傍訓・字音・音便・語法等の材料も使用の目的に應じては、甚だ有益なる材料である。萬葉集・日本書紀・太平記にみえる「おぎろなし」萬葉集の「とほしろし」、古今集の「そへに」等が、それと「曠前」「浩汗」「大唐三藏玄奘法師表啓」「人骸偉大」（長寛元、大唐西域記）、「所以」（天安二、大智度論）、「故」（寛平八、蘇悉地羯羅經略疏）となつて現れてゐるなどは、訓讀の研究上實に興味が深い。

なほ本書の作られた材料は後に寫本「假名沿革餘材」三卷（一名真木の婦手）として明治四十三年にまとめられてゐる由。この書よりも更に多くの資料を含み、約百七十種が採録されてゐるといふことである。

「假名遣及假名字體沿革史料」の第二編として、「地藏十論經元慶點」（大正九年十二月附跋）「成實論天長點」（大正十一年四月刊）「願經四分律古點」（大正十一年八月刊）の三冊が出てゐる。ともに正倉院聖語藏及び東

大寺所藏の古經古點本の調査である。

二 「疑問假名遣」

本書は國語調査委員會の編纂で、これを擔當したのは調査事務囑託本居清造である。前編は大正元年九月、後編は大正四年一月、共に株式會社國定教科書共同販賣所の發行である。その編纂の趣旨は前編の例言で明かである。その必要なる部分のみを摘記すれば次の通りである。

一 釋契沖、和字正濫鈔ヲ著シテ、國語假名遣ニ復古ヲ唱ヘシヨリ、假名遣ノ標準ハ、是ヲ延喜天曆以前ノ古書ニ索メザルベカラズトノ説ハ一般國學者ノ承認スル所トナリ、今ヤ國民教育ノ上ニモ、是ヲ採用スルコトナレリ。然レドモ古代ノ記錄タマタマ是ガ微證ヲ洩ラセルモノアリ。然ノミナラズ、言語ハ永久ニ存在シ、常ニ一定ノ狀態ヲ保テルモノニアラズ、時ト處トニヨリテ生滅シ變化スルモノナレバ、現在使用セル普通語ハモトヨリ、古語ト雖モ、アルモノニ至リテハ、其ノ標準ヲ古書ニヨリテ定ムルコトノ、不可能ナルモノナキニアラズ。ココニ於テ、學者ハ或ハ傍訓ニ據リ、或ハ語源ヲ究メテ、是等ノ疑問假名遣ヲ推定セントセリ。本會ハ其ノ學說ト古今ノ實例トヲ蒐集シテ、是ガ研究ノ資料ニ供セントシ、マヅ本書ヲ刊行スルコトトセリ。

一 本書ハ疑問假名遣ニ關スル學者ノ考說ヲ蒐集セルモノニシテ、其ノ範圍ハ、古語オヨビ普通語ニ是ヲ限ルコトトセリ。オモフニ假名遣ノ不明ナルモノハ、古語雅俗ニ通ジテ頗ル多ク、隨ツテ其ノ學說少カラザルベシ。サレド是等學說ノ多クハ、諸書ニ散見セルモノ、其ノ悉クヲ網羅センコトハ容易ノ業ニアラズ。涉獵拾集努メタリトハイヘ、遺漏過誤マタ少カラザルベシトス。

一 本書載スルトコロノ學說ハ、多少牽強附會ト認ムルモノトイヘドモ大抵コレヲ掲ゲタリ。然レドモ一派ノ學者ガ唱

導セル音義說ノ如キハ、概シテ奇僻ノ嫌ナキニアラザルヲ以テ、スベテ是ヲ探ラザルコトトセリ。

本書に選ばれてゐる假名遣の疑問語は總計二百八十九語であつてその内譯は次の通りである。

ア	一九語	イ	一八語	ウ	七語	エ	一〇語	オ	六一語
カ	一八語	キ	三語	ク	九語	ケ	一語	コ	八語
サ	九語	シ	二五語	ス	一四語	セ	二語	ソ	七語
タ	七語	チ	三語	ツ	五語	テ	〇	ト	七語
ナ	四語	ニ	一語	〇	〇	ネ	一語	ノ	一語
ハ	九語	ヒ	一〇語	フ	二語	〇	〇	ホ	四語
マ	四語	ミ	一語	ム	一語	メ	一語	モ	五語
ヤ	三語	〇	ユ	二語	〇	ヨ	二語	ヨ	二語
〇	〇	〇	〇	〇	レ	一語	〇	ロ	二語
ワ	二語	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二語

而して各語は發音通りの假名遣を以て標出し、通俗の漢字源語をあて、五十音順に配列してある。
前編學說の部に於ける記載の例は

あいおい(相生)

一 アヒオヒ

一 或人の説

二 契沖

三 或人の説

四 物集高見

二 アヒオイ

荷田春満

三 オヒオヒ・アヒオイ

一 了譽

二 谷川士清

○ 参考

の如くにして、諸書に散見せる古今の學者の考説を蒐集してある。而して引用文は多く原文のまゝであるから比較考證の便に富んでゐるといふべきである。

後編實例の部は、寫本や刊本の中から信憑するに足るべき例證を摘記したもので、例言にもある通り、奈良朝・平安朝・鎌倉・南北朝・室町の各時代に分けてある。時代の不明なものでも、参考とすべき材料はこれを

併載してゐる。例へば「あいおい」(相生)にては、「倭漢朗詠集」「浪花帖」「深窓秘抄」「古今集」「拾遺集」等により「相逐」「相老」の二説のいづれとも説明し難きを説き、

「相逐」「相老」の二説が、かく不完全なるに反し、「相生」の説は、本語の一切の場合を釋くに當りて、何等の不都合を認めざるのみならず、香川景樹が「相逐」「相老」についての駁説また理由なしといふべからず。こゝにおいて編者は、本語の意義の「相生」にして、假名の「アヒオヒ」なるべきことを斷言せんとす。前に掲げたる、平安朝中世以後の實例は、古き假名を踏襲せるもの、採りて以てまた相生説の一説とも見るを得べきなり。

の如く明快に斷案を下してゐる。「用ゐる」の假名遣の如きは、二十四種に分けて例示し和行上一段説の正しいことを斷じてゐる。

なほ卷末には「特別引用書解説」の部があつて、百二十三書の解説がある。この中には大矢透氏の「假名遣及假名字體沿革史料」によれるもの、同氏が原本について別に採集せる材料によれるもの等もその旨明かに示してある。かく點本以外の文書記録類にも據つてゐる所、假名遣史資料として貴重なるものである。

以上二書の外注意すべきは橋本進吉氏の

國語假名遣研究史上の一發見 (『帝國文學』大正六年十一月號)

第七章 明治大正時代の假名遣研究

と題する論文である。これは例の石塚龍麿の「假名遣奥山路」(三卷、寛政十年九月十五日稻掛大平序)に於ける假名遣研究を紹介批評し、その重要性を説明したものであつて、その後の上代文獻に於ける用字研究を刺激した點は蓋し尠少でない。

なほ同氏は、

上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法 (『國語と國文學』昭和六年九月號)

といふ論文に於て、右の龍麿が「假名遣奥山路」でなした研究の再檢討を行ひ、上代文獻に於ける萬葉假名の用法と、當時の語法との關係が詳しく且つ結論的に説いてある。

かくして近時上代文字遣の研究が流行するかの觀を呈しつゝ、しかも一大進展を遂げつゝあるは誠に興味多き事實である。「日本文學論纂」(佐々木信綱博士還曆記念論文集、昭和七年六月明治書院發行)中に見える望月世教氏の論文「上代に於ける特殊假名遣の本質」(同書四三頁—六七頁)及び遠藤嘉基氏の「上代文字遣解説」(『丘』昭和七年四月號)「上代(萬葉集)文字遣考」(『文學』昭和七年五月號)等はその例として挙げられる。併し本書では上代の假名遣問題には一切觸れぬことになつてゐるから、すべて省略に従ふことにする。(因に「假名遣奥山路」は從來寫本として數部しか傳はつてゐなかつたのであるが、昭和四年「日本古典全集」中に收めて刊行

されるに至つた。

第七章 明治大正時代の假名遣研究

第八章 明治大正昭和時代の假名遣問題

前數章に互つて縷述して來た假名遣の大本は定家假名遣の流に非ずんば契沖の歴史的假名遣の流であつた。而して明治時代になつて國家が一般に採用した假名遣はその孰れであつたかといふに、勿論契沖より魚彦等を経てその基礎を据ゑた歴史的假名遣のそれであつた。「これは、明治維新前後において、一世を風靡してゐた復古精神の反映である。國學者の理想であつた祭政一致の上代を再現し、神道家の念願であつた廢佛毀釋を斷行して神の國を復現しようとしたのと同様に、假名遣の上においても、古典時代を實現せしめようとしたのが、すなはちこの古典假名遣の採用であつたのである。」（「假名遣の時代性を論じて改定案に及ぶ」）「國語教育」昭和七年四月號所載）といふ安藤正次氏の論の通りであつた。併し爾後その歴史的假名遣の煩はしさは、新しき發音假名遣論の起るありて、こゝに所謂假名遣問題といふ國語問題、さては社會問題にまで進展するに到つたのである。而して假名遣問題に於ける歴史主義と發音主義との争ひは、昭和八年の今日に於て、表面には出てないが、その根柢に於て未だ眞の調和と解決とを見出してはゐない現状にあるのである。茲にはその大體の經過を問題の焦點に觸れ得る程度に於て検討して見ることにしよう。詳しくは別項附録の「資料目錄」所載の文獻に就いて精査せられんことを望む。

直接假名遣問題には關係ないが、明治七年の春、既に清水卯三郎といふ人によりて「ものわりのはしご」（表

紙の裏には「いぎりす　とます　ていと　えらむ　はなしぶり　かなよみ　ためしだて　ものわりのはしご
またのな　せいみの　てびき　にほん　しみづうさぶらう　のべる」とある。」といふ化學書の口語譯が全
部平假名書にて出版されてゐるといふことは、それとして興味ある事實であるばかりでなく、口語文、假名
書、ひいては假名遣問題にも及ぶ問題として、その趨勢の程を察するおもしろい參考資料であると思ふ。

明治十一年頃千葉縣師範學校長那珂通世氏は、國語の學習を平易にするため、同校に於て國語の改良を圖
り、假名遣は動詞の語尾の外はこれを發音的に改めて教授することを試み、假名遣改良の思潮を起したとい
ふことである。（『日本文學辭典』第一卷五六頁參照）假名遣改良問題が國語の學習問題と結びついていち早く現
れて來たことは注意すべき事である。

明治十八年十二月に物集高見氏によつて「かなづかひ教科書」といふものが刊行されてゐるが、これは氏
が明治十六年頃、東京大學・東京師範學校・華族女學校に於て教授した假名遣の教授草案であつて、清音・濁
音・音便の三項に分けて假名遣をあげ、同異の辨別を要する語に就いては數の少い語を記憶し他を類推せしめ
る法に依つたものである。（この方法は黒澤翁滿の發明した方法に則つたものであると山田孝雄氏「假名遣の
歴史」〔七七頁〕に見えてゐる。）

明治十七年九月氏は又「かなのしをり」といふ一種の小さい假名遣辭典様のものを刊行してゐる。

この以後、假名遣の教科書様のもの、便覧式のもの、辭典風のものの出版されたことは別項附録の「資料目録」でも分るが、その全部は所謂歴史的假名遣の主義に則つたものであることは言ふまでもない。

假名遣に對する異論の團體的に起つて來た最初は、「かなのくわい」からではあるまいか。明治に於ける國字論の主張は、次の如き社會的團結を形成した。（菊澤季生著「國字問題の研究」六八頁參照）

かなのとも（明治十四年） 歴史的假名遣主義を奉じて假名文を書かうとした團體で、次の人々がこれに屬し

た。吉原重俊・高崎正風・有島猛・西徳次郎・福羽美靜・丸山作樂・近藤眞琴・物集高見・大槻文彦等。

いろはくわい（明治十五年） 發音的假名遣主義に依つて假名文を書かうとしたもので、次の人々がこれに屬した。肥田濱五郎・丹羽雄九郎・後藤牧太・三宅米吉・中上彦次郎・小西信八・辻敬之等。

いろはぶんくわい これも發音的假名遣主義で、後「いろはくわい」と合併して「かなぶん會」を作つた。これに屬した人々は波多野承五郎・本山彦一・渡邊治・高橋義雄・伊藤欽亮等であつた。

以上はいづれも假名國字論の團體であつたが、後明治十六年七月、大同團結を行つて、

かなのくわい

と稱するに至つた。（會長は有栖川宮威仁親王殿下、副會長は吉原重俊・肥田濱五郎、幹事は高崎正風・丹羽雄九郎であつた。）その組織の目的は、その規則第一條に示されてゐる所で明瞭である。

我が國ノ學問ノ道ヲ容易クセンガ爲メニ言葉ハ和漢古今諸外國ノ別ナク成ルベク世ノ人ノ耳ニ入り易キモノヲ擇ビ取

リ専ラ假名ノミヲ用ヒテ文章ヲ記スノ方法ヲ研究シコレヲ世ニ擴メントスルニアリ。

而して「かなのくわい」は成立の當初から三部に分たれることになったのである。即ちその規則の第四條には次の通りある。

會中ニ月雪花ノ三部ヲ置ク。月ノ部ニテハ假名遣ヒラバ從來ノ格ニ從ヒテ記サントシ、雪ノ部ニテハ從來ノテニハ假名遣ヒヲ改ムル所アリテ記サントシ、雪ノ部ニテハ五十音ノ原ヲ正シクシ假名文字ノ數ヲ増サントス。

かういふ風に一つの團體の中に原理の異つたものが三つあつたのであるから、實行に當つては統一ある態度のとれよう筈はなかつたのである。實際「つきのぶ」には舊の「かなのとも」「ゆきのぶ」には舊の「いろはくわい」「舊の」いろはぶんくわい、「はなのぶ」には舊の「いつらのおん」の會員が大體に屬してゐるといふ有様であつた。而して後三部の廢止となり、明治十八年七月に「もとのとも」「かきかたかいらようぶ」となり一は歴史的假名遣を、他は發音的假名遣を用ひようとした。明治二十年頃は三十有餘の地方支部があり、會員も一萬に達し、機關雜誌、單行本も發行されたが、會内融和を缺き遂に明治二十二、三年頃には殆ど振はなくなつてしまつた。

明治二十六年の頃、時の文部大臣井上毅氏は、字音假名遣を發音通に改定しようとして、文科大學及び第一高等學校にその是非に關する意見を諮問したことがあつたが（その著「梧陰存稿」にも字音假名遣の不必要が論じてある）、擁護説と改定説とがあつて結局これは具體化した形をとることなく終つた。

明治二十七八年戰役後國語國字の改良論が盛となり、假名遣論も併せ起つて假名遣を發音通に改定する必要も漸次認められる様になつて來た。

明治三十三年七月、帝國教育會の國字改良部の假字部門に於て「假名決議」といふものを發表したが、その中に「國語及び字音の假名遣を全廢して發音通にすること。」といふことが加へられてゐた。（山田孝雄「假名遣の歴史」七八頁—七九頁參照）

明治三十三年八月文部省は小學校令の改正を行ひ、之と共に同月二十一日文部省令第十四號を以て小學校令施行規則を發布したが、その第十六條に次の如き規定がある。

第十六條

小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルベク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選ブベシ

尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルベク第三號表ニ掲グル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選ブベシ
而してその第二號表といふのは次の通りである。

第二號表

從來用ヒ來ソル字音假名遣			新定ノ字音假名遣		
ぎやう	ぎよう	げう	ぎょー		
げふ					
しやう	しよう	せう	しょー		
せふ					
じやう	じよう	ぜう	じょー		
ちやう	ちよう	てう	ちょー		
てふ					
ぢやう	ぢよう	でう	じょー		
でふ					
にやう	によう	ねう	にょー		
ねふ					
ひやう	ひよう	へう	ひょー		
びやう	びよう	べう	びょー		
從來用ヒ來ソル字音假名遣			新定ノ字音假名遣		
びやう	びよう	べう	びょー		
みやう	めう		みょー		
りやう	りよう	れう	りょー		
れふ					
きう	きふ		きょー		
ぎう	ぎふ		ぎょー		
しう	しふ		しょー		
じう	じふ		じょー		
ちう	ちふ		ちょー		
にう	にふ		にょー		
りう	りふ		りょー		
あむ	あん		あん		
其他諸尼ノ別處 普むんヲ區 スルモノ ニ準ズ					

備考 本表ハ平假名ヲ以テ表シタリト雖モ片假名ヲ用フル場合モ亦同ジ

右が文部省として假名遣の改定に指を染めた最初であつて、世に所謂「棒引假名遣」と稱せられるものである。この改正に當つては主として兒童の學習負擔の輕減と、教育的效果の價值とを考慮し、豫め専門家に調

査させて作つた案を、高等師範學校並に府縣師範學校等に諮問して、かうすることが大體の希望であることを見届けてから改定したのである。

この棒引假名遣は明治三十四年四月から小學校に實施された。併し棒引假名遣自身の有つてゐる不合理に加ふるに、字音假名遣と國語假名遣との主義の間に矛盾があつて、眞に教育上の徹底を期することは困難な事情にあり、假名による記載法は甚だしい混亂狀態を呈したのである。たとへば「大阪」の一語についても次の如き種々の表記法が現れたのである。「オーサカ、ヨーサカ、ホーサカ、オホーサカ、オーウーサカ、アヨーサカ、マホーサカ、マフサカ、マーフサカ、アーフサカ、ホウサカ、オホサカ、オウサカ、オオサカ、オオホサカ、マウウサカ、マホサカ、マフサカ、マホサカ、アフサカ、ホオサカ、大サカ、ヨサカ、オサカ」(保科孝一「改定假名遣要義」一三頁參照) (文部大臣官房圖書課「假名遣試験成績表」明治三八・三刊行、參照。これは當時の視學官吉岡郷甫氏が熊本・宮崎二縣の小學校・中學校・高等女學校に於て調査した報告書である。) その後、この新定棒引假名遣の撤回を希望するもの、實施に賛成するもの、又國語假名遣もこの字音假名遣に準じて改定することを希望するもの等あつて、世論は騒しかつた。これらの論説は「國字國語改良論說年表」(明治三七・四刊行、國語調査委員會編)に詳しい。(山田孝雄氏「假名遣の歴史」七九頁一八〇頁參照)

明治三十四年三月、東京高等師範學校では教授の必要から、校長伊澤修二氏が校内の教官に調査を命じ、同校附屬尋常小學校國語科實施方要領を發表し、その中で、

第二號表ノ假名遣ハ近易ナル普通文(語言葉)ニ於テハ字音ノ言葉ノミナラズ國音ノ言葉ニモ適用スルモノトス
文章體及ビ日用書類ニ於ケル國音ノ假名遣法ハ從來ノ慣例ニヨルモノトス

と定めて、新舊假名遣の調和をはかれたことがあつた由である。(『日本文學大辭典』第一卷五七六頁)

明治三十六年の初、文部省は國定教科書の編纂に着手した。而してこの機に際して文部省圖書課で假名遣改定案を立案し、之を恰もその前年明治三十五年四月文部省に設置された國語調査委員會に諮問した。(因に同會の調査方針は

- (一) 文字ハ音韻文字ヲ採用スルコトトシ、假名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト。
- (二) 文章ハ言文一致體ヲ採用スルコトトシ、是ニ關スル調査ヲナスコト。
- (三) 國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト。
- (四) 方言ヲ調査シテ標準ヲ選定スルコト。

であり、又目下の急に應ぜんため左の事項を調査する様に定めてある。

- (一) 漢字ノ節減ニ就キテ。
 - (二) 現行普通文體ノ整理ニ就キテ。
 - (三) 書簡文其他慣用スル特殊ノ文體ニ就キテ。
 - (四) 國語假名遣ニ就キテ。
 - (五) 字音假名遣ニ就キテ。
 - (六) 外國語ノ寫シ方ニ就キテ。
- (この諮問に關する記録は無い由であるが、國語假名遣を字音假名遣に一致さ

せる方針のものであつたらしいといふことである。(吉岡郷甫氏「假名遣改定に關する過去の歩み」)「國語教育」昭和七年四月號所載論文參照)この諸問に對して國語調査委員會は「此事たる關係する所頗る廣く、隨つて慎重なる審議を要すべきものがあるから、追つて假名遣全部の改定を具申する迄は姑く從來の儘に差置かれない。」(同上吉岡氏論文參照)といふ意見を提出したので、當時編纂の國定教科書はこの意見に基いて假名遣を扱つたのである。

然るにこの教科書(明治四十一年度より使用の豫定)はやがて又修正を加へなければならぬ必要に迫られて、明治三十七年文部省では「教科書調査會」を組織して修正に着手した。同會は教科書の修正には假名遣問題の解決が先決問題であるとして、國語調査委員會の調査の完了を待たないで、自ら國語假名遣の調査を遂げて報告した。この案は大體國語假名遣を表音的にしたもので、大正十三年十二月臨時國語調査會が發表し昭和六年五月に修正した「假名遣改定案」とよく似てゐるといふことである。即ち、二語連合の音便の「ぢ」「つ」及び同音連呼の「ぢ」「つ」はもとのまゝにしてゐる如きはその似てゐる點である。但し棒引字音假名遣との一致のため、固有の體言用言の語幹に現れる長音に「ー」を用ひてゐる點は違つてゐる。而してこの案は口語にも文語にも適用し、小學校ばかりでなく中學校にも實施しようとしたのであるが、急進に失する點もあり、且つ舊慣保存の保守的考も考慮して、これとは別に第二案を立てた。而して第二案では、用言の語尾及び用言傳來のものは、之を在來のまゝに残し、てにをはもとのまゝにするといふ如く、可なり緩和的な態度を持してゐた。(同上吉岡氏論文參照)

明治三十八年二月、文部省はこの緩急二案を以て、第九回高等教育會議、國語調査委員會、知名の操觚者、教育家四十八名、各府縣師範學校、帝國教育會に諮問した。

高等教育會議は同年三月招集され、審議の末、左の様な趣旨の議決をなして之を答申した。

改定の趣旨は固より賛成であるが、本件は重要な問題であると共になほ研究の餘地があり、且國語調査會でも目下調査中であるから、その答申を俟つて決することにしよう。

國語調査委員會は同年二月廿七日に諮問されて以來、二十一回の委員會を開き、諮問案に修正を加へ、又國語及字音假名遣統一上の必要から、明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第二號表をも修正増補し、新舊假名遣對照表(國語及び字音)をも添へて、明治三十八年十一月廿一日、委員長加藤弘之から、文部大臣久保田謨に答申した。(詳細は文部大臣官房圖書課より明治三十八年十二月發行の「假名遣諮問ニ對スル答申書」參照)この修正案の要點は次の通りである。

一 諮問案並に改定假名遣の趣旨を容認して、大體に於て發音と假名遣とを一致せしめるのを以て旨としてゐるが、姑く在來の習慣に従ひ、又文法説明上の便宜に由つた所もあるから、假名遣の發音に一致しない點もある。

二 國語及字音の長音には「あ」「い」「う」を用ひるのを正則とし「ー」を代用することを許容したこと。

三 連濁又は吳音にて濁る字音の「ぢ」「つ」は左の文字に限り「じ」「ず」に改めないこと。

(一) 連濁で濁る「智」「茶」「中」「通」の四字。

(二) 吳音で濁る「地」「治」の二字。

四 二語連合の音便に依つて生じた字音の轉音は轉音のまゝに記すこと。

五 入聲の字音の「キ」「ク」が「カ」行に始まる字音に附いて促音に轉ずることがあつても、原音のまゝに表記するのを正則とし、轉音の形に表記するのを許容したこと。

六 「ゆー」「きゅー」「しゅー」等の表記法に「いう」「きう」「しう」等を用ひたこと。

七 互爾遠波の「は」「へ」を「に」許容若しくは例外を設けたこと。

八 二語連合及二音連呼の場合に「ぢ」「つ」を保存したこと。

九 改定字音假名遣は口語文語共に適用するが、改定國語假名遣は口語にのみ適用するものとしたこと。
なほ本案假名遣實行の場合には簡易なる口語文法(本會にて目下調査中)及新舊假名遣對照語彙(文部省圖書課にて目下調査中)を前以て若くは同時に發表して貰ひたいと希望條項が附してある。前者は大正五年「口語法」として同會より發行され、後者は「新舊假名遣對照語彙」として明治三十九年十一月、文部省圖書課から刊行された。

知名の操觚者・教育家四十八名中回答して來たものは十名で、内五名は本案のまま又は本案に幾分の修正を加へて賛成することを示し、他の五名は反對の意を表した。

各府縣師範學校(六十校)答申の梗概は次の通りであつた。(「假名遣諮問ニ對スル答申書」參照)

一 本案に賛成せるもの二十五校

(一) 全項に互りて賛成せるもの七校

(二) 或項等に就き意見あるもの十八校

二 諮問案の參考として添付した別案に賛成せるもの二十四校

(一) 全項に互りて賛成せるもの十三校

(二) 或項等に就き意見あるもの十一校

三 或程度までは別案に賛成せるもの二校

四 改定を延期すべしと云ふもの三校

五 單に研究を要すと云ひて別に案を具せないもの四校

六 改定を不可とすと云ふもの二校

帝國教育會は審議討究の結果大體賛成の意を表すると共に、改定國語假名遣は口語文に適用するものとし、教科書に用ひる文語は從來の假名遣に依り、文語の作文には改定の假名遣に依るも妨なしとした。(「假名遣諮問ニ對スル答申書」參照)

なほ「國學院雜誌」は明治三十八年四月、五月、六月、七月の四ヶ月號に互つて「文部省
提出 文法許容假名遣改定案に就きて」(一、二、三、四)の題下に諸家の意見を徴した。諸家の中には知名の士多く、全部で二十八人

の意見が載せられてゐる。

反對者 物集高見 萩野由之 勝浦綱雄 鹽井雨江 本居豐頼 藤岡繼平 與謝野鐵幹 東久世通禧 三浦周行
賛成者 白鳥庫吉 大町芳衛 三上參次 檳山榮次 巖谷季雄 關根正直 湯本武比古 今泉定介 澤柳政太郎
渡邊重之助 丸山正彦

一部反對一部賛成者 井上哲次郎 菊地壽人 杉敏介 林麴臣

研究の要ありとする者 芳賀矢一 坪内雄藏 金澤庄三郎 江原素六

その反對・賛成の理由や態度は、後年大問題となつた臨時國語調査會發表の假名遣改定案に對する世論のそれとその趣を等しうしてゐるのは興味ある事實である。

明治三十九年十一月文部省は國語調査委員會の答申を得たので、之を原案として豫ての要望に従ひ、假名遣改定案を三十九年十二月、高等教育會議に諮問した。同會議は大多數を以てこの諮問を可決した。

然るに翌明治四十年三月二日當時開會中の貴族院で、かねて假名遣改定の方針に反對してゐた伊澤修二氏から、

高等教育會議の諮問を経た假名遣改定案を文部大臣に於て實行の責に任するや否や。

に關する質問書を提出したので、文部省は、同月二十三日、之に對する答辯書を送附した。而して、

文部大臣は該答申書を審案して、適當と認めるものは採集して實行の責に任する。旨を答辯書に於て述べた。

ついで同月二十七日貴族院から次の様な建議を提出した。

明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第二號表並同三十九年十二月文部大臣ガ高等教育會議ニ諮問シタル國語及字音假名遣ハ共ニ不穩當ノ廉不少ト認ムルニ依リ官民規行ノ慣例ニ背カザル範圍内ニ於テ更ニ之ヲ整理セラレンコトヲ望ム

從來假名遣の改定はこれを修正國定教科書に使用實行せしめる豫定のもとに案出されて來た。而してその修正教科書は前にも述べたやうに明治四十一年度の始から使用させる豫定であつた。然るに上述の如き貴族院の建議もあり、文部省も考慮して、

高等教育會議の諮問を経た假名遣は大體に於て適當と認めるけれども、これが實行に關しては更に考究を重ねる必要がある。

といふ意味で明治四十年六月七日、改正假名遣を適用すべき修正教科書の使用豫定期たる明治四十一年四月を一ケ年延期することにしたのである。文部省がこの假名遣改正に就いて如何に苦慮したかが察せられるのである。

右に述べた改定假名遣の本質及び批評並びに必要は、明治四十年九月に刊行された保科孝一氏著「改假名遣要義」(弘道館發行)に詳しい。氏は後年臨時國語調査會幹事となり、同會の假名遣改定案の立案に主として與られた關係もあるから、旁々茲に本書の概要を述べることにする。今より廿五六年以前に既にかういふ意見

の現れてゐることに注意しなければならぬ。

本書はその序に曰く、

假名遣の改定は、國語教育上重大な問題である。此の問題が圓滿に解決されると否とわ、將來國語教育の進歩發展に關することが、決して鮮少でないものである。文部省も豫て茲に見る處があつて其の改定を企畫され、國語調査委員會教育會議等に諮問して、明治四十一年四月から、小學校に實施される豫定であつた。ところが、猶實行上研究を要することがあるので、同四十二年四月まで、延期されることとなつたのである。我輩は、文部省の改定案にわ、熱心に賛成して居るものであるが、しかしながら、其延期についてわ、少しも失望せんのである。何となれば、此延期のために、社會が多分の注意を傾けて、之を研究するに相違ない。すべて研究の眞理に到達する捷徑であるから、改定案の目的も價值も此の一年間に於て漸く明にされるであらう。しからば却て圓滿に解決されることになると思ふからである。我輩は國語教育上假名遣を改定するの必要は、多年熱心に主張し、而かも其の信念を今日に至てますます鞏固になつてゐるのである。それゆゑ此際改定案に對する所信を發表し、國語教育上改定の必要を論述して、社會の研究に資することが決して無益であるまいと思ふ。但しその豫望に適うかどうか、いささか疑問である。

本書の内容は次の五章に分れてゐる。

第一章 假名遣改定の由來

第二章 改定假名遣の實質

第三章 改定假名遣の批評

第四章 假名遣改定の必要

第五章 改定假名遣と國語教授法

第八章 明治大正昭和時代の假名遣問題

その第二章から第四章までの概要は次の如くである。後の臨時國語調查會發表の假名遣改定案と比較してみると、實質なり批評なり必要なりに就いて、多くの共通點を發見することが出来るであらう。

第二章 改定假名遣の實質

明治三十八年一月文部省案國語假名遣改定案字音假名遣に關する事項附國語假名遣改定別案は高等教育會議・國語調查委員會・帝國教育會・各府縣師範學校等に諮問し、其諮問に國語調查委員會の答申せるものを原案とし、三十九年十二月再び高等教育會議にかけて同會議が全然之を承認したもので、案そのまゝでは頗る複雑なので順序と隨裁とを變更して説明しよう。改定假名遣は「その主義としてわ、大體發音通ということ、假名遣と發音との一致を計ることを本旨としている。然しながらしばらく在來の習慣に従うということも過渡時代においてわ必要であるから、此點において多少の例外を設けている。又文法の説明についての便宜ということも考えているのであるから、此改定案わ合理的に發音と一致しておらん」(一九四)これらの特殊の規定を擧げて見ると次の様である。

甲 在來の習慣に原いて設けた除外例に關する規定。

い 字音に關するもの

一 連濁で濁る智・茶・中・通等わ從來のごとく表記する。(一九四)

サルヂエ(猿智慧) ワルヂエ(惡智慧)

二 吳音で濁る地・治等わ從來のごとく表記する。(二〇四)

ヂヌシ(地主) メイヂ(明治)

ろ 國語に關するもの

一 二語連合の場合にわ、其の音便によつて生じる濁音「ヂ」「ヅ」わ從來のごとく表記する。(二〇四)

ハナヂ(鼻血) モライヂチ(實乳)

二 同音の連呼によつて生じる濁音「ヂ」「ツ」わ、從來のごとく表記する。(二〇頁)

チヂミ(縮) ツツミ(鼓)

は 耳爾遠波に關するもの

一 耳爾遠波の「ヲ」わ在來のまゝ之を使用する。

二 耳爾遠波の「ハ」「ヘ」「サ」「ハ」「ワ」「エ」「サエ」と表記するのを正則とし、「ハ」「ヘ」「サ」「ハ」を使用することを許容する。(二二頁)

乙 轉音と入聲とに關する規定

一 國語と字音とに拘らず、二語連合の音便によつて生じる轉音わ轉音のまゝに表記する。(二二頁)

ぎんあん(銀杏)ギンナン

りふは (立派)リツパ

二 入聲の字音の「キ」「ク」がカ行ではじまる字音に附いて、促音になることがあるが、これらのものわ原音のまゝに表記するのを正則とし、轉音の形に表記することを許容する。(二三頁)

がくかう(學校)ガクコウ

丙 文法説明上の便利の爲に設けたる特例に關する規定(二三頁)

以列の假名に「ウ」が附いて生じる拗音は、すべて長音であるが、此の場合は「參リマセウ」を「參リマショウ」と表記するが、形容詞が「ゴザイマス」に連續する時は「オウキユウ」と表記せず「大キウ」と表記することに規定した。形容詞のみにすると他の場合と關係が複雑になるので、之をさける爲に形容詞以外のものでも凡て同じに表記することに規定してある。

改定假名遣の内容に關して國語に關するものは總計二十七條から成立つてゐるが、之を類別すると次の八類となる。

第一類 「キ」「エ」「ヲ」「わ」「イ」「エ」「オ」に、「ヂ」「ツ」は「ジ」「ズ」に改める。但しこれに多少の除外例がある(二五頁)

第八章 明治大正昭和時代の假名遣問題

ゑど(井戸)イド こゑ(聲)コエ をけ(桶)オケ ふぢ(藤)フジ うづら(鶉)ウズラ
附則

語源よりいへば除外例に當るが今わすでに單立語とみ做されてゐるのは發音通に表記す。

おち(伯父)オジ こうち(小路)コウジ

第二類 「ハヒフヘホ」が「ワイウエオ」と發音される場合にわ、其發音通に表記する。但しこれにも除外例がある。
かはら(瓦)カワラ うぐひす(鶯)ウグイス あらふ(洗)アラウ かへる(蛙)カエル いきはひ(勢)イキオイ
この類の中「オ」と發音する「フ」わこれ又發音通に表記する。

あふい(葵)アオイ

又字音をかりて國語をうつし、元字音であつて後に國音の例にならつて變化したもののわ第二類に據つて表記する。

あは(阿波)アワ こふず(國府津)コウズ

第三類 阿行の假名に「ウ」「フ」「オ」が附いて、於列の長音に發音されるものわ、於列の假名に「ウ」を附けて表記する。(三四頁)

かうべ(神戸)コウベ あふぎ(扇)オウギ あめわた(青梅綿)オウメワタ

この外に「カ」に「ホ」が附き、「ハ」に「ウ」が附いて於列の長音に發音されるものも三類による。

あかは(赤穂)アコウ しはう(音)シオウ

第四類 宇列の假名に「フ」が附いて宇列の長音に發音されるものわ、宇列の假名に「ウ」を附けて表記する。(三四頁)
くずふ(葛生)クズウ

第五類 於列の假名に「ウ」「フ」「ホ」が附いて、於列の長音に發音されるものわ、於列の假名に「ウ」を附けて表記する。
とうじ(杜氏)トウジ みよう(將見)ミョウ キのふ(昨日)キノウ おはやけ(公)オウヤケ (三四頁)

又「ト」に「ヲ」が附いて於列長音に發音されるものも第五類に準ず。

とを(十)トウ

第六類 以列の假名に「ウ」「フ」が附いて拗音の字列長音に發音されるものわ、以列の假名に「ウ」をつけて表記する。

(二六頁)

おうきう(大)オウキウ やぎふ(柳生)ヤギウ

但し、此場合「ウ」の代りに「ー」を用いければ「オウキュー」「シュート」のごとく表記する。

第七類 江列の假名に「ウ」「フ」が附いて、拗音の於列長音に發音されるものわ、以列の假名に「ヨウ」をつけて表記する。(三七頁)

まゐりませう(將行)マイリマシヨウ てうず(手水)チヨウズ けふ(今日)キヨウ

第八類 感歎詞および擬聲語で長く引く音わ、「ア」「イ」「ウ」を用いて表記する。(三八頁)

アア ムウ ネイ オウ

從來添音と稱しておるものも、右の例に準じて表記する。(三八頁)

ナアニ(何) ビイカピカ(煙々)

字音假名遣に關しても 改定案では明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第二號に修正を加へて「カ」「ク」「クァ」「ヂ」「ジ」「ツ」「ズ」の區別を全く廢してすべて「カ」「ジ」「ズ」で表記することにした(三九頁)のであるが次に「以列の假名に「ウ」「フ」がついて拗音の字列長音に發音されるものがあるが、これも國語との統一を保つ爲に以列の假名に「ウ」をつけて表記することに定めた(三九頁)のである。

きう きふ きゆう

キウ

改定假名遣における表記の規定は少し複雑である。

一 國語および字音の長音にわ、「ア」「イ」「ウ」を用いて表記するのを正則とし、「ー」を代用することを許容する。但し

外國語にわ、「イ」を用いて表記するのを正則とし、「ア」「イ」「ウ」を代用することを許容する。

二 國語および字音の拗音にわ「ヤ」「ユ」「ヨ」を用いて表記するのを正則とし特に區別を要する場合にわ「ヤ」「ユ」「ヨ」を右側下に細書し或わ、便宜符牒を施すことを許容する。但し、外國語にわ、「ヤ」「ユ」「ヨ」を右側下に細書するを正則とする。

三 國語および字音の促音にわ、「ッ」を用いて表記するのを正則とし、特に區別を要する場合にわ、「ッ」を右側下に細書し、或わ便宜符牒を施すことを許容する。但し外國語にわ「ッ」を右側下に細書するのを正則とする。(四〇頁—四二頁)
改正假名遣の用ひられる範圍は普通教育といつてもさしあたり小學校に之を用ひて追々中學校及び之と同程度のものに及ぼさうとするのである。文語も義務教育四年制度の時は尋常三年の後半期から讀本に出してよませ、文語體の文章を書かせるのは高等小學一年より始める豫定であつたが、六年制度に改正された上は尋常五年の前半期よりよみならはしたら成績を擧げることが出来るだらうと思ふ。

第三章 改定假名遣の批評

改定假名遣は大體發音通といふ事を本旨としたので、表音的假名遣とみて差支へないが、「元來表音的假名遣は發音と假名とを一致させるのを主義としているのであるが、然しながら全然之を一致さすといふことわ、一の理想に過ぎないのである。もつとも優秀なる科學的の文字を以て、一字一音組織 (one letter for one sound, one sound by one letter) の表記法を制定したにしても、やはり語と構成する聲音の連續に寫し取ることが出来ないものである。我々が耳に受取つたものを少しも違はん様に、發音を文字の上に寫し取る事わ、殆んど不可能である。」(四三頁) 此點發音と假名を學理的に一致さす事が出来ない故、歴史的假名遣も改定假名遣も五十歩百歩だといはれる。が其は誤だ。いくら發音學上精密な科學的な文字が出来るとしても非常に複雑で實用にならない。實用から見れば簡便といふ事が出来ない。簡便といふことから言へば一字一音式が最いゝのだが、發音學者の用ひる如きは煩雜に過ぎ「又歴史的假名遣のごとく、一個の

文字が數個の聲音を代表し、數個の聲音が一文字に代表される様な組織のものでわ猶更その條件に當てはまらないのである。」例へば我邦の〇の音を代表するに「お」「を」「ほ」「ふ」の四文字があり、又英語の如きも *o, u, v, w* が同じ様な音を代表する様なものである。「それゆゑ、改定假名遣が社會の實用という點に重きを置いて、大體發音通という主義をたてたのわ、假名遣の目的から見て、國語教育上から見て、頗る正鵠を得た穩健な處置と信するのである。」(四五四)次に假名遣の標準に就いて、或人は「ヂ」「ジ」「ヅ」「ズ」「カ」「ク」の區別を廢棄したのを不當だと難じてゐる。其の標準の發音に就いては、「過去に於ける國語の發達に鑑み、將來に於ける發展の趨勢に考え、或わ、その他種々の事情に照らして東京地方を中心とした東の方言を標準とするのが最も當を得たものと信するのである。」(四五六)東の方言といつても普通教育ある社會により、西の方言も參照して短を棄て長を取る様にせねばならない。假名遣の標準を定めるのに發音の參考になるべき國語調査委員會發表の音韻分布圖によると「ヂ」「ジ」「ヅ」「ズ」「カ」「ク」の區別の存してゐる地方は極めて狭少な地方に限られ、歴史的に正しいといつても、今日では方言的なものと見て差支へない。殊に中小學生に就いて調べて見ると、區別のない方が遙に廣い。「此等の音の現在の分布及び是までの發音に徴して、今回の改定假名遣に此等の區別を廢棄してあるのわ、もつとも當然のことであると深く信じて疑わぬのである。若し歴史的に正しい音であるから之を保存しなければならんということが眞理であるならば、假名遣の改正が全く不可能になつてしまふのであるが、我々わ、決してそうわ信じない、又信じることが出来ないものである。」(四七四—四八四)

「次に、改定假名遣が社會の習慣に重きを置いて、現今の社會とあまり遠く離れない様に、二三の除外例を設けたのと、學術上にも考慮して、文法説明の便宜のため在來の習慣を保存したのとわ、頗る時宜に適したものと信するのである。」(四八五)過渡時代においては社會と調和を保つ爲に改正も極端にしない方がよい、現に英米も然うである。

外國語の表記法についてはまだ規定されてないが、改定假名遣の實行される時には必ず規定を要するものである。又外

國語といふことの範圍も漠然としてゐて、琉球、臺灣、蝦夷、樺太などの地名が入るかどうか、字音は日本化したる字音だけで原音は全く含まないか等の疑問がある。地名には原音そのままに言つてゐるものもある。

北海道の フレーベシ、仙法師 ^{センハツシ} 琉球の 發川 ^{フシヅ} 臺灣の 基隆 ^{キルン} 支那の 芝罘 ^{チーフ}

などがある。「然しながら卑見でわ、これらのものわ、すべて外國語の習慣に従つて、表記するのが穩健であらうと信ずる」(五一頁) 外國語の書き方についても拗音は「ヤ」「ユ」「ヨ」を右側下に細書するのが正則だが、^ヤ「ヤ」^ユ「ユ」^ヨ「ヨ」をさける必要があらう。なほVをかきあらはすに「ウァ」「ウィ」「ウエ」「ウオ」「ウッ」「ウキ」「ウエ」「ウヲ」などあつて一定してゐないのも統一すべきだらう。改定假名遣の應用範圍も元々明治三十八年二月の文部省原案には口語文語共に改定することになつたが、國語調査會の答申では口語のみに應用することにしてある。歴史的假名遣は推測する所では現在まだ文法が全く不必要だといへないし、歴史的假名遣で書かれた在來の文學を研究するのに多少不便を感じるの^で在來のままにしておいたのであらう。すべて改革は急激にすることを避けたい。口語においては全體歴史的假名遣を用ひてゐるが、是も文語における如く嚴重に一致してゐないので、「ジツト」「ヂツト」「ジメ／＼」「デメ／＼」など色々にかかれてゐるから此の際口語の假名遣を一定の主義で根本的に整理することは差支へない事だ。

第四章 改定假名遣の必要

歐米諸國においても假名遣改定案は餘程以前よりあつた。我が國に於ても、歴史的假名遣の改正の必要をみとめて改正案を起草したのである。改正は國語教育の進歩を促す方便としては最も必要な事業で學界の一大美點として双手を擧げて之を歓迎せざるを得ない。

表音的假名遣に改定する理由は種々の側より見る必要がある。先第一に假名遣の目的から考察しよう。「元來假名遣わ言語を文字に寫し取る上に存在する約束であるから、其本然の職分としてわ、成るべく明確になるべく精密に之を寫し

取らねばならぬ。而してその職分を完全に盡すにわ、一字一音の組織でなければならぬのわ、最も明白な事實である。」(六五頁—六六頁)大體上古に於ては音の數と文字の數とは一致してゐたに相違ないが、後言語は時と所とによつて變化し、生じ人爲的に假名遣上一つの規定が必要となり、此に歴史的假名遣が成立つた。併し歴史的假名遣は發音の變化に重きをおかず、古代の習慣に従つて書かうといふのであるから、假名遣の合理的基礎の上からは非常に遠ざかつてゐる。つまり歴史的假名遣でわ、假名の用法を一語一語について定めなければならぬので、發音を標準として合理的に之を定めることが出来ないから、その取扱が非常に複雑であるのである。それゆゑ假名遣の目的を論理的に考察すれば、何うしても論理的基礎の上に組織した表音的假名遣が、最も優つたものと言わねばならぬのである。(六七頁—六八頁) 第二にないので、自然その標準をきめるのに困難である。「一體歴史的假名遣でわ、「和名抄」その他のものに存在する語彙な標準を定めるのが何でもないけれども、明治時代において現在使用されておる語彙の假名遣についてわ、その扱ふべきに苦しむのであるから、歴史的假名遣わ一部の學者の唱導する様に、必ずしも根據の鞏固なものでないと思ふ。」「(七〇頁)しかし表音的假名遣になると現在の標準を定める必要がある。先づ音韻分布圖で「其の分布の廣狹を觀察し傍ら從來の歴史を考慮し語源を斟酌して、その標準を決定するのである。語を換えていへば、現在我邦の教育社會において最も廣く用いられておる發音にして、もつとも雅醇なものを標準に取るのである。」(七一頁) 歴史的假名遣は隨分不合理非論理的であるに反し、表音的假名遣は簡潔合理的であり、小學校教育に施行し發音を十分に練り上げたら、兒童は今日の如く假名遣に苦しまないだらう。第三に「假名遣の歴史即ち變遷から觀察して見ると、或一定の時代における慣習を標準として假名遣を定めることが困難であるということが分る。歴史的假名遣を固執して、一歩たりともその變化を許すまいとしておる學者が少くないが、然しながら、歴史的假名遣といへども、決して一定不變のものでわな

い。古くからの歴史に徴して見ると、種々の變化のあることが分る。(七二頁) ウェブスターの如きも版を改める毎に綴字法を改めてゐるものも尠くはない。我邦でも「變化」「源氏」は「ヘンゲ」「ゲンジ」「グエンジ」で古代文學はその通に記してあるものがあるが今日では「ヘンゲ」「ゲンジ」と發音通に記すのが習慣である。支那でも古くは尾音に n と m と區別があつたが、今日では n のみ残つてゐる。かうして見て行くと、歴史的假名遣も絶対に古代の習慣に標準を置いてゐるとはいかない。であるから發音通に表記を改められてゐるものもあり、ないものもありで歴史的假名遣の根據は必ずしも正しくはない。故に假名遣の歴史から徴して見ても、表音的假名遣こそ正しいので、歴史的假名遣は當然整理すべきだ。第四に假名遣の利害といふ點について考へて見ると、歴史的假名遣を擁護する人々の主張する所の其假名遣の利便を擧げて見ると次の如くである。

(一) 歴史的假名遣わ語源を保存するという點において頗る便利である。(七六頁) palm, byun を sun, him と表記すれば希臘語に由來したといふ事が解らない。佛國アカデミーは、佛語と羅旬語の親族的な關係を綴字の上にあらはせば、各國の教育のある人士が佛語を學ぶのに容易だといふ意見を持つてゐた。

(二) 歴史的假名遣わ同音異義オホニムから起る混雜を避けるのに便利である。(七七頁) 「様」「要」「用」「葉」は「ヤウ」「エウ」「ヨウ」「エフ」なのに「ヨウ」と書けば區別がつかなくなる。

(三) 歴史的假名遣わ史的價值を保存する利益がある。(七八頁) night, knight を nait と表記して丁へば古代の國語の傳をしのぶことが出来ない。

(四) 言語學上音の數が段々に減少するといふこと最も憂うべきことであるが、歴史的假名遣わ音を保存するに利益である。(七八頁)

(五) 假名遣の變更わ國語の破壊を促すもので、文法の如きわ是が爲めその組織の一變を來す様になるものである。(七九頁)

(六) 從來の慣用の假名に變更を加えると國語の尊嚴を毀損する恐がある。(七九頁) シュライヘル一派は言語を一つの有機體と考へ古代の言語は極めて完全な形を有してゐた、此形相がくづれるのは退歩だといひ、アカデミーも同意見だ

つた。プリエンチュール氏も「言葉を以て一の美術的製作と考える人々、五六百年間美育によつて完全した國語において、その言葉がそれ自身の價值を有し、その個性を有することを信じて疑わんであらう。」(八〇頁)と言つてゐる。(七)綴字法の變更は國文學に重大な關係を及ぼすものである。(八〇頁)古來の文學は攪亂され、人名地名が變更されては文學者が苦痛を感じる。

(八)假名遣の變更は社會の習慣とつねに相伴わねばならぬ。若し假名遣に變更を加えて社會が一般に認容しなければ、勢ひ社會から孤立することになるから非常に不利益である。(八〇頁)小學校兒童が社會より孤立するといふのである。(九)……若し教授法に改良を加えれば、必ずしも歴史的假名遣が困難でないのであるから、別に之を變更すべき必要を認めないのである。(八一頁)

以上の歴史的假名遣擁護論について一々意見をのべて見る。

(一)歴史的假名遣は語源保存には利益があるが、義務年限僅か四年で漢字を覚え、漢字の變體あり又數多の方言に分岐してゐる國語であるから、「國語に關する一般の知識を授け、普通の文字を正確に了得し、自己の思想を自由に發表する能力を養成」(八一頁)するのは容易ではない、殊に歴史的假名遣を満足に教授する事は時間が許さない。明治三十七年の文部省の調査では、就學の始期に達したものの六五・一八八七一人、同年度の尋常科生は四〇三・九一七四人、高等科生活動するものが頗る大多數であるから、國民教育の現状を見ると、先きに述べた通り小學校でわあまり多きを望むことが出来ない。それであるから今日の場合、文學の便否とか語源の保存の利益とかいうことわ、中學以上或わそれよりも以上の専門教育に任せて、單に義務教育を終えただけのものにわ、表音的假名遣を誤するという様にする。(八一頁、八二頁)是が最も穩健な方法ではあるまいか。一般國民に歴史的假名遣を覚えさせても効果は殆んどない。國語の専門家となつて始めて便利であり利益であるものを國民一般に教へるのは、國民を國語専門家にさせ様とするもので、國家百年の大計からいへば許す事が出来ない。一般國民は歴史的假名遣から表音的假名遣になつても何の故障もない。

(二) 歴史的假名遣を表音的に改めた當初は、同音異義の混雜は眼の側から多少おこるだらうが、前後關係又はアクセントで大抵正しく了解することが出来る。「市立」と「私立」との違いを一方を「イチリツ」といつたとて國語を破壊するものと言つて了ふ事は出来ない。何故なら國語にも湯桶讀の如きは「イチリツ」と讀むと同じ類である。すべて規則正しくないものを破壊的といふことは出来ない。一語々々からは同音異義の混雜があつても單語文で用を達する事はないから、其混雜も大したものではない。

(三) 歴史的假名遣わ古代の發音の面影を保存しておるのであるから、古音研究上確かに或る利益があるのであるが、時代を追うて發音の變遷を研究する上にわ非常に不便である。(八八頁)

(四) 或一面の觀察によれば音の數は減じてゐる。しかし一方に於て 品 目 の如き音が新に増して來てゐる。「カ」「クッ」「ヂ」「ジ」「ツ」「ズ」の區別も全く消滅したのではない。統計上區別をつけない地方が多いといふのである。

「今日に於て、この區別を全く廢するといふことが、果して時宜に適したものか何うか、これがつまり意見の分れるところである。」(九〇頁) 又之等の區別を語源的に正しくするには漢字を詳しく學ばねばならない。之は小學校兒童には隨分無理である。此の困難が生じるのは教授法が悪いといふが、僅かの時間で假名遣から文章から全部教へる困難はいふまでもないし、それも小學校教員の待遇を改めたら或は少しは善くもなつたであらう。音の數を減じたり發音の標準をみだりに變へるのはよくないが、社會の標準が變つて行けば國語教育も或程度まで社會の慣習に従はねばなるまい。

(五) 假名遣の改正は國語の破壊だといふのは全然誤解である。元來言語と文字は恰も身體と衣服の關係の様のもので何んな衣服を來ても日本人は日本人である。だから、よし假名によつて表記せられても、ローマ字で表記されても、依然として日本語である。もしローマ字を使用して日本語が廢れるといふなら、ヤソ教はヘブリュー文字でかき、佛教は梵字でかかねば經義は永遠に傳はらないだらう。「言語と文字との關係が身體と衣服のごときものであるならば、言語と假名遣との關係は身體と衣服の仕立方の様なものである。」(九四頁) 次ぎに言語が時代により處により種々異なるのは、

自然の數である。シュライヘル一派の如く退歩と見る事は出来ない。言語の變化を認めて假名遣の改正をまとめないのは、二十歳になつても十歳の頃の着物を着る様なものである。次に文法にしても必ずしも五十音圖を利用して歴史的假名遣の上に組織せねばならないといふことは決してない。

(六) 假名遣に變改を加へると威嚴を損ずるといふのもつまり感情問題であらうと思ふ。「感情上美感を與へるもの、文學上から見て、之を維持するのが利益である」といふのも一の議論であるし、國民教育から觀察すれば、是非この假名遣を改正しなければならんといふのも一の議論である。我輩わ國家百年の大計として國民教育の發達上、斯の如き感情をすてゝ、他の利を求めるのが極めて必要である、即ち或る程度まで感情を犠牲に供しても、國民教育の發達を計るのが、國運の伸張を期する爲めに、最も必要であると信ずるのである。〔九七頁—九八頁〕「假名遣の改正わ國民の決斷がありさえすれば、あまり困難な問題でわない。〔九八頁〕」

(七) 歴史的假名遣を改正すれば國文學に多少の影響を與へるが、文學を破壊するといふは一面の觀察に過ぎない。沙翁の作も今日では或程度まで今日の假名遣に改められてゐるが、沙翁の文學の破壊とは認めるものがない。「殊に現在の文學すら十分にこなすことが出来ないのに、早くも過去に遡るといふことわ、是までの我邦における通弊で、教育上もつとも注意すべきことである。近來歐米諸國において發達しつゝある國語教育の方針から見れば、先ず現在の國語に十分熟達した上で、然る後徐ろに過去に遡るのが正理であるとしてあるのである。現在國語教育の狀況でわ、尋常小學を卒業しても手紙すら満足にかけないものが多いのに、これらのもののために、過去の文學を研究するのに便利であるという點で歴史的假名遣を保存したところで、何の得るところがあらう。何の得るところもないのみならず、却て徒らに彼等を苦しめるに過ぎないのである。〔一〇〇頁—一〇二頁〕」

(八) 以上の如く歴史的假名遣は一般國民にとつては利益がないのに、實際社會は歴史的假名遣を用ひてゐる。それ故もし改定假名遣を用ひると兒童が孤立するといふが今回の口語のみに適用するので社會から孤立するわけがない。

(九) 歴史的假名遣は教育上さほど困難でないと云ふ。「素より難易というのわ比較的問題であるが、表音的の假名遣

を合理的に教授するのと歴史的假名遣を機械的に教授するのとを、その難易を決して同日の論でないと思う。(二〇二頁) 以上の外改正の方法について種々の反對があるが、否定するだけの價值のあるものとは思はれない。「彼等の主張において最も耳を傾けねばならんのわ、現在の社會が舊假名遣を依然として用いておるのに、ひとり國語教育においてのみ新假名遣を用いるのわ、何うであろうかという論旨である。」(二〇二頁—二〇三頁) しかし既に述べた様に口語の假名遣には一定の習慣が成立つてゐないし、又社會が歴史的假名遣を用ひてゐるとはいひつつも、「候へドモ」を「候得共」と「へ」を「え」に誤り「國十郎丈江」と「へ」を「え」に誤つてゐるのに社會は平氣で看過してゐる。殊に外國語などは正しい假名を用ひてゐない。だから口語なり外國語なりの假名遣を一定するのは最も時宜に適したやり方だ。然し改正には何事によらず多少の反對がある。今日では言文一致の勢力が盛になつて來てゐる。今後幾年かの後には言文一致體が廣く用ひられるだらう。其と同時に今は表音假名遣を社會が認めないが、學理上から見ても國語教育上から見ても又社會の實用上から見ても、表音的假名遣に對する社會の同情は年とともに増しつゝあるのである。だから近き將來には歴史的假名遣を奇妙に感ずる時が來るだらう。

次いで翌明治四十一年五月二十三日勅令第三百三十六號を以て「臨時假名遣調査委員會官制」が發布された。その設置の趣旨は大體左の通りである。(時の文相は牧野伸顯氏であつた。)

明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則ヲ以テ字音假名遣ヲ簡約ニシタル以來假名遣ノ全體ヲ通ジ整理統一シタル成案ヲ得ントシテ常ニ講究スル所アリ其ノ結果文部大臣ノ諮問ニ對シ國語調査委員會及高等教育會議ヨリ答申セル改定案アリト雖其ノ儘採リテ之ヲ實行スルニ不可ナル點アリ尙調査ノ餘地アルモノト認ムベシ加フルニ明治三十三年ニ簡約シタル字音假名遣ハ單ニ之ヲ小學校教育ニノミ適用シタリト雖モ國語並ニ字音ノ假名遣トモ其ノ性質上之ヲ一般教育ハ勿論廣ク官公文書等ニモ適用スルヲ妨ゲザルコト定ムルヲ適當トス要スルニ假名遣問題ノ解決ハ

事頗ル重大ナルモノアルニ付此ノ際廣ク多方面ニ涉リ各種ノ關係者ニヨリ委員ヲ選擇シテ組織シタル假名遣調査委員
會ヲ臨時ニ設置シ以テ慎重ニ審議決定スルノ必要アリトス

かくて文部省は同明治四十一年五月二十八日一つの諮問案を之に提出して附議討究せしめた。それは假名
遣改定案を國定教科書に採用するの可否の諮問であつて、その理由書には左の通りある。

小學校令施行規則第二號表ノ字音假名遣ハ之方實行ヲ小學教育上ニノミ限リ中等教育ニ於テハ依然舊來ノ假名遣ヲ強
テ學習セシメタルモ假名遣ノ如キハ教育ノ階級ニヨリテ截然限界ヲ劃スベキニアズ加之何レノ階級ノ教育ニ於テモ
舊假名遣ヲ株守シ又ハ新假名遣ヲ強制スルコトナク新舊並行セシメ自然淘汰ニ一任スルヲ可トス依テ本案ノ假名遣ハ
彙キニ定メタル文法上許容スベキ事項ト均シク諸教科書ノ檢定又ハ編纂ノ場合ニ關シ廣ク之ヲ應用セントス

その案は大體に於て國語調査委員會の答申案を基礎とし、さきの明治三十八年春の諮問案の第二案の趣旨
を大分とりいれ、國民意識に強いものは存置し、あまり強くないものは改定することにしてゐる。（臨時假名
遣調査委員會議事速記録「附錄」新假名遣國語表案「參照」）しかもこの改定假名遣は、「文法上許容スベキ事項」の例
に準じて之を許容するものとし、文語にも口語にも適用することにしてゐる。而して時の文相牧野伸顯氏の答
辯によると、この案を發表する形式は勅令に依ることにしてゐたのである。（吉岡郷甫氏「假名遣改定に關する過
去の歩み」參照）

臨時假名遣調査委員會はこの案に對して會議を開くこと五回、賛否の意見をたたかしたが、未だ大體の
議も了しなかつたうちに、七月西園寺内閣が桂内閣に更迭したので、會議はそのまま休會し、文部省も諮問

案を撤回することにしたのである。(臨時假名遣調査委員會議事速記録「明治四十二年一月、參照」)

世論の喧囂と、教科書修正期の切迫と、案の歸一困難とのために、文部省(文部大臣小松原英太郎氏)は遂に意を決して、明治四十一年九月七日文部省令第十號を以て、明治三十三年省令第十四號第二號表を廢し、小學校の教科書は字音假名遣も舊來の慣用を用ひることにして編纂を進めることにしたのである。時の省令は次の通りである。かくて明治四十三年四月以降は、「棒引字音假名遣」は廢止されてすべて舊に依ることになったのである。(前述吉岡郷市氏論文參照)

小學校令施行規則中教授用假名及字體、字音假名遣並漢字ニ關スル規定削除ノ趣旨

明治四十一年九月七日文部省令第十號

今般文部省令第二十六號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體、字音假名遣並ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除セリ

假名ハ大體ニ於テ從來ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尙普通ニ行ハルル變體假名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ數モ亦義務教育延長ノ結果相當ノ増加ヲ要ス是レ假名及其ノ字體並ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除シタル所以ナリ又字音假名遣ハ當初改正ノ際ハ兒童ヲシテ國語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出テタルモノナレドモ實施ノ結果ニ鑑ミ豫期ノ目的ニ副フコト能ハザルヲ認メタルヲ以テ今回國定教科用圖書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廢止セリ惟フニ假名遣ハ時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スベキコト勿論ナリト雖尙益々慎重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音假名遣ハ小學校ニ於テモ他ノ學校ニ於ケルガ如ク古來慣用ノ例ニ依ルベク教科用圖書亦之ニ依リテ編纂セラルベシ然レドモ字音假名遣ノ爲徒ニ國語ノ學習ヲ艱澁ニシ兒童ノ心神ヲ過勞セシムルガ如キハ務メテ之ヲ避

ケザルベカラザルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セズ便宜從前ノ假名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス

地方長官ハ事ニ兒童ノ教育ニ當ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ體シ以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ努ムベシ

曩にのべたやうに「臨時假名遣調査委員會」は、明治四十一年六月より七月へかけて五回の委員會を開き文部省の諮問案を討議したのであるが、時の委員長は菊池大麓、委員は曾我祐準・松平正直・淺田德則・小牧昌業・山川健次郎・岡部長職・矢野文雄・森林太郎・岡野敬次郎・小松謙次郎・井上哲次郎・上田萬年・伊知地彦次郎・伊澤修二・徳富猪一郎・横井時雄・芳賀矢一・松村茂助・島田三郎・藤岡好古・大槻文彦・江原素六・鎌田榮吉・三宅雄次郎の二十四人、主事は文部書記官渡邊重之介であつた。而して委員會に於て發言した人は文部大臣牧野伸顯の外右の○印の十六氏で、その中賛成意見を述べた人は大槻文彦・矢野文雄・芳賀矢一・伊知地彦次郎の四氏が主であり、最も強く賛意を表したのは大槻・芳賀の二氏であつた。又反対意見を述べた人は藤岡好古・伊澤修二・森林太郎・曾我祐準の四氏が主であり、最も強硬に反対意見を述べたのは伊澤・森の二氏であつて實に熱烈火の如きものがあつた。伊澤氏はなほ「國學院雜誌」の明治四十一年六月號に「假名遣の變ずべからざるを論じて音義の本源に及ぶ」と題して同様の反対意見を述べて居り、森氏の委員會に於ける反対意見の筆記は「假名遣に關する意見」として「鷗外全集」第二卷に載録されてゐる。共に貴重なる參考資料といふべきものである。その他民間に於て喧嘩を極めた賛否の諸論は、文部省の「假名遣改定案に對する世論調査報告」(明治三九・九)

に依つてその大體を窺ふことが出来る。中には「國語會」「國語擁護會」等の名稱の下に團體を組織して改定反對運動をなすものもあるといった有様であつた。

かくの如くにして明治時代に於ける假名遣問題は一と先落着の觀を呈したのであつた。次いで大正二年六月國語調査委員會は、山本内閣行政整理の爲、委員會の費用壹萬圓足らずの節約のために廢止された。然るに大正二年六月文部省に設けられた教育調査委員會が、修業年限短縮の目的を以て學制改革の調査を進めたところ、若干の修業年限を短縮して、しかも學力の低下を拒ぐ爲には、言語・文章及び文字を整理することが最も重要な條件であることが明かになつたので、教育調査會から文部大臣に向つて速に國語調査の機關を設置せられたき旨建議せられ、貴衆兩院よりもまた同様な建議案が提出されたので、文部省は大正五年四月よりその調査事業を開始した。即ち文部省は普通學務局の事務章程の中に「國語の調査に關する事項」を加へ、その調査には前の國語調査委員會が調査に着手し未了になつてゐる漢字の整理を完成することとし、大正八年十二月「漢字整理案」二冊を印行公にした。

次いで大正十年六月中橋文相は「臨時國語調査會」を設置し、

- 一 漢字の調査に關する件
- 二 假名遣の改定に關する件
- 三 文體の整理に關する件

について調査を進める方針を立てた。爾來今に到るまで同會の調査業績は次の如くであるが、その中に所謂「假名遣改定案」も加はつてゐるのである。

一 常用漢字表

二 略字表

三 假名遣改定案

四 當字ノ廢棄ト外國語ノ寫シ方

五 字體整理案

六 漢語整理案

今左にこの臨時國語調査會の發表した假名遣改定案の全部を掲げ、これに對して捲き起された論議の主なるものを検討することしよう。

假名遣改定案

一 改定の主旨

昨大正十三年十二月二十四日文部省で開かれた臨時國語調査會は、滿場一致假名遣改定案を可決した。

第八章 明治大正昭和時代の假名遣問題

假名遣の改定は國語假名遣・字音假名遣の兩者にわたつてゐるが、その改定の主旨は臨時國語調査會の發表した假名遣改定案のはじめにある左記の文で明らかである。

現今わが國に行われている國語および字音の假名遣は、これを學ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなかつたことなすことがなか／＼困難である。わが國民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい假名遣とゆう重荷を負うている。本會がさきに常用漢字を公にし、さらにまた假名遣の整理をはかつて、この改定案を發表するのは、文字の使用を容易にして國民教育の發達と國家文運の進展を促そうとするためである。

右にも述べてある如く、國語および字音の假名遣をあやまりなかつたことなすこととは、よほどむずかしいのであつて、教育者も被教育者もこの點についてはつねに多大の苦痛を體驗して來てゐるのである。しかも從來の假名遣は、その標準が或過去の時代の言葉の書きあらわし方におかれており、その過去の時代の言葉の書きあらわし方は、それらの時代の發音を基礎としてゐるのであるから、發音の習慣の變つて來てゐる後世の人々が、昔と同じやうに言葉を書きあらわそうとしたところで、それは相當な苦心を重ね練習を積んだ上でなければ不可能である。器械的に昔の人々の書きあらわし方を覚えこみ、いわゆる假名遣の規則を暗記してゐるのでなければ、その目的を達することが出來ない。文字を知り假名を知つていても、假名遣の規則に縛られて言葉を書きあらわすに不便を感じ、しかも、その規則を覚えこむには多大の苦心を要することゝは、いかにも不合理であるといわなければならぬ。現代の言葉の書きあらわし方はよろしく現代の發音の上に標準をもとめるべきである。文字を知り假名を知り簡單な表記の通則を心得てさえいけば、ど

んなことでも自分の書くこととすることが書けるとゆうようにならなければ、教育上の効果も十分にあらわれないし、國民の精神上的の負擔も輕くならない。便不便とか、利不利とかゆうような實際問題をはなれて、單に學術上ばかりから考えて見ても、言語と文字、言葉と書きあらわし方との關係はさうゆう風でなければならぬのである。假名遣の改定が、教育上社會上の問題として取扱われるようになったのは久しい以前からのことであるが、臨時國語調査會が、その成立の當初から、特にこの假名遣の調査整理を重要な事項の一と認め、慎重審議の末ここに具體案を發表して、長い間の懸案を解決するに至つたのは、國家社會のために同慶の次第である。

二 整理の方針および適用の範圍

臨時國語調査會が假名遣改定案を作成するに當つて、どうゆう方針によつたか、また改定假名遣がいかなる範圍に適用されるかは、次の凡例に明らかである。

凡 例

- 一 本案は大體東京語の發音により、なお地方におけるものをも考慮して整理したのである。
- 二 本案は主として現代文（口語・文語ともに）に適用する。
- 三 固有名詞およびその他の特殊な事情のあるものは、しばらく従前の通とする。ただしなるべく本案の假名遣による。

四 外國語の表記は別に定める。

現代の假名遣は、よろしく現代の言葉の發音に本すいて定められるべきものであることは前に述べた通りである。しかし、現代の發音を標準とするにしてもいすれの地方の發音を標準とするかが問題となるが、本案では大體東京語の發音を標準としてゐるのである。たとえば『菓子』『煉瓦』の如き、地方によつては「くわし」「れんぐわ」と發音するところもあるが、東京では「かし」「れんが」と發音するのが常である。すなわち東京語では「くわぐわ」が「か」に發音されるから、それを標準にすれば字音假名遣改定案第二條の通り「くわぐわ」は「か」に改める」とゆうことになつて来る。しかも、それが東京語だけにおける發音であるとすれば考慮の餘地もあるが、「くわぐわ」と「か」とを區別して發音する地方と區別しない地方とは、これを全國的に見てほとんど相半するとう有様であるから、さうゆう地方的發音をも參考すると、右のような改定は、一そう理由の強いものとなるのである。他の種々の點の改定についても同様な注意が拂われていることは言うまでもない。

改定假名遣の適用範圍が現代文のすべてに及ぶべきのは當然である。口語と文語とで假名遣がちがうとゆうような不統一は許さるべきでない。現代文でないもの、古文とか中古文とかゆう類のものを適用範圍外においてゐるのは、それ等は過去の約束の下に書かれているので、強いてこれを現代の假名遣で律するには及ばないからである。

凡例三の固有名詞およびその他の特殊な事情のあるものとゆうのは、人名船舶名などの類や法令關係のもので容易に改められないものなどを含んでいる。

外國語の發音の書きあらわし方は國語字音の假名遣と同様に取扱ふことの出来ないものが少くないから、表記の通則以外の細目は別に規定することになつてゐる。

三 國語の表記に關する通則

國語の表記に關する通則は、表記上の大體の規則を示したもので、その條文は左の如くである。

第一條 國語の拗音を書くには、や、ゆ、よを右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二條 國語の促音を書くには「つ」を右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三條 國語のア列長音はア列の假名にあをつけて書く。

第四條 國語のイ列長音はイ列の假名にいをつけて書く。

第五條 國語のウ列長音はウ列の假名にうをつけて書く。

第六條 國語のエ列長音はエ列の假名にいをつけて書く。

第七條 國語のオ列長音はオ列の假名にりをつけて書く。

第八條 國語のア列拗音の長音はア列拗音の假名にあをつけて書く。

第九條 國語のウ列拗音の長音はウ列拗音の假名にうをつけて書く。

第十條 國語のオ列拗音の長音はオ列拗音の假名にりをつけて書く。

注意一 外國語の拗音促音の書き方には通則第一條第二條を適用する。

注意二

外國語の長音は通則第三條以下の場合の「あ」「い」「う」のかわりに「ー」をつけて書く。

右の通則のうちで注意すべき點は、長音の表記に「あい」の三つを用いる方法を採用したことである。長音を書きあらわすのに長音符（引音符）「ー」を用いるのも一つの方法であり、あいいうえおの五つを用いるのも一つの方法であるが、臨時國語調査會では、その長短得失を審議して、前記の方法を採用することにしたわけである。（大正十四年一月二十八日官報第三七二八號附錄雜報八二）

四 國語假名遣改定案

第一 ゐ、を は い、え、お に改める。たゞし助詞の を を除く。

例一 ゐをい に改めるもの。

いど（井戸） いのし（猪）

くわい（絲姑）

まいる（參る）

いる（居る）

二 えをえ に改めるもの。

こえ（聲） つえ（杖） すえ（末）

うえる（植ゑる） すえる（掘ゑる）

たゞし酔ふ（あふ）はよりに改める。

三 をを お に改めるもの。

おけ（桶） おか（岡） うお（魚）

おどる（踊る）

おしえる（教へる）

しおれる（萎れる）

おかしい（をかしい）

おいしい（惜しい） あおい（青い）

第二 ぢ、づ は じ、ず に改める。

例一 ぢをじに改めるもの。

くじら(鯨) ふじ(藤) わらじ(草鞋) ねじる(捻ぢる) はじる(恥ぢる) よじる(攀ぢる)

二 づをずに改めるもの。

うずら(鶉) うず(渦) みず(水) ゆずる(譲る) うずめる(埋める) さずける(授ける) めずらしい(珍らしい) はずかしい(恥かしい) しずかに(靜かに) まず(先)

第三 わに 發音される は わに 改める。たゞし助詞の は を除く。

例

かわら(瓦) かわ(河) にわ(庭) あらわす(著す) まわる(廻る) こわれる(毀れる) あらわぬ(洗はぬ) きらわぬ(嫌はぬ) さそわぬ(誘はぬ) かわいらしい(かはらしい) くわしい(委しい) けわしい(險しい) にわかに(俄かに) すなわち(則)

第四 いに 發音される ひ は いに 改める。

例

うぐいす(鶯) たい(鯛) はい(灰) ついやす(費す) たいらげる(平げる) ならいます(習ひます) わらいます(笑ひます) まいます(舞ひます) ちいさい(小さい) こいしい(戀しい) ついに(遂に)

例

第六 うに 發音される ふ は うに 改める。

例

あろう(洗ふ) まう(舞ふ) やと(傭ふ) あやうい(危い) へは えに 改める。たゞし助詞の へ を除く。

例

かえる(蛙) いえ(家) まえ(前) かえる(歸る) さえする(轉る) さそえ(誘へ) ひろえ(拾へ) さえ

第八章 明治大正昭和時代の假名遣問題

(助詞、さへ)

第八 おに發音される ほはおに改める。

例 いきおい(勢) かお(顔) しお(鹽) なお(直す) にお(匂ふ) なお(猶)

第九 ウ。列長音に發音される くふ、すふ、ぬふ、ぶふ、ゆふ、るふの類の ふはうに改める。

例 くり(食ふ) すり(吸ふ) ぬり(縫ふ) おどり(負ふ) ゆり(結ぶ) くるり(狂ふ) ゆりだち(夕立)

たゞし ユ。の長音に發音される いふ(言) はゆりに改める。

第十 オ。列長音に發音される おふ、そふ、のふ、もふ、よふ、ろふの類の ふはうに改める。

例 うけおり(請負ふ) あらそり(爭ぶ) きのう(昨日) おもう(思ふ) まよう(迷ふ) ふくろう(最)

第十一 オ。の長音に發音される はう、オ。列長音に發音される わう、あふ、おほはおうに改める。

例一 はりを おうに改めるもの。

あおり(送はう) かおり(買はう) まおり(舞はう) こおり(強う) しおり(齊う)

二 わりを おうに改めるもの。

よおり(弱う)

三 あふを おうに改めるもの。

おりぎ(扇) おうち(種)

四 おほを おうに改めるもの。

おりかみ(狼) おうやけ(公) しおうせる(爲遂せる) おうい(多い) おうきい(大きい)

第十二 オ列長音に發音される かう、こほ は こう に、かう は こう に改める。

例一 かり を こう に改めるもの。

こうがい(筭) こうじ(麴) こうべ(神戶) きこう(聞かう) こうばしい(かうばしい)

あこう(赤う) ちこう(近う) こう(斯う)

二 こほ を こう に改めるもの。

こうり(氷) こうろぎ(蠶斯) とくこうる(滯る)

三 かり を こう に改めるもの。

いそこう(急かう) なこう(長う)

第十三 オ列長音に發音される さう は そう に改める。

例 はなそう(話さう) かえそう(返さう) ちらそう(散らさう) あそ(淺う) くそう(臭う) そう(然)

第十四 オ列長音に發音される たう、とほ、とを は とう に改める。

例一 たり を とう に改めるもの。

とうげ(峠) たとうがみ(疊紙) うとう(打たう) かとう(勝たう) たとう(立たう) いとう(痛う) かと

う(堅う) つめとう(冷たう)

二 とほ を とう に改めるもの。

とうる(通る) とうい(遠い)

三 とを を とう に改めるもの。

とう(十)

第十五

オ。列長音に發音される なう は のう に改める。

例

しのう(死なう) あぶのう(あぶなう)

第十六

オ。列長音に發音される ばう はふ、ほほ は ほう に、ばう は ほう に、ばう は ほう に改める。

例

一 はう を ほう に改めるもの。

ほうき(符) ほうむる(舞)

二

はふ を ほう に改めるもの。

ほうる(投る)

三

ほほ を ほう に改めるもの。

ほうすき(酸漿) ほう(頬) ほうのき(朴木)

四

ばう を ほう に改めるもの。

あそほう(遊ばう) とほう(飛ばう) はこほう(運ばう)

五

ばう を ほう に改めるもの。

すつばう(すつばう、酸)

第十七

オ。列長音に發音される まう、まふ は もう に改める。

例

一 まう を もう に改めるもの。

もうける(儲ける) もうす(申す) あゆもう(歩まう) やすもう(休まう) たのもう(頼まう) あもう(甘う) せもう(狭まう)

二 まふをもうに改めるもの。

すもう(角力)

第十八 オ列長音に發音される やう、よほはように改める。

例一 やうをように改めるもの。

ようか(八日) はよう(早う) ようやく(漸く)

二 よほをように改めるもの。

もようす(催す)

第十九 オ列長音に發音される らうはろうに改める。

例

いのろう(祈らう) かえろう(歸らう) とうろう(通らう) くろう(暗う) かろう(辛う) あろう(粗う)

第二十 ウ列拗音の長音に發音される きうはきゅうに改める。

例

おうきゅう(大きう)

第二十一 ウ列拗音の長音に發音される しうはしゅうに改める。

例

しゅうと(舅) しゅうとめ(姑) あたらしゅう(新しう) かなしゅう(悲しう) すいしゅう(涼しう)

第二十二 オ列拗音の長音に發音される けふはきょうに改める。

例

きょう(今日)

第二十三 オ列拗音の長音に發音される せうはしゅうに改める。

例

まいりましゅう(参りませう) そうでしゅう(さうでせう)

右の改定は主として發音通りに書きあらわすことを目的とし、またその主旨の徹底を期したものであるから、たゞ二三の點だけについて説明を加えておく。

助詞の を、は、へ を除外して、この三つだけをもとの假名遣通りに書くことにしたのは、不徹底の嫌はあるが、この三つの助詞だけは、一般の人々との親しみのことに深いもので、これを お、わ、え と書くとは奇異の感じをいだく人が多いから、急激な變化を避ける意味で、これだけを除外例としたのである。

る、ゑ、を (助詞 を を除く) を い、え、お と書くことに改めたのは、現代の標準的發音では、る、い、ゑ、え、を、お の區別が失われて、すべて い、え、お に發音されるようになってゐるからである。助詞の を に除外例を認めたのも、助詞の を がもとのまゝに發音されてゐるからとゆうのではない。

ぢ、づ、を、じ、ず に改めることにしたのも、これを全國的に見て、ぢ、じ、づ、ず を區別して發音する地方と、じ、ず に發音する地方とが相半していて、しかも東京語ではそれが じ、ず の發音になっているからである。もつとも、東京語の發音については學者の間に異論もあるけれども、統一上から じ、ず の方に一定することになつたのである。(大正十四年二月十八日官報三七四五號附錄雜報八四)

五 字音の表記に關する通則

字音の表記に關する通則も、大體において國語の表記に關するものと同様ではあるが、兩者の間に幾分か

の出入もあるから、全文を次にかゝける。

第一條 字音の拗音を書くには や、ゆ、よ を右側下に細書する。

ただし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二條 字音の促音を書くには つ を右側下に細書する。

ただし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三條 字音のウ列長音はウ列の假名に り をつけて書く。

第四條 字音のオ列長音はオ列の假名に り をつけて書く。

第五條 字音のウ列拗音の長音はウ列拗音の假名に り をつけて書く。

第六條 字音のオ列拗音の長音はオ列拗音の假名に り をつけて書く。

第七條 左の如き語は發音のまゝに書く。

銀杏 ぎんなん

天皇 てんのう

三位 さんみ

法被 はっぴ

十方 じっぽう

一邊 いっぺん

七寶 しっぽう

北方 ほっぽう

六本 ろっぽん

學校 がっこう

脚氣 かっけ

甲冑 かっちゅう

法度 はつと

雜貨 ざっか

立派 りっぱ

右のうちで特に注意すべきものは第七條の規定である。「銀杏」「天皇」はまさしく「ぎんなん」「てんのう」と發音されるのに、「杏」の音が「あん」「皇」の音が「おう」從來の字音假名遣にしたがえば「わう」であるからといふので、これを「ぎんあん」「てんおう」と書くが如きは不合理でもあり無意味でもある。これらは、よろしく發音のまゝに「ぎんなん」「てんのう」の如く書くのがよい。本條の精神はそこにあるのである。

六 字音假名遣改定案

字音假名遣改定案の本文は左の如くである。

第一 ゐ、ゑ、を は い、え、お に改める。

例一 ゐをい に改めるもの。

胃 威位 遣 委 尉 域 員 院 韻 水 炊 衰 推 對^{タイ} 遺 類

二 えをえ に改めるもの。

會 惠 回 衛 越 猿 園 圓 苑 援 寬

三 をを お に改めるもの。

汚 惡 鳴 翁^ウ 屋 溫 穩 園^ウ 遠^ウ 怨^ウ

第二 く、ぐ は か、が に改める。

例一 くをか に改めるもの。

化 貨 果 菓 過 科 火 課 會 悔 壞 回 怪 快 獲 擴 活 猾 歡 官 還 貫

二 ぐをが に改めるもの。

臥 瓦 外 月 元 丸 願

第三 ぢ、づ は じ、ず に改める。

例一 ぢをじ に改めるもの。

持 痔 軸 軸 陣 女 除 重 住 頭^ヅ

二 づをず に改めるもの。

豆頭途圖

第四 わに發音される はは わに改める。

例 琵琶の琶 枇杷の杷

第五 ュの長音に發音される いう、いふ は ゆう に改める。

例一 いうを ゆう に改めるもの。

尤 又 友 幽 郵 誘 由 有 遊 悠 憂 猶

二 いふを ゆう に改めるもの。

邑 掛

第六 オ列長音に發音される あう、わう、あふ、おふ は おう に改める。

例一 ありを おう に改めるもの。

鶯 櫻 鸚 央 奧

二 わうを おう に改めるもの。

往 王 旺 皇 凰 黃 橫

三 あふを おう に改めるもの。

凹 押 鴨

四 おふを おう に改めるもの。

凹

第七 オ列長音に發音される かう、くわう、かふ、こふ は こう に、かう、くわう、がふ、こふ は

ごう に改める。

例一 かりを こう に改めるもの。

好考 向看 香講 高懷 航幸 効江 降校 行

二 くわうを こう に改めるもの。

宏 絃 光 廣 黃 皇 惶 荒

三 かふを こう に改めるもの。

甲 岬 閣

四 こふを こう に改めるもの。

劫

五 かうを こう に改めるもの。

號 鄉 強 豪 傲

六 くわうを こう に改めるもの。

轟

七 がふを こう に改めるもの。

合

八 こふを こう に改めるもの。

劫 業

第八 オ列長音に發音される さう、さふ は そう に、さう、さふ は ぞう に改める。

例一 さうをそうに改めるもの。

掃 双爪 早相 倉曹 壯操 騷争 桑喪 葬

挿

二 さふをそうに改めるもの。

三 ざうをぞうに改めるもの。

造 藏 象 像

四 ざふをぞうに改めるもの。

雜

第九

オ列長音に發音される たう、たふ は とう に、だう、だふ は どう に改める。

例一 たうをとうに改めるもの。

刀 烏 討 盜 打 橙 糖 常 湯 桃 陶 稻 禱 悼

二 たふをとうに改めるもの。

答 塔 踏 納

三 だうをどうに改めるもの。

道 堂 棠 萄

四 だふをどうに改めるもの。

納

第十

オ列長音に發音される なう、なふ は のう に改める。

例一 なうをのうに改めるもの。

聯 惱 囊

二 なふをのうに改めるもの。

納

第十一 オ列長音に發音される はう、はふ、ほふ は ほう に、ばう、ばふ、ほふ は ほう に改める。

例一 はうをほうに改めるもの。

報 邦 寶 方 包 保 褒

たゞし蘇枋の枋は發音に従い はうを おう に改める。

二 はふ又はほふをほうに改めるもの。

法

三 ぼうをほうに改めるもの。

暴 目 坊 房 亡 望 膨

四 ばふ又はほふをほうに改めるもの。

乏

第十二 オ列長音に發音される まう は もう に改める。

例 毛 孟 亡 妄 盲 望 網

第十三 オ列長音に發音される やう、えう、えふ は よう に改める。

例一 やうをように改めるもの。

羊 洋 樣 陽 楊

二 えう をよう に改めるもの。

要 曜 遙 謫 天 幼 杏

三 えふ をより に改めるもの。

葉

第十四 オ列長音に發音される らう、らふ は ろう に改める。

例一 らう をろう に改めるもの。

老 勞 郎 廊

二 らふ をろう に改めるもの。

藹 臘 蠟

(大正十四年二月二十五日官報第三七五一號附錄雜報八五)

第十五 ウ列拗音の長音に發音される きう、きふ は きゅう に改める。

例一 きう をきゅう に改めるもの。

休 丘 厩 臼 糾 久 楮 仇 求 朽

二 きふ をきゅう に改めるもの。

急 及 吸 級 泣 給

三 きう をきゅう に改めるもの。

牛

第十六 ウ列拗音の長音に發音される しう、しふ は しゅう に、じう、じふ は じゅう に改める。

例一 しうを しゅうに改めるもの。

修 舟 囚 秀 就 收 臭 秋 州 酋 袖 周

二 しふを しゅうに改めるもの。

拾 執 集 襲 澁 習 輯

三 じうを じゅうに改めるもの。

柔 獸

四 じふを じゅうに改めるもの。

十 什 汁 拾

第十七 ウ。列拗音の長音に發音される ちう は ちゅうに改める。

例 壹 丑 宙 抽 胃 肘 鑄

第十八 ウ。列拗音の長音に發音される にう、にふ は にゅうに改める。

例 一 にりを にゅうに改めるもの。

柔

二 にふを にゅうに改めるもの。

入

第十九 ウ。列拗音の長音に發音される びう は びゅうに改める。

例 謬

第二十 ウ。列拗音の長音に發音される りう、りふ は りゅうに改める。

例 一 りりを りゅうに改めるもの。

留柳流

二 りふをりゅうに改めるもの。

立粒笠

第二十一 オ列拗音の長音に發音される きやう、けう、けふは きさうに、ぎやう、けう、けふは

きさうに改める。

例一 きやうを きように改めるもの。

杏 鶯 狂 兄 競 鏡 强 京 經 郷 饗

二 けりを きように改めるもの。

校 教 喬 橋

三 けふを きように改めるもの。

脅 協 夾 俠

四 ぎやうを ぎように改めるもの。

仰 行 形 刑

五 げりを きように改めるもの。

堯 曉

六 げふを きように改めるもの。

業

第二十二 オ列拗音の長音に發音される しやう、せう、せふは しさうに、じやう、ちやう、ぜう、

でう、でふは じように改める。

例一 しやうを しょうに改めるもの。

相 正 商 詳 傷 省 生 唱 將 尙 聖 性 章 掌

二 せうを しょうに改めるもの。

笑 尙 招 燒 消 詔 小 礁 照 少

三 せふを しょうに改めるもの。

妾 捷 涉

四 じやうを じように改めるもの。

上 情 淨 狀 讓 成 城 常

五 ぢやうを じように改めるもの。

場 娘 釀 丈 杖 定 錠

六 ぜうを じように改めるもの。

擾 饒

七 でうを じように改めるもの。

條 嫻

八 でふを じように改めるもの。

帖 疊

第二十三。オ列拗音の長音に發音される ちやう、てう、てふ は ちように改める。

例一 ちやうを ちように改めるもの。

停 提 丁 町 挺 長 腸 聽

二 てう を ちよう に改めるもの。

吊鳥 朝兆 超調 彫

三 てふ を ちよう に改めるもの。

帖 蝶 牒

第二十四 オ列拗音の長音に發音される ねう は によう に改める。

例 尿 饒 遼

第二十五 オ列拗音の長音に發音される ひやう、へう は ひよう に、ひやう、べう は ひよう に改める。

例一 ひやう を ひよう に改めるもの。

兵 平 評

二 へう を ひよう に改めるもの。

雹 表 倭 栗 豹

三 びやう を ひよう に改めるもの。

屏 病 鉦

四 べう を ひよう に改めるもの。

苗 拙 猫 眇 廟

第二十六 オ列拗音の長音に發音される みやう、めう は みよう に改める。

例一 みやう を みよう に改めるもの。

明 命 冥 名 茗

二 めうを みよう に改めるもの。

妙 苗 猫

第二十七 〇。オ列拗音の長音に發音される りやう、れう、れふ は りよう に改める。

例一 りやうを りよう に改めるもの。

良 兩 亮 令 領 涼 諒 量 梁

二 れりを りよう に改めるもの。

聊 料 了 僚 寥

三 れふを りよう に改めるもの。

機

(大正十四年三月四日官報第三七五七號附錄雜報八六)

——臨時國語調査會 安藤正次——

大正十三年十二月に發表された右の「假名遣改定案」は、更に之に除外例を加へることに於て修正された。その修正案は、昭和六年六月三日の官報第一三二六號の附錄雜報三九五に掲載せられてゐる。その必要なる部分だけを摘書すると次の通りである。

常用漢字表及假名遣改定案に關する修正

臨時國語調査會幹事

保 科 孝 一

臨時國語調査會はさきに發表した常用漢字表および假名遣改定案に對し、多少修正を加える必要あるを認め、先般來調査中のところ、今回その成案を得て左のごとく決定、去る五月八日會長より文部大臣あてこれを報告した。

常用漢字表に關する修正(省略)

理由(省略)

假名遣改定案に關する修正

一 國語假名遣改定案第二に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 二語の連合によつて生じた「ち」「つ」はもとのまゝ。

例

はなぢ(鼻血) もらいぢち(もらひ乳) ひぢりめん(緋縮緬) ちかぢか(近々) たづな(手綱) みかづき(三日月) まなづる(真鶴) ぬまつ(沼津)

(2) 同音の連呼によつて生じた「ち」「つ」はもとのまゝ。

例

ちぢみ(縮) ちぢむ(縮む) ちぢに(千々に) つづみ(鼓) つづら(葛籠) つづく(續)

二 字音假名遣改定案第三に左のたゞし書きを加える。

たゞし

(1) 連聲によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。

例

さるぢえ(猿智慧) わるぢえ(惡智慧) はぢや(葉茶屋) ちやのみぢやわん(茶飲茶碗) れんぢゅう(連中)
くにぢゅう(國中) ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(2) 吳音によつて濁る「地」「治」はもとのまゝ。

例

ぢぬし(地主) きぬぢ(絹地) ぢろう(治郎) せいぢ(政治)

理由

先きに大正十三年十二月本會より假名遣改定案を發表して世の批判を求めたが、その結果一定の字音や國語に限り、清濁及び連呼の關係上ジズツの用法は従前の通にありたいとゆう希望の多いのに考慮して、こゝしばらく右に關する除外例を設けることにしたのである。

(中略)

つぎに假名遣改定案は大正十三年十二月に發表して社會の批判を求めたのであるが、この結果「智」「茶」「中」「通」等の如き字音で、單獨では清音に言いあらわされるのに、「猿智恵」「葉茶屋」「連中」「融通」の様に熟語を構成すると、連聲によつて濁音になる、又「治」や「地」は漢音では清音、吳音では濁音に言いあらわされる。此の如く清音の時は「チ」「ツ」で濁音の時は「ジ」「ズ」と書きあらわす事は連想上面白くないとゆう意見がなかなか多い。又國語においても「鶴」が眞鶴となるとマナズル、「綱」が手綱となるとタズナ、「血」が鼻血となるとハナジ、「近」が手近となるとテジカとなるのも連想上やはり面白くない。同音同語の連呼される場合、たとえば「續く」「鼓む」「縮む」「散りく」「月々」等がツズク・ツズミ・チジム・チリジリ・ツキズキと書くことも面白くないから、これは除外例として従前の通に書くがよいとゆう意見を抱く人も少なくない。もちろん感情問題ではあるけれども、現在の如き過渡時代においては止むを得ないこととして、以上の如き特殊の場合に限りしばらくこれを除外例として取扱うことにしたのである。

なほ參考のために改定案についてゐる新舊假名遣對照表を左に掲げておく。

新舊假名遣對照表(國語)

注意 固有名詞およびその他用例の稀なものは改定案から除いた。しかしそれらはすべて本表によつて類推することができる。

一

舊 假 名 遣	發 音	新 假 名 遣
は ひ・ゐ ふ へ・ゑ ほ・ふ・を ち づ	わ い う え お じ ず	わ い う え お じ ず

二

いひ しひ じひ・ぢい ちひ にひ ひひ	い い しい じい ちい にい ひい	い い しい じい ちい にい ひい
-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

なり	たう	さう	がう	かう	ほう	わう	あう
	とほ			かふ	はふ		あふ
	とを			こほ			おふ
のう	とう	そう	ごう	こう	おう		
のう	とう	そう	ごう	こう	おう		

四

るふ	ゆふ	ぶふ	ぬふ	すふ	くふ
るう	ゆう	ぶう	ぬう	すう	くう
るう	ゆう	ぶう	ぬう	すう	くう

三

いう いふ
きう ちう
しう じう
ちう じう
にう ちう
ひう じう
びう じう
ぴう じう
みう じう

ゆう きゅう しゅう じゅう ちゅう じゅう びゅう ぴゅう みゅう

ゆう きゅう しゅう じゅう ちゅう じゅう びゅう ぴゅう みゅう

はう はふ ほふ
ぼう ばう ばふ
まう まふ ます
やう よほ ぎふ
らう ろふ

ほう ぼう ほう ほう ほう ほう ほう ほう ほう ほう

ほう ぼう ほう ほう ほう ほう ほう ほう ほう ほう

新舊假名遣對照表(字音)

一

れう	めう	ぺう	べう	へう	ねう	てう	ぜう	せう	げう	けう
							でう			けふ
りよう	みよう	びよう	びよう	ひよう	によう	ちよう	じよう	しよう	ぎよう	きよう
りよう	みよう	びよう	びよう	ひよう	によう	ちよう	じよう	しよう	ぎよう	きよう

六

りう	りふ
りゅう	
りゅう	

舊
假
名
遣

發

音

新
假
名
遣

は づ ぢ ぐ ぐ を ゑ ゐ
わ わ

わ ず じ が か お え い

わ ず じ が か お え い

二

い
う
い
ふ

ゆ
う

ゆ
う

三

あ
う
あ
ふ
お
ふ
は
う
わ
う

お
う

お
う

きやう	けう	けふ
ぎやう	げう	げふ
しやう	せう	せふ
じやう	ぜう	
ちやう	でう	でふ
ちやう	てう	てふ
にやう	ねう	
ひやう	へう	
びやう	べう	
みやう	めう	
りやう	れう	れふ

きやう					
ぎやう					
しやう					
じやう					
ちやう					
にやう					
ひやう					
びやう					
みやう					
りやう					

きやう					
ぎやう					
しやう					
じやう					
ちやう					
にやう					
ひやう					
びやう					
みやう					
りやう					

ちゅう	ちう	にう	びう	りう
ちゅう	ちう	にふ	びう	りふ
ちゅう	ちう	にゅう	びゅう	りゅう
ちゅう	ちう	にゅう	びゅう	りゅう

改定假名遣反對論

右の臨時國語調查會の假名遣改定案に對して最も早く反對論を發表したのは山田孝雄氏であつて、雜誌「明星」の大正十四年二月號に「文部省の假名遣改定案を論ず」と題して掲げられたものがそれである。（なほ「明星」の同誌には、木下李太郎・石井柏亭・竹友漢風・與謝野寛・與謝野晶子の五氏が「假名遣改定案抗議」といふ反對論を書いてゐる。かういふ専門的な國語問題が詩歌の雜誌に掲載されたのは、さきにのべた臨時假名遣調査委員會の委員として反對意見を開陳し、後、國語調查會の會長としてもこの問題に關して憂慮を費しつゝ、ありし森鷗外博士を崇拜するのが「明星」の同人諸氏であり、同時に今回の假名遣改定案が森博士生前の意志に反するものであるが故に之に抗議せんと欲したが爲である。その後與謝野氏夫妻が絶えずこの問題に反對を表明しつゝ、あるのもこの事から首肯出來ると思ふ。）この論文は後大正十四年二月九日著者自ら非賣品の小冊子として刊行し、又昭和四年七月刊行の「假名遣の歴史」（寶文館發行）及び昭和七年十月刊行の「國語政策の根本問題」（寶文館發行）にも收録され、氏の假名遣問題に對する反對原理をなすと共に、後來の一般反對論者に對しても好個の指導原理として權威を有するものである。（その後山田氏は「再び文部省の假名遣案を論ず」を與謝野氏の雜誌「冬柏」昭和六年八月號に、「再び文部省の假名遣改定案に抗議す」を「日本及日本人」の昭和六年八月號に、同じものを「教育・國語教育」の昭和六年十月號に、「文部省の假名遣案に反對す」を「國學院雜誌」の昭和六年九月號に發表し、同原理のもとに改定反對を叫んでをられるのである。）

「明星」に發表された山田氏の反對論は十五項に分れ可なり精細なる論述よりなつてゐる。今各項によつて

その要點を記せば次の如くである。

第一 假名遣改定の權能何處にあるか。

國語調査會は一種の調査機關であつて、國民に強要すべき事項の決定をなし得るか否かは疑問である。しかも調査會の決議は國民に實行を義務として課するやうに報ぜられてゐる。果して調査會に假名遣の實行を國民に強要する權能があるであらうか。抑も文字言語は自然の推移に待つべきものであつて、官府の力、法令の力で直ちに改廢すべき性質のものではない。もし之を人力で強制すればゆゑしき反動の起ることを覺悟しなければならない。

第二 改定の必要何處にあるか。

若し改定の必要があるとするならば、調査會はその必要なる理由を報告して十分に國民に知らしめ、その公認を経なければならぬ。この事を行はないで急遽に案を決したのはどういふ譯であらうか。この様な大規模の改革を遽然として一舉に行はうとするが如きは一種のクウ・デタアではないか。當局は示してゐないが假りに改定の必要があるとして、併つて文部省が改革を企てた時に、その改革に賛成したものの言論を概括するのに次の四點に歸した様である。

- 一 假名遣はむづかしきによりて改めむとする説
- 二 假名遣は行はれざるが故に改めむとする説

- 三 假名遣を正しきものとするは迷へるなりとする説

- 四 言語に變遷あるによりその變遷に伴ひて改めむとする説

以上の一二三はすべて辟論であつて成立しない（と詳しくその所以を述べ、たゞ四の言語には變遷があるから假名遣もこの變遷に應じて改められるべきもので、改定の必要がこゝに存するといふ説だけは理由があるやうに見える。併しこれも無條件には賛同が出来ない。次にこれを論ずる。

第三 改定の目的如何。

言語の音聲要素の變遷に伴つて假名遣を改めようとする論者は、いづれもその目的を文字と發音との一致に置く様である。併し先づ顧みるべき二三の要點がある。

(一) 文字は社會的歴史的の產物である。故にその根柢には國民の精神的生活の或物が附着して根深き勢力を有してゐるから、その革新は簡單容易には行はれ難い。

(二) 文字は固形的のものである。従つて變化し難い。聲音は時を経るに従つて變遷する流動的のものである。故にこの兩者の間の矛盾衝突は永久に避けることが出来ない。

(三) 言文の不一致は以上の理により永久に避けることの出来ないものである。一時これが一致を英斷的に企て爲果せたとしても、その翌日から不一致の方途に進むものである。

(四) 眞に絶對的に言文の一致を望むならば、抽象的な機械的發音記號を用ひるより外はない。しかしこの發音記號は通常人の日常用ひられる所のものではない。

(五) 發音記號は學術の研究上繁雜を厭はず、正確と精密とを目的として定めた方便的のもので實用上の文字ではない。

(六) 世人日常の文字は古來決して聲音を嚴密に代表してゐるものではない。假名を以て表音的に記すといふのも比較的のことで絶對的のものではない。「ア」と書いた音にも「オ」に近いもの、「エ」に近いものもあるのである。

以上に依つて文字の改革は容易のことでないと共に、言文の一致はいふべくして實は行はれるものではない。併し假名遣は全く改めないのがよいといふのではない。改革にして眞に止むべからざる事情によるものならば、これを行ふには國語の本性に基づいてこれを害せず、國語の法則に依つてこれに戻らず、國語の歴史に照してこれに基づき、社會の慣習を顧みてこれを調節し、而して後國民の公認を経、その後徐々に行はるべきものである。このためには正確で親切な調査を施して十分に社會の容認を経なければならぬ。

以上を前提として假名遣改定案は果して賛成せられるであらうか。

第四 現代の文章に於ける假名遣の實情。

現代の諸文章を通觀して假名遣の眞に必要として用ひられる點は、殆ど古來「てをは」と稱せられた範圍に止まつてゐる。即ち助詞・用言の活用及び助動詞・接辭が主である。而して體言・用言の語幹・副詞の類は大體漢字を用ひるから假名遣問題には關係が少い。かくて假名遣の問題となるものは、

(一) 助詞(四) を。へ。さ。へ。は。

(二) 用言の活用

1 四段活用

ハ行四段活用 逢は。ひ。ふ。へ。

ハ行上一段活用 生ひる 強ひる 誣ひる

ヤ行上一段活用 射る 鑄る 老いる 報いる 悔いる

ワ行上一段活用 居る 率ある 用ある

ア行下一段活用 得る の一語のみ

ハ行下一段活用 誂へる 抑へるの類

ヤ行下一段活用 覺える 消えるの類

ワ行下一段活用 飢ゑる 植ゑる 据ゑるの三語のみ

3 下一段活用

以上ハ行ヤ行の下一段活用が多少紛れ易い點があるだけである。これとて文語に照せばハ行の方は「フ、ヘ」と活用しヤ行の方は「ユ、エ」と活用するので紛れることはない。機械的に覺えるにしてもヤ行の語一三四を覺えれば足りるのである。

以上の如き假名遣はむづかしい等といはれ得べきものではない。且つ以上の外は漢字交り文を用ひる限り紛はしき假名遣は甚だ少いのである。従つて現代の文章に於て假名遣を改定しなければならぬといふ切迫した事情のあることは信じ

られない所である。

第五 改定案に一定の標準ありや。

假名遣改定案は大體東京語の發音によつた所謂表音的假名遣といふべきものである。然るにこのうちに助詞の「は」「を」の三だけに古來の假名遣を保存したのは何故か。これ表音主義を破るものではないか。しかも「さへ」「は之を」「さえ」と改めたのはどういふ譯か。助詞の中で一を改めて三を改めないのは何故か。これ改定案に一定の標準の無いことを示すものではないか。この故に更に方向を轉じてその個々について改革が合理的であるか否かを検討してみよう。

第六 「ゐ」「ゑ」の廢棄。

改定案では「ゐ」「ゑ」が廢棄されてゐるがその理由は何處にあるか、現代人はこれを使用して誤ること甚だ稀であるから、使用せられないから廢棄するとの論は成立しない。又國民間にこの文字のあらはす音が存在しないといふことも言はれない。又「ゐ」「ゑ」の廢棄によりて五十音圖と伊呂波歌とは當然廢棄せらるゝであらう。國民は果してこれを容認するであらうか。改定案の中にさへア列・イ列・ウ列・エ列・オ列の名稱を用ひて居るではないか。

第七 「ぢ」「づ」の廢棄。

「ぢ」「づ」も現代人にはほゞ誤なく使はれてゐるし、土佐及び九州のある地方には現に存在してゐる。且つ土佐の「ぢ」「づ」は單なる「ち」「つ」の濁音ではなくてむしろ *ch* *ts* に近い。「ぢ」「づ」は國語には全く亡びないで人々の「じ」「ず」と思つてゐる中に存在してゐる。又國語には連濁といふ一時的の音現象がある。即ちもと濁らぬものが語を組合せる時に上の語の尾音との連續によつて下の語の首音が臨時に濁音となる現象で、組合せを解けば濁音から清音に復歸するものである。この場合「ち」「づ」を廢棄して「じ」「ず」とせば、連濁音の「じ」「ず」は組合せを解く時必然に「じ」「ず」となる。これは復歸ではなくて音の轉換である。もとの「つゑ」が「すゑ」となり「ちり」が「しり」となるといふ奇觀を呈する。これ

は學理上あり得べからざる事である。

ちかちか(近々)

ちかし。か

ちりちり(散々)

ちりしり

入れちる(智慧)

入れしる

はぢやや(葉茶屋)

はし。やや

貰ひぢち(乳)

貰ひしち

つきづき(月々)

つきすき

つねづね(常々)

つねすね

はこづめ(箱詰)

はこすめ

故に「ぢ」「づ」の假名は廢棄してはならないと主張するのである。

第八 「くわ」の廢棄。

「くわ」の音は全國に多く存在してゐる。東京語に存せぬといふ理由だけでは絶對の標準とはならない。

第九 長音符の不合理。

改定案の國語假名遣に於ける長音をあらはす方法は、ア列長音には「ア」を長音符とし、イ列長者には「イ」を長音符とし、ウ列長音には「ウ」を長音符としたのは一貫の條理がある。然るにエ列長音には「イ」を長音符とし、オ列長音には「ウ」を長音符としたのは決して表音的ではない。これは恐らく字音の末尾は「イ」「ウ」を用ひるのでこれに準據したのであらう。併し字音の末尾の「イ」「ウ」は決して長音符ではない。「英」^{エイ}「計」^{ケイ}「制」^{セイ}「鵲」^{アツ}「高」^{カウ}「草」^{サウ}は本來その假名の示すまゝに發音したので、今日長音の様に發音するのは慣用の久しきによるので、「イ」「ウ」に長音符たるの資格ありとするのは學理上の根據あるものではない。又「應」^{オウ}「公」^{コウ}「送」^{ソウ}の如きオ列の音に「ウ」を添へた字音に就いても同様のことが言へるのである。加之、

「イ」「ウ」を「エ」「オ」の長音符として用ひるのは一字一音の表音主義にも背馳するものである。同じ「イ」が一方では文字のまゝに發音し、他方では「エ」の長音を示すのは、一字で二様の音を表明するもので、表音主義の下にも一貫の條理が無いではないか。かく長音符は不合理自家撞着の弱點を有つてゐる。

第十 動詞の終止形を長音と稱することの不合理。

動詞に於けるウ列長音に、

く^ふ(食) す^ふ(吸) ぬ^ふ(縫) お^ぶ(負) ゆ^ふ(結) くる^ふ(狂) い^ふ(言)

等の「ふ」を「う」に改めるといふがある。これは動詞の終止形(連體形)の「ふ」を書き改めたものである。而してこの「ふ」は用言の一活用形で音としては一個の音の價值を有するもので、「く」「す」「ぬ」「る」の長呼音では無いこと明かである。元來長音は一音であつて二音でない。動詞の語尾として一音の價值あるものを語幹の長音として一音の價值なきものとするのは不合理と言はなければならない。もし改定案の様にすれば「いふ」といふ動詞は、

未然形 連用形 終止(連體)形 已然(命令)形
い^わ い^い ゆ^う い^え

となつて國語は甚だしく不規則となり、假名を改めて言語の組織を破ることになる。又動詞に於けるオ列長音の

う^けお^ふ(請負) あ^らそ^ふ(爭) お^もふ^ふ(思) ま^よふ^ふ(迷)

の「ふ」を「う」と改めるに就いても前者同様二音を一長呼音とせるの不合理がある。且つこの場合は「う」が「お」「そ」「も」「よ」の長呼音であるとせば「う」を書くことが不條理であつて、「お」と書くこそ正常でなければならぬ。つまりオ列長音の場合には二つの不合理がある譯である。しかも改定案では一方に、

あ^ろう^う(洗ふ) ま^うう^う(舞ふ) や^とう^う(傭ふ)

の如くハ行四段活用の動詞の終止形の「ふ」を「う」として一音と認めてゐる。一方では長呼の一音としておきながら、同様のものを一方では二音と認めてゐるといふ不合理が加はつてゐる。かくて調査會案は音韻の説明に深き根據を有して

ゐないのではないかと疑はれるのである。

第十一 形容詞の連用形を長音とせることについて。

形容詞に於けるオ列長音の中に、

あかう。(赤) ちかう。(近) くさう。(臭) いたう。(痛) あぶなう。(危) こはう。(強) あまう。(甘) はやう。(早)

等がある。これ等は形容詞の「あかく」「ちかく」「くさく」「いたく」等の「く」「が」「う」となつたものと見るべきである。「く」の變形である以上語幹と語尾との關係にあつて一音の價值があり、語幹の長呼音である譯はない。しかるに改定案ではオ列長音の符としての「う」と認めてゐるのでこゝにも不合理がある。かくてこゝにも國語の法格上に重大なる變動を來すことになるのである。

第十二 四段活用動詞の未然形に「う」のつけるものについて。

國語假名遣のオ列長音の中に、

あはう。(逢) きかう。(聞) はなさう。(話) うたり。(打) しなう。(死) あそはう。(遊) あゆまう。(歩) いのらう。(祈)

を「あおう」「きこう」「はなそう」「うとう」「しのう」「あそはう」「あゆもう」「いのろう」と改めるとある。この「う」は一個の助動詞であつて動詞の語尾の長くのびたものではない。しかるに改定案ではこれを長音符として用ひてゐる。かくてこの「おう」「こう」等は動詞の活用に變動を與へて、新にオ列長音なる一活用を設けることになるのである。即ち從來の四段活用を五段活用とするもので、名は假名遣の改定でも實は語法上の改革を企てるものである。これは賛成出来ない。

(前の國語調査委員會の「口語法」(大正五、二刊)中の五段活用は認めることが出来ない。)

第十三 名詞又は用言の語幹中に長音なりとて改めたるものについて。

改定案に長音なりと稱して名詞の中間又は末尾の音の文字を改めたものの中に長音と認むべからざるものがある。

ゆうだち(ゆふだち) きのう(きのふ) ふくろう(ふくろふ)

等の「ふ」は現實の發音では「う」となつてゐるが一音たることを失つたのではない。上の「ゆ」の「ろ」と合せて一音として「ゆ」の「ろ」の長音とすることは事實に反してゐる。

おうかみ(おほかみ) おうやけ(おほやけ) こうろぎ(こほろぎ) ほうづき(ほほづき)

等の「ほ」が「お」と發音されるのは事實であるが、その音を寫すのに「う」を用ひ、同時に上の「お」「こ」「ほ」の長音としたのは不合理である。即ち「う」の字の價の上に不合理があると共に二音を一音とした誤があるので二重の過誤がある。

これと同じことが用言の語幹の中にも行はれてゐる。即ち次の例がそれである。

おうい(おはい) おうき(おほきい) とうい(とはい) とうこうる(とこほる)
 とうる(とほる) もようす(もよほす)

右の「ほ」も上の音の長呼音ではなく一音であることは勿論であり、又これを「う」であらはすことは發音を忠實に示すものではない。

以上に依つて分るやうに改定案で國語の長音と認めたものには種々の不合理と矛盾と難問とを含んでゐる。故にこの國語の長音の假名遣といふものを解放して之を二音と認め、それと同時に國語の法格を破るやうな點はすべてこれを撤廢すべきである。

第十四 ウ列拗音の長音として示せる例は拗音にあらず。

改定案の中に國語のウ列拗音の長音であるとして示した例に、

しゅうと(しうと) しゅうとめ(しうとめ)

とあるのがある。この場合の「しう」は吾人の耳に「しゅう」のやうに聞えるのは事實であるが、これを以て拗音となつたと認めることは出来ない。拗音のやうな現象は呈してゐるが、拗音に變化し二音の資格を失ひ一の長音となつたとは認

められない。何故なれば拗音とは二重の母音があつて一に成熟した一個の音を示すものであるからである。又、
おうきゅう(おほきゅう) あたらしゅう(あたらしゅう) かなしゅう(かなしゅう) すずしゅう(すずしゅう)
は形容詞の連用形「く」が音便で「う」となつたものであるから、「う」とかくのは古來の定則である。形容詞の音便の「う」は一音の價值を有するものであるが、改定案の「う」は拗音の長音たる記號に止まり、いはば棒引の「ー」と大差ない附屬的記號である。且つ形容詞の連用形が「大きゅ」「新しゅ」となると思はれず、又「おほきく おほきゅ おほきい おほきけれ」の如く形容詞の語幹に「おほき」「おほきゅ」の二様ありともいふことは出來ないのである。こゝにも不合理があるのである。

第十五 結論。

今回の改正案は、案に一貫の條理がなく、學理上の根據なく、一方に極端な表音主義をとつて國語の法格を無視するかと思へば、他方には全く舊來の假名遣を保存してある。末音の音の假名遣は字音では全く舊式を墨守し、國語では條理が一貫してゐない。故に吾人は總括的にこれの廢棄を希望し、又漢字の全廢の行はれるまではかゝる金を見合せることを望む。

惟ふに我が國語國文を整理するが如きは、一つの極めて重大な國家及び民族の問題で、一朝一夕の事業として成就すべき輕微の問題ではない。國家は永久的の機關を設け、百年若くは五十年以上の計畫を以て、時間空間に互つて調査し、國語の歴史と現状とを明かにし、而して後徐ろに將來の國語を如何にすべきかの問題を解決しなければならない。短時日の間に少數の學者の手でこれを解決しようとする如きは、失敗と國費の徒消とに終るにすぎないであらう。切に當局の反省を望む。(昭和七年四月號「國語教育」所載、松坂忠則「山田孝雄博士に答える」はこれに對する全體的反駁論である。)

大正十四年二月「明星」に假名遣改定案に對する反對の聲が高く上つてから、賛否兩論が同年の雜誌「國語

教育「國學院雜誌」「早稻田文學」を賑はした。(別項附録「研究資料目録」參照)主要なるものは左の通りである。

反對論

山田 孝雄

文部省の假名遣改定案を評す

「國學院雜誌」大正一四・三

芥川龍之介

文部省の假名遣改定案について

「改造」 同

五十嵐 力

遺憾一東

「早稻田文學」大正一四・四

與謝野 寛

抗議餘言

同 同

上司 小劍

氣もちがわるい

同 同

本間 久雄

おぼえがき

同 同

藤村 作

假名遣改定案について

同 同

安田喜代門

臨時國語調査會の假名遣改定案

「明星」 大正一四・七

岡澤 鉦治

假名遣の根本原理につきて上田藤岡二博士並びに天下の有識に質す

「讀賣新聞」昭和四・四(二五、二六、二七)

山田 孝雄

假名遣の歴史

昭和四・七

賛成論

保科 孝一

假名遣改定案について

「國語教育」大正一四・二

千葉 龜雄

當然のこと

「早稻田文學」大正一四・四

長谷川誠也

議論の餘地はあるまい

同 同

高津才次郎

假名遣改定案の抗議を駁す

「國語教育」大正一四(六、七)

保科 孝一

假名遣の改定と師範教育

「國語教育」昭和六・三

大正十四年二月三日第五十四議會に於ける衆議院の教育改善及農村振興基金特別會計法等委員會で、議員松山常次郎氏の質問に答へて、時の文相岡田良平氏はこの改定假名遣を教育上に用ふる意志なきことを言明した。然るに鐵道大臣小川平吉氏は昭和二年七月に鐵道揭示例規を改めて、假名遣は臨時國語調査會の定めたるものによる旨を規定した。かくて鐵道の各驛名の標示や、鐵道關係の揭示に改定假名遣が用ひられ、世論も喧しくなり、再び帝國議會の問題となつたので、昭和四年四月十一日鐵道大臣は再びその例規を更めて、假名遣は國定教科書に用ふるものに依るべしと定めて現在に及んでゐる。

昭和六年五月文部省臨時國語調査會は、前にも掲げた通り、大正十三年十二月に發表した假名遣改定案の修正案を發表した。この修正案はその理由にも明記のある如く、社會の批判を參酌して設けた除外例であるが、實は既に述べた明治三十八年二月文部省が各方面に諮問した改定案の中に含まれてゐるものである。而して文部省當局に於てはこの臨時國語調査會の假名遣改定案を昭和七年度から國定教科書に實施する意向を有し、文政審議會に諮問すべき由が新聞紙に發表されてから、この假名遣改定に對する賛否是非の議論が、新聞に雜誌に或はパンフレットに續々と發表され、喧々囂々しては國粹問題にまでむすびつき停止する所を

知らない有様であつた。然るに文部省が新國定教科書に改定假名遣を採用するといふ意志を捨てたとの報が傳はり、昭和七年四月「國語教育」が「假名遣改定促進號」を出したのを最後として、論は漸次靜まるに至つた。かくて昭和七年十二月二十五日に發行された新「小學國語讀本卷一」には、この改定假名遣は使用されてゐない事實となつたのである。(但し促音や拗音の表記法は一部之を採用してゐる。) 文部省圖書局長芝田徹心氏も「新讀本の編纂方針に就いて」の中で次の如く述べて居られる。

昭和六年九月十七日に開かれた教科書調査會の決議にも、新讀本の假名遣は、臨時國語調査會發表の假名遣改定案に據ることとなつてをりました。併し之には同時に政府の公文書等も之に據らしむべしと云ふ條件が付いてゐましたが、其の後反對の議論が色々あるに鑑みまして、慎重審議の結果、新讀本はやはり歴史的假名遣を用ひることと致しました。唯低學年に於て、讀本の文章は假名が主であり、隨つて、歴史的假名遣によりますと、殆ど大人が想像することもない程假名遣の困難に煩はない兒童が直面いたさなければなりません。據つて幾分でも兒童の負擔を軽くする意味から、今度は低學年に於て促音や拗音の表し方を少しく工夫いたしました。即ち促音を表す「ッ」や、拗音の表現につく「ヤ」「ユ」「ヨ」等の文字を右側へ小さく記することにいたし、讀む上に於ける困難を幾分でも救ふことと致したのであります。例へば「イツテマキリマス」の「ッ」、「ガツカウ」の「ッ」、「マサチャン」の「ヤ」、「シャボン」の「ヤ」、「イッショ」の「ッ」「ヨ」の如し。(「教育週報」昭和八年三月十八日號)

こゝでは是非の論の一々を詳細に記述する譯にはゆかないから、昭和六年五月以降今日までに現れた論中主要なるもののみを賛成反對批判の三部に分つて、重複しない程度でその論旨のみをあけておくことにする。

改定假名遣反對論

(一) 舊假名遣は語源を保存するに有利なものである。若し表音的に之を改定すれば、多くは語源が不明に歸してしまふ。たとへば「オホカミ」の「オホ」は大の意味である。「アフギ」(扇)は「アフク」といふ動詞から轉成したものである。之を發音通りに「オウカミ」「オウギ」と書いてはその語源が不明になるから、舊假名遣を改定してはならぬ。(『教科書』昭和六年九月刷年記代用「假名遣改定の要義」に世にある反對の理由としてあげられたものに據る)

(二) 假名遣を發音通に改定すれば、同音語 homonyms が非常に多くなつて、その結果誤解を生じ易くなる。たとへば藤屋と富士屋、^{フジヤ}府と葛^カ家事と火車等の區別が出来なくなるから、自然誤解を招く恐があるので、語源的に之を區別することが必要である。(同上)

(三) 國語には古來歴史がある。この歴史を尊重することが即ち國語を尊重する所以である。現在の假名遣の如き平安朝の文學から連綿として今日に傳つて來たので、その背後には千餘年の歴史を有して居る。今この假名遣を改定することは千有餘年にわたる歴史を輕視することになり、國民思想の上から見て甚だ憂ふべきものである。(同上(昭和六年七月二十八、二十九、三十、三十一日「時事新報」所載「美濃郡選直「假名遣の變遷」」)

(四) 古來歴史的假名遣によつて傳へられて來た國語や文法は假名遣の改定によつて破壊又は變改せられることになるのは認容し難い。(同上)

(五) 新假名遣は文學美を毀損するものである。たとへば「オホキガハ」を「オウイガワ」、「ヨミナヘシ」を「オミナエシ」と書いたのでは、その文學美が甚しく減殺される。ことに國語の威嚴が甚しく傷つけられることは認容し難い。(同上)

(六) 臨時國語調査會發表の假名遣改定案は發音主義によつて整理されたものと言ふのであるが、然しいざゝか不徹底な嫌がある。もし發音主義によるならばテニヲハといへども之を除外する必要がない。又文字は我々の發音を如實に寫取り得るものでないし、東北の人は東北の發音により、九州の人は九州の發音によるのでは、假名遣の標準は定まらないではないか。(同上)

(七) 國語の假名遣は時と共に變遷すべきもので必ずしも永久に固定して居るものではないが、その變遷は社會自身に

よつて行はるべきもので、政府の權力を以て之を社會に強要すべきものでない。文部省は恐らく國定教科書に新假名遣を採用し、これによつて一般世間をも之に追從せしめ、以て漸次に新假名遣をして世間の常用たらしめようと期待して居るのであらうが、それは文部省として甚しき越權の處置といはねばならぬ。(同上) (昭和六年七月二十八、二十九、三十、

三十一日「時事新報」所載「美濃部達吉假名遣の變遷」)

(八) 新假名遣を現代文全體に應用するのはまだ早い。當分は口語にのみ應用し、文語には舊假名遣を従前の通り用ひるがよい。(同上)

(九) 假名遣改定案は發音主義によつて一貫し、急進的なものであるから、古典的なむづかしい假名遣から漸次改定する方針によるべきである。(同上)

(一〇) 社會は新假名遣を用ひないのに學校教育に於てのみ之を採用するのは不都合である。若しさうすると、學校教育が社會から孤立することになる。(保科孝一昭和六年九月刷「假名遣改定の發音意見」に據る)

(一一) 古典の假名遣を放棄すれば古書古文を解し得ないことになつて學問上不都合である。ことに思想善導の上から古典の教養が今日最も重要なものであるから、古典の假名遣は大に尊重しなければならぬ。(同上)

(一二) 假名遣を改定すれば新舊兩假名遣が入り亂れる恐がある。(同上)

(一三) 假名遣を改定すると、莊嚴味が失はれ、言語の品位が低下する様に思はれて感情を害する。(同上)

(一四) 假名遣を發音通りに改めるよりも、假名の通りにその發音を復古するがよい。(同上)

(一五) 外國に於ても、綴字改良の運動は多くは失敗に終つて居る。(同上)

(一六) 歴史的假名遣は教授上さほど困難なものでない。(同上)

(一七) 言語と文字とは嚴重に一致しないものであり、必ずしも一致せしめるに及ばない。又文字は固定的のものであり、發音は流動的のものであるから、一時一致させてもすぐに離れてしまふ。(同上)

(一八) すべて簡略主義便利主義により國語を整理せんとするのは不都合である。(同上)(昭和六年八月二十一、二十二、二十三、二十四、二十五日都新聞「所載、佐藤春夫「アツツババ論」)

(一九) 國語調査整理の事業の重大性は認められるが、もつと學究的に周匝な研究を進め、完全なる語法を作るとともに、種々の例を十分に彙類して正則を明確に規定するとともに、變則例外に對しても洩れなく説明し得るやうにすることを望みたい。(昭和六年五月十三日東京日日新聞「社説「假名遣と常用漢字」」この項より)(三三)項までは昭和七年六月十五日臨時國語調査會臨時印刷「假名遣改定論議要略第一集」を参照した。

(二〇) 少年の讀本だけを改めるのは、却つて彼等の頭腦を混亂させることにはならぬか。人々の意見も相違し、また疑問の起つて來る問題を少年の讀本に試みるのは、自分一個としては見合せを希望する。(昭和六年六月十九、二十日「讀賣新聞」所載島崎藤村「自分一個としては見合せを希望す」)

(二一) 國語を破壊し文法を攪亂するものである。例へばハ行の動詞は變化し「いる」「ゐる」「居る」「おふ」「負」と「あふ」「逢」の如きが混亂し、「ヂ」「ヅ」「クッ」の如き音を本來有つてゐる語を強制的に變化させるのはよくない。(昭和六年七月二十八、二十九、三十、三十一日時事新報「所載、美濃部達吉「假名遣の變遷」」)

(二二) 文部省が近く小學校教科書に實行しようとしてゐる發音式假名遣は、自分の見る所では甚だしく改惡的のものであつて、學問上の正義と藝術上の趣味とを尊重する皇室及び國民の傳統的精神を破壊し、未來の國民に祖先の古へを忘れしむると共に、學問藝術に由つて各自の思想言動を自制し、精練せしめず、専ら淺薄なる目前の便利に從ひ放肆なる言動を敢てして自ら快しとする無秩序主義を獎勵する結果となるものである。(昭和六年十月二、三、四、五日「東京朝日新聞」所載、與謝野寛「發音式假名遣の非」)

(二三) 假名遣改定問題は、専門學的觀點と教育的觀點と社會的觀點の三方面より觀察することが出来るが、教育的觀點から考へると、假名遣改定は希望するが、その改定案には幾分の不安なる部分がある。而して之を今日のわが國の情勢に鑑みて、直ちに小學教育にのみ實施するのは教育理論に反するものである。かゝる重大問題の解決には長年月の研究

究を要するのは當然で、各方面の學者経験家の意見を徴して公平に研究し、有力なる新聞雜誌で使用した上で、何等支障なきことが立證されたならば、政府が一致して公文書に採用して、その上で初めて學校教育に實施すべきである。
 (昭和六年十月五、十二、十九日「帝國大學新聞」所載、吉田熊次「教育問題としての假名遣改定問題」此の論は勿論全體的の反對ではなく、質的要素も多く存在して大體は批判的傾向を帯びてゐる。)

(二四) 昭和六年五月の修正で連濁音連呼音等の「ヂ」「ヅ」を認めたのは矛盾と不便を一層大にしたものである。この「ヂ」「ヅ」を認めた事が發音上この音ありといふ事ならば、その他の場合の「ヂ」「ヅ」を認めないのは如何なる理由によるか。或は又この「ヂ」「ヅ」を認めた事が傳統を重んじたといふのならば、何故にこの部分のみを認めて他を認めないのか。(昭和六年八月號「各報」所載、山田孝雄「再び文部省の假名遣案を論ず」)

(二五) 國語は傳統のもので、傳統以外に正不正の標準は求め得ない。國の文化を重んずるものは便不便に拘らず、その國の傳統的文化を尊重しなければならぬ。今の假名遣改定論者の思想の根柢は傳統破壊に存する。(昭和六年九月號「國學院雜誌」所載、山田孝雄「文部省の假名遣改定案に反對す」)

(二六) 發音主義といふものは、發音其のまゝの寫實を意味する故に發音主義といふのであるか、從來の史的權威の書法を不便とし、現代の發音を主として比較的今の發音に近づけて行くといふので、對照上の便宜から發音主義といふのであるか、不明確である。改定案ではこの二つの考が混同されてゐる。(同誌、國語雜誌「改定假名遣の論」)

(二七) 音韻の上から見て國語學上未解決に屬する問題を強ひて解決せんとするため承認し難い點が多い。(同誌、山田孝雄「假名遣改定案に對する意見」)

(二八) 惡思想流行の今日、歴史傳統を破壊する改定案の實施は不適當なること。(同誌、松尾裕次郎「假名遣改定案について」)

(二九) 改定案賛成者が教育界多年の要望であると主張するのは事實に反するものである。その實例は多い。(昭和六年十一月號「國學院雜誌」所載、松尾裕次郎「教育界多年の要望といふのは宣傳に過ぎない」)

(三〇) 發音式假名遣論者は、王朝末から徳川時代まで、一般に歴史的假名遣が亂れてゐたのだから、歴史的假名遣を

守るに及ばないといふが、皇位繼承の秩序が亂れた中古近古の事と、皇室典範を御制定になつた事とを相比較して、熟慮したならば、歴史的假名遣は國語の王政復古であることが悟れるであらう。(同誌高橋龍雄「三たび國語假名遣に就て」)

(三二) わが國現今の國語教育の缺陷は理性偏重にあるから、これを正しき方途に復歸せしめるには、學習の多少の困難の如きは問題にならない。(同誌、内海月枝「國語教育の第一義」)

(三三) 吾々が生れながらにして國語を體得するのは語感の力によるのであつて、この語感に反き趣味を度外せる改定案には賛成し得ない。(同誌、同上)

(三三) 臨時國語調査會が宣言する、「現今わが國に行われている國語および字音の假名遣は、これを學ぶのに、一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなくつかいこなすことが、なか／＼困難である。わが國民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい假名遣とゆう重荷を負うてゐる」とあるのは字音假名遣だけに就いては是認出来るが、國語假名遣に就いては大いに疑がある。現行假名遣の誤謬が(一)小學兒童の文章、(二)中等以上の學校の學生生徒の文章(たゞし或種に限つて)、(三)教育程度の低い人の文章に多いことの事實は認めるが、併しこれらは必ずしも現行國語假名遣の困難や負荷の過重ばかりから來てゐるのではなく、現在の小學教育に於ける假名遣輕視と誤謬の情性に原因することが多いと思ふ。調査會はその宣言を證明すべき十分な調査研究の結果を示さなければ信ずることは出来ない。

明治三十三年に一度主として發音式字音假名遣を教育上に實施して失敗した歴史は、文部省はこれを何と解してゐるだらうか。國民が彼の發音式字音假名遣に共鳴しなかつたのは、理窟の一面を重視し過ぎて、國民感情の一面を見落してゐたことが、その失敗の一大原因であつたと思ふ。常識主義便利主義の一片の理窟には、容易に共鳴し得ない感情の存在は、爲政者として十分に考慮しなければならぬ筈である。唯漫然として、現行假名遣の學習の困難と、その負荷の過重をいふ臨時國語調査會の言のみを信じて、その斷定の確實な根柢をすら世に示さないで置いて實施を急がうとしては、到底國民の感情を導いて、實施に共鳴させることは出来ない。その出發點に立返つて十分に考慮しても

らひたい。その上では改定を急ぐべき十分の理由があるとするならば、その理由を詳細に發表してもらひたいものである。(昭和六年十一月教育科「第二冊附録『教育』第二號附載、藤村作「假名遣改定問題の出發點を疑ふ」)

(三四) その他假名遣改定案に對する反對論は數多く出てゐるが、その論旨は大體以上に盡きてゐると思はれるから、主なるものの題目と筆者及びその載録誌を記すに止めておく。(昭和七年四月號「國語教育」所載、山田文男「長袖群像の死物狂は反對論者の主なるものを制々に反駁してゐる」)

與謝野晶子 田中文相に呈す(「國學院雜誌」昭和六・九に轉載) 「橫濱貿易新報」 昭和六・七・一二

山田 孝雄 再び文部省の假名遣改定案に抗議す(「教育、國語教育」昭和六・一〇に轉載)

「日本及日本人」 昭和六・八

大悟法利雄 歌人よ君の任務を自覺せよ

「創作」 昭和六・八

高田 保馬 新假名遣の實行について

「冬柏」 同

與謝野 寛 學術上の正義に歸れ

同 同

與謝野晶子 教育と新假名遣

同 同

若宮卯之助 危險思想の張本としての文部省(「國學院雜誌」昭和六・一〇に轉載)

「日本新聞」 昭和六・九・一三

國學院雜誌 昭和六年九月號所載の諸論文(別項附録「資料目録」參照)

國語問題研究會 國語擁護の聲 昭和六・一〇

國學院雜誌 昭和六年十月號所載の假名遣に關する諸論文(別項附録「資料目録」參照)

矢島 敬一 改定假名遣に對する私見 「詩歌」 昭和六・一一

山田 孝雄 國語と國字(「國語政策の根本問題」に載録) 「教育科學」 同

與謝野 寛 發音式假名遣の否 「綴方教育」 同

岡田 稔 假名遣の紛糾を斯く見る

〔國漢研究〕 同

國學院雜誌 昭和六年十一月號所載の假名遣に關する諸論文(別項「資料目録」參照)

今泉 忠義 發音式假名遣論者に與ふ

〔國學院雜誌〕 昭和六・一二

岡田 稔 問題の解決

同 同

久松 潜一 研究に待つ

同 同

中村 たま 實施の前に理由と理論とを

同 同

白井光太郎 無謀杜撰の國字假名遣改定を駁す

〔明るい家〕 昭和七・一

高田 保馬 勿急の企

〔國學院雜誌〕 昭和七・二

藤村 作 假名遣改定問題の出發點を疑ふ

〔綴方教育〕 同

山田 孝雄 國語政策の根本問題

昭和七・一〇

(三五) なほ假名遣改定案に對して徹頭徹尾反對の立場にある「國學院雜誌」はその昭和六年十月號の卷末に、保科孝一氏が雜誌「國語教育」昭和六年七月號の卷頭に掲げられた、同年六月十八日宮中御學問所において同氏がなされた國字改良運動に關する御進講に就いての談記の全文をかゝげ、「讀者これを讀みて如何の感がある。不謹慎不敬も甚だしきに非ずや。我等が彼等を目して所謂衰龍の御袖に隱るゝものと謂ふ意は是。」(編輯者)と記してゐる。又同誌の編輯後記の中には「危險思想を助長するの徒」「國語共產黨一派」などいふ激越なる語を以て假名遣改定論者を罵つてゐる。假名遣改定問題がこんな點にもつれて來てゐることは注意すべき事實である。

なほ「國學院雜誌」昭和六年九月號卷頭所載の國學院大學國語問題研究會の「國語調查會假名遣改定案に對する意見」の全文は左の通りである。

今回文部省臨時國語調查會の立案せる假名遣改定案は、極めて杜撰にして、國民教育上重大なる影響ある者と信ず。因て之が實施に反對し、其理由を表明す。

一、世界無比の輕學なること。

世界のいかなる國家も、其の國語の綴方を發音式に改めむとして成功したる例なし。歐米諸國の綴字の如きは特に不合理の點多きに拘らず、尙然り、今我が國語の假名遣を杜撰なる發音式に據らしめむとするが如きは、斷じて國民教育の發達と國家文運の進展を促す者にあらず。

二、傳統破壊の危險思想を助長すること。

國語の傳統を破壊するは國史の傳統を破壊し國民道德の傳統を破壊し國家の傳統を破壊すると、其の精神に於て一脈相通する點あるを信ず。今危險思想の蔓延を憂ふる時に方りて、かくの如き改定案を強ひんとするは此の勢を助長せしむる者に非ずや。

三、現代社會の實際に適應すること。

現代社會の新聞雜誌著述のすべてが發音式ならざるに、初等教育に於て發音式を用ふる時は、社會の實用に適應せず、却て人の子を傷ふ結果となる。

四、國語教育の混亂を生ずること。

歴史的假名遣は語源と文法とに根據を有するが故に、猥に之を改むれば、現在及び過去の傳統的文献を破壊し、國語教育の混亂を來し、却て學習を困難ならしむ。

(イ) 發音式といひながら、助詞の「を」「は」「へ」を存し、又連濁及び同音連呼の「ち」「づ」を存するが故に不統一の混亂を生ず。例へば「出で、出づ」「めで、めづ」と統一すべきを、強ひて「出で、出ず」「めで、めず」と綴らしめ、又「むつかしい」といふ語を、強ひて「むずかしい」と綴らしむるが如し。

(ロ) たい(鯛)こい(鯉)いわお(鰻)しお(鰯)なほ(尚)の如く、語尾に阿行の文字あるは、頗る奇異なる綴字にあらずや。

(ハ) 波行動詞は現在社會一般の使用せるものなるを、強ひて「言わ、言い、ゆう、言え」と書かしむるが如きは、甚だ奇怪なり。況んや文法上フ行ヤ行の混合となるに於てをや。

(ニ) 發音式と稱して發音式にあらざるもの多し。例へば「大」^{オホ}「遠」^{トホ}を「おう」とうとし、「食ふ」^{クハフ}「吸ふ」^{スブフ}を「長音くう」^{チヨウオン}「すう」^{スウ}「ゆう」とし、「大きう、新しう」を、拗音おうきゆう あたらしゅうとするが如きは、國語の發音にあらず、且つ其の綴字法極めて複雑不便なり。

(ホ) 發音式假名遣を使用せしむれば、各地方の方言訛音を其の儘記載し、國語統一上一層紊亂を招くに至るべし。

(ヘ) 教育上永久不滅の寶典なるべき詔勅御製の假名遣は、之を如何に取扱はむとするか。

(ト) 字音假名遣改定案の如きも、社會の實用に適應せず、尙研究を要する者多し。

改定假名遣立案者の目的は、教育上兒童の負擔を輕からしむるにあるべけれど、其結果は却て社會の實際に適應せざる不具の教育を授くることとなり、兒童の將來に多大の損失を蒙らしむべきは、往年の大失敗に鑑みて明々白々なり。然るに今又更に其の失敗を繰返さんとするは、何たる無謀ぞや。抑も國語問題に關しては、更に權威ある専門學者の研究機關を設けて、社會の實情に鑑み、國民文化の基礎を確立すべく、慎重なる研究を遂げ、朝令暮改の譏なきを期せざるべからず。今日の如き思想險惡なる時代に、而かも杜撰淺薄なる發音式假名遣を實施せんとするが如きは、輕舉妄動の甚しきものといふべし。

昭和六年八月

(昭和七年四月號「國語教育」所載「長興類」一語「假名遣改定案所見」はこの意見に對する全體的反駁論である。)

改定假名遣賛成論

(一) どの國語でも古代に於ては發音と文字がよく一致して居たし、文字の職分から見ても相一致すべきが當然である。言語と文字との關係はあだかも身體と衣服の關係によく似通つて居る。身體に合はない衣服は衣服としての用をなさない。十歳の時の着物を二十歳になつても、三十歳になつても、そのまゝ着用することが出来ないから、身體の生長するに従つて、それに合ふ様に仕立直さなければならぬ。それと同じく言語が發達し變化するに従つて文字の用法を整理すべきが當然で、然らざれば發音と文字が一致を失つて假名遣が區々になるから、身體に合ふ様に着物を仕立直すと同じく、文字の用法を發音に一致する様に整理するのが當然である。この場合にあくまで歴史的假名遣によれと主張するのは、あだかも十歳の時の着物を二十歳になつても三十歳になつてもそのまゝ着用せよと言ふに等しいものである。(保科孝一氏が「假名遣改定の要義中」にあげられた「假名遣改定の理由」に據る。)

(二) 現代の發音を標準として假名遣を統一すれば、口に言ひあらはす通りに書き、書いてある通りに讀めばよいのであるから、學習上何等の困難もない。勿論現代の發音を標準とするにしても、九州は九州の發音により、東北は東北の發音によると言ふ意味ではない。今日のところ東京語に於ける純粹な發音を標準として假名遣を整理統一するのである。故に假名遣は各自が標準音を以て口に言ひあらはす通り、これを文字に書き寫すだけの努力に過ぎないから、極めて教へ易く學び易いのは明かである。ことに字音假名遣の如き、發音が同一でありながら、アウ・アフ・オフやカウ・クワウ・カフ・コフやハウ・ハフ・ホフやシャウ・セウ・セフやジャウ・デウ・デフ・チャウ・ゼウ等を一々書き分ける勞苦のいかに大なるかは想像に餘りあるであらう。(同上)

(三) 歴史的假名遣は古典におけるもので、今日の發音とは大に異なるものである。之を讀むには現代の發音により、書く場合に古代の用例によるのであるから、その結果一々機械的に學ばなければならぬ。語源の明かなものは類推的に學ぶことも出来るが、その不明なものは一々機械的に記憶しなければならぬ。語源の判斷は小學兒童にとつて無理なことであるから、學習上の難易は表音的假名遣とは殆ど比較にならない。ことに歴史的假名遣は一々機械的に學ばなければならぬので、既習の知識を自由に應用することがむづかしい。若し強ひて應用すると、それが誤であり、

しかも何故誤りであるか、児童にとつては理解することの困難なものである。たとへば「タヒ」「コヒ」の「ヒ」を「イ」と學んだところから、この知識を應用して糸を「ヒト」と書いたとすると、それは誤りとして訂正される。しかもなぜそれが誤りであるか、児童に對して合理的な理解を與へることが困難であるから、自然児童の論理的な頭腦を甚しく混亂させる。既習の知識を安心して應用することが出来ないため、児童は甚しく臆病になり、その結果がたちまち綴方の作業に現れて來るのである。児童は一行書いては安行の「オ」か、和行の「ヲ」かに迷ひ、又一行書いては「ヒ」か「イ」かの判斷に苦しみ、思想が相當に興奮でありながら、假名遣の爲綴文力が遅々として上達しないのが今の現状である。児童の明確にして論理的な頭腦を甚しく混亂せしめるのが歴史的假名遣の一大病弊であるが、之に反して表音的假名遣は合理的に一貫して學ぶことが出来るから、學習上極めて有利である。(同上)

(四) 歴史的假名遣は口では「川」を「カワ」と發音しながら、之を「カハ」と書き、「葵」を「アオイ」、醉を「ヨウ」と發音しながら之を「アフヒ」「エフ」と書くのである。口では同様に發音しながら「様」「ヤウ」、「葉」「エフ」、「要」「エウ」、「用」「ヨウ」と書き分け、「一條」も「一帖」も同様に發音しながら、「一デウ」「一デフ」と書き分けるのであるから、そこに非常な無理が生じて來る。之を一々機械的に學ばせる學習上の負擔は児童にとつて頗る過大なのである。この學習の負擔を大に軽減してやるのが最も急務である。(同上)

(五) 歴史的假名遣は學習上たとひ如何に困難であるとしても、學ぶだけの利益があるならば、萬難を排しても教へなければならぬ。然るに我國では漢字を用ひて居るので、折角骨を折つて學んだ假名遣も無駄になることが多い。「モモタラウ」の「ラウ」も「ヲトコノコ」の「ヲ」も「郎」「男」といふ漢字を覚えてしまふと必要が無くなつて忘れてしまふ。我國の假名遣は多くは漢字の中に隠れてしまふから假名で書く場合の外は役に立たぬ。折角學んでも實益の少ないものを多大の犠牲を拂つて學ぶ必要は無いと思ふ。故に一日も早く之を表音的に改定して學習上の負擔を軽減することが児童に對する無上の慈悲である。(同上)

(六) 印刷の能率を高めることは、知識の民衆化を圖り、教育の進展文化の發達を促す上から見て、我國に於ける今日

の一大急務である。然るに歴史的假名遣に禍されて、明治二十九年頃から一般にルビ付活字を使用しなければならぬ様になつたことが甚しく印刷の能率を低下せしめてゐる。ルビ付の活字の爲活字の數が著しく増加し、その取扱が頗る繁雜になつて居る。もしこの繁雜から免れ、印刷の能率を高めようとすれば、歴史的假名遣を發音的に改定すればよいのである。(同上)

(七) 近時我國に於ける近視眼が非常な勢を以て増加しつゝあることは寒心に堪へないが、これは近來新聞雜誌等の活字が著しく縮小したと、全文總振假名になつたこととに原由するところ頗る大なるものである。故にこの障害を除くには總振假名制を緩和しなければならないが、それには漢字の制限と假名遣の改定が先決の問題である。(同上)

(八) 舊假名遣が語源保存の利益があることは事實である。然し一般の國民は平素語源には殆ど無關心なもので、たゞ學者やその他少數の人々が之に注意して居るに過ぎない。勿論語源尊重の必要は言ふまでもないが、それは辭書に於て十分その目的が達せられる。日常の生活にまでも國民が擧つて語源通りに書かねばならぬ必要はない。若し強ひて之を主張すれば、一部少數の人々の利益の爲に、國民多數の利益が犠牲に供せられることになつて、まことに不條理な話である。(保科孝二「假名遣改定の要義」中「假名遣改定反對の理由」に對する反駁に據る。)(反對論(一)參照)

(九) 發音的に改定すれば同音語の多くなることは事實であるが、然しそれが爲に誤解を招く恐は殆どない。たゞ單語を並べた場合にはその區別の出來にくいこともあるが、多くは文章前後の關係、アクセント、修飾語の附加等によつて區別して、誤解を來す恐は殆ど無い。(同上)(反對論(二)參照)

(一〇) 國語に古來貴重な歴史の存することは事實であり、この歴史を尊重するのもまた我々の義務であると信ずる。然しながらこの歴史を保存するにはその途がある。古典の假名遣を今日の日常生活に用ひなければ、その歴史を破壊するものであるとは考へない。今次の假名遣改定案は現代文のみに應用し、古典文學に對してはその假名遣はそのまゝ保存し、之までも改めるのではない。奈良朝や平安朝の文學は古典の假名遣によつて保存するものである。古來わが國の假名遣が如何に變遷して來たかは、各時代の文學を通觀して確めることが出来るので、舊假名遣を發音主義に

よつて改定したからといつて、國語の歴史を消滅せしめる恐は毫も無い。語は各時代を通じて絶えず發達變化して來て居る。用語にしても文法にしても時代によつて多大の變化を生じてゐるが、之に對しては毫も怪まない。今日我々は奈良朝や平安朝の言語を用ひて居ないが、恐らく之を以て國語を輕視したものとは何人も考へまい。然るに假名遣のみ獨り古典におけるものを用ひなければ國語を輕視するものであると責めるのはその理由を知るに苦しむのである。言語がすでに變化する以上之を表現する假名遣もそれに伴うて變化するのが當然で、古典の假名遣を以て現代の假名遣を律すべきものでない。歴史的假名遣そのものも變遷があつたので絶対に動かないものとはいへない。一體表音假名遣こそ却て國語の歴史を大に尊重することになるのである。古來もし發音の變化するに従つて文字を之に一致させる様に調節したならば、發音の歴史的變遷は極めて明かである筈である。古典の假名遣を極力支持して各時代に於ける變化を認めなければ、近世における發音や假名遣の變遷は暗から暗に葬られてしまふ。たとへば渡行音や「チ」「ツ」などの變遷を歴史的に研究することが困難であるのは、古典の假名遣をそのまゝ用ひて來た爲である。もし發音の變化するに従つて假名遣を常に調節して怠らなければ、國語の歴史は今日よりも一層明かになつて居る筈である。

(同上)(反對論(三)參照)

(一) 歴史的假名遣によつて傳へられて來た國語、たとへば「アフヒ」「アヂサキ」「ヨミナヘシ」「オホキガハ」「スザカオホヂ」「コフヅ」などを表音的に改めると、その姿が變るために感情と衝突するのは事實である。然し實際の發音がすでに變つて居るのであるから、その發音の通に表記することは決して國語を破壞するものでない。我々は現代の發音によつて之を言ひあらはして居るのであるが、之をそのまゝ寫し取る假名遣が國語を破壞すると言ふならば、しかく言ひあらはす事が却つて國語の破壞でなければならぬ。口に言ひあらはす時は破壞でなくして、文字にそのまゝ表記すると破壞になるといふ理窟が分らない。今日の發音を平安朝時代のものに復古して、發音と文字とを一致せしめよと言ふならば聞えるが、たゞ假名遣に於てのみの破壞論は成立たない。これは言葉と文字とを混同する爲に起つて來るのである。國語と國家とは最も密接な關係を有することは勿論であるが、假名遣の改定が國語の破壞でもなく、

更に國體を何等傷けるものでもないことは、心ある人のすべて認める所である。近來やゝもすると、いろ／＼な問題を國體にむすびつけて反對しようとする人があるが、これは慎むべきことである。現代の發音に文字を一致せしめることは、國語の健全な發達を助長こそすれ、決して之を破壞するものでない。むしろ却つて發音と文字が一致しない場合こそ國語の健全なる發達が妨げられるのである。(同上)(反對論(四)參照)

(一二) 新假名遣は文法をかき亂すものであるといふ非難は當らない。平素の談話では文法をかき亂すことがなくして、一旦之を文字に書きあらはすと、之をかき亂すことになるものとは考へられぬ。勿論新假名遣による場合と舊假名遣による場合とは、文法上多少の差異を生ずるが、假名遣の根本が異なるのであるから、これは止むを得ない。即ちダ行の活用がダ行とザ行との二行に跨ることになったり、ダ行が全くザ行に變ることになったり、ハ行がワ行とア行の二行に跨つたり、「言ふ」の如きは「言フ、ユイ、ユウ、ユエ、ユオ」の如く活用して不規則動詞になったりする。形容詞に於ても助動詞に於ても姿の變つて來ることはある。然し、舊假名遣に於けるものが我が國文法の絶對の標準で、之に對しては何等の變改をも加へることが許されないと見るのはあまりに窮屈である。從來動詞の活用は必ず同行に活くものと説明して居たが、形容詞の活用は加行と佐行に跨つて居るし、助動詞でも「ズ、ヌ、ネ」や「キ、シ、シカ」の如く二行に跨つて居るものもある。故に動詞の活用は大體同行に活くが、多少二行に跨るものがあると認めて差支がない。(同上)(反對論(四)參照)

(一三) 新假名遣が文學美を滅殺するといふのもつまりは感情論に過ぎない。久しく「オホキガハ」といふ假名遣に親しみを有して居たものが、「オウイガワ」と書かれてはその美しさが滅殺されるやうに感ずることは事實である。然しそれは一時の感情で、幾年かの後「オウイガワ」に對して親しみが生じて來ると、そこにやはり美しさを感じずるやうになるものである。ことに新しく國語を學ぶ兒童に於ては新しい假名遣にも美を感じ得ることは疑のない事實である。

(同上)(反對論(五)參照)

(一四) 新假名遣が國語の威嚴を損ずると言ふこともやはり感情論である。「アヨガレ」よりは憧憬、「サスラエ」よりは

論落、「オモウ」よりは思惟といふ語の方が威厳があると考へるのと同じ感情論である。(同上)(反對論(五)(二三參照))

(一五) 如何に進歩した科學的な文字と雖も、口に言ひあらはす通り、如實に之を寫し取ることの出来ないのは今更言ふまでもない。改定案は三つの「チニヲハ」と「ヂ」「ヅ」の假名遣に除外例を設けて居るが、主義上から見れば、これは確に不徹底といへる。然し改定案の實行は社會と協定して進まなければならぬ。あくまで主義によつて一貫することは困難であるから、ある程度まで社會と妥協して進むのが得策と信ずるので、過渡期の一方便として多少の除外例を設けることも實は止むを得ないと思ふ。又我々の發音主義といふのは、東北の人は東北の發音に、九州の人は九州の發音によるとの意味ではない。現在國民教育の標準たる東京語の最も純粹な發音を基礎として整理したものが假名遣改定案である。故に假名遣の標準は明確に一定して居るが、たゞ「カ」と「ク」、 「ジ」と「ヂ」、「ズ」と「ヅ」の區別を今尙嚴重に保存して居る地方では特に除外を認め、當分の間從來の習慣に従つて差支がない。(同上)(反對論(六參照))

(一六) 假名遣をして自然の推移に任せて置けば頗る亂雜なものになり、統一を失ふであらうことは鎌倉時代における實例に徴して明かである。徳川時代に於ても國學者以外の社會に於ける假名遣は決して統一して居なかつたのである。然るに明治の初年に至り、文部省は國民教育に歴史的假名遣を採用したので、社會も自然これに追従し、新聞や雜誌の振假名もすべて歴史的假名遣を用ひる様になつたのである。歐米における綴字改良 Spelling Reform の實績について見ても、之を斷行したのは直接又は間接に政府の力によつたので、社會における自然の成行に放任して置いては、百年河清を待つと殆ど違ふところのないものである。(同上)(反對論(七參照))

(一七) 新假名遣は少しも實行されないではないかと言ふ人もあるが、もし文部省が之を國定教科書に採用すれば直ちに實行しようと思望して居るものが多いのであるから、いよ／＼國定教科書に採用されることになれば、久しからずして社會は新假名遣によつて統一せられるであらうと確信する。又從來の假名遣を一日もはやく改定せられたいとは教育界における多年の最も熱烈なる要望である。これまで教育界は機會のあるごとに政府に向て假名遣改定の促進を建白建議して來たのである。又衆議員に於ても同様に建議案が數回通過して居る。兒童の父兄の如きも多數は最も熱

心に之を要望して居るので、文部省はこれらの輿論に鑑みて今回新假名遣を國定教科書に採用すべく決心されたものであらう。(同上)

(一八) 明治三十九年の文部省案は口語にのみ採用する豫定であつたが、すでに今日では時勢が大いに變つて居る。即ち國民文學の殆どすべてが口語文になつてゐるし、小中學の國語讀本にも年々口語の教材が増加して居る。この勢を以てすれば、現代の文語文も遠からず古典化するであらうと信ずるので、今回の改定案は口語文語を網羅して現代文に用ひることになつてゐる。(同上)(反對論(八)參照)

(一九) 先年北米合衆國で計畫された綴字改良や、フランスのアカデミー編纂の辭書の改版などは漸進主義を採用してゐる。然るに我國では歴史的假名遣を發音に近付けるべく改定した例はこれまで全くない。即ち今日では中古時代の假名遣をそのまま無條件で採用して居るのであるから、之を現在の發音に近付けるべく改定する場合には、漸進主義よりは急進主義の方が得策であると思ふ。(同上)(反對論(八)參照)

(二〇) 學校において新假名遣を採用すれば社會も自然これに追従するから、社會から孤立する心配はない。すでに新假名遣をひろく採用して居る出版業者もあり、若し學校に之を採用すれば直ちに追従しようとして居る出版業者も少なくない。(保科孝二「假名遣改定の賛否意見」中の「君成意見」に據る)(反對論(一〇)參照)

(二一) 古典を學ばんとする人は特に古典の假名遣を學べばよいので、之を國民一般に強ひるのは不都合である。古典の假名遣を尊重すべきことも當然であるが、さりとて日常慣用しなければならぬことはない。之を尊重する途は他に幾らもある。學術的と實用的とを混同してはならぬ。(同上)(反對論(一一)參照)

(二二) 假名遣改定の結果新舊假名遣が一時入り亂れることは止むを得ない。曆やメートル法の改正にも、その現象が認められるが、然し自然新法に統一されることは外國の實例によりても明かである。(同上)(反對論(一二)參照)

(二三) 現代の發音を假名の通りに復古せよといふ説があるが、既に消滅したキ・ウ・エ・ヲやヂ・ヅ等を復活して發音と文字とを一致せしめようといふことは言ふべくして行はれるものでないことは言語史の證明する處である。(同上)(反

對論(一四)參照

(二四) 外國における綴字改良はイタリア、スペイン、ドイツ、ノルウェー等多くは成功して居る。たゞ英米二國がいまだその目的を達しただけである。それにしても漸次發音に近付いて來て居ることは辭書を見れば明かである。

(同上) (反對論(一五)參照)

(二五) 歴史的假名遣の教授上いかに困難であるかは教育の實際に徴して明かである。之を困難でないと云ふのは教育の實際を知らざるものの言である。(同上) (反對論(一六)參照)

(二六) 言語と文字とを一致せしめるの必要は多言を要しない。勿論之は程度の問題であるが、現在の我國に於けるが如く甚しく相離れては不都合である。發音主義によつて改定しても、發音と文字とを近付けるといふので、理想的に一致させるといふのではない。文字は固定的のもので、發音は流動的のものであるから、一時之を一致させても、遠からず離れてしまふのは事實である。故に二十年或は三十年を期して常に之を整理するのが當然で、我國に於けるが如く千年近くも社會の自然の動きに放任しておくべきものでない。(同上) (反對論(一七)參照)

(二七) すべて簡略主義のみで押通すことは無論出来ないが、然し無駄を省き能率を高めることが何より必要である。

(同上) (反對論(一八)參照)

(二八) 新假名遣は發音を正確に學ばせることが出来るから、自然國語を健全に發達せしめることが出来る。尙又外國語を學ぶ上にも一大利益がある。日本國民が外國語を學ぶのに非常な困難を感じるのは、平素發音と文字との一致しないものを使ひなれて居ることに原由するところ頗る大なるものである。(同上)

(二九) 日本では軍備の負擔に憊む如く、面倒くさい文字の負擔に堪へられなくなつてゐることも察せられる。それに明治以來の絶え間なき外國の刺戟によつて、日本の青年の趣味も動搖した今日、日本の古典では押しが利かなくなつてゐて、歎いたつて爲方がない。傳統を重んじよと云つても、舊文學や舊思想に魅力がなくなつたらどうしやうもないと思はれる。(昭和六年十月十四、十五日讀賣新聞「所載、正統白鳥試管應」この項より(三六)項までは昭和七年六月十五日臨時國語調査會謄寫印)

「假名遣改定論議要略第一集」を参照した。

(三〇) 假名遣改定は文法を破壊するものではない。文法變化の批難は、發音の變化から生ずる文法の説き方、説明の方法の變化を言つてゐるのである。歴史的假名遣では、標準時代(奈良朝から平安朝の天曆頃まで)の發音と異なる假名を用ひて、動詞の活用は、飽くまでも五十音圖の同行で説き、語幹の發音の變化したのも、書き變へることなく、標準時代の音を表す假名で説明しようとするに對して、改定案では、各假名を標準時代に有した音價で使用して、文法上の事實を成るべく實際の發音に即して説かうとするのである。即ち之を發音主義といへば、歴史的假名遣は文字主義と言へるのである。文法に關しては、双方に破壊の事實なく、「説き方」の相違を見るに過ぎないものと思ふ。

〔昭和六年十月號「教育研究」所載、湯澤幸吉郎「改定假名遣は文法を破壊するものにあらず」 又は昭和七年四月號「國語教育」所載同氏「假名遣改定案に對する文法破壞の批難」及び同誌所載河津啓太郎「新假名遣による文法の總論について」もこの問題を論じてゐる。〕

(三一) 學制改革の眼目が修業年限の短縮にあるとすれば、これに對して言語文章文字假名遣の整理統一を計るのが先決問題で、これを閑却して學校制度を改めても無益である。(昭和六年十一月號「國語教育」所載、佐科孝二「學制改革の先決問題」)

(三二) 假名遣改定に就いては徒らなる反對論をしないで、國語調査會案の修正意見なり、又自らはと認める新案を發表するがよい。而して歴史的假名遣なり、發音的假名遣なり何れでもよいから、その一に徹底すべきで、今日の如く亂雜不統一のまゝに放置すべきではない。(昭和六年十二月號「國語教育」所載、佐賀保太郎「假名遣改定問題について」)

(三三) 假名遣改定問題を直ちに思想問題として取扱ふのは不當で、これは國語文法に關する問題である。而して文法は一の社會的慣習であり、その眞偽は論理によつて決せられず、社會的流通によつて決せられるので、文法の正否に關しては吾々は絶對的に正しい標準を提出することができない。故に古い文法そのまゝを支持することが必ずしも正しいものを支持することにならない。假名遣改定によつて生ずる文法の變化は肯定されるべきものである。新假名遣は言語學的に正當さを缺くものではない。即ち(一)實際の發音に近く、(二)科學的に體系を持ち、(三)平易簡明なるべく、(四)一旦改定すれば再び改定されることなき社會的流通力を持つべき假名遣改定の條件 には適してゐる。

たゞ(四)の條件は、やゝ不安であるが、新假名遣の問題位を何故重大な思想問題にするのであるか、何事をも思想問題化しなければやまないのが、國民的弾力性を缺き始めた最近の日本の弱點である。單なる國語の問題として見るならば今の如く反對の氣勢の相當に盛んである限り、それは既に社會的妥當性を完全に得ないものであるから、新假名遣の改正箇所を割合に少なくするが穩當であらうと考へる。(昭和六年十二月號「セルバン」所載「田中村」思想問題化した新假名遣)

- (三四) 發音式假名遣採用の結果は(一)標準語の普及、(二)書き方の統一、(三)國語の統一ひいては國家觀念の喚起、(四)教育の効果を高む、(五)國語のみだりなる變化を防ぐ、(六)各時代の音聲の變遷が明かになる、等の利益がある。
(昭和六年九月發行「上野陽」「發音式カナ遣の理論的根據」)

- (三五) 發音式カナ遣は標準語普及を速くならしめ、教育の能率を増進し、國語の機能を完全ならしめるのであつて、國語調査會案は學理と實行上の便利を取入れた良案と認めるから、この案の國定教科書に採用されることを希望する。
(昭和六年九月發行「松坂忠明」發音式カナ遣要求の聲、本冊は發音式カナ遣の賛成意見を輯録したもので執筆者は七十氏である。)

- (三六) 議論が感情的になるのは面白くない。冷靜に是非を研究してその長を採つて行かねばならぬ。日本は古から言葉の國であつて文字の國ではない。今後もやはり言葉の國として進むべきものであると考へる。而して日本語を東洋の言語、世界の言語として認めさせてゆくには、簡潔明瞭なる言語文字の組織を授けて行く必要がある。(昭和七年四月「國語教育」所載、上田茂年「假名遣改正問題に就きて」)

- (三七) 國語學の科學性が確立されて來れば、假名遣改訂の問題の如きは、本來理論として何等問題は無い筈である。國語學的知見が科學的批判的でない間は、この種の問題に對する決定權を持たない。(同誌「佐々問題」假名遣「是非」)

- (三八) 假名遣改定論は(一)本質的改定觀からみても、(二)學習論的改定觀から見ても、(三)效果論的改定觀から見ても所説が明快を缺き徹底してゐない。假名遣はその時代性から論ぜられなければならぬ。我國では漢字が國字として有力な地位を占めることになつたので「あぶぎ」「はうき」「さふらふ」のやうな假名の表記による形式は、時代を降るに従ひ口耳の言語から遊離し、化石的存在となり、兩者の聯想が容易に成立たなくなつてしまつた。従つて現代に適應する

簡明直截な原則によつて表記の準則を制定するの必要がある。而して新制假名遣は國民教育の上に採用され國民一般の準則とならなければならぬ。抑、古典的假名遣は、古代に於ける國語表記の實例について發見された準則であるが、「井」を「ゐ」、「男」を「を」と書くのは、「い」「ゐ」、「お」を「の」發音上の區別のあつた時代の嚴然たる事實の上に發生した書きあらはし方の形式である。されば、古典的假名遣によつて知られる當時の書きあらはし方の形式は、當時の口耳的言語をありのまゝに寫し出すといふ精神を基調としてゐるものである。しかるに明治の初年において、假名遣の準則を定めるに當つて、古典假名遣の基調となつてゐる、口耳的言語をありのまゝに寫し出すといふ、尊い古精神を採らずに、その形式のみを採用したことは、今日から考へて、甚だ遺憾の感なきを得ない。しかし、六十年後の今日も、なほこれを改めるに遅くはない。假名で國語を書き現す場合に、古代人がいかに發音をうつしわけるに忠實であつたかは、最近の古文獻研究によつて、ますます明かになつて來てゐる。古典假名遣の形式をのみ尊んで、古典假名遣の基調となつてゐる、われ／＼の遠い祖先の、國語表記に對する忠實な古精神を顧みないのは、純正な國語の擁護をはかる所以ではない。依つて新定假名遣は、現代の國語を假名で書きあらはす、すべての場合に適用させなければならぬものであるを要する。而して傳統的文化の積威を顧み、國字として假名の地位性質に照して考慮すべきである。かくて現時の社會的急務に應ずるものとしては、大體に於て、臨時國語調査會の改定案の標準を承認するものであり、この改定案の速かに實施されることを希望する。國語の教育は言葉の教育であることを出發點とする。國民性情を陶冶し、國民の傳統的精神を養ひ、進んでは古典的教養を受けさせるといふ重要目的を達するには、先その基礎である現代の言語、現代の語法に就いて正確な教育を施さなければならぬ。現代語を疎んじて、古典教養に何等の意義を認めるか。現代語の訓練をよそにして、國語擁護に何等の意義があるか。（同誌、安藤正武「假名遣の時代性を論じて改定案に及ぶ」）

（三九）昭和五年六月廣島縣下國語教育研究會から假名遣改定の促進についての要望を國語協會々長近衛文麿公に提出した。その後國定讀本に新假名遣採用實現を文部大臣に建議したものは百四十餘あつた。（昭和七年四月號「國語教育」）

(四〇) その他数多い賛成論の主なるものは次の通りである。(別項附録「資料目録」参照)

保科 孝一 具體化しつゝある假名遣改定案

〔讀賣新聞〕 昭和六・六(九、一〇、一一)

同 カナズカイ改定の意義

昭和六・七

社 説 假名遣の改定

〔大阪朝日新聞〕 昭和六・九・二八

保科 孝一 假名遣改定の反對説

〔國語教育〕 昭和六・一〇

永田吉太郎 假名遣の根據を求めて

同 昭和六(一〇、一一、一二)

上野 陽一 假名遣の本質

〔東京朝日新聞〕 昭和六・一〇(九、一〇)

保科 孝一 假名遣改定

〔時事新報〕 昭和六・一〇(六、七、八)

同 假名遣の改定がなぜ必要か

〔教育研究〕 昭和六・一一

同 國語に於ける假名遣問題

〔教育科學〕第二冊 同

佐久間 鼎 國字問題について

同 同

上野 陽一 假名遣の本質

〔綴方教育〕 同

佐伯 功介 山田博士の論文を読む

〔教育・國語教育〕 昭和六・一二

原田 直茂 小學教育の立場から

同 同

保科 孝一 歐米の綴字改良と我國の假名遣改定

〔學藝〕 同

安藤 正次 假名遣改定に對する認識の不足

〔臺灣教育〕 昭和七・一

松坂 忠則 東京府國漢科教員會の假名遣改定反對決議文について

〔國語教育〕 同

山田 又男 表音假名遣を徹底したい

同 同

佐久間 鼎 假名づかひの根本問題

〔教育・國語教育〕 昭和七・二

奥中 孝三 發音式假名遣とローマ字

〔國語教育〕 昭和七(一二、一三)

國語教育 昭和七年四月號「假名遣改定促進號」所載の諸論文（別項附録「資料目録」參照）

高津才次郎 假名遣改定反對論輯寸評 「國語教育」 昭和七（六、七）

清水 源次 假名遣と兒童の學習 同 同

藤井利龜雄 國語假名遣改定案の批評の批評 同 昭和七八

輝 太應 歴史的假名遣不滿の四面觀 同 同

武知 正之 歴史的假名遣の反對説に對する反逆 同 昭和八・三

改定假名遣批判論

（一） 武藏野女子學院國語國文學部から發表した「假名遣改定案に關する修正意見」は三章からなつてゐる。

第一章 修正意見の第一部は國語調査會案に對する直接の批判修正である。

1 長母音の表記法中、エ列長音、オ列長音の表記は、エ列の場合には「イ」でなく「エ」を書き添へ、オ列の場合には「ウ」でなく「オ」を書き添へよ。又外國語の長母音の場合にも、國語や字音のと同じ原則に依つて、その間に區別をたてないこと。

2 助詞の「ハ」「ヘ」「ヲ」改定案では例外としてあるが、これは發音的假名遣の精神より、原則は「ワ」「エ」「オ」とし、當分從來のまゝに「ハ」「ヘ」「ヲ」と書いても差支ないといふ許容にして置きたい。

3 連濁音連呼音の「ヂ」「ヅ」を昭和六年五月八日の修正では語原的假名遣に基いて容認してゐるが、その必要なく發音的假名遣の精神により「ジ」「ズ」と書くべきである。従つて五段音圖のダ行は「ダ」「ジ」「ズ」「デ」「ド」と書く。但し「ヂ」「ヅ」の假名をも臨機に用ひることを認めようと考へる。

第二章 修正意見の第二部は假名遣の適用に關する意見である。

1 發音的假名遣の適用は口語文に限る。但し口語文に從來の語源的假名遣を用ひても差支がない。語源的假名遣は文語文に用ひる。この意見によると國定讀本には次の三種の文體が收められる筈になる。

(1) 語源的假名遣に依る文語文。

(2) 語源的假名遣に依る口語文。

(3) 發音的假名遣に依る口語文。

而して文語文は讀む文章、口語文は書く文章、語源的假名遣は讀む假名遣、發音的假名遣は書く假名遣といふ所に將來の文章の大道を樹てたい。

2 調査會の意見では、從來の語源的假名遣を改定して、新しい發音的假名遣の一種だけにするのだが、我々は從來の語源的假名遣と純正な發音的假名遣との二種の假名遣を認める。

3 發音的假名遣の例則はなるべく簡單明瞭にすること。改定案は複雑すぎて適用を誤り易い。

第三章 發音的假名遣の要綱(試稿)

趣旨・凡例・假名の表書き方の四項目に分ちその「書き方」の項に次の如く定めてある。

1 長母音は同音の假名を書き添へて表はす。

2 撥音、促音、拗音の書き方は從來の通り、國語調査會案による。

3 將來はガ行鼻音の假名として「ガ・ギ・グ・ゲ・ゴ」を認めること。(ハガキ・ヤナギ・ウグイス・カゲ・タマゴなどのガ・ギ・グ・ゲ・ゴ)

なほ國語調査會案とこの修正意見との間に於ける妥協の餘地の有無については次の如くあげてある。

1 妥協の餘地のあるもの。

(1) 助詞の「ハ・ヘ・ヲ」について。

(2) 「ジ・ヂ」「ズ・ヅ」の問題。

2 妥協の餘地がないと思はれるもの。

(1) 「オ」「エ」の長母音を「ウ」「イ」であらはすこと。

(2) 發音的假名遣を文語文に適用すること。(昭和六年八月號中等教育所載後パンフレットとして刊行した。)

(二) 當今行はれてゐる假名遣改定の論争は(一)改訂することそれ自身の論争と、(二)改定案そのものの主義と出来ばえに關する論争と、(三)改定案實施の方法手續に關する論争と、(四)國語調査會の權能組織態度についての論争とに大別することが出来る。(一)に就いては眞面目な反對はない。次の問題は何を準據とするか、どの程度まで人爲を加へるか等の見解の相違であらう。(二)に就いて反對論の主要なものは(1)字音に限るべきで、動詞にまで及ぼしてはいけない。(2)口語だけに止めるならばともかく、文語にまで適用してはいけない。(3)發音主義はいけない、語源語法に立脚すべきである。(4)發音主義は許すとしても、長音三母音主義は發音の事實に合はない。(5)結局不統一不合理、支離滅裂の案である、などである。立案者も批評者も「言語の二律背反」といふ性質をよく考へるべきである。發音主義の緩和は認めるが、根本を現代發音に求めることによつて、新國語の姿を確實に捉へ、新しい正辭法を立てるべきである。反對論者の中には言語學・音聲學に本當に理解のない憾が多い。原案者にも雅量が必要である。(三)に就いては今一段高い所から考へて、學者・教育家・文學者・操觚者・實業家などを集め十分研究し、修正し、實施の大勢を作り、時代思潮に合した實現力を興す必要がある。臨時國語調査會は反對者の感情を和げる道を取るがよいし、反對論者は假名遣改訂そのものについて、民間の研究を大々的に行ふがよい。そして假名遣の改定と同時に、更に國語の他の問題をも大に調査すべきである。(昭和六年十一月「教育科學」附録「教育」所載、石黒魯平「假名遣改訂是非論争の總論」)

(三) 歴史主義の立場からみれば、國語教育の意義は國民の言語意識のうちに國民精神の表現を理解せしめようとするものである。しかしこの場合思想の表現形態としての言語と文字との關係に注意しなければならぬ。直接に思想を表現するのは言語であつて文字ではない。國民精神或は國民思想の表現は言語の内部形式としての意味に存するので、

外部形式としての發音は意味を裝ふ衣服のやうなものである。言語の變遷に於ける發音と意味との相關的變調性は、言語の外部形式と内部形式との關係から考察せねばならず、内部形式の恒常性に對する外部形式の可變性は、言語の表現形態としては本質的變化であるとは考へられない。發音の恒常性はその言語の意味の恒常性を保證し得ないから、言語の發音形態のみにその歴史主義的觀點の重心を置かんとするのは、言語に對する眞の歴史主義を主張するものとはいはれない。發音形態の歴史的原型を保存し、歴史的變遷を證明し得るためには、發音と文字との間に一義的關係をつけるやうな約束を定めておくことが必要である。歴史的假名遣を認めるためには先づ發音式假名遣が確立してゐねばならぬといはれる。假名遣に對する歴史主義者からは改定案の發音式假名遣は全く便宜主義にすぎないといつて排撃されてゐるが、假名遣の便宜主義或は實用主義なるものは、主義そのものが誤謬であると直ちに斷言することは出来ぬ。歴史主義から實用主義が誤謬であると斷言されるならば、それと同様に、實用主義からは歴史主義は誤謬であると斷言することも出来る。かゝる獨斷的立場からの喧嘩は、理論としては、何時までやつても解決する望はない。假名遣に對する實用主義の原理としては一字一音主義は不動の原理である。この原理は今回の改定案では不徹底である。數種の例外を認めざるを得ないのもこの不徹底からである。音聲學的常識を顧慮しない假名遣の改定は眞の意味の實用主義ではない。

改定案に對する反對論の中には獨斷的な無謀な議論も多い。例へば文部省案に對して教育上永久不滅の寶典となるべき詔勅御製の假名遣は、之を如何に取扱はんとするかといふやうな攻撃は、文部省が該案を實施するために畏くも皇室を利用したといふ批難と同様に、彼等も亦皇室を利用してゐるものである。これは國語が眞に民衆のものになつてゐないことの暴露である。

理論的に確立された實用主義は歴史主義と矛盾するものでないから、一音素一記號主義の原理によつて實用主義の眞價を發揮するやうに改定案を合理化させてほしい。(同誌、城戸樗太郎「假名遣の歴史主義と實用主義についで」)

(四) 新聞・雜誌及び各種學校における假名遣の調査。

これは一般社會における假名遣の實狀を知るために、新聞・雜誌及び各種學校について調査した結果を示したもので、國語假名遣を文法的なものと語彙的なものに、字音假名遣を準字音と純粹字音とに分類して、その各々における誤の種類とその度数とが詳細に調査してある。假名遣の現實的狀態を知るには絶好の資料である。(昭和七年二月號「國語と國文學」所載、山口千萬太郎「新聞雜誌及び各種學校に於ける假名遣の調査」)

(五) 改正不可といふ斷定が出来ないまでも、ある程度まで反對論に眞理があれば、改正論者の難點となる。この難點に盲目で徒らに改正を叫び實行をあせるのは愚である。又反對論者が一局部の難點を捉へて全部を否定せんとするものも不可である。

すべて言語の現象は社會の慣習に依つて成立つといふ事實を從來よりも一層重要視し、その重要性を最も適當に考慮に入れることが望ましい。即ち歴史的假名遣にはある概念と感情とが伴つてゐるからこれを輕視してはならぬと共に、併し新しく變形した字形が亦慣習によつて聯想を持ち得ることも事實である。從來の慣習を中心として考へれば、此の慣習と異なるものには從來の聯想を伴はないといふのは正しい。しかし、故に將來異なる字形に同様の慣習が生じないと結論するが如きは、不當前提の論理的錯誤である。新舊共にこれは文字慣習である。從來の文字及び假名遣を改正して文字言語の目的を一層良く達せしめることは必要である。たゞそれには困難が伴ふ。その困難の性質と程度とを十分はつきり意識して之を排除する工夫をこらすべきである。(昭和七年四月號「國語教育」所載、神保梧かなづかに就て)

(六) 提案者側はあく迄も文字を言語に從屬する第二次的手段と見、之を言語表白の爲のより合理的な方向へ改修しようとし、反對者側は、國字即國語論(?)に立脚し、而も之を國民道徳や國民思想の傳達者と見、その改修は直に國民道徳の破壊であり國家傳統の革命と見てゐる。こゝに感情的水掛論が起る。假名遣の改定はあくまでも國字改良の一問題であつて、國語そのものの改革ではない。國字は國語に立脚し、その如實の表白に合目的の手段であるところに文化的役割があるのであるから、之を現實の發音に近い形式に改修することは文化國民の當然なすべき任務である。

發音式改定には原理的に何等反對すべき理由はない。併し改定案の實行に關しては、そこに何等の實證的の根據が示されてゐないから、不安がある。改定案提出に際してはもつと現實に即した事實的根據を明證して改定案の必然的機構を詳細に説明すべき手續が必要だつたと思ふ。假名遣の調査資料によると、現在に於ては歴史的假名遣は不統一亂雜で決して效果的に修められてゐない。而も此等の不統一さ亂雜さは、却つて假名遣本來の機能である發音的の方向にほど統一の傾向が認められるといふ事實、並に歴史的假名遣を維持することによつて教育的効果を増進し得べき何等の理由も發見されないといふ點から推して、假名遣改定案は支持さるべきものであるといふ結論が可能になる。

(昭和七年八月號「教育」國語教育「所載、松本金藏「國字問題としての假名遣」)

(七) その他

横山 青娥 國語假名遣の改定案への批判

「小學校」

昭和六・一一

も批判論である。又次には修正論も見えてゐる。

青木 辰治 假名遣問題の經過と改定實施に就いて

「國語教育」

昭和七・四

附 錄

假名遣の歴史的研究資料目錄

定家假名遣

三莚院關白臨定家卿書
下官集

豫樂院筆文字仕

定家卿假名遣少々

人丸祕抄

行 阿

假名文字遣

世尊寺行能

行能卿家傳假名遣(寫本)

藤原 良基

後普光院御抄(寫本)

西三條實條

假名遣近道抄(寫本)

かなつかひ近道(寫本)

林 永喜

林永喜假字遣書(寫本)

牡丹花宵柏

假名仕近道之事

一條 兼良

假名遣近道(寫本)

假名遣九折(寫本)

附錄

假名遣の歴史的研究資料目錄

〔語學叢書〕所收

(寛政中刊)
弘安七
文永三

〔語學叢書〕所收

文明一〇

〔語學叢書〕所收

文明一〇

〔語學叢書〕所收

〔持明院家傳書五〕

永徳二

〔持明院家傳書四〕

寛永二

寛永三

寛永四奥書

明暦三

寛文五

假名遣相傳抄(寫本)

荒木田盛微

新增假名遣(寫本)二

荒木田盛微

類字假名遣七

一步 手圖英通三

假名遣例書(寫本)

橘 成員

假名字例四

僧 契沖

萬葉集代匠記總釋(精撰本)

初心假名遣

僧 契沖

和字正濫抄五

蜷縮源誠集

橘 成員

倭字古今通例全書八

桑門如得老人

以呂波抄假名遣大概(寫本)

僧 契沖

和字正濫通妨抄五

僧 契沖

和字正濫要略二

青木 鷺水

萬葉假名遣

藤原 基輔

假名遣(寫本)(一名龍書假名遣)

佐々井祐清

假名遣拾芥抄

水溪 居秀

假名遣祕解二

貝原 篤信

和字解

寛文六

延寶四

延寶四

延寶四成延寶六・三刊

元祿三

元祿四・八

〔語學叢書〕所收

元祿八・九

元祿八・三

元祿九・八

元祿九

〔契沖全集〕所收

元祿一〇・八

〔語學叢書〕所收

元祿一一

元祿一一・五

〔持明院家傳書三〕

寶永三

寶永六・九

享保五

〔益軒全集〕所收

元文二

服部 闇笑

假名遣問答抄五

釋 文雄

和字大觀抄二

假名遣撮要

揖取 魚彦

古言梯

本居 宣長

字替假名用格

渾沌齋松月

和字便覽

西村 遠里

かなつ伊於萬愚艸(寫本)

藤井 常枝

和漢字名錄二

上田 秋成
本居 宣長

呵刈霞

加茂 季麿

正誤假名遣

田安宗武問
加藤美樹答

假字問答

光蓮釋龍音

假名遣祕傳抄

村田 春海

若桂二(寫本)

上田 秋成

靈語通

石塚 龍鷹

假字遣奥山路三(寫本)

高井 蘭山

音訓國字格二

各務 支考

假名格捷徑

菅原 長根

狂假名遣

附錄

假名遣の歴史的研資料目錄

寛保元・六

寶曆四・八

寶曆七寫

明和二・五

安永五

安永五・五

安永一〇・二

天明六・一

天明七・論辯終了

天明八・孟夏

寛政七・七

寛政八・七

寛政九・二

寛政一〇

寛政一一

享和元

文化元

文化三・一二

文化四・七

文化四・五

文化六

文化八・六

文化一〇・八

文化一一・二一
文化一三・八訂正

文化一四

文化一五

文政三か、勢篤好寫

文政三・三

文政六・二

文政一〇・六成

文政一二・一二

文政一〇・六

文政一〇・九

天保二

天保四・八

村田 春海	増補 古言梯
清水 濱臣	假字拾要(寫本)
村田 春海	假名大意抄
市岡 猛彦	雅言假字格
釋 行智	假名遣古意
藤原 昌數	改正和字便覽一帖
橋本 稻彦	古今假名遣(卷末古今假字用例)
市岡 猛彦	雅言假字格拾遺
釋 春登	萬葉用字格
高井 八穂	古今假字遣
	古言かなづかひ
井上 信好	假名遣轉考(寫本)
山本 明清	尙古假字格
東條 義門	於乎輕重義
平のとよ武	古言衣延辨(寫本)
清水 濱臣	濁語考(寫本)
未 詳	假名遣大意(寫本)
藤の舎千尋	玉の小琴
大藏 永常	文章假字用格(文章かなづかひ 難讀早引節用集)

大野 廣城

對類音假字便覽四

橘 千蔭

山路の栞

伴 直方

あひおひ(寫本)

花恒 幸國

音訓假字栞

田中 延香

古言梯拾遺(寫本)

高橋 殘夢

國字定源三(寫本)

加茂 季鷹

増補正誤かな遣

鶴峯 戊申増補

山田 常典

増補古言梯標注

寺田 長興

太豆可豆衛三

足代 弘訓

古言梯韻鏡照對二(寫本)

黒澤 翁滿

言靈指南二(未完)

堀 秀成

(假字本義考(寫本)

佐久間 果園

山路のたづき

竹林 舍久幸

かなのしをり(寫本)

源 岩垣

類語假名格

敷田 年治

假名沿革二(寫本)

片岡 眞鐵

皇朝假字三體(音訓明)便覽

岡本 保孝

古言梯補遺(寫本)

岡本 保孝

靈語通砒鍼

附錄

假名道の歴史的研資料目錄

天保六

天保一二・一

天保一二

天保一五・二一

弘化元・八

弘化四・六

弘化四

嘉永二・一

原本五・三(上)
安政三(中)

安政四・五

嘉永三

安政四

文久元・七

慶應元

〔「況齋叢書」四八〕

〔「群文珍寶保存會」所收〕

〔「上田秋成全集」第二所収〕

明治六

竹内 布久	假字格捷徑
山本 明清	尙古假字遺
物集 高見	かなのしをり
内田 嘉一	かなづかひのはやまなび
物集 高見	かなづかひ教科書
濱田健二郎	副假名法規
辰巳小次郎	雅語綴字例
渡邊 弘人	語學摘要 假字用格之部
落合 直文	かなづかひ
佐々木弘綱	假名遣枕詞字典
岡野 伊平	國語かなづかひ
石田道三郎	北人假名遣
大島 正健	國語假名遣新法
大島 正健	新假名遣教科書
鈴木 弘恭	新音訓かなづかひ教科書
大森 惟中	國語かなづかひ早學
小田 清雄	假名つかひ
村山 自靈	字音國語假名遣
服部 元彦	國語假名遣讀本
寄藤 好實	

明治八・七
明治一三
明治一七・九
明治一七
明治一八・一二
明治二〇・六
明治二〇
明治二一・一
明治二三・一
明治二四・四
明治二五・七
明治二六・五
明治二七・二
明治二七・二
明治二七・一〇
明治二八・三
明治二八・三
明治二八・八
明治二八・一二

岡田 正美

自然假名遣法

松尾捨次郎

東北
教科用かなづかひ

帆足 正久

假名遣早學

内田 儀八

かなづかひ集成

島岡亮太郎

假名遣活法

窪田 亮吉

國語假名遣講本

野口 秀並

國語かなづかひ

中島 幹事

普通文かなづかひ

中村 秋香

讀かなづかひ教科書

今井 匡之

中等
教科普通かなづかひ

落合 直文

新編假名遣

大和田建樹

新撰假名遣活法

高橋 龍雄

國語綴字法

笹村 良昌

假字の葉

佐藤仁之助

新撰送假名法

岡 吉胤

假名遣提要

落合 直文

中學假名遣教科書

佐藤仁之助

新撰假字遣

赤堀又次郎

語學叢書第一編

櫻田 辰吉

實用送假名法

附錄

假名遣の歴史的研究資料目錄

明治二九・五

明治三〇・八

明治三〇・八

明治三〇・一〇

明治三一・一

明治三一・五

明治三一・八

明治三一・八

明治三一・一二

明治三一

明治三一

明治三二・三

明治三二・九

明治三二・一二

明治三二・一二

明治三三・一

明治三三・二

明治三三・一〇

明治三四・三

松尾拾次郎

新案かなづかひ

新井無二郎

國語假名遣歌

大槻 文彦

國語綴字教科書

小泉秀之助

國語發音言語及假名遣

臺灣總督府

國民語
本語假名遣法

赤堀又次郎

國語學書目解題(東京帝國大學藏版)

明治 書院

かなづかひ教科書

吉田 彌平

假名遣教科書

小山左文二

新撰假名遣

岡田 正美

假名遣辭典

和田 盛慈

假名遣辭典

文部大臣官房圖書課

假名遣試驗成績表

物集 高見

文部省

提出文法許容假名遣改定案に就いて(一)

荻野 由之

(以上二人高橋龍雄と對話筆記)

芳賀 矢一

同

勝浦 頼雄

同

白鳥 庫吉

同

大町 芳齋

同

坪内 雄藏

同

鹽井 雨江

同

(以上六人高橋龍雄と對話筆記)

「國學院雜誌」

明治三八・三

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

三上 參次 文部省
獨出 文法許容假名遣改定案に就いて(二)
(簡井源次郎筆記)

金澤庄三郎 同

本居 豐頼 同

槇山 榮次 同

江原 素六 同

藤岡 綱平 同

幸田 成行 同

與謝野鐵幹 同
(以上七人爲編輯顧問及筆記)

巖谷 季雄 同
(堀江季雄記)

井上哲次郎 文部省
獨出 文法許容假名遣改定案に就いて(三)

東久世通禧 同

關根 正直 同

三浦 周行 同
(以上四人爲編輯顧問及筆記)

菊地 壽人 同

杉 敏介 同

湯本武比古 同

今泉 定介 同
(以上四人爲堀江季雄訪問筆記)

澤柳政太郎 文部省
獨出 文法許容假名遣改定案に就いて(四)

渡邊重之助 同

附錄 假名遣の歴史的研資料目錄

「國學院雜誌」 明治三八・五

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

「國學院雜誌」 明治三八・六

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

「國學院雜誌」 明治三八・七

同 同

丸山 正彦 同

林 聰臣 同

三浦 周行 同

高橋 龍雄 國語假名遣改正に對する諸家の意見を讀みて卑見を述ぶ

仁科 衛 假名の枝折

文部大臣官房圖書課 假名遣諮問ニ對スル答申書

伊澤 修二 所謂最近の國語問題に就きて

上田 萬年 「伊澤先生の駁論」に就て

伊澤 修二 吾が國語の爲め上田博士(教育界明治三八・一〇ニ應リタルモノ)に與ふ

文部 省 假名遣改定案調査報告

増戸 鶴吉 假名遣目習便

文部大臣官房圖書課 新假名遣對照語彙

保科 孝一 改定假名遣要義

岡井 愼吾 假名遣の書と韻鏡

伊澤 修二 假名遣の變ずべからざるを論じて音義の本源に及ぶ

森 鷗外 假名遣に關する意見(鷗外全集第二卷)

文部大臣官房圖書課 臨時假名遣調査委員會議事速記録

大矢 透 假名遣及假名字體沿革史料

大畑德太郎 發音引假名遣辭典(新撰百科全書第七二編)

同

同

同

同

同

同

「國學院雜誌」

「教育界」

「國學院雜誌」

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

林 聖臣 語源學式假名遣新書

陸軍幼年學校 發音假名遣遊戲法

片岡 哲 かなづかひ變聲音符

茨城縣師範學校 訛音假名遣法

高津才治郎 假名遣改定私案

國語調査委員會 疑問假名遣前編(學說の部)

大島 正健 假名遣便法

石岡勇四郎 假名遣記憶便覽

明治 書院 假名遣及送假名法便覽

國語調査委員會 疑問假名遣後編(實例の部)

芳賀 矢一 假名遣改定養成意見

森 鷗外 假名遣改定反對

小山内 叶 袖珍假名遣便法

橋本 進吉 國語假名遣研究史上の一發見

芳賀 矢一 假名遣送假名早わかり

高津才治郎 教育上の大問題

廣井辰太郎 國語の音表的整理

岡倉由三郎 假名遣改定の根本問題

山田 孝雄 文部省の假名遣改定案を論ず

(大正一四・一・九パンフレットと
する「假名遣の歴史」
の根本問題)にも對録
(國語政策)

「明星」

大正一四・二

明治四二・七

明治四二

明治四三・五

明治四三・六

明治四四・五

大正元・九

大正二・一〇

大正三・一一

大正三・一一

大正四・一

大正四・二

大正四(三・四)

大正五・一二

大正六・一一

大正七・一〇

大正九・九

大正一一・一

大正一三・八

木下柰太郎

石井 柏亭

竹友 漢風

與謝野 寛

與謝野 品子

保科 孝一

山田 孝雄

芥川龍之介

五十嵐 力

與謝野 寛

千葉 龜雄

上司 小劍

長谷川誠也

木間 久雄

藤村 作

安田喜代門

高津才次郎

安田喜代門

安井斗美郎

假名遣改定案抗議

假名遣改定案について

文部省の假名遣改定案を評す

文部省の假名遣改定案について(芥川龍之介全集第五卷)

國語調査會の新假名遣案について 遺憾一東

抗議餘言

當然のこと

氣もちがわるい

議論の餘地(本文必要)はあるまい

おぼえがき

假名遣改定案について

假名遣整理私見

假名遣改定案の抗議を駁す

臨時國語調査會の假名遣改定案

新假名遣に就いて

〔明星〕

大正一四・二

〔國語教育〕

大正一四・二

〔國學院雜誌〕

大正一四・三

〔改造〕

大正一四・三

〔早稻田文學〕

大正一四・四

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

〔國學院雜誌〕

大正一四・六

〔國語教育〕

大正一四(六、七)

〔明星〕

大正一四・七

大正一四・八

報知新聞社

新假名すかい

大正一四

大正商工社

假名遣と送假名詳解

昭和二

木枝 増一

臨時國語漢字漢語假名遣整理案
調査會発表

昭和四・三

岡澤 鉦治

假名遣の根本原理につきて上田藤岡二博士並びに天下の有識に質す

『讀賣新聞』

昭和四・四(元、天、三)

昭和四・七

山田 孝雄

假名遣の歴史

『國語教育』

昭和六・三

保科 孝一

假名遣と常用漢字(國學院雜誌 昭和六・九に轉載)
具體化しつゝある假名遣改定案

『東京日々新聞』

昭和六・五・一三

川路 柳虹

國語の假名遣改定案

『讀賣新聞』

昭和六・六(九、一〇、一一)

昭和六・六(一七、一八)

島崎 藤村

自分一個としては見合せを希望す

『讀賣新聞』

昭和六・六(九、一〇)

與謝野晶子

田中文相に呈す(國學院雜誌 昭和六・九に轉載)

『横濱貿易新報』

昭和六・七・三

美濃部達吉

假名遣の變遷(六・九に轉載 昭和六・九に轉載)

『時事新報』

昭和六・七(六、元、三、三)

保科 孝一

常用漢字表及び假名遣改定案に關する修正に就いて

『國語教育』

昭和六・七

肥後 盛弘

かな文字問題に就いて

『臺灣教育』

昭和六・七

保科 孝一

カナズカイ改定の意義(東京講義會 創設演說所收)

昭和六・七

山田 孝雄

再び文部省の假名遣改定案に抗議す(教育・國語教育 昭和六・一〇にも載録
「國語政策の根本問題」に載録)

『日本及日本人』

昭和六・八

大悟法利雄

歌人よ君の任務を自覺せよ

『創作』

昭和六・八

附録

假名遣の歴史的研究資料目錄

三七三

鈴木 和一 ローマ字論者より見たる假名遣改定案

武蔵野女子學院 假名遣改定案に關する修正意見(後)にパンフレットとする

國語國文學部 再び文部省の假名遣案を論ず(「國語政策の根
本問題」に附録)

山田 孝雄 新假名遣の實行について

高田 保馬 學術上の正義に歸れ

與謝野 寛 教育と新假名遣

與謝野 晶子 アツパツパ論(「國學院雜誌」昭和六、一〇に轉載)

佐藤 春夫 發音式假名遣要求の聲

松坂 忠則 假名遣改定の要義

保科 孝一 假名遣改定の賛否意見

保科 孝一 發音式カナ遣論の理論的根據

上野 陽一 發音式カナ遣の理論的根據

上野 陽一 危險思想の張本としての文部省(「國學院雜誌」昭和
六、一〇に轉載)

若宮卯之助 假名遣の改定

社 説 臨時國語調査會假名遣改定案に對する反對意見

國學院大學國語問題研究會 文部省の假名遣改定案に反對す(「國語政策の根
本問題」に附録)

山田 孝雄 改定假名遣案の論

岡澤 鉦治 假名遣改定案實施について文部省に警告す

岡田 稔 輕率な計畫

澤瀉 久孝

「東洋文化」 昭和六・八

「中等教育」 昭和六・八

「冬栢」 昭和六・八

同 同

同 同

同 同

「都新聞」 昭和六・八(三、三、三、四、五)

昭和六・九

昭和六・九

昭和六・九

昭和六・九

昭和六・九

「教育週報」 昭和六・九(六、一〇、一〇、一〇)

「日本新聞」 昭和六・九・一三

「大阪朝日新聞」 昭和六・九・二八

「國學院雜誌」 昭和六・九

同 同

同 同

同 同

同 同

彌富破摩雄 假名遣改定小見

井 窺 節三 國語調査の方向轉回

遠藤 隆吉 國粹を破壊す

井上 通泰 一種の危險思想

松岡 静雄 本末を誤つたもの

三井 甲之 さかしらのことあげ

豊田 八十代 假名遣改定案に對する意見

高橋 龍雄
假名遣の破壊

山上、泉國語調査會案の過去現在および將來

矢吹 活禪 國民精神の問題

澤田 總清 假名遣改定案について

野中 貞 文部省の假名遣改定案に對する私見

紀平 正美 國語の賊

中野 刀水 國語の破壊

林 古溪 迷信の結果

建部 遯吾 文部省の國語玩弄

平一 歴史を顧みぬ愚案

福原龍藏無耻暴狀言語之過小

雜賀 鹿野 言葉と民族生命

附錄 假名遣の歴史的研宄資料目録

同

四



1

1

司

同

同

1

000000

司

同

II

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

白田 亞浪	改定の愚	同	
志村 健雄	國語假名遣論	同	
松尾捨治郎	假名遣改定案について	同	
木村 卯之	眼前狭少の小慈悲	同	
千家 尊建	實用と精神との中庸を行け	同	
大津淳一郎	假名遣改定案に對する卑見	同	
編輯 子	帝國議會に論じられたる國語調査會	同	
橋本 進吉	上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法	「國語と國文學」	昭和六・九
國學院大學國語問題研究會	國語擁護の聲		
保科 孝一	假名遣改定の反對説	「國語教育」	昭和六・二〇
多田 齊司	言葉と文學	「東京朝日鐵道欄」	昭和六・二〇・九
永田吉太郎	假名遣の根據を求めて	「國語教育」	昭和六・二〇・九
山田 孝雄	文部省の假名遣改定案に抗議す	「教育・國語教育」	昭和六・二〇
東條 操	音轉化と假名遣	同	
吉田 熊次	教育理論上の一大疑問	「國學院雜誌」	昭和六・二〇
藤村 作	假名遣改定案實施反對	「假名遣改定問題其二」	
阿部 次郎	公器の妄用	同	
佐藤仁之助	假名遣改定案に對する卑見	同	
星加 宗一	文部省案の撤廢を望む	同	
尾崎 久彌	不徹底不備なる改定案	同	

岡田銘太郎 假名遣改定案に就て

高橋 龍雄 再び國語假名遣改定案に就て

山田 廣之 假名遣改定案について

永 川子 假名遣問題寸言

假名遣改定案に關する座談會

改定假名遣ひの採用

與謝野 寛 發音式假名遣の非

上野 陽一 假名遣の本質

保科 孝一 假名遣改定
一 國語對策に答へる
一 議論は盡きてある

吉田 熊次 教育問題としての假名遣改定問題(教育思潮研究)
(東京大學第二輯)

上司 小劍 なぜローマ字にしないか？

中 重信 假名遣改定案につき

社 説 新假名遣の實施(國學院雜誌)
(昭和六・一一に轉載)

正宗 白鳥 「試管」感

山耕 儀重 假名遣改正と漢字廢止

佐伯 功介 國語調査會の假名遣ひ案

湯澤幸吉郎 改定假名遣は文法を破壊するものにあらず

保科 孝一 學制改革の先決問題

保科 孝一 假名遣の改定がなぜ必要か

附錄 假名遣の歴史的研資料目錄

同 同

同 同

同 同

同 同

「兒童教育」 昭和六・一〇

「東京朝日新聞」 昭和六・一〇・三

「東京朝日新聞」 昭和六・一〇(三、三、四)

「東京朝日新聞」 昭和六・一〇(九、一〇)

「時事新報」 昭和六・一〇(六、七)

「東京帝國大學新聞」 昭和六・一〇(五、三、九)

「國民新聞」 昭和六・一〇(三、一、五)

「小學校新聞」 昭和六・一〇・一五

「東京日々新聞」 昭和六・一〇・一六

「讀賣新聞」 昭和六・一〇(四、三)

「現代」 昭和六・一〇

「Rômazi no Nippon」 昭和六・一〇

「教育研究」 昭和六・一〇

「國語教育」 昭和六・一一

「教育研究」 昭和六・一一

齋藤 茂吉 現行假名遣に賛成

加藤 咄堂 何等改良の功無し

荒川 五郎 改悪は混亂を繁くす

横山 健堂 憐むべき此の程度

峯間 信吉 強制でなく許容に

東京府國語漢文科教員會幹事會 絶對反對

佐野保太郎 假名遣改定問題について

三浦 勝吉 佐伯功介氏の東大言語學會の意見書に對する反駁文を讀みて

佐伯 功介 山田博士の論文を讀む

原田 直茂 小學教育の立場から

保科 孝一 歐米の綴字改良と我國の假名遣改定

土田 杏村 思想問題化した新假名遣

今泉 忠義 發音式假名遣論者に與ふ

岡田 稔 問題の解決

久松 潜一 研究に待つ

中村 たま 實施の前に理由と理論とを

安藤 正次 假名遣改定に對する認識の不足
——上野路一氏へ——

松阪 忠則 東京府國漢科教員會幹事會の假名遣改定反對決議文について

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

- 山田 又男 表音假名遣を徹底したい
 白井光太郎 無諒村撰の國字假名遣改定を駁す
 石黒 魯平 假名遣問題は出直すべし
 佐久間 鼎 假名づかひの根本問題
 山内千萬太郎 新聞雜誌及び各種學校に於ける假名遣の調査
 高田 保馬 勿急の企
 奥中 孝三 發音式假名遣とローマ字
 山田 又男 國語問題小觀
 藤村 作 假名遣改定問題の出發點を疑ふ
 藤井利龜雄 世評の矢面に立つ改定假名案の真相
 保科 孝一 假名遣改定の方策について
 上田 萬年 假名遣改正問題に就いて
 佐久間 鼎 假名遣是非
 上野 陽一 發音式は當然のこと
 安藤 正次 假名遣の時代性を論じて改定案に及ぶ
 神保 格 かなづかひに就て
 玉井 幸助 假名遣の改定について
 長岡彌一郎 假名遣改定案所見
 今泉浦次郎 コウモリかカメノコか
 井上 越 改定假名遣反對論者の猛省を促す

- 同 「明るい家」 同
 「教育時論」 同
 「教育・國語教育」 昭和七・一・二五
 「國語と國文學」 昭和七・二
 「國學院雜誌」 同
 「國語教育」 昭和七(二・三)
 同 昭和七・二
 「綴方教育」 同
 「尋一教材王國」 昭和七・四
 「國語教育」 同
 (假名遣改定促進會) 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同

大島 正徳 假名遣改正について

莊田安太郎 假名遣一家言

日下部重太郎 新假名遣主張の精神

福島 龜三 普通教育と假名遣問題

金原 省吾 發音式が自然

中桐確太郎 ホシナセンセイニ

藤井 利譽 假名遣改定促進を望む

水島 藤吉 假名遣改定のために

東條 操 假名遣と教育者

松井 簡治 假名遣改正について

吉岡 郷甫 假名遣改正に關する過去の歩み

千葉 龜雄 原敬氏を憶ふ

長谷川誠也 言語に適當な着物

巖谷 小波 假名遣改定について

宮崎 靜二 假名遣問題について

平生飢三郎 教育を能率化すべし

池田 敬八 カナ遣改正の急務

星野 行則 文字は國家消長の基礎

下瀬謙太郎 發音式の實行をすすめたい

伊藤忠兵衛 發音式採用は時代の要求なり

附録 假名遣の歴史的硏究資料目錄

同 同

同 同

二階 源市

假名遣改定問題管見

鈴木彌四郎

假名遣改定の促進を要望す

藤井利龜雄

國民教育の立場より見たる假名遣改定案

石原 惣吉

最早論議の時代に非ず

栗林 光雄

國語讀本に發音的假名遣を要望す

野澤 正浩

假名遣改定に對する我等の叫び

山路 兵一

假名づかひの事實と改正の急

原田 直茂

斷行を切望す

松下 專吉

國民教育の立場より見て

丸山 近美

假名遣は國民大衆のもの

白鳥千代三

實際教育者の立場から

田中 武男

改定假名遣案に就いて

小林 貞一

生きたがために

竹澤 義夫

假名遣に對する要望

大久保 龍

小國民の爲に泣いて訴ふ

雲田藤十郎

支那の注音字母と我假名遣の改定

奥野庄太郎

假名遣改定の必要原理

篠田欽次郎

大勢は假名遣改正に向ふ

角道 散士

散髮力士

山田 又男

長袖群像の死物狂

附錄

假名遣の歴史的研資料目錄

同 同

同 同

山岸 徳平	假名遣改定案に關する考察	同	同
橘 純一	發音的假名遣賛成	同	同
湯澤幸吉郎	假名遣改定案に對する文法破壞の批難	同	同
吉田 澄夫	假名遣改定の多望	同	同
	新假名遣實施要望の聲	同	同
	國語假名遣改定に原く文法の變化	同	同
	改定假名遣實行の狀況	同	同
遠藤 嘉基	上代文字遣解説	同	同
遠藤 嘉基	「上代(萬葉集)文字遣」考	「丘」	昭和七、四
三宅 武郎	「假名遣の歴史」と「文部省の假名遣改定案を論ず」を讀む	「文學」	昭和七、五
飯原 丈碩	表音假名遣是々論	「國語教育」	昭和七、五
井上 一美	時流に即せる假名遣について	同	同
後藤 金好	假名遣改定問題の指標を索める	同	同
大富一五郎	文字本來の職能に還せ	同	同
西原 慶一	昭和七年度國語教育現實の動向	同	同
望月 世教	上代に於ける特殊假名遣の本質(日本文學論叢所載)	同	昭和七、六
高津才次郎	假名遣改定反對論輯寸評	「國語教育」	昭和七、六
文部省臨時 國語調査會	假名遣改定論議要略第一集(昭和六年五月より 昭和七年二月に至る)	昭和七、六・一五	謄寫版印刷
同	國學院雜誌所載假名遣改定反對論寸評	「國語教育」	昭和七、七

清水 源次

假名遣と兒童の學習

同

同

藤井利龜雄

國語假名遣改定案の批評の批評

同

昭和七・八

禪 太應

歴史的假名遣不滿の四面觀

同

同

松本 金壽

國字問題としての假名遣

「教育・國語教育」

同

渡邊 徹

假名遣現狀調査

「教育心理研究」

昭和七・九

佐伯 功介

假名遣とローマ字綴方

「國語教育」

昭和七・九、一〇〇

池田 毅

石塚龍磨著「假名遣奥山路」の一寫本に就いて

同

昭和七・九

岡田藤十郎

國字問題に關する常識的考察

「教育週報」

昭和七

原 重治

岡田氏の國字論を讀みて(王道思想と漢字の學習)

同

昭和七・一一・二六

山田 孝雄

國語政策の根本問題

同

昭和七・二〇

東條 操

明治大正の國語學(三)

「國語教育」

昭和八・三

武知 正之

歴史的假名遣の反對説に對する反逆

同

昭和八・三

永田吉太郎

ヤヱ二行の字音假名遣

同

昭和八・四

保科 孝一

常用漢字・新假名遣及び文體統一問題について

「教育・國語教育」

昭和八・五

國文學新報編輯部

文檢國語科應試者の爲めに——假名遣と假名遣問題

「國文學新報」

昭和八・五・一〇

附錄

假名遣の歴史的的研究資料目錄

索引 五十音順

【ア之部】

赤堀又次郎 二二・二六・六四
 秋成 二〇・二〇・二九・三〇・
 三三・三三・三三・三三
 秋成の假名遣 二八・三三
 秋成の假名遣論 アクセント 二八・三三
 浅田徳則 二八
 朝田弓弦 二八
 足代弘訓 二八・二九
 當字ノ廢棄ト外國語ノ寫シ方 二八
 あひをひ 二八
 あめつちの歌四十八首 二八
 あめつちの詞 二八
 荒木田盛徴 二八
 有島猛 二八
 有栖川宮威仁親王殿下 二八
 青木瀧水 二八
 安藤爲章 二八

安藤正次

【イ之部】

伊澤修二 二六・二六・二六
 石川雅望 二〇
 石黒魯平 二六
 石塚龍磨 二六・二六・二六
 石津亮澄 二六
 石井柏亭 二六
 一字一音組織 二六
 伊知地彦次郎 二六
 一條禪閣 二六
 市岡猛彦 二六
 一步 二六
 一步抄 二六
 いづらのおん 二六
 伊藤欽亮 二六
 稻葉正倚 二六
 岩橋小彌太 二六
 巖谷季雄 二六
 今泉定介 二六
 今川了俊 二六
 今井似閑 二六

二六・三〇・三二

異流假名遣

いろは歌

いろはくわい

いろは四十七字

以呂波抄

以呂波抄假名遣大概

いろはぶんくわい

【ウ之部】

宇津保物語 二八
 上田秋成 二八
 上田秋成全集 二八
 上野陽一 二八
 上田萬年 二八
 宇萬伎 二八
 盆軒全集 二八
 悦目抄 二八
 江原素六 二八
 延喜式 二八

【エ之部】

【才之部】

大藏禮常	二〇一
大槻文彦	二〇六・二〇五
大町芳衛	二〇七
大矢透	二〇八・二〇九・二一〇
晉義説	二一一
晉義微	二一二
晉義本末考	二一三
晉訓國字格	二一四
晉圖及手習詞歌考	二一五
晉圖略説	二一六・二一七・二一八
晉圖大全	二一九
晉便	二二〇
晉韻相通	二二一
晉韻分布圖	二二二

【力之部】

開合	二二九
改正和字便覽	二三〇
増補和字便覽	二三一
改定假名遣要義	二三二
改定假名遣賛成論	二三三
改定假名遣の實質	二三四

改定假名遣の必要	二二五	假名一新	二三三
改定假名遣の批評	二二六	假名沿革	二三四
改定假名遣反對論	二二七	假名沿革餘材	二三五
改定假名遣批判論	二二八	假名決議	二三六
耕雲	二二九	金澤庄三郎	二三七
耕雲散人	二三〇	假字拾要	二三八
行成卿	二三一	假名字例	二三九
高祖武規	二三二	假名大意抄	二四〇・二四一・二四二・二四三
高等教育會議	二三三	假奈津可飛	二四四
向陽子	二三四・二三五・二三六・二三七・二三八	つかひ伊於惠愚紳	二四五
呵刈腹	二三九	假名遣一步抄	二四六
加々勢篤好	二四〇	假名遣奥山路	二四七・二四八
かきかたかいりようぶ	二四一	假名遣及假名字體沿革史料	二四九
覺彦	二四二	假名遣及假名字體沿革史料の第二編	二五〇・二五一
雅言假字格	二四三・二四四・二四五・二四六	假名遣改定案	二五二
雅言假名格拾遺	二四七	假名遣改定案(臨時國語調査會)	二五三
片岡泰淳	二四八	假名遣改定案改定の主旨	二五四・二五五
片岡眞鐵	二四九	假名遣改定案抗議	二五六
勝浦柄雄	二五〇	假名遣改定案整理の方針および適用の範圍	二五七・二五八
楫取魚彦	二五一・二五二・二五三・二五四		
加藤宇萬俊	二五五		
加藤弘之	二五六		

假名遣改定案と議會の質問	三二
假名遣改定案と國定教科書	三二・三三
假名遣改定案に關する修正	三〇
假名遣改定案に關する修正意見	三四
假名遣改定案に對する世論調査報告	二六五
假名遣改定の要義	三三・三四・三四
假名遣改定問題	三
假名遣改定案の修正案	三一
假名遣改定論議要略第一集	三五・三六
かなづかひ教科書	二〇・二五
假名遣研究史	一〇
假名遣相傳抄	四
假名遣相傳の事	四八四
假名遣撮要	七
假名遣拾芥抄	二七
假名遣辭典	八〇
假名遣大意	一九
假名遣大概	一〇〇・一〇一・一〇二
假名遣近道	五五・五九・六
かなづかひ近道	五・七
假名遣近道抄	五九
假名遣近道の事	四三

索引

假名仕近道之事	七
假名遣轉考	一五
假名遣の歌	二八
假名遣の三要	一〇七
假名遣の歴史	二〇・二四・三八・三五・三六
かなづかひ早引音の部	二五・三〇
假名遣秘解	二〇七
假名遣別傳歌	二四
假名遣辨蒙抄	二〇
假名遣問答抄	九七
假名遣例書	二五・二六
かなのくわい	二八・二〇
かなのしをり	二五・二七
かなのとも	二五・二七
假字比例	二六・二七
假名本義考	二〇八・二二
假名文字遣	一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇・一〇一・一〇二・一〇三・一〇四・一〇五・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四・一一五・一一六・一一七・一一八・一一九・一二〇・一二一・一二二・一二三・一二四・一二五・一二六・一二七・一二八・一二九・一三〇・一三一・一三二・一三三・一三四・一三五・一三六・一三七・一三八・一三九・一四〇・一四一・一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一五三・一五四・一五五・一五六・一五七・一五八・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一六七・一六八・一六九・一七〇・一七一・一七二・一七三・一七四・一七五・一七六・一七七・一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五・一八六・一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一・一九二・一九三・一九四・一九五・一九六・一九七・一九八・一九九・二〇〇・二〇一・二〇二・二〇三・二〇四・二〇五・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九・二一〇・二一一・二一二・二一三・二一四・二一五・二一六・二一七・二一八・二一九・二二〇・二二一・二二二・二二三・二二四・二二五・二二六・二二七・二二八・二二九・二三〇・二三一・二三二・二三三・二三四・二三五・二三六・二三七・二三八・二三九・二四〇・二四一・二四二・二四三・二四四・二四五・二四六・二四七・二四八・二四九・二五〇・二五一・二五二・二五三・二五四・二五五・二五六・二五七・二五八・二五九・二六〇・二六一・二六二・二六三・二六四・二六五・二六六・二六七・二六八・二六九・二七〇・二七一・二七二・二七三・二七四・二七五・二七六・二七七・二七八・二七九・二八〇・二八一・二八二・二八三・二八四・二八五・二八六・二八七・二八八・二八九・二九〇・二九一・二九二・二九三・二九四・二九五・二九六・二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二・三〇三・三〇四・三〇五・三〇六・三〇七・三〇八・三〇九・三一〇・三一〇

【キ之部】

河内前司親行	六
河津啓太郎	三〇
貝原篤信	二六
貝原益軒	三九
鎌田英吉	二五
賀茂季麿	一九
加茂眞淵	二七・六
烏丸資慶	九
烏丸光廣	九
漢語整理案	六七
漢字整理案	六六
菊地壽人	六七
菊地大麓	六五
城戸幡太郎	三七
木下李太郎	三〇
疑問假名遣	二四・四九
疑問假名遣書	二〇
行阿	二二・二九・三・七
行阿假名遣	五五・五九・一五・一六
	一三・一八・三・四・五
	二七・二六・二九・三・三・八・四・六

古言梯拾遺	一八・一六
古言梯補遺	一八・一六
古言梯餘稿	一八
古言梯韻鏡照對	一八・一六
古語拾遺	一八
古今假字つかひ	一九・一六
古今假字用例	一九
古言別音鈔	一九
國字音格	一九
國字訓格	一九
國字國語改良論說年表	一九
國字定源	一九
國定教科書の編纂	一九
國文學全史平安朝編	一九
五十音圖	一九
語勢的假名遣	一九
後藤牧太	一九
言鑑指南	一九・二三・三〇
言鑑說	一九・二三
ことたまますかゞみ	一九
小西信八	一九
近衛家親公	一九
近衛關白信尹公	一九

栄

引

後普光園院御抄	一九
小牧昌榮	一九
小松謙次郎	一九
小松原英太郎	一九
五類	一九
近藤眞琴	一九・一六
言鑑集	一九
渾沌齋松月	一九
再和字大觀抄	一九
治久間鼎	一九
佐々木信綱	一九
佐々井祐清	一九
佐藤春夫	一九
佐野保太郎	一九
澤柳政太郎	一九
三光院	一九・二三・三〇
三條西實隆	一九・二三
殘夢	一九
三義院關白臨定家卿書	一九
三義院本	一九

【廿之部】

字音假字用格	一九・一九
字音假名遣改定案	一九
字音假字用格提要	一九
字音の表記に關する通則	一九
似閑	一九
數田年治	一九
貳過集	一九
四聲	一九
四聲主義	一九・一七・一八
四聲論	一九・一七・一八
字體整理案	一九・一七・一八
しち假名文字使蜆縮涼誠集	一九
しち假名文字使蜆縮涼誠集	一九
しち假名文字使蜆縮涼誠集	一九
しち文字使蜆縮涼誠集	一九
悉曇	一九
耳底記	一九
芝田徹心	一九
袖中抄	一九
拾遺愚草	一九・二〇・二一・二二
鹽井雨江	一九・二〇・二一・二二
鳥崎藤村	一九・二〇・二一・二二

【シ之部】

五

島田三郎	二六五	如得老人	一〇〇
清水卯三郎	二六四	白鳥庫吉	二五七
清水濱臣	一八・二七・ 一六〇・二六〇	詞林	四
聖覺	三	詞林三知抄	二五
正誤假名遣	一九・二六・二五	新舊假名遣對照語彙	二六
尙古假字格	一七	新舊假名遣對照表(字音)	三六
成實論天長點	二八	新舊假名遣對照表(國語)	三三
上代に於ける特殊假名遣の本質	二五	神珙	一七
上代の文獻に存する特殊の假名遣と	二五	新增假名遣	二六
當時の語法	二五	信昌	三
上代文字遺解説	二五	新撰字鏡	一九・二〇
上代文字遺考	二五	神保格	二六
正徹	二・元	信明集	一九
常用漢字表	二七		
正濫鈔	一五・一六・一五・一九・二七	【ス之部】	
釋文雄	二四	杉敏介	二七
シユライヘル	二一	資慶口授	九
俊成	一五・一五	水原鈔	三
俊頼口傳	九		
掌中假字便覽	二〇・二五	【セ之部】	
稱名野釋	三	正俗初心かなつかひ	二
初心假名遣	六	清園雙	二六
		道通院	四
		道通院假名遣	一四・一四二
		道通院の假名遣	一六・四〇・二四・一四
		小學校令施行規則	二六
		小學校令の改正	二六
		紹巴	三
		關根正直	二七
		席話抄	九
		世尊寺行能卿	二七
		雪中更登	二六
		仙覺本	二〇
		仙源抄	二五・二六・二七・二八・二九
		千歲抄	二六・二六
		【リ之部】	
		僧契沖	二五
		曾我祐準	二五
		増補古言梯	一八・一八
		増補古言梯標注	一八・一八
		増正誤假字遣	一九
		増補標注古言梯	一八・一七・一八
		【夕之部】	
		第二號表	一六・一六・一六・一六・一六

對類書便假字仰覽
字音濁音假名遣

隆量卿假名遣

高崎正風

高尙

高橋殘夢

高橋龍雄

高橋義雄

高井蘭山

濁語考

武田祐吉

竹友藻風

橘成員

橘千蔭

橘保春

太津可豆衛

手束杖

田中延香

平常緣

たひらのとよ武

平春海

靈の宿

玉の小琴

田安宗武

大爲爾の歌
丹抄かなつかひ

【子之部】

親行

地藏十論經元慶點

持明院家傳書

持明院家傳書第三

持明院假名遣

持明院基輔

長音符

長慶天皇

珍範

【ツ之部】

通妨抄

通例全書

辻敬之

九折假名遣

綴字改良運動

土田杏村

坪内雄藏

鶴峯戊申

徒然草の野槌

【テ之部】

定家

定家假名遣

定家假名遣の著者

定家假名遣の傳流

定家卿

定家・行阿の假名遣

定家卿假名遣少々

定家卿口傳

定家のかなつかひ

帝國教育會

微山

手爾葉遠

寺田長興

【卜之部】

東言京言

二五

動詞形容詞の語尾變化の假名遣

二五

徳富猪一郎

二五

豊田八十代

二五

【ナ之部】

中上川彦次郎

二五

那珂通世

二五

魚彦

一七・二八・二九・三〇・三一

直方

二五

成員

一三・二四・二六・二七

成員の弟保春

二六

成俊

一五・二六・二七・二八

難語本義考

二五

【ニ之部】

西三條實條

二六

西德次郎

二六

西村遠里

二六

二人丸鈔

二六

二人丸秘抄

二六・二七

丹羽雄九郎

二五

日本歌學史

二五

日本古典全集

二五

日本文學論纂

二五

【ノ之部】

能書假名遣

二〇

宣長

一六・二七・三八

【ハ之部】

背面先生

一六・二七

芳賀矢一

二五・二六

萩野由之

二五

橋本稻彦

一六・二七

橋本進吉

二五・二六

波多野承五郎

二五

服部閑笑

二五

林鷲峰

二五

林麴臣

二五

林道春

二五

林春信

二五

春海

二五

半濁音

二五

反紐闕席

二〇

伴直方

二〇

【ヒ之部】

東久世通禧

二五

久松潜一

一五・二六・二七

肥田瀨五郎

二五

人丸秘抄

一六・二七・二八・二九

鍛川上

二五

日野資綱

二五

平田篤胤

二五

【フ之部】

福羽美靜

二五

扶桑切韻

二五

富士谷成章

一六・二七

富士谷御杖

二五

再び文部省の假名遣案を論ず

二五

再び文部省の假名遣改定案に抗議す

二五

藤の舎千尋

二五

藤原資重

二五

藤原親忠

二五

藤原長親 二七・三
藤原の定家卿 二四
藤原昌敷 二六
藤原基輔 二〇
藤原基俊 六九・四
藤原良基 四
藤村作 三六
藤井高尙 二四
藤岡綱平 二七
藤岡好古 二五
佛足石歌 一九
文章かなつかひ 二〇

【木之部】

棒引假名遣 二〇・三六・二六
保科孝一 一六・三八・三〇

三三・三四・四三・四四・四五

細川幽齋 九
牡丹花宵柏 七
穂積以貫 二四
堀秀成 二八・三三

【マ之部】

索引

牧野伸顯 二六
眞木の觸手 二七
檜山榮次 二七
正宗白鳥 四九
松平正直 二五
松村茂助 二五
松本金壽 三九
松山常次郎 三二
松尾捨次郎 三六
眞淵 一八・三三・三九
丸山作樂 二五
丸山正彦 二七
萬葉假名遣 一四・一五
萬葉集書志 二〇
萬葉集代匠記 二〇・二二・二五
萬葉集代匠記總釋 二〇・二五・二六・二五

【ミ之部】

三浦周行 二七
三上參次 二七
通勝 二四
水溪居秀 二四
光行 二五

源岩垣 二〇
源順 八・四六
源順集 四七
源爲憲 四八
源親行 一八・二六・三三
源知行 三
源躬弦 一九
源義行 三
美濃部達古 三三・三四・三五
明魏 三三・三四・三七
名義考 三九
明魏法師 二七・二五・二六・二七・二六
三宅雄次郎 二五
三宅米吉 二六
岷江人楚 三四

【ム之部】

夢老 七
村田春海 二七・四八・二八・
一〇・二二・三三
武藏野女子學院國語國文學部 三四

【メ之部】

九